

平成19年 第3回

南会津町議会定例会 会議録

南会津町議会

平成19年第3回南会津町議会定例会 第1日

議事日程（第1号）

平成19年9月21日（金曜）午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

日程第 4 報告第4号から議案第81号まで一括上程

（提案理由の説明）

日程第 5 請願・陳情の委員会付託

平成19年請願第 9号 「地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の抜本的改善を求める意見書」を国に提出することを求める請願書

平成19年請願第10号 後期高齢者医療制度に関する請願

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（22名）

1番	湯田 哲	議員	2番	渡部 俊夫	議員
3番	高野 精一	議員	4番	馬場 信作	議員
5番	山内 政	議員	6番	渡部 優	議員
7番	星 光久	議員	8番	楠 正次	議員
9番	大宅 宗吉	議員	10番	渡部 忠雄	議員
11番	湯田 秀春	議員	12番	星 登志一	議員
13番	星 和男	議員	14番	平野 昌盛	議員
15番	阿久津 梅夫	議員	16番	渡部 東	議員
17番	芳賀沼 順一	議員	18番	菅 家幸弘	議員
19番	大竹 幸一	議員	20番	児山 寿明	議員

21番 五十嵐 司 議員

22番 渡部 康吉 議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

湯田 芳博	町 長	杉浦 孝幸	副 町 長
横山 恒廣	教 育 長	湯田 タマイ	会 計 室 長
穴戸 英樹	直轄政策室長	渡部 俊夫	総 務 課 長
星 廣政	企画観光課長	星 光幸	税 務 課 長
大竹 政義	住民生活課長	室井 裕	健康福祉課長
舟木 平蔵	建 設 課 長	児山 忠男	環境水道課長
森 秀一	農 林 課 長	渡部 文政	農業委員会 事 務 局 長
長沼 芳樹	学校教育課長	酒井 直伸	生涯学習課長
星 安晴	舘岩総合支所長	横山 孝夫	伊南総合支所長
五十嵐 竹則	南郷総合支所長	室井 良一	代表監査委員

事務局職員出席者

澤田 洋一	事 務 局 長	馬場 秀成	事務局長補佐
-------	---------	-------	--------

開会 午前 9時59分

◎開会の宣告

○渡部康吉議長 おはようございます。本日はご苦労さまです。

ただいまの出席議員は22名であります。

ただいまから、平成19年第3回南会津町議会定例会を開会いたします。

大変暑いので、上衣の脱衣を許可いたします。

_____ ◇ _____

◎開議の宣告

○渡部康吉議長 これより本日の会議を開きます。

_____ ◇ _____

◎議事日程の報告

○渡部康吉議長 本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。

_____ ◇ _____

◎会議録署名議員の指名

○渡部康吉議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、5番、山内政君、15番、阿久津梅夫君を指名いたします。

_____ ◇ _____

◎会期の決定

○渡部康吉議長 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

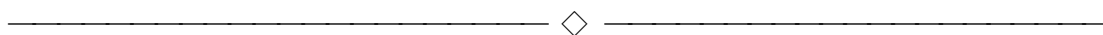
本定例会の会期は、本日から10月1日までの11日間として、明22日から25日まで及び29日

から30日までの6日間を休会とし、お手元にご配付の審議予定表のとおりといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から10月1日までの11日間とし、明22日から25日まで及び29日から30日までの6日間を休会とすることに決しました。



◎諸報告

○渡部康吉議長 次に、日程第3、諸報告を行います。

初めに、議長報告を行います。

平成19年第2回南会津町議会定例会以後の議会活動状況、議員派遣の結果報告及び総務委員会、産業建設委員会並びに文教厚生委員会の所管事務調査報告書は、お手元にご配付のとおりであります。報告の詳細については、配付してあります文書によってご了承願います。

次に、去る7月18日に開催されました平成19年第1回田島下郷町衛生組合議会臨時会及び平成19年第2回西部環境衛生組合議会臨時会、去る8月28日に開催されました平成19年第2回田島下郷町衛生組合議会定例会、翌8月29日に開催されました平成19年第2回南会津地方広域市町村圏組合議会定例会、翌8月30日に開催されました平成19年第3回西部環境衛生組合議会定例会に関係議員が出席し、慎重審議の結果、全議案について原案のとおり認定及び可決されました。その概要は、お手元にご配付のとおりであります。報告の詳細は配付してあります文書によってご了承願います。

次に、平成19年9月までの例月出納検査の結果について監査委員より報告書が提出されております。事務局に保管されておりますので、ご了承願います。

次に、本町関係法人に係る平成18年度の経営状況を説明する資料について、次の法人の資料が町長より提出されております。南会津地方土地開発公社、会津高原夢開発株式会社、財団法人田島振興公社、会津高原リゾート株式会社、会津高原フレンドリーカントリークラブ株式会社、財団法人たていわ農業公社、会津高原たていわ農産有限会社、医療法人社団仁嘉会、株式会社I N A、株式会社さゆりの里、以上10法人に係る説明資料は事務局に保管されておりますので、ご了承願います。

議長からは以上であります。

次に、町長報告を行います。

平成19年第2回南会津町議会定例会以後の一般行政報告書は、お手元にご配付のとおりであります。報告の詳細については配付してあります文書によってご了承願います。

なお、報告書に記載以外の事項について町長より報告があります。

町長。

○湯田芳博町長 平成19年第3回南会津町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多忙のところご参集を賜りましてまことにありがとうございます。

開会に当たり、台風9号による被害状況及び舘岩統合小学校建築工事について、取り急ぎご報告申し上げます。

初めに、台風9号による被害の状況について報告をいたします。

台風9号の対応につきましては、去る9月6日の午後6時15分に当地方を含む県内全域に大雨洪水警報が発表されました。このことを受け、直ちに本町関係各課各総合支所に警戒配備態勢をとり、災害時の速報体制と応急復旧に万全を期したところであります。

6日夜遅くから7日明け方までに、田島地域を中心として舘岩、伊南地域にも豪雨や強風が吹き荒れ、阿賀川の水防田島観測所で総降雨量155ミリを観測いたしました。7日の午前3時から7時までのピーク時には、阿賀川と伊南川の警戒水位が一部で越えたため、消防団員約200名、町職員50名、ほか地元住民による水防活動が実施されました。また、災害協定を締結しております南会津町建設協議会から協力を得て、重機等で応急復旧活動の支援をいただいたところであります。

この台風による現在の被害状況であります、農業用パイプハウスが強風で倒壊等により26棟に被害が発生しております。

次に、町道及び河川の被害状況であります、田島地域、舘岩地域、伊南地域において路肩の一部決壊や河川の土砂堆積等により23カ所で約2,100万円の被害が発生したほか、林道においては、田島地域、伊南地域において19路線で路肩の一部が決壊するなど約4,330万円の被害が発生をいたしました。

また、農地、農業用施設の被害状況であります、田島地域、伊南地域において田の畦畔決壊等で8カ所、約650万円の被害が発生しております。

今回の台風により、被害総額は約7,080万円となっております、このたびの台風9号の応急復旧につきましては、住民の生活に影響が出ないよう万全の体制で対応してまいりたいと、

このように考えております。

次に、平成18年8月10日、第3回南会津町議会臨時会において可決いただきました館岩統合小学校建設工事について、本日までの経過をご報告申し上げます。

本工事につきましては、南会西部建設コーポレーション・館岩工務所・館岩建設特定建設工事共同企業体と請負契約を締結し工事を進めてまいりましたが、外部及び内部木造工事が林野庁の平成19年度林業木材産業等振興施設整備事業による補助が該当することから、平成18年12月22日、第3回南会津町議会定例会において、外部及び内部木造工事分の減額について工事請負契約の一部変更の承認をいただきました。

本年度に入りまして、この林野庁の交付金の採択内示がおくれたことにより、南会津町工事請負契約約款第20条の規定に基づき、平成19年6月1日より工事の一時中止をしているところであります。さらに、当該工事は工期が19年9月28日となっていたため、昨日、その工期を平成20年3月17日まで延長したところであります。

一方、特定建設工事共同企業体の1社であります株式会社南会西部建設コーポレーションが、平成19年9月10日、東京地方裁判所に民事再生法の適用を申請し、同裁判所は9月14日までに再生手続の開始を決定され、このことにより同社は再生計画を作成し、約5カ月後に開かれる債権者集会でその認否を諮る予定と聞いております。

なお、代理人の弁護士から、現在進行中の工事等を中断することなく継続しながら事業の再建を進める内容の文書が届いておりますので、今後につきましては特定建設工事共同企業体を構成している他の2社と話し合いながら、完成時期がおくれることのないよう進捗状況を把握して対応いたしますので、ご理解をお願いいたします。

以上、ご報告を終わります。

○渡部康吉議長 続いて、教育長より報告があります。

教育長。

○横山恒廣教育長 議員の皆様方には新聞等の報道で既にご存じのことと思いますが、町立の中学校において不審火事件が発生しましたので、その概要と今後の対応等についてご報告させていただきます。

9月10日午後1時10分ごろ、町立檜沢中学校の3階被服室でスチール製ロッカー内から火が出ているのを生徒が発見し教職員に連絡しました。教職員がすぐに消火器で消し止めましたが、付近に火の気のないことから、学校では不審火として南会津広域消防署及び南会津警察署に通報いたしました。

警察署等の現場検証の結果、ロッカー内では生徒のノートやふきんなどが燃えておりましたが、具体的な出火原因は発見できず、所見としてマッチ、ライターなどによるつけ火が疑われるとのことでありました。なお、被服室は当時使用しておらず、ドアは通常あけ放しでありますので、出入りは自由でした。

このことから、学校では同日午後４時20分から全校集会を開催し、生徒への火災の現状と今後の対応について説明をいたしました。また、同日午後７時から臨時のＰＴＡ役員会を開催し、現場の確認と保護者全体会の持ち方の協議をしております。

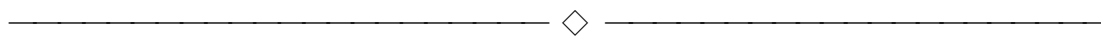
翌11日には、生徒全員の自己申告により事情聴取を行い、職員会議により全職員で情報の共有と分析を行いました。引き続き、午後６時30分から臨時の保護者会を開催しましたが、出席保護者は46名、欠席２名でありました。

保護者会では、校長が保護者に対してご心配とご迷惑をおかけしたことのおわび、事故の概要と今後の対応を説明し、関係機関とも連絡して事実関係の把握に努めることとし、理解を求めました。特に、生徒の心の動揺を沈め、一日も早く生徒が安心して学校生活を送れるように、心のケアと緊急の対策、長期的な対策を講じて再発防止に努めることとしております。

なお、当該校を初め町内の小・中学校へは生徒指導の充実と学校事故等の防止について、これまで以上に適切な対応と具体策を講じるよう指示をいたしましたので、ご理解をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○渡部康吉議長　以上で諸報告を終わります。



◎報告第４号から議案第８１号まで一括上程、説明

○渡部康吉議長　次に、日程第４、報告第４号から議案第81号までを一括上程いたします。

提出者の町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○湯田芳博町長　平成19年第３回南会津町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多忙のところご参集を賜り、まことにありがとうございます。

今期定例会に提出をいたしました各議案の提案理由の説明を申し上げますので、よろしくご

審議を賜り、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

初めに、報告第4号 専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において規定されている事項について専決処分したため、同条第2項の規定により報告するものであります。

それでは、専決第13号 損害賠償の額の決定並びに和解についてであります。

本件は、平成18年11月28日、会津若松市天神町地内において庁用自動車が走行中、相手車両と衝突し、双方車両に損害が生じたものであります。過失割合を町30%、相手方70%として、相手方に賠償額4万6,047円を支払うことで合意しましたので、損害賠償の額の決定並びに和解について専決処分したものであります。

次に、専決第14号 和解についてであります。

本案は、平成18年12月8日、南会津町永田地内において庁用自動車が走行中、交差点付近で相手車両と衝突し、過失割合を町10%、相手方90%とし、相手方が修理代を請求しないことで放棄し、相手方が町に対して4万9,802円を支払うことで合意しましたので、和解について専決処分をしたものであります。

なお、専決処分数13号及び第14号についての案件については、さきの臨時会で報告すべきところでありましたが、事務手続上遅くなりましたことにつきましてはおわびを申し上げたいと思います。

次に、議案第66号 南会津町高清水自然公園条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、現行では公園内の管理とキャンプ場及び施設の管理において管理人を雇用して管理し、また、ひめさゆり群生地については、株式会社さゆりの里に入場料金の徴収業務、群生地内の監視業務について管理委託をしております。施設全体の管理で直営と委託との2形態による施設管理を行っているため、施設の維持管理においても効率が悪いことや、民間に一括して委託することにより、柔軟な対応による施設の有効活用を図る観点から、来年の4月より、高清水自然公園を指定管理者制度により管理をし、施設の一体管理と効率的な運営を実現するため所要の改正をするものです。

次に、議案第67号 町道路線の変更についてご説明申し上げます。

本案は、舘岩地域、松戸原地内の舘岩小学校への連絡道路であり、通学路としても利用されていますが、路線の一部が小学校の管理敷地として利用されることから、町道路線の延長を変更するものです。

次に、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、人権擁護のためご活躍をいただいております館岩地域人権擁護委員の星日出子氏及び星シズ子氏が任期満了により、平成19年12月31日をもって退任されるに当たり、その後任について町村合併による地域定数欠員1名の方について法務大臣より推薦の要請がありました。

これを受けて検討してまいりました結果、人物、識見ともすぐれ、教育関係を初め広く社会に精通しておられる木下武司氏を人権擁護委員として適任と認め、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

なお、任期は平成20年1月から3年間となる予定であります。

次に、報告第5号 平成18年度中における主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告についてご説明申し上げます。

本件につきましては、次の議案以下の各会計の決算を認定に付するための説明書として、平成18年度決算概要及び事務報告をご配付申し上げておりますので、決算とあわせてごらんくださいようお願いを申し上げましてご報告とさせていただきます。

なお、次の議案第68号から第75号までの各会計決算認定に係る議案の提案理由の説明に当たりましては、決算額等の金額につきまして千円単位でご説明申し上げますので、ご了承をお願いいたします。

議案第68号 平成18年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

平成18年度予算は、新制南会津町が順調なスタートを切ることを第一に、地域格差のない総合的な発展と統合をテーマとした分散するすべての努力と英知を連結、連動した予算づくりを目標に取り組んだところであります。

また、地域の喚起へ向けたさまざまな取り組みを行うべく、合併協定書、新町まちづくり計画及び合併協定内容を指針として魅力あるまちづくりを図るため、各施策の着実な推進と各事務事業の適正な水準の確保に努めること、そして厳しい財政状況を十分認識し、限られた財源の重点的かつ優先的な配分に努めることを基本に予算編成を行いました。

本年度は、6月下旬までの3カ月間に執行を必要とする経費について暫定予算を調製した後、6月定例議会において新町長により本予算へ組み替えし、これによる一般会計当初予算総額は134億1,400万円で、前年度旧4町村合算額に比較して5.8%の増となりますが、これは旧町村でのスキー場特別会計、観光施設特別会計を一般会計に組み入れたことによるもので、この要

因を除くと予算総額は0.5%の増とほぼ同規模でありました。

平成18年度一般会計の最終予算規模は、5回の補正と前年度繰越明許費を加えて137億6,884万7,000円となりました。決算規模においては、歳入総額で135億8,694万8,000円、歳出総額は132億5,582万2,000円で、歳入から歳出を差し引いた形式収支が3億3,112万6,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源1,113万7,000円を除いた実質収入額は3億1,998万9,000円で、対前年度48.6%の増となりました。

また、前年度実質収支との差額である単年度収支は1億460万8,000円の黒字で、これに基金積み立て及び取り崩し額を増減した実質単年度収支も7,278万円の黒字となり、前年度決算に比較して大きく改善をいたしました。

普通会計における主な財源指標の状況では、経常的経費については全体の69.4%を占め、この結果、経常収支比率は95.8%と非常に高い水準にあります。

公債費関係の指標では、実質公債費比率で18.5%と前年度より1.4ポイント上昇し、起債許可基準の18%を超えたため、今年度より許可団体となりました。今後は、公債費負担の適正化に向けた喫緊の対策が必要であると考えております。

歳入面では、町税が固定資産税などの評価替えの影響により、対前年度比3,115万円、2%の減となり、繰入金では財政調整基金などの積立金取り崩しで13億8,010万円減少したのを初め、指定管理者制度の導入等により使用料が3,911万8,000円の減、県支出金が災害復旧事業費補助金等の減により1,126万1,000円の減となりました。

一方、地方債が基金積み立てのための合併特例債等により6億4,420万円、国庫支出金が統合小学校建設補助金等により8,979万6,000円、また所得譲与税の増により地方譲与税が6,144万2,000円それぞれ増加となりました。

歳出では、特別会計への繰出金が合計で5億8,504万6,000円減少し、災害復旧費の減により1億8,311万5,000円、また主に除雪経費分の減少により、土木費のうち維持補修費が1億3,105万9,000円、さらに各費目の物件費計で2億4,407万8,000円、それぞれ減少となったことが主な特徴点であります。

合併後においても、本町の財政を取り巻く環境は依然として厳しく、中でも一般会計歳入の約半分を占める普通交付税が前年度決算を下回っており、一方、歳出では義務的経費である人件費、公債費が歳出の約4割を占めるなどにより経常収支比率が押し上げられ財政硬直化の要因となっております。

次に、議案第69号 平成18年度南会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

てご説明申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額21億871万5,000円となり、対前年度比2.8%の減、歳出総額19億8,280万7,000円で、対前年度比4.7%の減となりまして、歳入歳出差し引き額1億2,590万8,000円を翌年度へ繰り越すことになりました。

当該年度の医療費は、一般被保険者分が対前年度比0.9%、813万3,000円、退職被保険者分で2.4%、816万5,000円とそれぞれ減少いたしました。

一方、保険税は対前年度決算額で1.7%、841万3,000円の減額となりました。

次に、議案第70号 平成18年度南会津町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額23億1,015万2,000円、歳出総額23億960万2,000円で、歳入歳出差し引き額55万円を翌年度へ繰り越すことになりました。高齢者がますます伸展する中でありますが、受給対象者が75歳に引き上げられたことから、受給者総数は前年度同様に減少したところであります。それに伴い、医療費全体で対前年度比4.2%、9,453万7,000円の減となりました。

次に、議案第71号 平成18年度南会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額13億6,126万6,000円、歳出総額13億4,843万8,000円で、歳入から歳出を差し引いた形式収支が1,282万8,000円で、この額から翌年度に繰り越すべき財源99万2,000円を差し引いた実質収支額は1,183万6,000円となりました。本年度より地域包括支援センターを設置し地域支援事業における介護予防事業がスタートするなどにより、歳出決算額では前年度に比較して6%の増となりました。

なお、第1号被保険者の保険料の収納状況は、前年度比で10.6%、1,880万8,000円の増となりました。

次に、議案第72号 平成18年度南会津町農林業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額1億8,244万1,000円、歳出総額1億7,982万8,000円で、歳入歳出差し引き額261万3,000円を翌年度へ繰り越すことになりました。本会計は田島地域で針生及び田部地区、館岩地域、伊南地域での農業集落排水施設及び南郷地域の林業集落排水施設並びに館岩地域の簡易排水施設の維持管理運営費で、施設の利用世帯は農業集落排水施設で930世帯、林業集落排水施設で16世帯、簡易排水施設で11世帯となっております。

次に、議案第73号 平成18年度南会津町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

本会計は、田島地域の公共下水道事業及び南郷地域の特定環境保全公共下水道事業の適正な維持管理に努めるとともに、管渠埋設工事により整備済み面積が、田島地域が約106ヘクタール、南郷地域が約93ヘクタールで、全体で約199ヘクタールとなりました。また、供用開始区域内における公共下水道接続世帯数は956世帯、特定環境保全公共下水道接続世帯数は522世帯となりました。

その結果、決算では歳入総額 5 億8,352万2,000円、歳出総額 5 億8,061万2,000円で、歳入歳出差し引き額291万円を翌年度へ繰り越すことになりました。

次に、議案第74号 平成18年度南会津町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

平成18年度における主な事業は、栗生沢簡易水道の水源調査と変更認可設計委託、長野簡易水道の配水管布設事業、南郷簡易水道統合整備の基本計画作成等の委託を実施したほか、各簡易水道の維持管理に努め、給水の安定供給を図りました。

決算額は、歳入総額 4 億7,098万1,000円、歳出総額 4 億6,015万3,000円となり、歳入から歳出を差し引いた形式収支が1,082万8,000円で、この額から翌年度に繰り越すべき財源124万円を差し引いた実質収支額は958万8,000円となりました。

次に、議案第75号 平成18年度南会津町水道事業会計決算の認定についてご説明申し上げます。

平成18年度における主な事業は、田島ダムを水源とする拡張継続事業としての配水管布設替工事、公共下水道事業や区画整理事業に関連した給排水管布設替工事などを実施いたしました。

また、経営面においては水道使用料の減収に伴い、損益計算書で当年度純利益は464万円の減となりました。これにより収益的収支では、収入が 1 億6,916万6,000円、支出で 1 億6,787万2,000円となりました。また、資本的収支は、収入で3,572万4,000円、支出が9,331万8,000円となり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5,759万3,000円につきましては、損益勘定留保資金、減債積立金、過年度分消費税、資本的収支調整額により補てんをし決算をいたしました。

次に、議案第76号 平成19年度南会津町一般会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ 3 億 9,314 万 7,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 129 億 8,718 万 4,000 円とするものであります。

主な補正の要因といたしましては、普通交付税や繰越金等の決定のほか、今年度各種事務事業費の変更や年度後半新たに必要となる見込みの経費の補正などであります。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

第 8 款自動車取得税交付金は 4,000 万円の減額、第 9 款地方特例交付金は 711 万 3,000 円の減額で、それぞれ交付決定による補正であります。

第 10 款地方交付税は、普通交付税の決定により 1 億 8,682 万 1,000 円の追加補正であります。本年度の普通交付税の決定額は 58 億 3,082 万 1,000 円で、対前年度比 0.5%、2,671 万 6,000 円の減少となりました。また、普通交付税に臨時財政対策債を加えた額の前年度との比較では 1.1%、7,181 万 6,000 円の減となりました。

第 12 款分担金及び負担金は、土地改良事業受益者負担金及び私立保育料で 91 万 3,000 円の追加補正であります。

第 13 款使用料及び手数料は、公立保育料 1,287 万 7,000 円の減額であります。

第 14 款国庫支出金は、過年度精算負担金の追加や市町村合併推進体制整備費補助金の減額等で 2,140 万 3,000 円の減額であります。

第 15 款県支出金は、過年度精算負担金の追加、公共施設管理者負担金、光ファイバー通信基盤整備促進事業補助金等の減額のほか、障害者自立支援対策臨時特例基金事業補助金、森林環境交付金やうつくしま夢パレット事業補助金の計上等が主なもので、372 万 1,000 円の減額であります。

第 16 款財産収入は、株式配当金で 210 万円の追加であります。

第 17 款寄附金は、伊南振興公社解散に伴う寄附金等で 4,357 万 4,000 円の計上であります。

第 18 款繰入金は、老人保健特別会計過年度清算金繰り入れで 2,811 万 3,000 円の追加であります。

第 19 款繰越金は、平成 18 年度決算に基づく 2 億 6,998 万 8,000 円の追加であります。

第 20 款諸収入は 905 万 2,000 円の追加で、その主なものは緑資源機構分収造林受託事業収入や、光ケーブル移転補償金収入の計上のほか、地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定等事業補助金の減額であります。

第 21 款町債は事業の確定見込みによるもので、過疎対策事業債、合併特例債の追加や臨時財政対策債の計上等の補正で 6,230 万円の減額であります。

それでは、続いて歳出について主なものをご説明申し上げます。

第2款総務費は、南会津地方広域市町村圏組合負担金、財政調整基金への決算剰余積み立て、山村力誘発モデル事業補助金、高度情報化推進費等の補正で2億1,856万円の追加であります。

第3款民生費は3,678万7,000円の追加で、障害者小規模作業所運営費補助金の減額のほか、障害者自立支援システム改修委託料、介護保険特別会計繰出金や伊南保育所屋上修繕工事請負費の追加などであります。

第4款衛生費は、環境衛生事務費で50万円の計上であります。

第6款農林水産業費は2,424万3,000円の追加で、バイオマス利活用事業、集落維持発展支援事業補助金、里山再生事業の計上を初め、緑資源機構造林事業委託料の計上、森林居住環境整備事業費の組み替えなどが主なものであります。

第7款商工費は、祇園会館用地購入費で、土地開発基金買い戻し分としての追加等で1億889万6,000円を計上するものであります。

第8款土木費は、地方道路交付金事業、土地区画整理事業の確定見込みによる組み替え補正、下水道事業特別会計繰出金の減額の計上等で788万2,000円の減額であります。

第9款消防費は151万1,000円の追加で、南会津地方広域市町村圏組合負担金の減額や、福島県市町村総合事務組合負担金等の追加であります。

第10款教育費は、館岩統合小学校建設事業に係る学校管理用備品購入費やうつくしま夢パレット事業補助金の計上、スポーツ大会等出場補助金の追加等が主な補正で、609万1,000円の追加であります。

第14款予備費は、歳入との関連で444万1,000円を追加するものであります。

なお、地方債の変更は第2表地方債補正のとおりであります。

以上、一般会計補正予算のご説明を申し上げます。

次に、議案第77号 平成19年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1,385万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ22億2,029万7,000円とするものであります。

その内容は、歳入で国庫からの療養給付に対する過年度分清算金の計上を初め、前年度決算により繰越金をそれぞれ追加計上をいたしまして、歳出では医療費適正化特別対策事業費等の追加のほか、退職者医療療養給付費交付金過年度精算返還金並びに予備費へ計上するものであります。

次に、議案第78号 平成19年度南会津町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ3,651万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ20億9,751万5,000円とするものであります。

その内容は、歳入において医療費に係る国庫負担金及び県負担金の過年度精算金収入及び前年度決算により繰越金をそれぞれ追加計上いたしまして、歳出では医療費に係る支払い基金交付金及び町負担金の過年度精算返還金を計上いたしました。

次に、議案第79号 平成19年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1,904万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ14億394万4,000円とするものであります。

その主な内容は、歳入では介護保険料の補正のほか、介護給付費に対する国・県・町の各負担金、支払い基金交付金及び基金繰入金の追加、事務費等に対する一般会計繰入金及び繰越金の追加でありまして、歳出では、南会津地方広域市町村圏組合負担金の計上のほか、介護給付費準備基金積立金、給付費に対する国・県負担金の過年度精算返還金の計上であります。

次に、議案第80号 平成19年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入で繰越金等を追加する一方、事業の確定見込みによる国・県補助金や一般会計繰入金を減額し、歳出で維持管理費を追加計上するほか、事業費の組み替え等の補正をするもので、歳入歳出それぞれ2,473万8,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,446万2,000円とするものであります。

なお、地方債の変更は第2表地方債補正のとおりであります。

次に、議案第81号 平成19年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ276万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,172万5,000円とするものであります。

その主な内容は、歳入で繰越金等を追加する一方、事業の確定見込みによる国庫補助金の減額や一般会計繰入金を減額し、歳出で維持管理費を追加計上するほか、事業費等の補正をするものです。

なお、地方債の変更は、第2表地方債補正のとおりであります。

以上、本定例会に提案をいたしました議案16件、報告2件、諮問1件につきましてご説明を申し上げましたので、よろしくご審議を賜りまして議決をくださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○渡部康吉議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

それでは、ここで議案第68号から議案第75号までの、平成18年度南会津町一般会計及び特別会計並びに事業会計に係る歳入歳出決算について、代表監査委員に決算審査結果の報告を求めます。

室井良一代表監査委員。

○室井良一代表監査委員 監査委員の室井良一でございます。

平成18年度南会津町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況、平成18年度南会津町水道事業会計決算、その他附属書類の審査結果についてご報告申し上げます。

まず、決算審査は、平成19年7月17日から8月3日までの実質11日間にわたり、平野昌盛監査委員とともに実施いたしました。

審査の方法は、町長より提出されました平成18年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに各基金の運用状況調書、水道事業決算報告書について、関係諸帳簿及び証拠書類等と照合しました。計数の確認とあわせて関係職員より説明を聴取し、決算の正否及び予算の執行状況について審査を行ったところがあります。

その結果、審査に付された各会計決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに各基金の運用状況調書、水道事業決算報告書等については、いずれも関係法令に準拠して作成され、その計数は誤りのないものであります。

予算の執行及び財政運営状況はおおむね適正なものと認められましたので、ここにご報告申し上げます。

まず、決算状況についてであります。一般会計の決算状況は歳入決算額135億8,694万8,167円、歳出決算額132億5,582万2,309円、歳入歳出差し引き額は3億3,112万5,858円となり、翌年度へ繰り越すべき財源1,113万7,000円を差し引いた実質収支は3億1,998万8,858円となっています。

特別会計の決算状況は、歳入決算額70億1,707万9,278円、歳出決算額68億6,144万812円で、翌年度へ繰り越すべき財源223万2,000円を差し引いた実質収支は1億5,340万6,466円となっております。

前年度に比較してみますと、経常収支比率95.8%、前年度98.6%で前年度比2.8%減少しました。また、実質公債費比率は18.5%、前年度17.1%となり、前年度比1.4%増加し、18%を超えたため起債許可団体となりました。

次に、町税等収入未済額についてであります。自主財源である町税等の収入未済額が依然として発生している状況にあります。各担当課において解消に向けて努力されていることは認められますが、徴収方法にばらつきが見られますので、各担当課を横断した連携による対策を図る必要があります。町民負担の公平性の確保と受益者負担の原則から、未納対策など収納率の向上に鋭意努力しなければなりません。

また、今後においては収入未済額の解消に向けて創意工夫を凝らし、滞納を未然に防ぐ防止策と不納欠損が発生しない対策を講じる必要があります。特に、支払い能力があるにもかかわらず義務を果たさない悪質滞納者に対しては、公平・公正を期するため断固とした態度で臨まれるようにしていただきたいと思います。

さらには、行政の信頼にもかかわる問題であることを十分留意され、収納率向上対策に格段の努力を望むものであります。

次に、公債費についてであります。一般会計の平成17年度末地方債残高は千円単位で申し上げますと、176億831万9,000円であり、平成18年度末では174億317万1,000円と2億514万8,000円減少しました。また、特別会計の平成17年度末地方債残高は76億9,591万9,000円であり、平成18年度末では740億182万9,000円と2億9,409万円減少しました。

一般会計、特別会計の合計は、平成17年度末地方債残高は253億423万8,000円であり、平成18年度末では248億500万円となり4億9,923万8,000円減少しましたが、実質公債費比率は先ほど申し上げましたように18.5%となり、前年度比1.4%増加して起債許可団体に陥りました。

4町村が合併して1年が過ぎました。合併の目的の一つにコスト削減があったと思います。コスト削減のために民間の手法を取り入れ、すべての起案書作成時に目的根拠、実施方法等の検討を行い、さらに数値目標を設定して書面に残し、中間で目標対実績の比較をして、目標達成が危ぶまれる場合は、目標達成のために対策を打ち出し、それを実践することで目標達成が可能になります。コスト削減に努力し、地方債残高及び実質公債費比率の減少に向けて努力し、早急に起債許可団体から脱却することを望むものであります。

次に、総合的なOA化の推進についてであります。行政改革の中で総合的なOA化の推進を図ることは人員の削減効果と削減による人員不足の補てんができるとともに、行政の効率化や住民サービスの向上が図られます。現在、各課で持っている情報を共有することによって行

政コストの削減も図ることができると思われますので、早急な整備を期待するものであります。

次に、平成18年度南会津町水道事業会計決算について審査意見書に沿って申し述べさせていただきます。

まず、収益についてであります。平成18年度の収益は464万835円のマイナスであります。一般会計からの補助金及び繰入金1,055万9,844円を除くと、実質1,520万679円のマイナスとなります。今後は、経費節減に努力され、収益計上することを期待いたします。

次に、収益的支出についてであります。予算額1億7,291万6,000円に対して、決算額は1億6,787万1,635円で504万4,365円の減でありました。事業費を1億6,689万6,520円から減価償却費5,821万6,835円、資産減耗費53万5,966円、過年度の損益修正損10万6,537円を差し引いた額は1億803万7,182円となっておりますので、この経費についてはさらなる節減に努められるよう期待いたします。

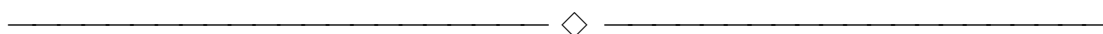
総合的なまとめとして、本町の財政状況は財政力指数や経常収支比率、実質公債費比率等の指数から見ると極めて憂慮すべき状況となっております。今後も、普通交付税と一般財源の減少、人口の減少により財政の見通しはますます厳しくなっており、行財政改革のさらなる推進が必要であります。限られた財源を効率・効果的に活用することを念頭に置き、町民の立場に立った安全で安心して暮らせる南会津町の実現に向けて努力されることを要望するものであります。

結びに、第1次南会津町振興計画に向けた夢と希望のある南会津町実現のために、各課は役割を認識し、数値目標をもって着実に目標達成に向かって努力されることを望むものであります。社会の急激な改革に乗り遅れることのないよう時代を先取りし、南会津町の大いなる躍進を願い決算審査の意見とし、監査報告といたします。

なお、個別の指摘事項、是正改善指示事項については、審査意見書に記載しておりますので、後ほどごらんいただくことで説明は割愛させていただきます。

よろしくお願いいたします。

○渡部康吉議長 以上で、監査委員の報告を終わります。



◎請願・陳情の委員会付託

○渡部康吉議長 次に、日程第5、請願・陳情の委員会付託を行います。

去る9月19日までに請願2件を受理しております。常任委員会の付託に先立ちまして、請願書に係る紹介議員の趣旨弁明を求めます。

それでは、平成19年請願第9号 地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の抜本的改善を求める意見書を国に提出することを求める請願書、平成19年請願第10号 後期高齢者医療制度に関する請願、以上2件について紹介議員の趣旨弁明を求めます。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 それでは、請願2件につきまして朗読をして説明させていただきます。

まず1件目は、地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の抜本的改善を求める意見書を国に提出することを求める請願書。

請願者の住所、氏名ですが、会津若松市城東町16の1、会津地方労働組合総連合議長湯田厚さんであります。

請願の理由であります。国民には健康で文化的な最低限度の生活を営む権利があり、働く際の労働条件は人たるに値する生活を営むための必要を満たすべきものでなければならないと定められております。働けば貧困にあえぐことなく生活ができて当然であり、これを保障する制度の一つが最低賃金法です。

現在の福島県の最低賃金は1時間618円ですが、この金額でも1日8時間、月22日働いても月収は10万8,768円にしかならず、まともな生活を支える水準ではありません。この水準の低さが働いても生活することができないワーキングプアを生み出す大きな要因となっていると指摘されています。また、低賃金の広がりや社会保障料未納者の増加や経済的自立ができずに結婚できない人の増加につながり、少子化を加速させるなど、社会基盤を危うくさせる原因となっています。

同時に、現在の最低賃金制度では地域間格差が広がることに歯どめをかけられない問題を含んでいます。国民生活の最低保障を支えるための整合性ある制度を構築するためにも、全国一律最低賃金制度の法制化が必要です。そして、それをもって中小企業の下請単価の底支えとし、地域経済の回復と持続的発展を図ることが重要です。第166通常国会には、最低賃金改正法案が提出されましたが、野党からは時給1,000円以上に全国一律制度の実現をの主張があり、与党からも先進国で最低水準の日本の最低賃金をどうするべきかと語られています。

以上を踏まえて、国に対し「地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の抜本的改善を求める意見書」を地方自治法第99条の趣旨により提出していただくことを請願いたします。

請願事項、国に対して以下の内容を含む地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の抜本的改善を求める意見書を提出すること。

1、地域別最低賃金の改定に当たっては、最低賃金法の規定に基づき健康で文化的な最低限の生活を支えるようにすること。

2、国民生活の最低保障の機軸となり、農林漁業、中小企業、地域経済の活性化に結びつく全国一律の新しい最低賃金制度を創設すること。

以上であります。

2つ目であります。後期高齢者医療制度に関する請願であります。

請願者は、会津医療生活協同組合理事長、渡部愛子さんであります。

住所は、会津若松市東千石1の2の13であります。

請願の趣旨は、貴職におかれましては、日ごろより住民の暮らしの向上を目指し、地方自治の発展にご尽力されていることに対し心より敬意を表します。

さて、来年4月に75歳以上の後期高齢者を対象にした後期高齢者医療制度が施行されます。実施に際し、広域連合被保険者にとって重要な保険料が確定する11月の広域連合議会まで2カ月余となりました。当事者にとっては介護保険料と合わせ月1万円を超える保険料の負担、保険料滞納者への保険証の取り上げと資格証明書の発行、75歳未満とは異なり、年齢による差別的で別立て診療報酬体系の導入計画など、この医療制度の概要が明らかになるにつれ、高齢者の方々から医療制度内容や運営に対する不安の声が高まっています。

私たちは、医療・福祉にかかわり制度の実務をとる団体として新たな後期高齢者医療制度が、その心身の特性や生活実態等を踏まえるという法制度の趣旨にのっとり、高齢者がいつでも、どこでも安心して医療が受けられる制度になることを願っています。

つきましては、その実施に当たって広域連合が後期高齢者の生命と健康を守り、人間としての尊厳を守り得る制度運営とするために、下記請願事項の実現を求めます。貴職におかれましては、請願事項を検討の上、広域連合に対して意見書を提出していただきますようお願い申し上げます。

請願事項、後期高齢者医療制度の開始に伴い、新たに保険料負担の発生する高齢者を初め、低所得者層の生活が困難に陥ることや、さらに保険料の納付困難、滞納に伴う資格証明書の発行によって生命の危険も憂慮されます。これらのことが起こらないように、貴議会におかれましては、福島県広域連合に対し意見書を提出していただくことであります。

この請願につきましては、11月の広域連合の議会に間に合うように、ひとつ今議会でもよろし

くお願い申し上げます。

また、先ほどの最低賃金につきましても、10月ごろに決定するというふうに聞いておりますので、ぜひ今議会でよろしくお願いを申し上げまして、趣旨説明といたします。

○渡部康吉議長 これより質疑に入ります。

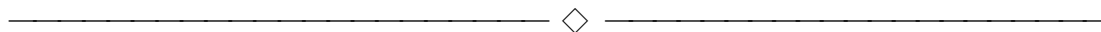
質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終結いたします。

以上で、請願2件に係る紹介議員の趣旨弁明を終わります。

それでは、お手元に配付の請願文書表のとおり、請願2件を会議規則第92条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託いたしますので、審査方よろしくお願いいたします。



◎散会の宣告

○渡部康吉議長 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

上衣の着衣をお願いします。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は9月25日午前10時より開議し、一般質問を行います。

本日は大変ご苦労さまでした。

散会 午前11時15分

平成19年第3回南会津町議会定例会 第2日

議事日程（第2号）

平成19年9月26日（水曜）午前10時開議

日程第1 一般質問

5番 山内 政 議員
21番 五十嵐 司 議員
4番 馬場 信作 議員
8番 楠 正次 議員
7番 星 光久 議員
2番 渡部 俊夫 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（22名）

1番	湯田 哲	議員	2番	渡部 俊夫	議員
3番	高野 精一	議員	4番	馬場 信作	議員
5番	山内 政	議員	6番	渡部 優	議員
7番	星 光久	議員	8番	楠 正次	議員
9番	大宅 宗吉	議員	10番	渡部 忠雄	議員
11番	湯田 秀春	議員	12番	星 登志一	議員
13番	星 和男	議員	14番	平野 昌盛	議員
15番	阿久津 梅夫	議員	16番	渡部 東	議員
17番	芳賀沼 順一	議員	18番	菅家 幸弘	議員
19番	大竹 幸一	議員	20番	児山 寿明	議員
21番	五十嵐 司	議員	22番	渡部 康吉	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

湯 田 芳 博	町 長	杉 浦 孝 幸	副 町 長
横 山 恒 廣	教 育 長	湯 田 タマイ	会 計 室 長
穴 戸 英 樹	直 轄 政 策 室 長	渡 部 俊 夫	総 務 課 長
星 廣 政	企 画 観 光 課 長	星 光 幸	税 務 課 長
大 竹 政 義	住 民 生 活 課 長	室 井 裕	健 康 福 祉 課 長
舟 木 平 蔵	建 設 課 長	児 山 忠 男	環 境 水 道 課 長
森 秀 一	農 林 課 長	渡 部 文 政	農 業 委 員 会 長 事 務 局 長
長 沼 芳 樹	学 校 教 育 課 長	酒 井 直 伸	生 涯 学 習 課 長
星 安 晴	舘 岩 総 合 支 所 長	横 山 孝 夫	伊 南 総 合 支 所 長
五十嵐 竹 則	南 郷 総 合 支 所 長		

事務局職員出席者

澤 田 洋 一	事 務 局 長	馬 場 秀 成	事 務 局 長 補 佐
---------	---------	---------	-------------

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○渡部康吉議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。

これより本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○渡部康吉議長 本日の議事日程はお手元にご配付のとおりであります。

————— ◇ —————

◎一般質問

○渡部康吉議長 日程第1、一般質問を行います。

順序に従いまして、順次発言を許します。

なお、質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書きの規定により、質問の回数が3回を超えることを許可し、同規則第56条の規定により、その発言時間を60分に制限することいたしますので、その趣旨は簡潔明確に質問されるよう、ご協力方よろしくお願いいたします。

————— ◇ —————

◇ 山 内 政 議 員

○渡部康吉議長 それでは、5番、山内政君の登壇を許します。

5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 おはようございます。

議席番号5番、山内政です。

質問通告に従い質問をいたします。質問は大きく分けて3点でございます。

まず第1点目は、林業行政の組織体制の充実についてであります。

6月定例会では、森林整備がもたらす自然環境の保全、そのことは地球温暖化対策にもなること、そして、森林で生産される木材の活用、さらに現場の後継者対策について伺いました。今回はそれを、指揮・監督及び指導する林業行政の組織体制について、今後、専門技術者、職員であります、採用するなどした将来を見据えた林政をどう考えておられるのか伺います。

また、町有林は、かつて先輩方々が苦労と努力を重ねて造林された財産であります。これらの管理、特に民有林との境界等は確実に明確になっているのか、担当職員は熟知しているのか伺います。

第2点目は、除雪従事者、今回質問いたしますのは除雪車のオペレーターの雇用対策であります。幸いにしてことしの冬は雪が少なくて、日常生活を送る上では大変助かりました。しかし一方で、除雪作業に携わる方々は、待機ということで賃金が支給されない状況でありました。待機中にも賃金の最低保障をしていかないと、オペレーターの確保が大変難しくなってきました。豪雪地帯、ことしも雪が降らないという保証はありません。生活道路の除雪が思うようにできない状況になったら、日常生活や物の運搬業務、そして救急業務など命が脅かされてしまうのであります。このオペレーターの存在は命を守る存在であると言っても過言ではありません。この最低保障についてどう対応をしていかれるのか伺います。

第3点目は、通学路の除雪と安全確保についてであります。冬期間の道路の除雪は、さきにも述べましたように命をつなぐ、欠くことのできない住民サービスであります。その中にあって、児童・生徒の通学路の除雪はとても重要であります。今回は、田島小・中学校の通学路及び田島第二小学校の通学路の除雪が、文教厚生委員会の学校訪問等で伺ったときに大変だと聞いております。田島第二小学校については、田島高校までの歩道につきましては除雪がされているようですが、そこから下郷方面に向かっていく歩道部分の除雪がなされていないということで、大変危険であると地域の方々から伺っております。通学路の安全確保について伺います。

以上であります。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 5番、山内政議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、林業行政の組織及び体制についての1点目ですが、近年においては木材価格の低迷や林業従事者の高齢化により、適正な森林の整備が、管理がなされておられません。しかしながら、最近においては、地球温暖化対策や輸入木材の減少など、森林を取り巻く環境が好転しつつあるようにも感じておるところであります。

このような中で、森林林業を南会津町の主要産業ととらえ、林業と木材産業が一体となった取り組みを現在真剣に進めているところでございます。今までは造林、伐採、製材とばらばらに活動していた各業者を町が仲介をし、森林組合や木材業者、製材業者、さらには建設業者などの連携、あるいはまた組織化を進め林野資源の活用促進に努力していきたい、このように考えております。このことを実効性の高いものとするために、それぞれの団体の自発性を喚起し、総合的な地域力となるよう、支援体制等を整える準備を積極的に進めたいと考えております。

また、専門技術者の配置でございますが、民間にはすばらしい技術をお持ちの専門技術者がたくさんおられますので、アウトソーシングという形で民間の技術を活用させていただきたい、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目、町有林の管理について。民有林との境界が明確にされているかとのおただしですが、山林の国土調査が進んでいる地域や入会林野整備事業が行われた地域と、それらが全く手つかずの地域では、管理上差異はございますが、基本的には町有林と民有林との境については明らかになっているもの、このように認識をしております。

また、担当職員が熟知しているかどうかとのおただしでございますが、行政担当職員は人事異動の中で1人が長く林業行政に携わることができない状況であり、すべての町有林について、現場での境界を熟知するまでには至っていないのが現状であります。今後においては、地域の山林を最もよく知っている林業関係者等との連携を図った上で、総合支援センターを拠点としながら、現場での境界把握を含め、町有林の適正な管理に当たっていききたい、このように考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

次に、除雪従事者の雇用にかかる最低保障についてであります。除雪事業は冬期間の通行や日常生活の確保を図る上で欠かすことのできないものであり、本町においても大変重要な事業であると認識をしております。また、円滑な除雪作業を実施する上では、熟練したオペレーターの確保は必要不可欠なものと考えております。

議員おただしの最低保障制度であります。昨年度のように降雪量が少ない年が続けば、こうした方々への最低保障についても検討せざるを得ないと考えますが、当町の厳しい財政状況や伊南地区と他地区との降雪量の差も大きいことなどを考えますと、最低保障の基準を何に置くかなどの問題点もあります。

したがいまして、除雪支援事業を行っている協力団体と連携を密にして、道路以外の除雪作業に従事できるよう仕組みづくりについても着手することとし、当面は実績払いでの方向で考えていきたいと、このように思っております。

次に、田島小及び田島第二小の通学路の除雪についてであります。例年、除雪路線については、通勤・通学の始まる午前7時までには終了することを目標に、各車両総力で実施しているところであります。おただしの田島小学校や田島第二小学校の通学路においても、歩道設置部については歩道専用除雪車の配備、歩道のない箇所については、状況を見極めながら排雪作業を実施するなど、児童・生徒の安全な通学路の確保に努めております。

また、今年度は町道後原寺前線において、コンクリートの車道と歩道との境界ブロックを撤去し、脱着可能な木製ガードポールの設置を図り、景観に対する配慮とあわせ除雪にも配慮した試みを実施するなど、冬期間の歩行空間確保につながる道づくりを進めているところであり、安全と効率性の確保により、一層の創意工夫をしてみたいと思います。どうぞご理解を賜りますようお願いをいたします。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項については担当課長に答弁させますので、よろしくをお願いをいたします。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 6月定例会、そして今回と、私は林政に対しまして非常に前向きな回答をいただいているというふうに思っております。

その中で、最初の質問の中で、各業者と町が連携をして組織化を図っていくんだという答えをいただきました。これに付随するわけなんです、いわゆるもうかる林政、林業ですね、その指導に当たっていただけるというふうに理解するわけです。その中で質問をいたしますが、旧4町村が集まって、実際、今林政担当の係長さんは、多分本庁に1人しかおられないのではないかとこのように思っております。各支所については、林政に取り組まれているというのはどういう形でやっておられるのか。それと、町の町有林管理規則にあります施業の一部を森林組合に委託してもいいんだという、その条項があるわけですが、その関係について実際なされているのか、この点についてお伺いをいたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

結論から申し上げますと、林政に対する十分な体制はなされていないと思います。ただ、私も林政係長持ってるんです各総合支所に聞いてみますと、実は林政担当専門一人もおらないと。県もつながってきてるんですね。そこで、今後、その体制を、議員おただしのようにもうかるようにする、つまりお金にかえられているんです。そのところをするには何らかの形で今の体制かなりちゃんとしなければだめです。そこで、以前も答弁しましたように各総合支所に、いわ

ゆる総合支援センターの一部をふやして、その中で、連携を非常に難しいと考える方々もいますが、私はこの連携なくして地域の力をつくることはできない、こう断言してもいいくらい強い気持ちで今、この連携に臨んでおる。

そんな中で、いわゆる職員が担当すべきなのか、それとも総合支援センターの中にこういう専門職を置くべきなのか、そのところはもう少し時間をいただきたいというふうに思っています。

そんな中で、いわゆる森林組合の立場というか役割、これをどうするのか等々現在、森林組合それぞれみんな職員が集まってきてございますが、その森林組合が、いわゆる、県あるいは町の発展事業の担い手になっています。つまり、自分から率先をして森林整備をしながら林産したい。こういう意欲のあるところがあるんですね。したがって、そこのところをみんながしながらその役割についても、今後前向きにということを考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 私は、町長のそのアウトソーシングということを非常に理解できます。その中で、例えば森林組合に長く従事していた人は、もしくは町の施業してきた人は町有林と民有林との境界等については非常に熟知しております。その方に仕事をしていただく、あるいは指導をしていただくと。非常に、それは姿としては見えます。そこに行政としての担当者が、行政職だからころころ変わるということはわかります。だけれども、やっぱり永遠に行政は続くわけでありますので、アウトソーシングをした中にも町と、要するに職員とその仕事を出したアウトソーシングをされた方との関係を、どういうふうにとらえるかというところとちょっとあれなんです、ある程度、例えば5年とかそのくらいのスパンでやっていただくというようなことを考えられないのかなということで、もう一度伺いたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

結論から申し上げます。5年というスパンがいいかどうかはわかりませんが、そういう長期的ないわゆる配置をするということは可能だところっております。

それで、現在、南郷地区だけが森林組合が稼働していないと、そういう実態がありますね。そういうときに、いわゆるじゃその実態をだれがつかんでいるのかというと、南郷地区が実は一番、町有林も含めて民有林の林業の今後の施業の計画のあり方についてもつかんでいない。そこで、当初予算に入れてしっかりとつかめということで役場にしました。しかし、これが、どうしても、これまでの職員が対応するのが、いわゆる技師と言われる人でなくて主事として

入ってきている人たちが技師、技術の仕事もしているということもありましたので、このところもう少しやっぱり技術者で対応すると、こういうことも必要だと思います。その中で長期の専門職として業務に当たってもらうということは可能だというふうに理解をしております。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 町長は先ほど、最初に話しされましたように、やはり林政そのものが余り目立たないといえますか、もうからないということで、職員もファイトを燃やして山に行くような状況でなかったということは私も理解できますし、そうであったろうと思います。確かにデスクワークと違いまして、これは山を駆けめぐる本当に肉体的な仕事であります。その重要性はこれから、先ほど話をされましたように、地球規模の温暖化対策ということで森林が見直されているときに、本当にこれからは生きがいを持ってその仕事に当たれるようなことになるのではないかというふうなことを考えまして、あえて林政の組織、特に専門職ということについてお話をしたわけですが、町長の話はわかりました。特に南郷地区につきましの林業につきましては、先輩職員の方が今努力をされるということを伺っておりますので、今後ともその推移を見守りたいというふうに思っております。

それから、先ほどちょっと話を申し上げた施業の一部森林組合に委託する件の答弁のことと、実際に森林組合にだけ任せて職員が現場に行っていないのではないかというふうに私感じるんですが、その辺のところ、町長おわかりにならなかったら課長さんでも結構なんですが、答弁をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず、その温暖化に関する件なんですが、実はこれは林野庁の方に直接出向いて、たまたま、たまたまといいますか、木材利用課長さんとアポをとりましてお会いをさせていただきました。そのときにCO₂削減をどうするかと、こういう問題は国を挙げて今対応しているのですが、私が今林政に対して考えているのは、大変大枠で抽象的であると。もう少し具体的にすべきだということで提案をしてきました。その提案は、言ってみれば、森林というのは非常に奥が広いですから、道路に近い沿線型の林産事業と森林事業を結びつけて、いわゆる森林整備したところからは、必ずどんな材料でも出そうと。私たちの暮らしの中に役立つようなものにしていくと。それで、今後はストックヤードを地域、合併前の旧4町村を一つの区切りとして、そこを拠点にしながら、ストックヤードをつくりながら森林整備イコール林産事業につなげてい

こうと、こういう提案をさせていただいたところでありますので、ここのところは森林組合だけで十分に賄えない。したがって、製材事業者さんや、いわゆる建設事業者さんの方の手も借りよう、あるいは参画していただこう、こういう体制を今しているところです。

そんな中で、ご存じのように森林組合の内容を見ますと、事務をとっている女性の人が1人、そのほか参事が1人、あるいはそこによくて担当の者が1人と、こういう体制が森林組合の実態です。そんな中で、議員がおっしゃるようないわゆる管理業務ができるのかということになると非常に難しい部分があるので、先ほど申し上げたように、森林組合も総合支援センターと連携をとりながら体制をつくっていききたいと、こういうことでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 農林課長。

○森 秀一農林課長 職員が現地に行っているかというおただしでございますが、それについてお答えをいたします。

事業発注、工事を発注しましたときに現地案内という形で現地に行っております。また完了した時点においては、完了検査という形で行っておりますので、現地には行っているということでご説明を申し上げたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 6月の森林整備の中で、町長より提言をされた中で、国の政策は甘いところがあるので、具体的に示された段階でその整備計画をしていくんだと、変更していくんだという回答をいただきました。私もこの南会津の町からその森林整備を提案できるような、そんな体制を期待をしているところでございます。

次の質問に移りたいと思います。

次は、除雪に関してでございます。

実は、ことしの待機中の若いオペレーターが、雪降らないということでお金が入らないと。これは、妻や子供を持った若いオペレーターなんです、生活ができないということで途中でオペレーターをやめて引っ越してしまったということがございました。これは若い子供抱えた青年です。せっかく地域で子育て支援をしなくてはいけない、頑張ろうとしているやさきに、冬のそういった仕事がなくなってしまう、保障がされないという状況でここから出ていかなければならないということは、非常に悲しいといえますか、ことだと考えるわけであります。先ほど町長の答弁では、現状としては非常に厳しいということでありましたが、確かに西部地区と東部地区とでは雪の量が本当に違いますので、訓練されたオペレーターを育てないと、実際

に除雪に非常に支障を来すわけです。

そういった中で、これは一律に考えないでもできるのではないかというふうに考えるわけです。最低保障の基準がどうなるかということは非常に問題のあるところでございますので、それはしっかりと協議をしていただきたいわけですが、除雪以外の仕事も冬にあるのではないかというふうに思うわけです。もう少し前に提案しました除雪専門隊みたいなことで、隊をできたらいいのではないかというふうに思うわけですが、その最低保障につきまして、もう一度町長の考え方をお伺いしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

議員がそれぞれ現場の、地域のそういう実態を調査をされて非常に憂いを感じている、このことについては私も全く同感であります。そんな中で、どうしたら、じゃそれに報いられる、こたえられるのかということになるわけですが、現在の、いわゆる除雪路線の委託業務、このあり方を、やはりもう一回見直してみる必要があるだろう。というのは、どういう背景で路線の委託が決まったのか。つまり、いわゆる優秀な熟練したオペレーターがいるからその路線の選定が決まったのか、それとも地域のいわゆる実態をよく知っているからそういうことになったのか、あるいはこれまでの実績がどうだったのか、いろいろあると思うんですね。そんな中で、先ほども申し上げましたが、路線の除雪だけではなくて、これからは高齢者社会ですから、言ってみれば、そういう現在路線、除雪をしている以外の部分の、いわゆる地域生活に密着した除雪、あるいは排雪、これらと組み合わせをしながら冬期間の方々の安定的な、いわゆる業務の確保ということも考えるべきだろうと、こう思っております。

それにつけても財源をどうするんだと、こういう話になってきますので、これらについては国あるいは県と相談をしながら、これまでの路線除雪からもう一步踏み込んだ、いわゆる豪雪地帯の除雪のあり方について提言をしていきたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 私もその考え方には非常に賛同を得るものであります。それは単なる道路の除雪ではない。もちろんそれも重要であります。高齢者の屋根の雪おろしも含めた総合的な仕事というものはあるわけでありまして、ぜひ、ないそでは振れないという言葉ありますが、何とかその辺の独自性といいますか、国に働きをいただきまして、どうか実現されるようにお願いをしたいと、こういうふうに思うわけでありまして。

それから、もう３点目の通学路の除雪の件であります、これは地域の方のその失礼な言い方ですが、情熱の問題もあるのかなというふうに思うわけですが、やはり地域の方が通学路を、ボランティアといいますか、そういう形で除雪をしているところも、自分の道だというふうな感じでやっているところもあります。

そこで、地域の、雪降るときは当然地域の方は自分のところを除雪をしているわけですから、30分とか少しだけ早く起きていただいてそこを除雪をしていただくと。多少なりお金を、謝礼を差し上げるということもあるのですが、地域の除雪機械、あるいは労力をお願いしてやっていくというふうなことは考えられないでしょうかね。それについてお伺いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

通学路に入る前に、先ほどの除雪の関係でもう一点だけお話をさせていただきますが、実は道路特定財源が一般財源化するという傾向の中で、これからまたさらに国会でも審議されると思いますが、国土交通省の担当道路部長等々にお会いをしてお話をしました。その中に、各全国の首長が要望事項として、あるいは考え、意見を申し述べたのですが、そんな中で、私は、でき得れば流雪溝、こういったものもやはりきちんと各地域に整備をして、除雪車で除雪する部分と、それから流雪溝で地域の人たちが除雪をする部分と、大きく分けて２つのネットワークで対策を講ずるべきだという話をしましたら、関係整備局の所長さんの方から、大変いいアイデアだと思うと。こういうことで公共事業を進めていければ、後々の負担が少なくなっていくだろうと、こういうことでありましたので、ですから、そういう流雪溝をもし設置できれば、そういうところへのいわゆる待機オペレーターが絶えずそういうことも含めて業務が遂行できると、こういうふうになっていくんだろうというふうに、あります。

ですから、あくまでも待機している間保障しろというだけではなくて、そうすると、じゃ何が待機で保障なんだということになってきますから、ほかの方の部分についての待機の実態はどうなのかということもありますので、ぜひ今現在のところはそんな感じでつなげてつなげて、業務を実績としてやってお金を受け取っていただくと、こんな格好で考えております。

なお、保障については、県の動きあるいは国の方の動きも見極めながら対応していきたいというふうに思っております。

それから通学路の問題ですが、これについては、おただしのとおり、本来地域でやっていたければ一番これは非常に高い。むしろ、ボランティアではなくて有償ボランティアでみたいなものがあれば、私はなおいんじゃないかと。その一つの足がかりとなるのが、いわゆる地

域除雪隊の編成だろうと、こういうふうに思います。それは、地域といってもその地域に住んでいる、その地域の限定の仕方がいろいろ考え方ありますので、集落でいいのか、それとももう少し範囲を広くしてやった方がいいのか。

そこで、今、建設課の方で調査あるいは検討を進めておりますが、いわゆる夏場は仕事があるんですが、冬場が仕事ない、こういう方々にそういう出番を願うと、こういうことも必要だろうと思いますので、そういう広がりも含めて今前向きに本気で、できればこの冬から対応できるような形にしたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、除雪経費については特別交付税というものが大きく財源になりますので、このことも視野に入れながら、前向きに本気で県の方とも十分連絡をとって対応してまいりたい、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 まだ雪の降らない9月。まだ太陽はさんさんと輝いているときに質問するということは、12月の議会では間に合わないので、私はいつも9月に質問するわけですが、どうも我々雪国に住んでいても、雪がなくなると本当に幸せのように忘れてしまいます。ですから、もうあと10月、11月、2カ月、もう雪が降りますので、どうか各関係、特に通学路問題につきましては教育委員会関係、道路除雪につきましては建設課の皆さん、気を配りながら、どうか住民にあるいは子供たちにこたえていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○渡部康吉議長 以上で、5番、山内政君の一般質問を終わります。

次に移る前に、暑くなりましたので、上着の脱衣を許可します。

◇

◇ 五十嵐 司 議員

○渡部康吉議長 次に、21番、五十嵐司君の登壇を許します。

21番、五十嵐司君。

○21番 五十嵐 司議員 議席番号21番、五十嵐司です。

通告により一般質問をさせていただきます。

通告事項は5点であります。

1つ目として、国道401号線、山口地区の整備促進についてであります。

国道401号線は、南会津町南郷地域の山口地区を通る唯一の路線であり、南会津西部地区の経済活動や観光に欠かせない路線となっております。また、地区内には南郷総合支所をはじめ官公署や学校、保育所があり、交通量が多い地区です。さらに今後、平成20年度の白河から下郷に至る国道289号線の開通、株式会社南会津観光公社の設立、尾瀬国立公園の誕生などによる交流人口の増加など、一層交通量の増加が予想されるところであり、幅員狭小の解消や歩道設置もあわせ、早急の改良が望まれているところであります。

当該道路の整備に当っては、平成12年から山口地区やさしい道づくり協議会が結成され、整備促進に向けて協議が進められてきており、地域住民の道路整備に対する期待が非常に高いものです。

山口地内未整備区間900メートルのうち、360メートル区間については、特定交通安全施設等整備事業によって現在進めていただいているところですが、交通弱者の安全で円滑な通行を確保するため、残区間540メートルの早急な事業採択及び伊南地区に至る整備促進を関係機関に強く要請し、町として事業実現に向けて取り組みを進めるべきと考えますが、町長の考えを伺います。

2つ目として、間伐についてであります。

地球温暖化対策として京都議定書で6%の二酸化炭素の削減のうち、3.9%は森林にゆだねられているわけですが、面積の9割が森林である我が町として、間伐等で森林整備をし健康な森林を育成していくことが必要かと思います。林業の活性化にも最も必要な事業でもあります。町の総合振興計画で示してありますが、さらなる町の間伐計画取り組みについて伺います。

3つ目として、ペレットストーブの普及についてであります。

間伐材を利用した木質ペレットを使うストーブやボイラーを、今後の町施設（総合保育所等）に設置し、バイオマスエネルギーの利用促進を図っていく必要性を感じるが、町長の考えを伺います。

4つ目として、木質ペレット燃料製造工場建設の必要性についてであります。

間伐の促進、そしてペレットストーブが普及した場合、将来間伐材を利用したペレット燃料製造工場が近くにあればよいと思います。この建設に向け、郡内広域連携での調査・検討の必要性を感じるが、町長のお考えを伺います。

5つ目として、ホープ計画についてであります。

町では、地産地消及び町内の住宅関連産業・商業等の地域活性化を図るため、ホープ計画に基づき町内建設業者が施工した場合、木造住宅の新築・増築者に対し地域活性化対策奨励金を

支給しておりますが、このホープ計画の次の点について伺います。

1、「屋根の軒の出は、原則として75センチとし、ただし敷地内の状況を勘案する」とありますが、このただし書きの基準について伺います。

2、外壁の素材について、「木材を活用したデザインとし、できるだけ外部にも木材を用いる」となっておりますが、外部の素材とはしぶき板材のことと思いますが、田島では下見板と言っておるそうでございますが、この板張りのことと思いますが、「できるだけ」とは使用してもよいのか、あるいはしなくても済むのか伺いたしたいと思います。

3、昨年度の建築戸数についてお知らせいただきたいと思います。それから奨励金の申請者数、該当者数、該当しなかった主な理由、奨励金支給総額、今年度の8月31日現在の申請件数等を伺います。

質問は以上でございます。再質問があれば、自席より質問させていただきます。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 21番、五十嵐司議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、国道401号線、山口地区の整備促進についてのおただしであります。国道401号線は南会津町の地域間連絡道路としての最重要路線であり、いわば、西部地域の背骨とも言える国道であると、このように認識をしております。おただしの山口地区の未整備区間は、幅員が狭く、通行に支障を来している区間であり、国道改良を要望して現在、拡幅工事を実施していただいているところであります。これまで、町と上山口地区住民が一体となり事業推進に努めてきておりますが、町といたしましても、引き続き、国道401号改良整備促進期成同盟会と力を合わせ、山口地区未整備区間及び他地区の未整備区間の早急な実施に向けて県に要望し、町、地域、関係機関と連絡して事業の継続に向けて一層積極的に取り組みを進めてまいりたいと、このように考えております。

次に、地球温暖化対策及び林業の活性化を図るための町の間伐計画取り組みについてのおただしでございますが、本町における森林整備は、有益育成林整備事業等を活用し、その保有形態ごとに施業を進めているところでありますが、地域の木材需要の不振、あるいは木材価格の低迷が長期化している中で、その採算性などから施業がなかなか進まない状況にあり、整備を要する森林が多く残されているのも現状として認識をしております。

議員ご指摘のとおり、町の面積の9割を森林が占める当町において、適正な森林施業が促進されることは、地球温暖化対策に寄与することはもとより、林業のみならず木材産業全体の活性化、雇用の創出、さらには猿被害の対策といった多面的な効果にもつながるものと考えてお

ります。

しかしながら、これらの効果を得るためには、単に森林整備が進めばよいというものではなく、その一方で、木材の活用についても考えなければなりません。近年では、地球温暖化対策のための森林整備や木材利用に関する支援策も創設されてきておりますので、町といたしましては、平成20年度よりこれらの事業を活用し、積極的に森林整備と林産事業を連結させた方策を導きだしたい、このように考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

次に、ペレットストーブの普及についてのご質問がございましたが、本町のように広大な山林面積を有する地域にあっては、資源の効率的な利用と環境面からも豊富な地元賦存エネルギーを活用することが肝要である。このように認識しております。町では、昨年度、南会津町地域新エネルギービジョンを策定いたしました。その中で、間伐材や廃材等の木質バイオマスを最も期待できる新エネルギーとして位置づけをしました。今年度において、詳細ビジョン策定に着手し、さらに正確な賦存量調査を行い、石油価格を見きわめながら、ペレットストーブと石油ストーブの導入経費あるいはランニングコストの検討を進めているところでもありますので、今後ともご支援とご協力をお願いする次第であります。

次に、木質ペレット燃料製造工場の建設に向けた郡内広域連携での調査・検討についてであります。現在、三島町、柳津町、金山町、昭和村の4町村により広域的な地域協議会を組織し、間伐材の利用やペレット製造プラント設置等の具体策の検討を始めていると聞いております。南会津郡内では、今のところ、このような広域連携の取り組みは始まっておりませんが、将来的な木質バイオマスエネルギーの賦存を想定した場合、効率的な燃料供給は必要不可欠と考えます。今後も木質バイオマスエネルギーの導入に向けた検討を実施していく中で、施設建設の実現性、経済性について慎重に研究を進めてまいりたいと考えております。

次の5番目のホープ計画に関しては、建設課長より答弁をさせます。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項については担当課長に答弁させますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○渡部康吉議長 建設課長。

○舟木平蔵建設課長 それでは、5番のホープ計画についてのおただしにお答えをいたします。

まず第1点目、ただし書きの基準についてのおただしであります。これは敷地が狭隘であったり、不整形であったり、家並みが込み入った場所に建設する場合を想定したものであります。明確に何センチといった基準はありません。その敷地形態の中で最大限努力してもらった軒の出として扱っております。

次に、第2点目、外壁の素材についてであります。まず、木材を活用したデザインとは、柱、はりを外に見せる真壁工法をイメージしたものであり、それにつながる壁面についても木材を活用してもらうために、「できるだけ」という表現になっております。可能な限り使用してほしいということでご理解をいただきたいと思います。

第3点目のご質問でありますけれども、昨年度の建築戸数であります。平成18年1月から平成18年12月まででお答えさせていただきます。竣工及び落成した専用住宅及び併用住宅の戸数は36戸となっております。

次に、昨年の奨励金申請者数は3件であり、3件とも該当者となっております。問い合わせ等の段階で申請を取りやめた主な理由といたしましては、施工業者が町外であったり、増築のために木材を活用したデザインとすることはできなかったものと推測しております。

また、昨年の奨励金支給総額であります。120万7,000円となっております。今年度8月31日までの申請件数は2件となっております。その後9月になってから3件の申請があり、合計5件の申請となっております。

以上であります。

○渡部康吉議長 21番、五十嵐司君。

○21番 五十嵐 司議員 1つ目の401号線、山口線の整備促進についてであります。町長の大変積極的な前向きなお考えをお伺いして、大変心強く感じております。特にこの区間は、旧南郷村において最重点事項として取り組んできております。毎年、関係機関に要請し、また南会津郡議員大会においても、この箇所は毎回提案・要望し続けてきた経過のある路線であります。現在行われている第1期区間については、南郷村商工会館までで、工事が来年度に終了するという予定でございます。第2期区間540メートルについてまだ事業採択がなされておられませんので、年度の間を置かず、引き続き、継続した整備促進ができるよう事業実現に向け取り組んでいただくことを再びお願いいたします。この件についての答弁は結構でございます。

2つ目の間伐についてであります。確かに合併して広範囲になり、いろいろ人的な職員の対応やいろいろな資金面のこともあると思います。先ほどから私も言っておりますが、森林には本当に二酸化炭素を吸収したり、水源を守ったり、水害を防ぐ役目をしておるわけですが、森林資源の大切さや間伐等の森林整備の重要性や必要性を最もよく把握しておられるのは、町長ではないかと私は思っております。経験を生かした森林づくりに取り組んでいただきたいなこう思っております。町の事情をかんがみながら、ひとつよろしく願いしておきます。

県では森林環境税を使った事業として、水源地域の整備を主軸に水道施設の上流部で間伐を

進め、間伐の運搬や作業道路の整備を支援するとしておるわけですが、これに該当する水道施設の上流部というのは、我が町に何カ所ぐらいあるのでしょうか。計数的なことで申しわけございませんが、わかれば、後からでもいいのでお知らせいただきたいと思います。農林課長さんはわかりますか。

○渡部康吉議長 農林課長。

○森 秀一農林課長 ただいまのご質問に対してご説明を申し上げます。お答えを申し上げます。

地域別にお答えしたいと思います。田島地域 9 カ所、館岩地域 12 カ所、伊南地域 1 カ所、南郷地域 3 カ所、合計 25 カ所でございます。

○渡部康吉議長 21 番、五十嵐司君。

○21 番 五十嵐 司議員 次に、ペレットストーブの普及についてでございます。

私もこれからはこのペレットストーブの普及、利用というのは、非常に大切だと思っております。灯油等の化石燃料、我が国にはほとんどないわけですから、輸入に頼っているわけです。このまま使い続けていきますと、将来なくなってしまうおそれさえあるのではないかなと、こう感じております。また、近年、原油等の高騰により、我が国経済に及ぼす影響や消費者負担が重くなってきているのが現状でございます。二酸化炭素削減目的を含め、化石燃料を基準とする社会システムから少しでも抜け出して、木質バイオマス、再生可能な資源を基準とした社会への転換が必要であると思っております。価格上限のわからない資源の乏しくなる化石燃料には余り頼り過ぎないで、だんだん身近に存在する森林整備をしながら、木材の有効利用できる木質ペレット燃料に移行していきたいと思っております。こんな発言をして石油業界の方におしかりを受けるかもしれませんが、私はそう思っております。

町長のペレットストーブについては、地域振興ビジョンでも言っておられますので、普及に向けてぜひお力入れていただきたいと思いますと思っております。

そして、町の建物の中にもボイラーと交換すればペレット連動で暖をとれる建物等があると聞いておりますので、調査していただきたいなと思っておりますが、町長、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

議員おただしのように、いわゆる化石燃料に頼っている現状から、やはり私は脱却をする必要があるだろうというふうに考えております。ただ、先ほども申し上げましたように賦存量と、その賦存量がどういうタイミングで、いわゆる質材、燃料の素材として出てくるのか、ここの

ところを新エネルギービジョンの中でしっかりとやっぱり具体的な数値を出していく必要があるだろうということで、今、詳細検討をしております。

そんな中で、先ほど5番議員にもお答えをしましたが、私は森林整備といわゆるペレットストーブも含めて林産事業とをばらばらに考えるべきではないというふうに思っています。これはつなげていくことによってより効率性も確かに上がりますし、そしてその地域に賦存する素材が熱エネルギーになって、暮らしの、生活の役に立つ、こういうことはやはり今まで余りにも具体性を持たせなかった。ここを、先ほど申し上げたように具体性を持たせて、しっかりとその供給体制をつくりながら取り組みを進めたいと、こう考えております。

そこで、モニターで、いわゆるペレットストーブの公共施設に対する試行をしてみました。そのときに、新聞紙上で六価クロムの被害が云々と出ました。そのことに対して県の方では支障ないと言っているのですが、やはりきちんとデータ的に、こういうことで支障ないとはっきり県から示すべきだと、こういうふうにご提言を、あるいは要望を申し上げているのですが、明確な六価クロムに対するコメントが出ていない。私はやはり、多少なりとも、それが人体に影響があるのかないのか不安な要素を残しながら、県がそういうのに取り組むというのはおかしいとこう申し上げていますので、やはり人体には影響ないんだと、こういうことをしっかりと確認をしながら、このペレットストーブについての普及については取り組みを進めたいと、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 21番、五十嵐司君。

○21番 五十嵐 司議員 ただいまの町長のお話しですと、ペレットストーブのことについては六価クロムガスのこと、まだはっきりしないというようなご回答でしたが、県との話はついていないということでもありますが、先日ですね、県でつくったペレットストーブのカタログが事業所の方に回ってきまして、私は、県でも1台5万円の補助を出して普及を推進しているようでございます。私も町との、その辺は連絡をとれて、町と県で一体となってこのペレットストーブの普及に乗り出してこられたのかなと、そういうふうに思っていたわけですが、ちょっとまだ、町長の話では、県とよく連絡がとれていないということで、ちょっとがっかりしたというか、そんな感じを受けましたが。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

議員おただしのように、いわゆるカタログや何かで民間の業者が支障ないというのは私も理解をしています。しかし、新聞に出てモニターをやって、モニターを受けた方々に、私は、県は説

明責任がある、それが1つ。

それからもう一つは、やはり新聞という媒体を通して県民にその事実が明らかになったわけがありますから、そういう、いわゆるマスコミを通じて、心配がないんだとデータを出しながら、県がしっかりと説明すべきだと。それをしない限り私たちには不安が残る。不安が残ったものを住民に普及するということとはできない、こう申し上げておまして、県の方では多分それを受けて、どの時点かで公表していただけるのかなと、こうは思っております。ですから、県と町が一体となっていないということではなくて、町として一番ユーザーに近い、いわゆる町民に近い町としては、それが担保しない限りはおかしいでしょうと、こう県に申し上げているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 21番、五十嵐司君。

○21番 五十嵐 司議員 ペレットストーブに関連した次の木質ペレット製造工場建設の必要性についてちょっと聞くんですけれども、私も町内にこの工場はあってもいいんじゃないかなとこう思います。ただ、需要、あるいはそれだけの供給と、そのつり合いがとれるのかなと、その点が大変大切なところだと思いますし、郡内の広域の中でいろいろと検討・調査して、できる方向性が見出せるようなことを私は希望いたします。近くに工場があれば、間伐材の利用、あるいは製材工場から出るバタの有効利用もできるわけですから、林業界にとっても大変いいことだと思っております。

また、この製造工場関係、ペレット関係については、町でも何かの検討委員会が立ち上がったようなことをちょっとお聞きしたのですけれども、このことについて、もし教えていただけるようでしたらお聞きしたいと思いますが。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず、結論から申し上げますが、先ほども答弁申し上げましたが、いわゆる南会津郡の広域連携といいますか、いわゆる町村の中で、広域でペレットの製造の工場といいますか、プラント建設については、検討会等についての立ち上げはしておりません。三島町と柳津町と金山町と昭和村の4町村においては、今、その協議会をつくって立ち上がったと、こういうことでございます。

先ほども申し上げましたように、私はプラントが、これだけ多くの森林があるわけですから、この地域にあることは必要だろうと。その必要性は考えられます。ただ、その問題は、先ほど言ったように、需要にどういうふう結びつくかということになってくると思うんですね。ま

ず1点は、先ほど言ったように六価クロムの問題は、ほぼ人体に問題ないという数値が、私もいろいろなところから情報をもっていますが、正式にやはりきちんと県民の前に示すべきだろうと。ここがやはり私は一つのハードルを越えなければならない。その上で、やはりその熱効果が大変CO₂削減にも役立ちますし、地域の資源の活用にも役立ちますし問題はないのですが、熱効果が、モニターをやってみた結果、いまいちどうも弱いと。ここのところを、ストーブ製造のいわゆる業者も含めて、やはりまだまだ研究開発をする余地があるだろうと。そうすることによって、いわゆる熱効果が上がれば、各家庭でもそういうストーブ、高価なストーブになりますけれども、ストーブを購入しながらランニングコストで安くなると。こういうことでご検討いただけるのではないかなと、こんなふうに思っておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 21番、五十嵐司君。

○21番 五十嵐 司議員 次に、町地域活性化対策奨励金のことについてちょっと感じたことを伺いたいと思いますが。

軒の出75センチは原則であるが、田島町のような住宅の密集した込み合ったところ、あるいは面積の台形なようなところの場合は、何でもかんでも75センチを基準として出さなくてもよいということですので、わかりました。

しぶき板の件についても、板張りはしなくても柱等を出して木材の活用が多いところを見られればよいということですのでございます。これは南郷村では、このしぶき板については絶対のこれ条件だったんですね、ホープ計画の中で、交付金をもらうには。それが合併等で緩和されて、大変よかったと思っておる次第です。また、昨年からは建築面積の110平方メートルの枠もなくなり、住宅工事が住宅だけでなく商店街のお店の方にも該当するというので、本当によかったと思っております。

最後に1点、町長にお伺いしますが、町地域活性化対策奨励金の支給について、南会津産と町内の建築業者が、これは一緒につくる家が基準のわけでございますが、例えば南会津材と他の町の業者、例えば田島ですと下郷の業者とか、南郷ですと只見地区の業者が来て、結構そういうセットの中でつくっている建築も間々見られますが、そのような場合、支給基準の2分の1とか、低くして2割ぐらいとかの支給はどうでしょうか。町長の考えをお伺いします。

○渡部康吉議長 建設課長。

○舟木平蔵建設課長 お答えいたします。

今のおただしにお答えする前に、おわびして訂正しなくてはならないことがありましたので、

まず先もって、最初の答弁で、昨年度の建築戸数、私が36戸とお答えしたかと思います。これは39戸の誤りでありますので、おわびして訂正方をお願いいたします。

それから、ただいまのおたかしでありますけれども、この事業は地元の材を使って地元の業者さんを頼んで、それで地元の商品券を配るというふうな三つどもえのセットの事業で、地域の振興を目的としたと、それが最も重要だと、こんなふうに思っております。

したがいまして、議員おたかしのように、他町村の業者とこうなりますと、その支給の割合も2分の1とか3分の1とかという考えはおありでしょうけれども、もう少しこの奨励金のその制度を広くご理解をさせていただいて、どんどん進み状況を見ながら他町村との関係の点も、今後、検討課題としてホープの計画、それから委員会等にお諮りをしながら検討していきたいと思っております。そのようなことでありますから、しばらくは地元の振興というふうなことで、地元の業者に限るというふうに現在のところ考えております。そのようなことでご理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

○渡部康吉議長 21番、五十嵐司君。

○21番 五十嵐 司議員 以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○渡部康吉議長 以上で、21番、五十嵐司君の一般質問を終わります。

4番、馬場信作君にお伺いしますが、この後お昼まで60分は確保できませんが、一部、午後ということでも続けてもよろしいでしょうか。

○4番 馬場信作議員 はい、結構です。

————— ◇ —————

◇ 馬 場 信 作 議 員

○渡部康吉議長 それでは、次に、4番、馬場信作君の登壇を許します。

4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 議席番号4番、馬場信作です。

最初に、通告した質問要旨の一部訂正をお願いします。

字句表現は厳密性が必要ですので、私の誤解と錯誤から「品目横断」云々の字句が2カ所あります。それを「品目横断的」、「的」を挿入してください。それからもう一カ所、「地域振興券」とありますが、これは「地域振興の商品券」、よろしくご訂正お願いいたします。それ

ぞれ2カ所です。

〔発言する者あり〕

○4番 馬場信作議員 2番の「品目横断」云々のところを「品目横断的」、2カ所訂正願います。3番の交付金等の質問の「地域振興券」2カ所ありますが、「地域振興の商品券」、まことに申しわけありませんが、ご訂正願います。

それでは、通告に従い一般質問をいたします。

初めの質問は、合併にも関連することです。

私は、18年3月の合併は、合併の終わりではなくスタートと考えています。それ以降、そこで示された合併協定書、付随する新町まちづくり計画、これは国の方針、その他社会情勢で多少は変遷があろうとも、その重要性和実行しなければならないという考えでたびたび進捗状況なども伺っています。

その中で、合併関連の事業、あるいは政策を推進するには、やはり合併した旧町村の相互理解、あるいは一体性を形成する、それらがなくして事業の推進も難しいと思います。そういう意味で最初の質問をいたします。

合併により、2つの峠を含む広い地域の町となり、旧町村の垣根が取り払われましたが、それぞれの旧町村には築いてきた伝統、地域性があります。自分の地域以外には、まだまだ未知の地域性、あるいは資源・財産があります。合併前からお互い近隣町村としての生活圏が重なっていましたので、交流はありましたが、しかし、生活交流は、特に峠を越えての交流を見ますと、東部と西部の関係を見ますと、やはり生活交流でありますから、西部から東部への交流といいますか人の往来は多かったわけですが、その反対の東部から西部という流れは極めて少ない状況であり、現状もそれに近い状況ではないかと認識しています。

それを踏まえての質問でございますが、町民が互いの伝統や地域性、市民資産をこれから新町として共有し、そして一体性の確立と相互理解を深めるためには、やはり行政的な配慮、努力されていますけれども、町民がじかに見聞できるような、さらに行政努力、交流の政策が必要だと思います。その点を町長にお伺いしますが、特に、私は日ごろの町長の活動を見ていますと、日夜といいますか、朝晩といいますか、休日平日といいますか、もう、その職務上もあるでしょうし、あるいは町内イベント、その他行事に本当に細かく、歩き回っているといいますか、出足するといいますか、町内くまなく回っている状況を踏まえまして、あえてその町長の実感を踏まえて、この交流の必要性について、そして、さらにその行政的対策についてお伺いしたいと思います。

2点目は、同様な発想で教育関係についても同じだと思います。旧町村の枠が取り払われたので、児童・生徒の交流、あるいは社会教育の交流もより流動的になったと思います。その点で、学校教育や社会教育においても、現地学習あるいは体験学習、学校間交流、学年交流、学級交流いろいろとあると思いますが、そのような地域を超えた交流について、考えと政策について伺います。

次に、農業政策の取り組みについて伺います。

今年度から3カ年計画の南会津地域水田農業ビジョンが策定され、また国の品目横断的経営安定対策もスタートしました。これからの町の農業のあり方、あるいは方向づける、私は農業政策であると考えまして伺います。

この3カ年の新農業ビジョンの策定に当っては、過去3年間の実績、あるいは検証した上で策定されたと思いますが、新しい方針、あるいは具体的な農家支援策について伺います。

次に、国の政策でございますが、新しい担い手対策として品目横断的経営安定対策がスタートしました。本当にこれは大規模担い手だけで農業が再生振興できるのか、零細農家はどうかいろいろ議論ありましたが、とりあえずスタートしました。その現状を質問いたします。

1点目は、品目横断的経営安定対策に対してどれだけの申し込み、申請者の農家数があつたのか。そして、それらを合わせた面積は幾らになるのか。

2点目は、農用地利用改善団体の設置された数と、その今後の推進対策について伺います。これは、大規模担い手に対するその別な対策としての小規模農家対策が、私は集落営農と思いますが、改善団体の設置数と推進、これからの推進対策をお伺いします。

次、3つ目の交付金等の交付について伺います。

今回、敬老の心交付金というものが支所経由で各行政区に交付されました。以前には、隣組長という最小の行政区単位ですが、以前といいますのは昨年の年末ですね慰労を兼ね、あるいは地域振興の意味で商品券が、これも各行政区単位に交付されました。多少突然という感じもありましたし、例規集見ても、若干理解、熟知できなかったもので、改めてそれらについて伺います。つまり、隣組長の慰労と地域振興を兼ねた商品券の配布に至るその経緯、その目的、どんな基準で、そして町内総額幾らの金額が交付されたのか。そして今までの敬老会の方式にかえて、新たに敬老の心交付金という形で交付されましたが、その経緯、趣旨、交付基準、総額について伺います。

以上、質問いたしますが、誠意ある答弁をよろしくお願いいたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 4番、馬場信作議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、町内の交流促進に関する1点目、旧4町村各地域の相互理解を深めるための交流対策についてのおただしでございますが、まず4地域の一体的な発展を図る取り組みとして、本年4月から本庁と各総合支所間において絶えず情報交換を行い、諸問題を検討し解決していくために、連携推進会議を発足させ各種協議を進めているところであります。特にイベント等については、地域を超えた伝統芸能の参加などもあり、町の広報紙やホームページ等により広く町民の方々に周知を図り、地域を超えての見物客も多く見られたところであります。

また、地域の枠を超えて人々の知恵、わざ、さらには資源や伝統を掘り起こし、地域ににぎわいや活力をもたらすために地域活性化発展支援事業を積極的に活用していただくことを推進しております。地域協議会においても、本年5月に4地域の連絡会議が設立され、8月には町内公共施設の視察や意見交換が行われ、各地域の交流促進に向けた取り組みが始まったところであり、地域住民との協働のまちづくりに向けた取り組みとして大いに期待をしているところであります。

次に、新農業政策取り組みに関する1点目でございますが、まず、水田農業ビジョンの策定に当たって、新しい方針と具体的な農家支援策につきましては、昨年度までの旧町村単位のビジョンが、今年度からJA会津みなみ管内3町統一のビジョンとなったところでありますが、この新しいビジョンの方針といたしましては、本地域の主力であるトマト、アスパラガス、花卉などの園芸作物の振興を図るため、特に担い手に的を絞りまして重点的に支援をしていくことが新たに盛り込まれております。具体的には、農地の利用権設定に対する助成や作業受委託に対する助成など、担い手を対象とした助成に加え、本町独自の枠組みといたしまして農業後継者助成を下郷町、只見町とは別に設定をしており、重点的な支援を行っております。

2点目につきましては、後ほど農林課長より答弁いたさせます。

次に、3点目の農用地利用改善団体の活動、推進対策につきましては、本町には農用地利用改善団体が15団体ございます。また、その推進対策につきましては、町、農業委員会、JA、県、南会津農林事務所が一体となり、集落座談会の開催誘導などの設立推進を図っております。その財政面での支援でございますが、さきに申し上げました水田農業ビジョンの一環といたしまして、新規設立に当たって、その初年度、10万円を上限に運営資金の助成を行っております。

なお、既存の団体についても、農地集積や農業機械にかかるコスト削減に加え、集落が一体となって助け合いの農作業が行われるような集落営農を目指し、集落の改善団体役員会に同席して助言するなどにより、町としても支援をしてまいりたいと、このように考えております。

次に、交付金等の交付についての１点目、地域振興券の配布に関するおたかしでありましたが、合併前の４町村にあって、旧田島町と旧南郷村の場合は、各地区駐在員を通して隣組長さん、または班長さんに対して１年間の行政連絡業務にご協力を願ったお礼として、地域の商工会等が発行する商品券を記念品として交付しておりました。合併後も、引き続き、隣組長または班長さんには、町と行政連絡員の関係同様、地区住民との行政連絡業務にご協力をいただいております、このことに対する感謝の心は当面継続すべきと判断をし、各地域の商工会等が発行する商品券を交付いたしました。配布基準は、各行政区内に存在する隣組数、または班数を基準に１組または１班当たり１,０００円とし、１８年度の実績は８００組で総額８０万円となっております。

なお、各地域商工会等が発行する商品券は、長引く景気低迷により消費が落ち込む中、少しでも地域商店街の経済活性化に寄与すべく活用させていただいております。

次に、２点目の敬老の心交付金についてのおたかしありますが、これまでの行政主導の敬老会のあり方について、各方面よりたくさんのご意見をいただき検討する中で、地域の高齢者を地域みずから敬い、支え合いの地域社会を醸成することを目的として創設いたしました。

また、交付基準については、当該年度において７５歳に達する高齢者１人当たり６００円となっております、総額で２２２万９,０００円を交付しております。

以上、町長に求められた答弁とさせていただきますが、具体的事項については担当課長より答弁させますので、よろしくお願いをいたします。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 次に、町内の交流促進についての２点目、学校教育、社会教育における学区や地域を超えた町内交流の考え方と対策に関するおたかしありますが、学校教育においては、まず町小学校体育連盟の陸上競技大会と水泳大会であります。これは旧田島町時代から実施していたものですが、陸上競技大会においては、平成１８年度から南会津町のすべての小学校が参加するとともに、檜枝岐小学校も特別参加しております。また、水泳大会においては、昨年は田島地域小学校以外は館岩小学校と伊南中学校のみの７校の参加でしたが、本年度はすべての小学校１０校が参加し、スポーツを通じた交流が図られております。

中学校においては、学習サポート授業全体勉強会におけるクイズ合戦や各学校の紹介による有意義な交流が挙げられます。

社会教育の分野では、御蔵入交流館文化ホールにおける芸術鑑賞会や映画上映会も小・中学校単位で開催しております。

スポーツの分野においても、特にスポーツ少年団の大会においては、旧町村単位だったもの

を町の大会に拡大し、多くの参加を得ておるところであります。

さらに、学校教育の分野でつけ加えれば、各学校の総合的な学習の時間の中で、学区や地域を超えて新しい発見や地元の各種名人による物づくり指導や自然体験、そしてボランティア活動などが発展すれば、子供たちの生きる力の育成と相互の交流も生まれてきますので、これまでの学習プログラムの再検討をし、よりよいものにしてまいりたいと考えますので、よろしくお願いいたします。

○渡部康吉議長 農林課長。

○森 秀一農林課長 新農業政策の取り組みに関する2点目、品目横断的経営安定対策の申請者数と面積についてお答えいたします。

本対策の加入者数は、本町合計で39名となっております。地域ごとの内訳を申し上げますと、田島地域15名、舘岩地域4名、伊南地域8名、南郷地域12名となっております。加入面積は、本町合計で170ヘクタールであります。地域ごとの内訳を申し上げますと、田島地域65ヘクタール、舘岩地域10ヘクタール、伊南地域32ヘクタール、南郷地域64ヘクタールとなっております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくお願いを申し上げます。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 それでは、改めてお聞きしたいのですが、まず交流関係でございますが、いろいろ視察等も入れまして、例えば地域協議会ですね、これ、連合会をつくって、そしてお互いに視察しようとかの方向性はわかります。あるいは当然、今までも広報事業、特に広報みなみあいづ等を含めましての活動もわかっておりますが、ただやはり、もっと具体的な交流の施策が私はないのかなと。一般的な方法じゃなくて。つまり、百聞は一見にしかずと言います。以前にも、例えば公共交通対策協議会、これについても、やはりそういう協議会のメンバーが地域性を理解しなくてはいかんから、会は持ち回りでやりたいというふうな、この議会での答弁も実は前あったわけです。だからそういう感じで、やはり、何もすべて本庁で会議をやるのではなくて、持ち回り、あるいはそれなりの方法で、そして民間レベルの町民レベルの交流が具体的にやはり盛んになる、それが相互理解につながる。

先ほど、5番議員の質問でも豪雪の問題ありました。向こうは、この辺にあるハウスのあの屋根が雪で全部くわってしまうほどの大雪の地域があるんです。そういうものを踏まえても、恐らく豪雪対策の質問もあったと思います。それは質問の答弁書を見て、言葉では理解してもやはりそういう現実を見る、一例ですけれども、一例として挙げましたが、そういう点で、再

度また、先ほどの答弁ではちょっと町長さんの私見といいますか、私的な考えが余りなかったので、そういう点で地域性といいますか、伝統といいますか、私は本当に町内全般を一番よく歩き回って調べているのではないかと思います、その辺もその違いですね、やはり交流の必要性が、その違いがあるからこそ必要だと思いますが、その辺、まず町長のお考えをお聞かせください。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

議員がおただしの地域間の交流については、私も全く同感であります。そんな中で、先ほども申し上げましたように、地域協議会あるいは区長会等が、少しずつその機会をとらえてつながっていかうということでその準備をしております。

そんな中で、先ほど学校関係については教育長の方からお話があったとおりでありまして、音楽関係の発表会なんかも、非常に全地域で盛り上がって、それぞれ保護者の皆さんも非常に規模が大きくなっただけ子供たちもやる気を出してきていると、こういう評価もいただいているところであります。

したがいまして、会議のあり方については、私は、それぞれ委員会等の持ち方についてはご指摘のような方法でぜひやってくれと。私の方からもそれは指示をしているところであります。

そんな中で、今回、災害対策とかそういう意味で、台風の状況のときも本庁の職員と、いわゆる総合支所の職員が非常にうまくそれぞれの地域の実態を把握する動きはすばらしいものがあつたというふうに私は思っている。しかも、そこに消防団が、いわゆる各支団だけで対応するのではなくて、支団の情報をいわゆる本部の方、本部の情報を支団の方に、さらには建設業者が、実際に出動した地域と出動のなかった地域がありますが、出動しなかった建設業協議会の方にも、この実態をすべて情報として出しております。こういう小さな積み重ねが、議員がおっしゃるような地域間の交流がさらに具体的に、そして大きな波になっていくように私は理解をしておりますので、これからも私たちが気がつかない分野で、もし具体的な方法としてあれば、ぜひご指摘をいただければ採用していきたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 そうですね、過日には農業委員会が伊南支所の方で開かれたとも聞いています。そして、その終わった折には、やはり伊南地区の農業関連施設の視察とかやったのを聞いています。同じように社会教育でも、あるいは文化団体でも各種会議をその地区で開い

て、それが終わった折にはぜひその地区の伝統文化を、あるいは何かそういう観光資源とか、そうやって少しずつ勉強しながら交流が必要だと思いますので、ぜひそういう施策をもっと大胆に進めてほしいと思います。

教育分野でございますが、スポーツ中心にもう既に実行しているということでございますので、それはさらに推進させてもらって、ですが、ただ、さらにスポーツ分野は、これは自然の成り行きでなるとは思いますが、さらにもっと、せっかく旧町村の自治体の、あるいは教育分野の枠がとれたのですから、もっと流動的に学校間交流、あるいはもっと小さい学年交流、さらに小さい学級交流、そういうものがもしも広まれば、これ、本当に小規模学校、大規模学校、それが本当に一体になると思います。そういうことを踏まえて、そういう考えを1つ追加質問、再質問させていただきます。

もう一点、あと教育現場にはたしか副読本と言われる地域の地理、歴史とか含めたそういうものが学年によってあると思います。私はそれは非常に、今度合併して新たなこの町の、当然伝統文化・歴史を変えた、その学年に合わせた副読本が私は作成されるべきだと思いますし、当然これは急ぐべき。すぐにでもそれを児童・生徒に教えて、新しい町はこういうそうだそうですよと。これが世代を超えて将来、町の一体性に大きくつながる重要な部分ですが、その作成はどうなっているのか。もちろんつくっていると思いますが、もう既に採用しているのか、その辺の状況、2点について教育関係お願いします。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 それではお答えいたします。

1点目の学校間、あるいは学年間、学級間の交流の件でございますが、現在、交流館を中心にしまして、まず演劇鑑賞等については各学校の小学校から高等学校まで、それぞれ一堂に会してやらせてもらっております。そんなことである程度交流はできているだろうと。ただこれから、今おっしゃるように総合的な学習の時間とかそういったことで、今でも来ていますけれども、まず多くの学校、一堂にということはなかなかないんですが、それぞれ各学校が御蔵入の交流館の中を見学したり、そういったことも、ついきのうもありましたし、大体やっております。ですが、今後、今おっしゃるように、さらに各地域と一緒に、小学生は小学生、同じ学年なら学年の子供が一緒に学習するような場は今後考えていきたいというふうに思いますので、よろしくご理解ください。

それから2点目ですが、社会科の副読本、これは小学校の3年生、4年生を対象とした副読本を各教育委員会ごとに作成している、福島県の教育委員会が作成していますが、けさほども

白河の教育委員会で作成した副読本のことは出ておりましたけれども、現在、私どもの南会津町においては、ことしの7月から副読本の編集会議を立ち上げまして、各学校代表の編集委員を校長先生の方からご推薦いただきまして、17人か18人だと思いますが、それで今、第2回の編集会議が終わったところでございます。それぞれ編集委員の方々は各地域に帰りまして、それぞれの文化財とかいろいろなところ、役所とかですね、そういったものを調べながら、何を載せるかということで今検討をしていただいております。

見通しとしましては来年の夏ですね、夏を目途にして発行できればなというふうに考えております。その際、きょうの白河の市の教育委員会が出した副読本に問題があったようなミスですね、これがないように、それぞれ、各地域のそれぞれの方に、例えば文教委員の方なんかにもお願いするかもしれません。そういうところでいろいろ調べていただいて、そして問題のないものを仕上げていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 私から、学年交流あるいは学校交流について、若干補足をして説明させていただきますが、大変企画としては、私もその必要性は考えております。しかし、学校の現場の実態を見てみますと、教師あるいは講師先生も含めて大変負担の多い環境になっていると私は認識しております。ですから、そこでまた独自の企画をして、例えば子供を引率して、指導してということになると、これは現実性は非常に難しいだろうと、こう認識をしています。つまり、学校現場の先生方の、言ってみれば役割といいますか、使命といいますか、これが非常にふえていって、その人たちの先生方の時間がなかなかとれない。あるいは、確かに先生方は奉職して子供のために一生懸命指導することは責務としてありますが、同時に、その人たちも1人の住民であることには間違いのない、あるいは家族の一員であることも間違いのない。こういう実態をしっかりと県の方に要望あるいは提案をして、今おっしゃった学年交流、学校交流については、やはり負担の、先生方ですね、さらに負担とならないように考えていきたい。これが、現在、私の心境でございますので、つけ加えをさせていただきました。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○長沼芳樹学校教育課長 お答え申し上げます。

先ほど教育長の方から社会科副読本の関係で構成員16から18名というお話をされましたけれども、構成員につきましては16名でございます。基本的に社会科担当の先生を中心にしながら構成をしております。この報酬等につきましては、あくまでもボランティア、無報酬でござ

います。先生方が取材に使う場合の旅費等についてのみ負担をするということにしてございます。今年度中にあくまで方針を決定いたしまして、来年度に印刷発注という計画となっております。

以上です。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 現状の難しいということもわかりましたし、また一部進展、進んでいるということもわかりましたし、また交流全般については必要性があるという認識もいただきました。ぜひとも、だめだだめだでは前に進みません。英知を結集して困難を乗り越えてやっていただくようお願いして、そして、ありがたいの広がるまちづくり、次世代に誇れるまちづくりになるように、どうか交流、相互理解のあるまちづくり、よろしくお願いいたします。

次に、農業問題に移ります。

要は、だれがこの町の農業をこれから担っていくのかという問題に尽きると思います。そういう意味で私も質問したのですが、まずはビジョン関係ですね、は、答弁以外の詳細出ましても、今度は新たに、前回は旧町村単位という、ある意味では小規模なビジョンでしたが、今度は南会津郡1本のビジョンということで大きくなり、この使える金、いわゆる交付金の総額もたしか1億円で南会津を、より産地づくりから担い手育成、いろいろ使われているので、それをぜひとも有効に使っていただきたいし、また、そのようなビジョンであると私も理解しております。

その中で、特に町独自で担い手育成、後継者対策ですか、それはまた南会津町としての、また独自の支援策を設けております。それもまた、次世代を担う人のために金を使う、これもいいと思います。

私はもう一点つけ加えたいと思うし質問したいのは、後継者になった人、その人にももちろん支援するのはいいですが、これからなろうという人のための研修ですね、つまり養成ですね、その点がちょっと若干弱い。つまり、広く言いますと町全体、雇用の方、あるいは就労の場がないとかあります。しかし、私は、農業、農地もこれから就労の場、あるいは雇用の場になり得ると思います。また、そういう農業にこれからしていかなければならないと思いますので、ぜひとも若い人、今いる後継者、あるいは後継者とわかっている人は、とにかくさらにそれを養成する、研修とか養成のための支援もこれから私は必要ではないかと。今回の3カ年はもちろん決まったわけですが、さらにそういうのを独自事業を含めて、その辺の考えをお聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

私はそれぞれの分野で、農業分野に限らず、例えば教育分野、あるいはまた福祉の分野も含めて、いかにその人材を、人を育てるか、ここが私は大きなキーポイントだというふうに思っております。

したがって、現在、農業問題でさまざまな課題がある中で、議員がおただしのこの農業後継者、あるいは農業技術者としての養成、さらには技術者のみならず農業指導員としての養成、これについては、やはり花卉部門、それからアスパラやトマト部門に限らず、本気で積極的に推進をしたいと、このように考えております。

実は花卉の分野で、市場の関係者とも大変多く意見を交換をする場所がございますが、そんな中で、つくれば売れる、こういう考え方では市場の方もなかなか生産地になり得る、全国の有数な生産地としての位置づけはできないと、こういうことがございますので、実はやはり消費地、いわゆる消費者が何を、どんなものを求めているのかという細かい点でチェックのできる、あるいは、そしてまたそれを生産できる技術者を養成したいということでございますので、私は農業全般にわたってそういう後継者が出現することを願っておりますし、また、出現する環境をできるだけ早くつくってまいりたい、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 ぜひともそういう方向で、そして決算報告見ますと、去年は町内で新規就農、南郷地区1名、これはどう、私からすればすばらしいと思います。これは各自治体で本当にゼロの自治体いっぱいあります。そういう中で、それなりの農業政策があったからこそ、南郷支所を含めて、あったからこそ1名あると思います。ぜひこの流れが継続できるように、新規就農、研修、養成の方にもぜひとも力を入れてもらいたいと思います。

品目横断的経営安定対策の、先ほど数字をもらいましたけれども、要は、町の水田面積はたしか1,600ヘクタール。そのうち、決算報告から見た米の作付面積は1,058ヘクタール。それを先ほどの数字では39人で170ヘクタールが大規模担い手ということで登録されました。まだまだ1,600にはもちろん足りません。その足りない分は、それじゃ今度は集落営農という手もあります。もちろん大規模担い手もこれは養成する必要もありますが、集落営農もまた15。集落地区は103、町内にはあると思いますが、集落の事情もありますから、すべて集落営農、経営農用地利用改善団体すべて設立ということはもちろんなりません、ただ聞きたいのは、じ

や方針として大規模担い手に任せる地域、地区もあるでしょう。そして、集落営農でこれから担っていく地域もあるでしょう。その辺の考えを、特に未整備されている、まだ大規模担い手もない、農用地利用改善団体も設立されていない、その地区に対する取り組みと考えをもう一度質問いたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほどの質問の中に、では、一体だれが農業を担うのかと。これが大きなテーマとして今提出されたわけですが、私も全く、だれが一体農業の担い手として今後地域を引き受けていくのかと。ここが農業の一番の問題点だと思うんですね。先ほどの技術者とか指導員の養成はもちろんでありますが、農業で生計ができるのかどうなのか。やはりこの、いわゆるつくった農産物を出口でどうお金に変えていくか。このところがしっかりと担保されていないとなかなかできないんですね。その場合に、例えば子育てをされていて、あるいは親を面倒見たりする人たちの農業と、それが一段落して終わった方々の農業とは違うと、私は思っています。

したがって、集落営農といういわゆる国の大前提としたその制度、政策がありますが、それが当てはまるどころと、あるいは当てはまらないところと、あるいはまた品目横断的な農業経営のいわゆるシステムをつくり上げられるところと、そうでないところとありますので、私は多様な、多様な農業形態があってしかるべきだと。しかし、じゃ多様な農業形態の中で、国庫補助がつかないものについてどう支援をするのかというこのところが問題だと思うんですね。先ほど申し上げたように、出口政策を町はしっかりとやると。そして、できるだけ初期の支援はするけれども、その後の農業活動は自立、それは1人ではなくて地域とか、あるいはお互いの品目でつながっていくとかそういう関係で自立できる、そういう農業形態を目指していきたいというのが現段階の考え方でございます。

○渡部康吉議長 農林課長。

○森 秀一農林課長 ただいまのご質問に対してお答えいたします。

15集落集合団体以外の地区につきましては、今現在、農業普及部、それからJAと連携を持ちまして集落に入り、説明会等によって地域の理解を得ながら進めようということを進んでおります。今年度も田島地域ですが、金井沢地区、丹藤地区、これを重点地区としまして集落に入ろうということで予定をしています。さらには、そのほかの集落に対しても農地組合等を通じまして打診しながら中に入っていきたい。そして理解を得たいということで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 だれが担うのか、本当にそうなんです。それで、国も県も我々地域もその問題で考えておるんですが、国の方針は、この制度、農業政策を見ますと、大規模担い手、あるいは集落営農でやりなさいという方針らしいですが、しかし、地域の事情、町の事情あると思います。その中で、町の事情を勘案したそのビジョンなりの支援策、あるいはその他支援策で町は町なりの農業の取り組みをぜひともこれから期待しております。

農業で食えるのかという話も答弁にありましたが、実際食っている事例、専業農家あります。したがって、私からすれば、しっかりとした国なり町の農業政策があれば、農地、農業というものが雇用の場、就労の場になり得ると思いますので、また、そのような農業にするためにこれからぜひとも有効な政策を含めて、どうか推進をよろしく願いいたします。

時間いいですか。最後に、3番目の交付金関連の質問に移ります。

これでまず聞きたいのは交付の、先ほどちょっとなかったのですが、交付の根拠ですね。条例、規則、要綱、それをまず1つ、1点。この2項目についてのどんな要綱が、たしか要綱だと思いますが、それをひとつ教えてください。

合併関連で、1番の隣組云々ということありましたが、事務調整事項を見てもちょっとなかったもので、具体的にどの項目で協議されたのか教えてください。大丈夫ですかね。

あとは、各支所長に、特にこの敬老の心というものは、ちょっと突然といいますか、急にこんなことあったので、各支所のその中身、行政区ですね、どのような対応、問い合わせがあったのか、そして現実に既に実施といいますか行った区と、あるいはまだ保留含めて、どのような状況であるのか、その実態を教えてくださいと思います。

○渡部康吉議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、交付金の交付した根拠ということでのおたがしでございますが、先ほど町長がご答弁申し上げましたように、班長さん、それから組長さんに対しての御礼といいますか、謝礼ということで交付してございまして、その条例あるいは要綱等の根拠はございません。

ただ、南会津町行政連絡員規則というものがございまして、この中に担任事務が第5条でうたっております。行政連絡員さんに町としましてお願いする部分が、住民に対する連絡、文書の配布等、これらについて行政連絡員さんとそういった組長さんが、互いに地域の中で相互協力していただきながら町のそういった情報を、そういったものを提供している部分があるというふうに思っております。それで、こういった方々に、従来、旧田島町、それから旧南

郷村でこういった制度的にございまして、それを先ほど議員さんのおただしにありましたように、合併のときに事務調整、どこの部門でやったのかということでございまして、これにつきましては、事務事業の現況調書をそれぞれ合併時に各町村より持ち寄りまして、事務担当でそれぞれ調整をまいりました。

この内容につきましては、総務部門で駐在員、それから連絡員に関することの事項の中で課題調整方針をもって協議してまいったところでございます。したがいまして、条例といった根拠はございませんが、謝礼という中で御礼をしているということでご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 敬老の心交付金についてのおただしにつきましてお答え申し上げます。

まず、敬老の心交付金の根拠でございますが、これはあくまでも予算補助でございますので、条例規則等ではなくて、一定のその対象者、それから基準額を要綱に定めまして、それに基づきまして交付しているということでございます。

それから、敬老会の関係で、今年度開催方法を大きく変更いたしまして、各地区につきましては、早い時期から町の今年度の開催方法につきまして、各行政区長さん方にご連絡を申し上げて、それぞれご協力いただいたところでございます。

それで、これの敬老の心の交付金の使われ方でございますが、これから収穫祭に合わせて地区のお年寄りの方を招待して敬老の事業を展開するというふうな地区もございますので、全体的な集約には至っておりませんけれども、概略申し上げますと、それぞれ地区によってまちまちでございますが、お弁当を配ったり、それから、現金で交付をしたりする地区もありますし、各地区でそれぞれ創意工夫を取り入れて、地区全体で敬老の心を踏まえて、各地区で招待をして敬老会にかかわる部分としての事業を展開したというような地区もございます。

最終的には、これから全体的な敬老の心の交付金の使われ方の実態を再度確認をいたしまして、それに検証を加えて、来年度以降、また新たな部分でなるのか、それともこれからまた継続するのか。その辺踏まえて検討を加えていきたいとこんなふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 南郷総合支所長。

○五十嵐竹則南郷総合支所長 ただいまのご質問なんですけれども、今ほど健康福祉課長の方から答弁ありましたように、南郷地域においては敬老の心交付金につきまして、南郷地域内に

あります小規模作業所木の葉と連携して弁当を注文しました、木の葉の方に。それで、木の葉の弁当を75歳以上の家庭に、それぞれ駐在員、民生委員の方々、あと老人会の役員の方々と連携してそれぞれの家庭に配布いたしました。それで、この件に関しては、やはり財政が非常に厳しいというふうな状況の中で小規模作業所の収益の確保とか、あとは、今まで75歳以上なんですけれども、敬老会に参加できなかった方々に弁当を配っていただけるということで、非常に喜ばれている老人の方々もたくさんいらっしゃいました。そういう中で、やはり少ない予算を有効に活用できたのではないかなというように感じております。

以上です。

○渡部康吉議長 館岩総合支所長。

○星 安晴館岩総合支所長 ご質問にお答えいたします。

敬老の心の交付金に関しまして館岩総合支所は、各集落にお任せしたということで、各集落でお祝いをしたり、それから集落によってはお弁当を配布する。それから、中にはお金で分けたという集落もございました。

内容につきましては、以上でございます。

○渡部康吉議長 伊南総合支所長。

○横山孝夫伊南総合支所長 お答えいたします。

伊南地区におきましても、敬老の心の交付金は各行政区単位に実施しておりまして、ほかの地区でありましたように、弁当とか商品券とか、これから考えるといろいろな形で各行政区単位で実施しております。

以上です。

○渡部康吉議長 あと8分足らずです。

○4番 馬場信作議員 私は継続3分でいいです。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 使われ方の答弁、各支所長ありがとうございました。いろいろあるようです。要は、その前段のまず商品券の組長ですね、何かちょっと、合併協定に明記されていないし、その要綱もなければあいまいなので、私は、別にそれ自体は本当に慰労を含めて地域の振興を含めて商品券の発行はいいと思いますが、やはり税金の使い方、その趣旨がしっかり徹底するような要綱なり決めてやるべきだと思いますので、その辺は、そういうことでこれからも継続する分にはいいと思います。

敬老の心についても同じなんですけど、要は、その目的どおり、特に今回は大幅な変更ですよ

ね。今までは集合といいますか、それぞれ旧町村単位に集合してやったわけですが、それを楽しみにしていた、お互いの元気さを確認し合うために楽しみにした面もあります。しかし、反面、いろいろ経費面もあったと思います。それを今回、初めて新たな形で実施されたので、ぜひとも後のフォローといいますか、本当に趣旨どおり税金が有効に使えたのかぜひとも検討され、それが、目的が達成されるように、これからもその目的どおり使われることを期待いたしまして、質問、以上で終わります。ありがとうございました。

○渡部康吉議長 以上で、4番、馬場信作君の一般質問は終わります。

暫時休憩いたします。昼食といたします。

休憩 午後 零時10分

再開 午後 1時00分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

————— ◇ —————

◇ 楠 正 次 議員

○渡部康吉議長 次に、8番、楠正次君の登壇を許します。

8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 8番、楠正次です。

大きく3点について質問をさせていただきます。

まず、舘岩統合小学校建設についてであります。今般の定例会において、5名の議員が本件について質問通告をしております。これは、9月10日の新聞等の報道に多くの住民が衝撃を受けたことによるものと感じております。受注企業体の筆頭である南会西部建設コーポレーション株式会社が東京地裁に民事再生法の申請をしたことに、私も大変な事態と認識をするとともにショックを受けた次第であります。4月から工事は中断しており、地域の住民や保護者は、夏休み中に引っ越しができるという従前の説明に思いを持っておりましたが、いまだに防護安全ネットに覆われたままでありまして、そのまま2学期に突入いたしました。林野庁の補助率のよいものという選択は当然のことだと思いますけれども、このように長い期間費やすとは

想像だにできませんでした。

そこで、予定より大幅に工期がおくれており、地域住民や保護者の間に不安が広がりを見せていますが、地場産材使用の補助金は実際にはどうなっているのか。

次に、使用予定木材の品質に関してであります、納入の業者さんに言わせると相当問題が生じている。この暑い夏を乗り越えられなかった材木が相当あるというようなことを聞いておりますが、実際のところ確認されているかどうか。

次に、足場などが仮設したままになっておりますが、業者の費用負担は工事の延長で追加になると思いますが、その辺の増加はあるのか。

次に、3業者による共同企業体で落札をした建設工事、先ほども申しましたが、民事再生法の申請をしたこの後の工事の進捗に影響があるのかどうかという点をお伺いします。

次に、大きな点で医療費の抑制についてであります、6月定例会において国民健康保険の税条例が改正されまして、税務課、住民課の職員が関係する町民に理解を求めて地域説明会を開催し、住民からの質問の多くは所得割賦課率の増についてと聞きました。稼ぎが減ったのに、所得が減ったのに税金が上がった。なぜ、等々であったと聞きました。医療費が増加したから税率を上げるという対応対処では、国保加入世帯の町民はまいってしまうのではないかという思いをしております。

そこで、年々高齢化率が高まり医療費も比例して上昇しておりますが、17年度と18年度の4地域の医療費の変化、推移に対する町長の考えをお聞きしたいと思います。医療費の抑制に重要な今後の施策は何と考えておられるか。

次に、大きな3点目ですが、国保税と後期高齢者医療制度についてであります、20年度から実施されるということですが、国の財政上からは改正だろうと思いますが、後期高齢者の人、実際に被保険者となられる方にとっては大変な制度と感じております。医療費を多く必要とする年齢の方々が国保から脱退する。自治体で運営する国保会計は楽になるのかなというふうに思いましたが、住民生活課の方にお話を聞くと、ほとんど変わりはないとのことで、改正なのか改悪なのか不安を感じております。20年度に改正する後期高齢者医療制度と国保会計のかかわりに関する町長の認識をお聞きしたいと思います。

以上です。よろしくお願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 8番、楠正次議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、館岩統合小学校建設に関する1点目、地場産材使用の補助金はどうなったかという

おただしでございますが、平成19年度林業木材産業等振興施設整備事業の交付金につきましては、9月18日に交付金の内示の通知がありました。同日に指令前着工承認申請書を提出し、同日付で承認をいただいたところであります。今後につきましては、速やかに契約ができるよう事務を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、2点目、使用予定の地場産材につきましては、通常一般的に発生する反り等が一部あるような情報は聞いておりますが、特に建設上問題となることはないとの認識でおります。

次に、3点目、建設工事費の増加はあるのかとのおただしでございますが、内外部の木工事の発注時期が未確定であったため、6月1日より工事の一時中止をさせておりましたが、9月18日に補助事業の内示があり、発注時期に見通しがついたため、9月20日に工事の一時中止を解除したところであります。工事中止期間の仮設材の損料等については、工事費の変更対象であり、その分増額になるものと考えております。

次に、4点目、今後の工事の件であります。請負業者であります南会西部・館岩工務所・館岩建設特定建設工事共同企業体の1社である南会西部建設コーポレーションが、9月10日に東京地方裁判所に対し民事再生法の適用を申請し、再生手続の開始が決定されたところあります。また、9月13日には第1回目の債権者説明会が開催され、9月18日には共同企業体ごとの協議が行われ、9月20日には共同企業体の3社の社長が来庁し、今後につきましても現在の共同企業体が責任をもって工事を完成させたいとの申し出がございました。町といたしましては、弁護士からも、現在進行中の工事等を中断することなく継続しながら会社の再建を進める内容の文書も届いていることから、安全管理と品質の確保に十分配慮した完成をお願いしたところあります。

次に、医療費の抑制に関する1点目、4地域の医療費の変化推移に係るおただしでございますが、4地域の保険給付費の平成17年度と平成18年度の対比では、田島地域で89.5%、館岩地域で90.9%、伊南地域で120.7%、南郷地域で106.7%となっており、田島地域、館岩地域では減少し、伊南地域と南郷地域で増加をしております。平成18年度においては、田島地域、館岩地域では、重篤で高額な疾病にかかられた方が少なかったことなどが考えられますが、伊南地域、南郷地域ではがんや心筋梗塞、脳梗塞などの生活習慣病で入院され高額な医療を受けられる方が増加したことや、医療機関が充実したことも要因の一つであると、このように考えられます。

このことから、医療費を抑制するためにはまず生活習慣病にかからないということが大変重要でありますので、平成20年度から保険者に義務づけられる特定健診及び特定保健指導の取り

組みを強化し推進してまいりたいと、このように考えております。また、保健師による保健指導の充実強化に努めてまいりたい、このようにも考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、2点目の医療費抑制に重要な今後の施策についてのおたしでございますが、生活習慣病の予防が最も重要なことと考えておりますので、平成20年度から行われる特定健診、特定保健指導事業を最重点施策として取り組んでまいりたいと思います。メタボリックシンドローム対策を柱とした特定健診の結果を踏まえ、生活習慣病予防のための保健指導を積極的に行ってまいります。現在、特定健診等実施計画案を策定中ではありますが、厚生労働省では、5年後の平成24年度で特定健診受診率を65%、特定保健指導実施率を45%に目標値を定め、保険者はその目標値達成を義務づけられておりますので、健診率の向上に努め、国民健康保険制度の堅持と将来にわたる医療費の抑制に努力してまいる所存でございます。

また、高齢者医療費を抑制するため、地域におけるスポーツや公民館活動、団体活動などに積極的に参加をすることによる心の健康づくりと趣味の活動や野菜の生産、販売などを行うことによる生きがいづくりなどの対策が重要であると考えます。このため、今後とも高齢者のひきこもりなどない生きがい対策の推進に努力してまいり、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、国保税と後期高齢者医療制度についてのおたしにお答えをいたします。

75歳以上の国民健康保険被保険者の方は、平成19年3月末日現在で2,831人ですが、後期高齢者医療制度が発足いたしますと、この方々は国民健康保険制度から後期高齢者医療制度に移行することになります。これらの方々の国民健康保険税収入は減収いたしますが、これまで全医療保険者で負担をしていました老人医療給付費への拠出金50%は支援金として40%の負担となり、負担割合が軽減されることになります。そのため、国保財政にとってはかなり負担軽減されることになる見込みでございます。また、前期高齢者の医療給付費負担についても、国保財政負担に配慮した医療保険者間での財政調整が行われることとされております。

したがって、後期高齢者医療制度の創設により、国保保険者にとっては、今後の財政運営において負担が軽減される仕組みになると考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項については、担当課長に答弁をいたさせますのでよろしくお願いをいたします。

○渡部康吉議長　8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 共同企業体で工事は抜かりなく完成させるという社長たちのお話があったということで、まずは安心しておりますけれども、このように予算確保におくれが出るということというのは想定外のことと思いますが、ここの原因というのはどこにあるのでしょうか、お尋ねします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

今期の議会の開会のときに、私の方から報告をさせていただきましたが、県を通して国庫補助を受けよというご指導が県の方からありました。そういう補助事業があるのであれば、町の財政上大変ありがたい。ということで県の方をお願いをいたしまして、県の方を通して国の方に要望を、いわゆる計画書を提出させていただきました。その結果、私たちも当然年度当初にそれが補助事業として採択をされて、私どものところの工事に大きく貢献をするところ期待をしておりましたが、それが新年度に入って、県の方から国の採択にならなかったと、いわゆる不採択であったとこういう連絡を受けました。

それで、県の方もいろいろ検討をしたのだと思いますが、当初3,100万の予算事業費でしたが、何とか県に内示にあった分でやりくりをしたいので、十分その金額には満たない、おおよそですが、700万から800万くらいで何とかしのいでもらえないかという話がございました。それは、私どもにとってはなかなか納得できないことでありましたので、県の農林水産部長を通してお願いをしました。しかし、なかなか一たん国で決定されたものについて再配分するということは非常に厳しい、こういう話がありましたので、副知事にもお願いをしまして、それでは、申しわけありませんが私どもの方で、林野庁と直接交渉といいますか、お願い、要望を開始してもよろしいでしょうかと。そこで了解を得まして、副町長に最初林野庁に行ってもらって、林野庁の事情、あるいはここまで来た経緯等を確認をしていただきました。

その後、私も林野庁の方に2回出て行って、先ほど5番議員の方からもありましたがCO₂削減をどうするか、いわゆる木材産業のあり方全般についてもお話をしてきました。そんな中で、そこまで町の方で本気で林業にあるいはCO₂削減、環境問題に森林を通して取り組むのであれば、少し時間をいただきたい、こういうお話がございました。その後、再配分はしないという方針が、各全国に配布をした予算の中で、いわゆる受け皿等の、あるいは事業の変更等があるということで、それでは、林野庁としても全国のそういう変更をもう少し事情をつかんでみようと、こういうことになりまして、実は、私どもが期待していた1カ月、あるいは1カ月半くらいの間で結論が出るのかなと思いきや、そうでなかったということでここまで来まし

た。

いよいよ林野庁の方で再配分をするという決定をいただいたのですが、財務省の方との協議が必要だと、こういうことになりまして、さらにまたそこで協議の期間が約1カ月近くとられたということで現在に至ったことでございます。

このことについても、私は最後まであきらめないで、一般財源を議会に提案をしてご同意をいただくという方法もありましたが、何とか森林林業についての当町の取り組みも国の方に知っていただきたかったこともありまして、現在まで時間を要してしまったというのが経緯でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 予算獲得までの流れは、理解いたしました。

次に、先ほど足場とか仮設の資材関係についての予算増はあるというふうに答弁いただきましたけれども、館岩地域は、10月に結構な降雪があったことが過去に何度もございます。自然落雪の屋根勾配でありますから、今の足場等がそのままでもしも降雪があった場合にはという心配を受注業者の2社の方がされておりました。校舎や児童が危険にさらされるという可能性がありますけれども、どのくらいの、もう先ほど中止の解除の許可、指令が出たということでもありますけれども、撤去はいつごろになるか、おわかりでしたら建設課長、お願いします。

○渡部康吉議長 建設課長。

○舟木平蔵建設課長 お答えいたします。

きのうの委員会でご説明しましたとおり、現在、出来高はきちんと捕まえております。学校本体の主たる躯体はほとんどができておりますので、工事の中止命令をかけた後の開始の、解除ですか、中止命令解除の通知も出したところでもありますから、今現在、業者、それから町、それから管理事務所、一緒になって工程を精査しているところでもありますので、来月の早いうちに木工事の入札をいたしまして、直ちにかかれるような準備をしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 工事にかかった場合、最初から積算されていると思うのですがけれども、その板張りの部分は、足場をとるためには外の部分でありますけれども、どのくらいの日数が予定されておりましたか。それもまだわかりませんか、建設課長お願いします。

○渡部康吉議長 建設課長。

○舟木平蔵建設課長 お答え申し上げます。

具体的な数字はここで申し上げられないのですけれども、外張りのカラマツ材を張りつけるというところは、さほど面積はなかったかと思いますので、十分、議員おただしの雪の問題ができる前には、完全に外部の板張りを完成したいと、こんなふうな計画のもとに工程表をもう一度練り直して実施に当たりたいと、こんなふうに思っております。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 今の点については、理解いたしました。

足場や現場事務所、中止期間中というふうに、先ほど補償するというふうな話でありましたが、足場などのリース物件というのは3カ月とか6カ月とかというふうに業者の方に聞きましたけれども、3カ月とした場合、これもそっくり予算増になるのかどうか、その辺わかりでしたら答弁をお願いします。

○渡部康吉議長 建設課長。

○舟木平蔵建設課長 お答えいたします。

確かに議員おただしのように増額になるか、こういうおただしでありますけれども、それは今現在、積算基準に基づいた中で、全体の変更も合わせた中での精査、それから積算の見直しをしておりますので、業者の方とリース業者の方が契約した2カ月、3カ月、6カ月と、そういうような基準ではなく積算の結果が出てくるものかと思っております。実際にかかったものは変更の対象になるというふうな考えで今進めているところでございます。ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 はい、了解いたしました。

次に、木材搬入の業者らについてでありますけれども、搬入業者には組合が設置されて、その組合を通して納品ということだと思いますが、これは、組合を設置したというのは全町的に木材を使いたい。そして、その木材業者の振興というようなものにも寄与できるということで、これは町で指導して組合を設置したのでしょうか。

○渡部康吉議長 建設課長。

○舟木平蔵建設課長 お答えいたします。

以前から南会津の木材振興のための木材を取り扱う業者の人たちが集まった組合がありましたので、その代表が田島町の新町の二久さんという方が代表してましたので、個別に材料、それから、あらゆる木材に関するものを調達というものは個人的な考え方の中でできませんので、その代表の方と相談をしながら物事、材料の使うよしあしとか材料の品質だとか、それら

を代表の方含めながらずっとこの間調整をしてきて進めてきたと、こういう内容であります。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 納入の経緯については、理解いたしました。組合の設置事業というか、そういう形については確認いたしましたけれども。

木材業者は南会西部、きのうの説明の中で業者同士の商取引という説明もありましたけれども、町発注の事業であります、これは。それで、木材納入の業者は、南会西部建設コーポレーションの方に3月中におおむね納品をしろというふうな指示を、要請を受けたそうであります。それで、一部4月にかかったけれども、3月中には納品をしたと。そして、今までの間に品質が悪化、劣化したものを何度となく交換させられたと二久さんの方で、室井さん言っておられました。舘岩の製材業者に関すれば、11月に塩沢という山を、山というのは立木ですね、を買い伐採をして選木をして搬出し、工場で粗びきをした後、郡山の乾燥工場に入れたそうであります。そうしないと3月の納品には間に合わない。その要請にしっかりとこたえてきたのに、予算がつかないからということで入金されなかった。この責任はどこにあるとお考えでしょうか。

○渡部康吉議長 建設課長。

○舟木平蔵建設課長 答えいたします。

まず、当初の発注の仕方でありまして、木材を使った中での補助の対象となると、こういう事業でありましたので、当初はすべて内外装の木材を使うような設計書を一たんまとめたわけでありまして。その後、内部については木材を使うということで補助の対象になるということありましたので、その内部についての木材は当初の発注から除いてあります。その後、農林事務所と協議を重ねたところ、改めて外部に使う木材についても補助の対象としますよと、こういう情報というか話の中身がありましたので、変更で外部の木材を減額した、こういうのがその経過の流れであります。

その中で、木材は地元の材を使いたいというふうなことから、カラマツは大変狂いがあるというふうなことから、当初から蒸気乾燥したもので使うよと、こういうものでありますから、改めて狂いがないように蒸気乾燥するといったものではありません。当初からそれを見込んだ中での製品でありますから、その中で節、しんに節があるとか、それから飛び腐れが入っているとかそういう話は受けております。したがって、そういう不良材だと、こういうふうなところの分については交換と、こういう話も聞いております。

したがって、発注の段階から一部の材は除いた中での発注、変更の中で外部も除いたと

いうふうなことでありますから、J Vの責任者の方々は先を見越した中での指示かなと思いますので、私ども発注者としては、いつまでに納品というふうなことは申ししておりませんので、それは元請と下請の中での話の中なのかなと、こんなふうに私どもは認識しております。

以上であります。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 発注はされていないと。元請と納入業者の、木材業者との話し合いの中でそうなったというような今お話だと思うのですけれども、町では予算が確保できてから発注ということではもちろんこの材は間に合わないと思うんですけれども、当然、見越して地元のいい材を何とかいい状態で使っていただくという思いで、先を見て伐採をして乾燥して納品ということだったと思うのですけれども、町は減額をしてその部分は後から発注、まだ発注していないんだということ、そういう認識でよろしいのですか。もう一度お願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

契約上は、そういう認識でいこうと思います。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 製材業者に経営経費が発生し、一番最初は去年の8月18日だったと思うのですけれども、教育委員会の方でこの説明、組合構成員の業者の方に説明があったという話を聞きましたけれども、もう1年になりました。業者は、3月には、発注されてないといっても納品を終えて、この売り上げ収入がまだ未納という状況。契約上は、今、町長の申されたとおりでと思うのですが、それぞれの木材業者にこの猛暑の夏を4カ月間置いたために、少々の反りや狂いではないというふうに聞いたのですが、その材は確認されているでしょうか。私、どうも二久さんに聞くと現場に納めた。現場の館岩の業者に聞くと、いや、現場にはない。南会西部さんでどこかに保管しているんじゃないかというような話ですけれども、町の方では、その木材の状況というのは、実際に、その反りや狂いが多少出たという話ですけれども、確認はされたのかどうかお伺いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほど、私、当初の答弁でもお話ししましたように、そういう情報はいただいておりますが、契約行為がない状態ですから、確認は当然しておりません。

それぞれ、それぞれの立場でご心配があったり、あるいは不都合が生じたりすることは、そ

の局面局面を考えれば理解できますが、私は、さっき5番の議員に、森林林業のときにもお答えしましたが、製材工場を含めて木材産業全体として、やはりそういう地場産材を使うとすれば、そういう材を少なくとも全部とは言わないですけども、絶えずストックをしておく。そういう態勢をとっていかねばならない。このところは今回のことを通して、大いに反省をすべきだと思っています。

しかし、当たり前というようなそういう行為は、やっぱり法律に基づいてやっていく、あるいは契約という一つの制約を受けながらやっていくときには、やはり毅然した、いわゆる中で対応すべきだと思うんですね。つまり、何とかなるだろう、あるいはするだろう。私たちは、絶えず工事を発注する側にいます。しかし、受注者側であっても、どんな災害が発生するかわからない、あるいはどんな事案が出現するかもわからない。そういう緊張感の中で私は、いわゆる発注者側と受注者間の責任という意味での関係ができるんだと。それは、やはりこれから、事業でなくてすべての事業においてそういう緊張という襟を正した発注者と受注者の関係であるべきだと、こういうふうに理解しておりますので、いろいろな意味で、私が先ほど説明したように、遅くなったことでとりもなおさずその原因が発生していることは間違いないと思います。しかし、先ほど建設課長が話したように、それを契約から外したと、変更契約をしたという時点で、やはり事業者の方もそれなりの対応を私は準備としてとるべきではないかなと、こんなふうに思っております。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 町長、町のお考え、納得しなければいけないのだと思いますが。町発注の公共事業において多額の債務を抱えてしまった。実際にこれは出ているわけですね。相当な金額であります。これは、建設課長がおっしゃるように、発注していないのに業者間の中で勝手に進めたことというふうに解釈もできるのかもしれないのですけれども、町発注の公共事業において、町民が、町の事業者が泣きを見ること、これはでき得る限り避けたいというふうに思うわけですが、これはやはり民事再生法を申請した会社からの手形、つまり不渡りですね、これはやはり自己責任という解釈しかないのでしょうか。もう一遍お願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

言葉のやりとりというか、どういう言葉になるかということになってくるのだと思いますけれども。いわゆる地場産材事業とか、いわゆる地産地消とか、これは甘えを助長するものではないんです。あくまでも地域に隠れた資源を活用する。人材も含めてです。しかし、その中に、

私は1つの工事を完了させる過程の中では、それぞれの技術とそれぞれの信頼とそれぞれの責任が必要だと。その信頼という面で、町が発注した公共事業として、大変、そういう意味では補助金の決定に時間を要して、いろいろな意味で、精神的な部分も含めてご迷惑かけたということはこれ認めなければならない。しかし、契約行為にあるのであれば、それは町としても契約行為の中で責任を果たすということになります、わざわざそういうことがあったので契約を除いていた。そういう事実には、やはり真摯に向き合わなければならないというふうに私は思っておりますので、単純にはねのけるというようなことではなくて、今後、十分町としてはこういうことのないような対策をとらなければなりません。

しかし、これも県を信じた町長がいかにと言えばそれはそのとおりだと思いますが、私は県からわざわざ、町の財政に負担をかけない制度が、補助がありますよということだったので、それを真摯に受けて、それを信じてこういう契約の方法をしたわけですから、それが結果的に実際の現場に、いろいろな意味で負担や迷惑をかけたということは、私は個人的に、人として、人道的に申しわけない、こういう思いではおります。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 統合小学校の件に関しては終えたいと思います。

次に、医療費の抑制についてでありますけれども、4地域の支出割合、伊南が120.7という、やはり高齢化の進んでいる地域が多くなっているのかなと。また、南郷地域においては新しい医療施設が充実されたためにふえたのかなというふうな感じもしますけれども、重篤患者が多いという説明でありましたから、それが大きな要因なのだろうと思いますが。

健康福祉には、先ほどのお話にもありましたけれども、数えきれないほどの施策が講じられております。国の財政難から細かい制度上の規制というのがあり、職員の考える住民本位の施策がなかなか展開できないというのが実情ではないかなというふうに思います。予算処置が少なく、規制が多いというようなことではないかと思いますが、医療費抑制と書きますと、どうもかかるなというふうにとられると困るのですけれども、受診率を変えずに医療費の抑制ということで言いますと後発医薬品、テレビ等ではジェネリックということでもかなりコマーシャルもやっておりますけれども、こういうものの使用、これは、町で使えとかそういうことはできないのだろうと思うのですけれども、こういうのも使えるんだよというような広報とか、それは個人的にお医者さんをお願いしてお医者さんが使うかどうか、これはまた別の問題であろうと思いますけれども、そういうことは検討、普及に関して考えたことがあるかどうか、ひとつ伺いたいと思います。

また、健康人づくりということで、スポーツ振興は先ほどの答弁の中にもありました重要な施策の一つだと思います。たばこの害、これについては小学生、中学生、高校生にしっかりと、高校生ぐらいにその指導をしてもなかなか受け入れてもらえない。未成年の喫煙が減る傾向はないというふうに言われておりますけれども、小学生、中学生のうちからしっかりと知識を身につけさせることは、やがての町の健康な人を多くするというのに役立つのではないかなというふうに思います。この点についてもお考えをお聞きしたいと思います。

たばこをやめたい、本数を減らしたいと思っている人は実際に相当多いというふうに聞きますけれども、強がりや依存度が高くやめることができない人がやめない。やめるくらいなら死んでもいいとかというような話も聞きますけれども、禁煙に対する支援、これも町民の健康づくりには重要なことというふうに思います。禁煙は個人の意志だけではなかなか無理というふうに専門家の意見にもございます。ニコチンパッチなどの医療品の支援、こういうものも健康なまちづくりの第一歩になるのではないかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

健康被害というのは、喫煙者、主流煙だけでなく副流煙、こういうものが問題視されておりますけれども、この点についてお考えをお聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○大竹政義住民生活課長 お答えを申し上げます。

まず、後発医薬品にかかわる部分のご質問をいただきまして、ご承知だと思いますけれども、国としましてでも、後発医療品の普及という部分で努力している経緯がございます。しかしながら、現状、医療の現場では、医師の処方せんの中で、どうしても後発医薬品といいますか、これの処方がなされないという現実もございます。私どもの調査によりますと、今後こういった後発医薬品について、現実、住民、町民、住民の方の理解も余りされていないという現状もありますので、この辺についても、県も含めて、町としましてこういった医薬品で足りる、治療として足りるのであれば、全国的にこの活用がされるような方向性が見えればよろしいのかなと、こう考えております。

それから、たばこの害についてのおただしがございました。たばこにつきましても、基本的にたばこは体に悪いということについてはだれしも認識しているわけでありまして、どうしてもこのたばこについては、本人に明確なたばこの害も自覚症状がないという問題もございます。

いずれにしても、たばこは喫煙者だけでなく周りの人たちの健康にも影響を及ぼすわけでありまして、たばこの害について、子供たちも含めて家庭とか学校とか地域等々にた

ばこの害に対する認識を再度持つていただくというようなことが大事であるというふうを考えております。

それから、３点目の、たばこも含めた、いわゆるたばこの害に対する支援というおただしがございました。これはニコチンパッチのお話もあったんですけども、これを行政で支援という形ではなくて、ニコチンパッチそのものが医療の現場では医師の処方によって対応するというのが現状でございます。たばこのこれらの治療といいますか、のためのニコチンパッチ等に対しての支援じゃなくて指導という形で、平成20年度からスタートする新たな医療改革の中で、町としても対応していくのが望ましいのかなと思っております。よろしくお願いします。

○渡部康吉議長　８番、楠正次君。

○８番　楠　正次議員　そうですね、支援、たばこを吸う人に支援というののもちょっとどうかと思いますが、指導・啓発そういうものを進めていただければいいのかなというふうに思います。

それから、後期高齢者医療制度と国保会計についてであります。私が聞いたのとちょっと違いまして、老人保健関係の拠出金の割合が減るということもありまして、自治体運営の国保会計では運営が楽になるというような話をお聞きしまして少し安心しているところでありますが、後期高齢者医療制度については、まだ流動的な法制度でありまして、今まで扶養であったものが今度は納めなければならない。でも、それは今、企業、財界等でも反対が多く、改正、また改正されるというような話もございます。11月の広域連合の議会終了後にはその指針も示されると思いますので、そういうものが対象町民に深く理解をしていただけるような広報活動などをお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○渡部康吉議長　住民生活課長。

○大竹政義住民生活課長　ただいまのご質問にお答え申し上げますが、まさに今ご質問の中でございましたように、ここに来て後期医療関係の、厚生労働省も含めて考え方も、負担についての部分なんです、考え方が少し動いているような状況、ぐらついている部分があるのかと思っております、私ども現場のサイドではですね。

いずれにしても、この抜本的な医療制度が改革されるわけありますので、これらに対する広報については、今後、広域連合の事務の経過を踏まえて、町としても精いっぱい対応することは当然でありますので、そのようにご理解しておりますので、よろしくお願いします。

○８番　楠　正次議員　終わります。

○渡部康吉議長　以上で、８番、楠正次君の一般質問を終わります。

◇ 星 光 久 議員

○渡部康吉議長 次に、7番、星光久君の登壇を許します。

7番、星光久君。

○7番 星 光久議員 議席番号7番です。星光久です。よろしくお願いします。

質問内容については大きく分けて5つになるわけなんですけど、何回もこれ、質問の中身は今までの経過もあって、よい回答が得られればすぐ終わるし、そんなにあれしないで簡単に行きたいと思いますので、よろしくお願いしますと思います。

先ほど8番議員も質問したように、町民がみんな心配しているわけで、第1問については館岩小学校の完成はいつかと。文教厚生委員会の所属でもありますし所管でもありますし、そういうことで、事務調査の中で明らかになっているように、工事が6月1日から9月半ばまでとまったということで、この中身については国・県からの交付金等もあるし地場材の単価によるものもあると、そういうことで、今後の見通し、さっき答えは出たのですが、伺いたいということでございます。

それから、2つ目に、新聞によると南会西部建設の工事請負について民事再生法が申請された、そういうことで、全会津ではトップクラスの会社だと、そういうことで44億円の負債等あって、今後の工事完成まで本当に支障ないのかこれを伺いたいと思います。

それから、学校の修繕について。

南会津郡内の小学校10校、中学校6校、そして給食センターということで、事務調査の中で中学校、中学校でなくて、その中で学校内の修繕、これが非常にやっぱり学校からの要望がございました。そういうことで、できたもの、できているものをそれ手をかけないわけいけないものですから、ぜひやはりこれ予算を含めて考えていかないとせ、後から大変な出費がかさむということで来たので、よろしくお願いしますと思います。

それから、3つ目、鳥獣被害の110番を設置をということで、町内全域にクマ、猿はもとより、ものすごい農作物の被害が非常にふえております。まさに秋になりますし、収穫期を前に何らかの対策はないのか。今からこれ準備しないと、いざその時期になってやっぺと思っても会議等やっていたら、これ間に合わないの、この点もよろしくお願いします。

それから、猿捕獲については、おれも福島の講習さ行ったり何らかの話し聞いたりしてきた

んだけれども、やっぱり今これからの秋から春にかけてとらないと、なかなか今、食べ物いっぱいあるからなかなかとるの難しいと。そういうことで、これからはやっぱり対策を考えて、よい捕獲方法を考えていきたいと、お願いしたいと思います。

それから、毎回出ている旧田島地区の中学校の給食問題、十何回出しているのですが、まだほれ、来年の、本当に来年度に実施できるのかなと心配するわけではないのですが、工事はまだやってないし、大変な心配なんです、ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

それから、荒海中学校の用地問題、これも何回も出しているわけなんです、これも町民がみんなこれ心配している問題ですので、教育長、この時期に教育長になって運が悪かったか何だかわからないんだけど、早急にこの解決をお願いしたいと望むわけでございます。

そういうことで、以上演壇から、再質問は自席から行いますので、よろしくお願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 7番、星光久議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、館岩統合小学校の完成に関する1点目、今後の見通しについて及び2点目の工事完成までに支障がないかとのおただしでございますが、8番議員の答弁と同じ内容となっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、鳥獣被害110番の設置に関する1点目、クマ、猿等による被害対策についてのおただしでございますが、クマ、猿等による被害問題は、地域の経済的損失や生産者の精神的影響が大きく、特に被害の激しい箇所においては、耕作放棄が進んでいることも事実でございます。現在、それらの対策としてさまざまな手法による対策製品が市販されておりますが、これという決め手がなく、物理的遮断方法でしか効果がないのが現状であります。しかし、電気さく、防護ネット等による物理的に遮断をする方法は、個々の対策としては有効であるものの、町全体を考えた場合、今まで出沒していない、対策のとられていない地域に被害が広がるおそれがあることも専門家より指摘をされているところであります。

今後の対策は、地域と行政が共同で行う対策の仕組みづくりとして、猿などが出沒した場合にすぐに追い払える態勢をとるため、鳥獣被害見回り隊を結成し、その中で、議員から提案のありました鳥獣被害110番の役割も持たせてまいりたいと、このように考えております。当面は農林課が窓口となり、鳥獣被害に柔軟な対応ができる体制づくりを進めたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、2点目、猿の捕獲の有効的対応策についてでございますが、町で策定するニホンザル保護管理計画について県と協議をしてきたものが、9月末に県から認定になる予定であります。

この計画に基づいて実施していくことになる個体数調整、いわゆる捕獲についてであります、この保護管理計画の中で、議員からご指摘ありました点について対応をしていくこととなります。現在、町内に生息していると思われる猿の頭数は、町捕獲隊、鳥獣保護員、住民への聞き取り及び町職員の目視調査により算出した結果、推定で29群、2,300頭程度生息していると考えられます。この数値をもとに、計画の中では各群れごとに捕獲する頭数を定め、捕獲隊等の関係機関、地域の協力を得ながら、主に目視のきく冬を重点期間として計画的に捕獲を実施していく予定でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、町長に求められました答弁とさせていただきますが、具体的事項につきましては担当課長に答弁させますので、よろしくお願いをいたします。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 次に、学校の修繕についてのおたかしであります、通常の修繕費については各学校に予算配当しておりますが、平成19年度当初予算の総額は488万円であります。また、額の大きなものについては事務局予算の中に計上しておりますが、修繕費及び修繕工事請負費で896万円となっており、合わせて1,384万円となっております。

このように、毎年多額の修繕経費がかかるため、額の大きなものについては年次計画を立てて対応をしているところですが、ご指摘の体育館の屋根の塗装につきましては、平成18年度に荒海中学校、南郷第一小学校、南郷第二小学校において実施し、その総額は646万5,000円となっております。このほかにも、昨年までに要望の出ている学校が田島第二小学校、田島中学校、檜沢中学校があり年次計画を立てておりましたが、今年度に入り、伊南小学校、南郷中学校において雨漏りが発生しております。しかしながら、この両校とも常に雨漏りがする状態ではないとのことでありますので、状況を見ながら年次計画の中で対応してまいります。

また、プールの修繕については、本年度に入り南郷第一小学校と南郷中学校において漏水が確認されておりますので、9月に入りプール授業も終了しましたので、原因を究明し対応してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、旧田島地域中学校の給食について。

来年度から実施できるのかとおたかしですが、本年度は給食の実施方式について決定し、その案で町的意思決定が整いましたら、早ければ来年度に基本設計を行いたいと考えております。

その後の実施計画を来年度中にできるかは、今のところは未定ですが、実施計画とともに国庫補助申請等の準備が必要となりますので、工事そのものは起債との関係もあり、平成22年度

以降になろうかと存じます。現在まで教育委員を中心に、各種資料を取り寄せながら給食方式の検討を続けておりますが、体制として給食センター方式にまとまりつつあり、建設候補地の検討にも入っておるところであります。今後は10月に先進地の給食センター視察を実施し、12月までに教育委員会としての方針を決定し報告書を作成することとしておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、荒海中学校の用地問題についてのおたしでございしますが、去る6月議会定例会で答弁しましたように、相手方が考えている校庭奥の山の問題や、体育館の境界等も含めた土地の問題全般を解決することではなく、一つ一つ切り離して、まず荒海中学校の用地の分だけでも決めていかないかということで交渉しておりますが、以前と同じ話の繰り返しになり、条件の提示もなく一向に進展が見られません。したがって、やはり話し合いによることには無理があり、裁判による解決を考える時期もそう遠くはないと考えます。このことは、本年4月の段階で、町は裁判のことを真剣に考え始めていると相手方に通告をしたこともありましたので、このたび決算審査講評で監査委員からも法的手段で早期に解決を図るべきところのご指摘もありましたので、そのことを念頭に置きながら交渉を続けてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星光久議員 今、町長と教育長から答弁あったのですが、館岩小学校の問題にちょっと触れてみたいと思います。

県と、県を信用して、早く言えば先行工事というか先行投資というか、そういうだとおれらはこう感じるんだけど、今までの経過の中で、口約束でやっぱりこういう工事の仕方ずっとやってきたわけか。普通だと、おれらもほれ、家建てたり何かするとき、何ぼおれ錢だすから家つくってけろって言ったってほれ、契約書を結ばないうちは、うちはつくんねえよな。町長だってそうだと思う。これ、公共事業だって言ったって、おれは、公共事業ならなお難しいんでねえかと思うんだ。その思いはわかる、思いは。町だ、何かの交付金をもらって安く上げたいとかそういうことはわかる。中身はわかるんだけど、どうしても、町では理解できないというのは、子めらっこと子めらっこの約束みたいなことで、口約束だとおれは、そうしか考えないんだけど、今までの契約の中で、そういう契約ずっとやってきたかやってこないのかお伺いしたいと思います。そういうことです。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長　お答えをいたします。

多分、議員勘違いをされているのではないのでしょうか。先ほど建設課長が答弁したように、いわゆる木材を使って、一部内部材についてはやる予定だった計画に、当局に入ってきましたけれども、それも、あれは外部材も含めて議会にかけて変更して外しましたよという話をしていますよね。そういう理解でよろしいのでしょうか。ですから契約には入っていないということですよ。

○渡部康吉議長　7番、星光久君。

○7番　星　光久議員　その中身については、そう言って入っていないというわけでわかりました。

そして、一々細かいことは、そういうことはなっていないということなのですが、そうするとせ、1つ聞きたいのですが、地場材、地産地消の材を使いたいということで塩沢のカラマツを切ったと。カラマツ材を使ったと。そういうふうになった場合に、我々これ、地産地消、地元のをあれを使ってけろというような今まで形でなっていて、先ほど、21番の議員も含めて、補助関係も含めてなんですが、下郷町から入ったりするとだめだと、そういう形もあったので、この件については只見町は、地産地消の材として県内を言っているのか、地産というのは、また、郡内を言っているのか、また町内までを言っているのか、そこらはどうなんですか。

○渡部康吉議長　建設課長。

○舟木平蔵建設課長　お答えいたします。

舘岩小学校の統合小学校に使用する材木はカラマツ、そのほかに広葉樹があります。カラマツについては地場産材ということで南会津材を考えておりました。そのとおり、南会津の材を組合の代表の方たちはある程度見定めをしながら準備をしてきたと、こういうことであります。

したがって、只見とか下郷のカラマツは入っておりません。

以上であります。

○渡部康吉議長　7番、星光久君。

○7番　星　光久議員　今、さっき8番議員にあれしたときに、耳、これ、聞き逃したか何だかわからないけれども、カラマツ材については只見町の塩沢の山を切ったと、そういう形で聞いたんだけど、それもやはり……

〔発言する者あり〕

○7番　星　光久議員　舘岩。ああそう。

〔発言する者あり〕

○7番 星光久議員 ああ、そう。終わり。そういうそうでございまして、地場産というのは町内から使う、そういうことで了解しました。

あとは、その契約が、契約してから製材したでは間に合わないというふうな、準備が間に合わないというようなさっきの答え出たんですが、契約しないうちに、どこかそういう材木の集め方法何かあるわけなんですか。そこらひとつ町長。

○渡部康吉議長 建設課長。

○舟木平蔵建設課長 お答えいたします。

それは、組合を代表する二久さんたちの中での話であって、もう事前に伐採をしてストックしているという業者があればできますけれども、その組合自体がないとなれば、ある程度のその乾燥期間、それから蒸気乾燥を前提としておりますので、それらの準備はしなくてはならないと思っておりますけれども、あくまでも当初の発注の仕方は木材を除いた形の発注でありますから、それは組合自体が考えたことである、このように認識しております。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星光久議員 最初の発注は木材抜いたと。それから、途中、地場産に変更になったんだな。そういう形で、違うの。そうでなかったら、違ったらおれ違うんだけど、おれ、そう聞いたかな。ほんじゃから、途中から地場産に変更になったと思うの、契約内容で。何月だい、3月の議会か何かで、そういう地場産を使うために、モルタルだ何だわからないけれども、カラマツ材に変更したいという、そういう申し出あったんです。そういうことで、ほんじゃから、そのときから既に始まった中身で、そのときの契約というのは、先に切っておかないと間に合わないのかと、おれ聞いているのそこなの。契約、ほんだって、その材料使うべと思っただけでねえかったら材料とつとけんよあんめした。そして途中から変更になって、そのカラマツ材を使いますよって議会の中で説明した。ほんじゃから、それなんでよく間に合ったなと思うわけで。そうでないの。おれの考え違いだか何だわかんないんだけど、そうでないですか。そうするとせ、今ほれ、こういう形で行った場合、切った材木も、疑うわけでねえけども、早く言えば100日、100日もただでしと置いたってほれ、カラマツ材だって何だっけかびたり何かして、おらの前で大工様毎日やっているんだけど、なぜだよって言ったら、横になってさんぶったり何かしたってほれ、そこをは、ずっと跡ついちゃって、カビ生えるみたいな跡ついちゃって本当にだめだよと。そういう形で、ましてやカラマツなんか大変でねえかって言われたんだけど、そこらの辺はどうなんですか。

○渡部康吉議長 建設課長。

○舟木平蔵建設課長　お答えいたします。

当初から、木材は地場産材のカラマツを想定した中での設計書を組み立てたわけですから、途中で変更したわけでも何でもありませんので、それは議員が何かの勘違いなのかなと思っております。

それと、その乾燥の話なんですけれども、いろいろな乾燥の仕方ありますけれども、カラマツ、特に狂うというふうなことから蒸気乾燥材というふうに設計書の中ではうたっておりますので、蒸気乾燥は普通の乾燥よりも十分によく乾燥できるというふうなことから、全く使えなくなってしまったというふうなものは、その管理の状態もあるかと思いますが、蒸気乾燥は非常にいい乾燥の方法でありますので蒸気乾燥材を使うということになっております。

以上であります。

○渡部康吉議長　7番、星光久君。

○7番　星　光久議員　おれの考え違いだもんで、町長そうだったよな。契約書の中には、地場産によつては、途中は取りかえたよな。その申請、県のその林産何とかのあれやるからそれを使ったらいいんねかって。おれの考え違いだ何だかわかんねえけども、おれはそう思っていたもんだからそういう形になるんですが、そういうことで、違ったらそれでいいけども、知んねえけども。そういうことで、これからの見通しとして、おれらほれ、みんな心配しているのは、6月にこれ売上高、今までかつてない50何億も売り上げあったなして、そして6月末にこの43億の負債で申請。何ともこれ、おれらはこれ、新聞と建設課の説明で、何ともこれ理解しがたいんだけど、6月末に一番、これ、今までかつてない売上高あって、6月末に……

〔発言する者あり〕

○7番　星　光久議員　うん。違う、これは、負債は。新聞とり見っとせ、6月末に44億の負債あったって出ちゃったのな。おれらほれ、どういう理解していたかわかんないんだけど、なかなかやはり中身が厳しい、まやかしの何かやっているんでねえかななんて、こうあるんだけど、おれらはそこらわかんないけども、そういうことで、早急に館岩小学校の完成を我々は望むわけです。

その中で、文教厚生委員会の中で申し入れしたのは、材料も含めて見たいと、工事ストップしている中身、どこらがどういうふうにストップしているんだか見たいと言ったら、工事ストップしているから見せられませんと。そういう形が帰ってきたわけ。そういう形で、おれらは別にでき上がりなんて見ねっての、格好いいの、でき上がったら板はってあれしたら。途中経

過を我々だってこう見たいな、ということで、文教厚生委員の中で申し入れしたわけで、そういうことで断られっちゃそれ見ようねえけども、これからもすぐ、一応調査までは行かねえべけども、そういうことで見さ行きますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、町長、町長でいいかな。町長続けてやったわな。

鳥獣の110番のやつ、町長も十分わかってっと思うんだけど、本当にやっぱり大変なの。ほれ、滝原から、この前は西部の方でもう猿出ちゃって方法ねえなんて、だれか買っちゃいた機械、1カ月これ持ってって、そんじゃやって、これいいなって言って、いろいろな場で、どこさでも出るわけ、これ。出ねえのは桧沢地区、今は見っと桧沢地区ぐらいか、あと田島地区あたりかなって思うんだけど、ほれ、来年になったっくれ町長家の裏あたりさまでも行ってんでねかと思うの。そういうことで、本当にやっぱり真剣に考えないとせ大変だなと思うわけ。そういうことで、おれらもほれ、いろいろな形で講習さ行ったり何かしているんだけど、猿は利口で、なかなかとんねえほど、今えさあつから。

そういう形で、秋から春にかけて、何とかやっぱりとる方法を考えて、飯坂あたり、ほれ、おりつくって、おりさこうえさ入っち、えさ食っち、こう入れんだけども、そうなとせ、かなり1回に10匹、20匹入るなっていうような講習受けてきたんだけども、そういう形でやらないとせ、大変なの。

そういうことで、おりつくるって、これ、ただつくらんねもな。おりの免許取んに、ほれ5万円もかかるわけ、申請書。何だかんだ、狩猟免許取んに大体15万ぐらいかかるわけだ。その前、鉄砲持つために10万ぐらいかかるわけよ。そして鉄砲買ってあれすつとせ、何だかんだでそれこそ、議長もわかってると思うんだけど、本当に大変な出費。そして鉄砲を持っている人、本当にリンゴだの何だか我が家の被害あつかというとせ、議長も含めて稲さはそうクマ来ねし、そういう形で、本当にやっぱりボランティアにはちょっと事過ぎるほど、やっぱり出費が多いのな。

そういうことで、何とか本当に行政の方でなんないかと思っやってるわけなんだけど、見回り隊をつくってもらって大いに結構、つくってもらいたいんですが、そういうことで、何かいい案もしありましたら、町長、それから契約のときのあれまで含めて……

〔発言する者あり〕

○7番 星 光久議員 いや、変更した部分。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 大変長いご質問だったので、前の方の質問が的確にとらえられるかどうかちよ

っと疑問ありますが、館岩統合小学校の契約のことだと思いますけれども、建設課長が最初から地場産材のカラマツを使うというのはいわゆる外壁として使おうと、こういうことの考え方だと思うんですね。ところが、それは県の方からの指導もあって、いわゆる国庫補助事業に該当するぞと。だから、それは途中で、一たん契約をしたんだけど、契約を議会にかけて変更していただいて、そして一たん木の外壁の工事は外して発注しましたよと、こういうことでご理解をいただければよろしいかと思います。

そういうことで、確かに、先ほども8番議員の方にもお答えをしましたが、いろいろと想定、つまり、ある意味で町発注事業ですから信頼度の高い事業だという、恐らくお考えもあったでしょう。そういう想定の中でいろいろと配慮をしてきたと思うのですが、私は、今回のこの遅延で大いに反省しなければならないのは、やはり農林課が、どういう材を、どういう時期に生産材としてストックさせるか。あるいはその製材業者、一般の民間の方で、ここのところの指導がやはり十分に行き届いていないということで、今回のこの館岩統合小学校を取り巻く事業について大いに反省をして、先ほど5番議員にもお答えしましたように、ストックヤードをちゃんとつくって、しかも製材工場の力もかりてやっていこうと。そうすれば、いわゆる地産地消が非常にスムーズに現実的になっていくだろうと、こういうふうに考えておりますのでご理解をいただきたいというふうに思います。

猿問題についてであります。私はいろいろな集落に参りますが、どこへ行ってもほぼ猿対策について出ない地区はないくらいに猿被害については非常に、当町にとっては大きな問題であるというふうに認識しております。

そんな中で、猿のことは光久議員に頼めば大丈夫だと、こういう町民からの意見も大分多く出ているくらい、議員は、いわゆる狩猟免許をみずから取得して、あるいは電気さくといひますかセンサー等で猿を、いわゆる寄せつけないといひますか、追い払うといひますか、そういう方法を貸し付けの手助けをしたりしているということも十分承知です。議員のお考えと同じくらい私も心配しておりまして、農林課の担当者の方には、議員がみずからこんな行動しているのに何で対応できないんだということを何回も、実は申し上げております。

そこで、先ほども申し上げたように、猿捕獲についてはニホンザルの保護管理計画というのを急いでつくっていただきました。そして、今月の末、間もなく県の認可があると思いますが、これを取得することによって、これまでのように許可ではなくて、随時捕獲することができます。と同時に、やはり猿についても自然と共生という意味では、猿の個体を捕獲すればいいかということではないので、いわゆる捕獲のめど、頭数、これをどのくらいにするかという意味

でも、関係者の応援をいただいて、おおむねです、おおむね先ほども申し上げたように29群の2,300頭ぐらいだろうということなので、この数字を基本に捕獲頭数をこれから決めていきたい。その捕獲の方法についても、やはり議員おただしのように、時期的に捕獲できる時期とそうでない時期がありますので、これらについては、より猿の習性を知っている駆除隊員等の知識をかりながら進めていきたい。私もこのことについては本気で取り組んでいますので、その本気だけでは、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星 光久議員 これからのことなので、本気だけではだめだから、日夜、行動も含めてお願いしたいんですが、そういうことで、まず秋から春にかけてそういう対応策、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、それから、今度は学校の修繕について質問、教育長の方き質問するわけなんですが、文教厚生委員の中で西部と、西部地区、町内全部これ所管の事務調査してまいりました。どこからもやはり要望上がるのは、何とかしてくんちえ、してくんちえってその話。そういう形で、大変だなと思うのほれ。屋根だから、そこらのわきっちよの板っぱちだの枝だの何だのなど、雨なんか漏ったて、漏んねんだけども、屋根ぐらいつとせ、それこそ、みんなわかっぺと思うけれども、どこさ伝わってどこ腐るかわかんねの。そういうことで、早く修繕やつぱり、学校でも考えてんのは、それだと思ふのな。余り大きくななんいうちに、早くやはりペンキ塗ったり何かしてもらいたいと。

あとはプールの問題で、プール1日何万もかかんだと。そういう形で、これ二、三カ所あったか。そういう形で、あと止めてつとこもあるし、町内のプールも使つてつとこ、町内のプールあつとこはいいんだけども、そういうことで、プール使うには1日何万もかかると、これ、水代。水と泡と漏っちゃうから。そういう形で、何とかやはりしてもらいたいというのは、ほれ、切実な願い、ほれ、これは間違いねえと思うの、やつぱり。そのほどただぶん投げるわけだから。水もむだにするわけだから。そういう形でよろしく願いしてくんちえって頼まれてきたんだけども、そういうことでよろしくお願いします。

そういうことで、あと修繕、維持管理の問題で檜沢中学校の不審火、ほれ、新聞さ出たものだから、何とも隠しようも何もしようがねえな。被服室のノート燃えるちゅう、こういう形で出たもんだから、この原因はどういう、管理能力、管理、ほれ問われつと思うの。校長先生が管理問われつと思いますので、その辺どういう、原因何か、今わかったら。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長　それでは、今議会の冒頭に申し上げました、いわゆる檜沢中学校の出火の問題でございますが、この件につきましては、原因は子供が、いわゆる火遊びといいますか、それをした結果そうなったと。それで、どのようにそれがわかったかといいますと、生徒指導の中において自分から名乗り出るような方策をとりまして、その結果、本人が名乗り出たということで現在わかりました。それで、そのことについては、おとといですか、25日の日に、各保護者の方にも学校の方からお話ししてあるはずです。そして、今後、児童相談所、それから警察署、そういったところとよく、学校とも連携をとりながら、その子供が今後、これからこういうことのないように指導していくという体制を整えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○渡部康吉議長　7番、星光久君。

○7番　星　光久議員　この子供の答えは出たのに修繕の方はまだ、余りいい答え出ていないのですが、そういうことで、それも含めて、あと給食の問題で、随分これ日数もたっているし、計画計画では、これ、町長も給食はやるというような形で16年から答え出してあるわけだ。そういうことで、計画だけでなくて、22年からねえどせだめだなんてこう今聞いたんだけど、そうであれしてねで、何で早くできないのかと。みんながこれ、生徒持っている親も含めて、おれも1回、伊南の中学校さ行って給食、銭200何ぼか出して食ってきたよ、これ。生まれて初めて食った。いや、こんなうまい給食食えるのかと思って、行ったらみんなそう思って、いや、いいぞな、いいぞななんて感心して来たんだけど、そういう形で、生徒も本当にここさ来っとせ、まんま食って、そして友達から、多いからとかってちょっともらったり何かして、そのくっちゃり、あれしたりしてこうやっているわけ、和やかな、本当にいい雰囲気。あそこを見っとせ、やっぱり心配事なんて、ああいう形でグループでやっとせ、それで火つけなんて不始末だの何だのって、そうだからもん起きねんねえかと思うの。そういう一面も、おれはのぞいてんでねえかなと思うわけ。

そういうことで、給食ほど何年もこれから計画だの何だのとかかんねで、すぐやるように手続していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○渡部康吉議長　学校教育課長。

○長沼芳樹学校教育課長　お答えいたします。

まず、最初に学校修繕の関係で答弁が漏れたということでお話ししておきたいと思います。

プールの関係で1日何万円もかかるというお話だったと思いますが、南郷中学校の方で少し

若干勘違いをしております、いわゆる水道料が下水道の方に直結しておりますので、その分の金額も含めて掛けるとかなりの金額がかかるというふうに勘違いをしておりました。その関係がありましたので、このたび南郷中学校において、そのメーターをプールと水道と分離をいたすようにしました。ですから、実際的には、昨年に比べますと7月、8月で言えば4万円ぐらいは直間、月額増加をしているということでございます。4万ぐらいです。これについても原因がほぼ特定できましたので、これから春にかけまして何らかの対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

それから、学校給食の関係ですが、現在、教育委員会で何度となく、資料ということで協議を繰り返しております。先ほど答弁しましたように、一応、教育委員会としては学校給食センター方式というふうに傾いております。今後、国の交付金事業で行うような形になると思いますが、安全・安心な学校づくり交付金ということで補助率2分の1ですが、対象経費がかなり狭められます。

それと、要するに用地の関係も必置となっておりますので、これら含めまして基本設計、実施設計については、いわゆる建設課の方でできるというものでございませんで、先ほどお話ししましたように、できれば来年度に基本設計、その後実施設計というふうに交付金の申請の準備というふうにしますと、やはりどうしても22年度以降にならざるを得ないということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星光久議員 さっき答えは、計画して22年度から、22年度から実施できるんでねえんだべ。22年度から計画だのいろいろ策定して、上げてやるっちゅうようなみたいではねえんだけど、ああ、実施できるって。ああそう。そういうことでほんだら期間はあれしてもらって、22年なんて言わないで21年でも20年でも早目に早めてくんちえ、よろしくお願いします。

それから、水漏れは説明悪くて、おらへ、まともに聞いたものだから何万も、1日何万も2万もかかるなんて言われっちゃうから、ああそうか聞いてきただけだけでも、おればつかでね、みんな聞いてきたから、そういうことで、言う方が悪いんじゃないくて、そういうことでございます。そういうので、22年から本当に楽しみにしていますが、早目によろしく願いたいと思います。

それから、またほれ教育長ほれ貧乏くじ引いたか何かわからねえけども、荒海中学校の、ぜひこれ、どういう、これ進みぐあいになっているんだかよろしくお願いします。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 お答えいたします。

実はおとといですね、おとといも課長と、この荒海の中学校の土地の問題で広野さんというお宅を訪問しまして交渉をしまいいりました。それで、この前、春申し上げました。6月に申し上げたとおりの、この前こういうことを言ったんだけど、どうだということで話し合いをしてきました。そうしました結果、それはわかると。それはわかるけれども、何だかんだとやっぱり今までみたいなことを申し上げられるんですね。それで、とにかく今までは全部ひっくるめて、いろいろな問題をばっといっぱいあるんです。この問題、この問題、下手すると荒海の財産区の問題まで出てくるんですが、それは一緒にしないで、私は、まず荒海中学校の土地の問題を解決しましょうやと。1つずつやっていきましょうやということで話し合いを前回しまして、今回もそれをしてきました。

その結果、いいだろうというようなことになってはいるのですが、またその次に行くともた同じような形になりまして、なかなか決まらないということで、先ほどご答弁申し上げたとおりの、そろそろ、やはり法的な手段を考えざるを得ないのかなというようなことを考えておるところであります。なおもう少し、そういう考えを持ちながら交渉に当たっていきいたいというふうに考えますので、ご理解をお願いしたいと。よろしくお願いいたします。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星 光久議員 そういうことで、今の荒海中学校のその中身が、あの前の方な、前の方ということだけでも、教育長、後ろさも行ったことあっぺけども、後ろもかなり来ているんだよな。来て、材木、たっこだの何だの置けたりしてっから、こっち終わっとせ、また後ろやるようになるんでねえの。

そういうことで、いろいろなそれ、こっちやっているうちまたこっちこう入ってきっかななんて思っているかいねえかわかんねえけども、そういうことでまた解決のめどがまた遠のいてしまうな。そんじゃからって、きちんとしたやっぱり、入り込まんように、何でもきちんとできねえのかな、こう、ばっと。こっち側こっち側、先、入り込まんねように、コンクリちょっとやればいいんだもん。そして、またこっちやっているうちに、またこっち入り込まれちゃう。またこっち裁判何かまたするようになっちまうとおれは思うの。そういうやっぱり経緯があるっていうの。ずっとそういう形だから、ちょっくらちょいっと1つところで済まねば、またこっち入ってきたり何かしらやっぱりこうきっかけあれあるもんだから、そこら教育長、もうちょっとやっぱりこう考えてうまくやんねえどせ、また二の舞なんでないかと思うの。そういう

ことで、もう一回、この……。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 答えいたします。

議員さんおただしのとおり、非常にそういった、こっちがこっち、こっちがこっちこうあるんですが、学校に向かって右側にうちがあるわけです。そして左側にこう、今言われた左側の方には入り込んでくるという、その土地に関しては、今考えていることは、荒海の中学校に関する土地に関しては、こっちもこっちも一緒に解決したいと、それだけはですね。そういう考えを持って今のところ進めております。その話のぐあいがどうなるかわかりませんが、交渉ぐあいがどうなるかわかりませんが、とにかく、そういったことで、荒海中学校の土地として、これは一括に決めていきたいと。それと、それから山の問題とか、あるいは前の、向こうのやりますように団地の問題とかいろいろなものがあるものですから、それは別ですと。学校の問題を、学校の土地の問題を私でやりましょうということで、今交渉をしている経過中でございますので、その辺ご理解ください。今、ご心配のとおり、両方一緒にやりたいなという考え方持っています。

以上です。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星光久議員 そういうことで、法的に出ざるを、解決の道はねえって、おれもそう思うんだけど、そういう形で、これからの後ろの土地も二の舞のなんないように、荒海中学校の土地として確保するためには、ほれ、今からこの線きちんと引いておけねえとせだめだぞってそこを言っているわけ。トラクターうなっていくとせ、簡単なんだから、こう。今食い込んでざっと食い込んできた。根っこタッコもずっと置いてきたし、だから、そういうふうになるものだから、それも含めて先へきれいくきちんとしておけねえとせ、大変になんないように、教育長いるうち、ぜひ、これはさ、30何年だからな、そういうことでよろしく願いしたいと思います。

そういうことで終わります。

○渡部康吉議長 以上で、7番、星光久君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。3時から再開します。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時58分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◇ 渡 部 俊 夫 議員

○渡部康吉議長 次に、2番、渡部俊夫君の登壇を許します。

2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 議席番号2番、渡部俊夫でございます。

通告に従い一般質問を行います。

まず最初に、障害者自立支援法についてであります。

我が南会津町でも南会津町障害者計画を策定し取り組んでいるところであります。その計画の中でこのように指針を述べています。「障害のある人もそうでない人も互いに支え合い、だれもが自立した生きがいを持って生活できる地域社会の実現を目指します。この基本理念の実現化に向けた取り組みをみんなで進めることにより、人から人へありがたい言葉が広がる町が築かれます」、このように述べています。

しかしながら、国の財政状況に応じて、福祉全体の政策が目まぐるしく変わっていき、そのたびごとに、地域の末端で翻弄されている利用者や関係者の姿を目にする昨今の情勢であります。今現在、健常な方々もいつ何どき障害者になるかもしれないし、まさにあすは我が身の身近な課題、問題であることは周知のとおりであります。

障害福祉サービスにおいても、措置制度から平成15年に支援費制度に変わり、昨年4月にまた新しく障害者自立支援法なる制度に変わりました。そうした状況を踏まえて、3点お伺いたします。

1点目、障害者自立支援法が施行されたが、今後の障害保健福祉サービスを考えたときに、単に本町のみ施策ではなく、南会津郡全体として連携した施策を講じることが求められているのではないかと思います。そうした折に、今後の中長期的な展望に立った場合、いろいろ制約があったにせよ、あたご共同作業所と木の葉作業所、場合によってはジョイさんなんかと組み合わせた共同作業所等の合併を推進すべきと思うがどうかお伺いたします。

さらにまた、近い将来は自立支援給付の中の就労継続支援B型を選択すべきと思うが、あわ

せてお伺いいたします。

2点目、地域活動支援センターの履行に際して、あたご作業所への国庫補助加算標準額150万円のうち、約半分の75万円が、不交付という言葉が妥当なのかどうかはあれにしても、あたご作業所のNPOの認可の時期がことしの3月末だったことや、その他もろもろ諸事情があったかもしれませんが、期待どおりにはいかなかったということを耳にしましたが、なぜそうだったのかご説明いただければと思います。また、首尾よく、ことしの4月の段階で地域活動支援センターに移行できていれば、当然、150万円の補助額になったのですが、諸般の事情で、来週10月からとなると半年おくれの半分の75万円にしかならない。そのタイムラグから生じた前期の75万円を町単独で補てんする考えはないかお伺いいたします。

3点目、新制度の中で原則、理論的に今までの応能負担から、今度は受けたサービスの分量に応じた応益負担に変更となっていますが、本町において本格実施に移行した昨年10月以降、とりわけ施設入所家庭に特徴的な影響、変化はあるのか。もしつかんでいる部分があれば、お示し願いたいと思います。

次に、自治体財政健全化法についてお伺いいたします。

ことし6月15日に成立した自治体財政健全化法なのでありますが、ここ数年間の間に地方公営企業や地方公社、第三セクターなどを含めた地方自治体の行政活動の規模は拡大し多様化してきております。しかし、現在の普通会計を主とする財政指標では、地方自治体の活動の全体を把握することは困難になっており、場合によっては、第三セクターなどの普通会計以外の財政悪化が自治体財政に影響を与える事例も出ております。今回の自治体財政健全化法の制定により、自治体財政全体の評価を可能とする指標が公表され、財政破綻に至る前に自主的に財政健全化を図ることが可能な枠組みができた制度であると考えております。

各自治体による4つの財政健全化比率の公表は、早ければ、市区レベル段階では平成20年9月ごろまでには求められるんじゃないかと思います。そして、本町のような町村段階では、平成22年までには各自治体において公表することが求められます。22年といっても、決して時間的に余裕があるわけではございません。そうした点から、以下3点にわたりお伺いいたします。

1点目、本町18年度普通会計決算において、実質公債費比率が警戒ラインと目される18%を超えてしまったが、その要因と対策はどのようにお考えかお尋ねいたします。

2点目、連結実質赤字比率が導入されることによって、国民健康保険や水道会計などの特別会計は間違いなく連結対象になるわけですが、町が出資している第三セクターのような指定管

理先まで連結の対象になるのかどうか。実際のところ、どの範囲において算定が必要になってくるのかをお示してください。それにあわせて、それらに対する所管担当課の準備体制はどうかお伺いいたします。

3点目、4つの指標のうち1つでも政令で定める健全化基準以上の場合、財政健全化計画を定めなければならないとされております。同時に、個別外部監査契約に基づいて監査を求めることが義務づけられると聞いております。本町にあって、外部監査条例なるものの定めというか、条例化が、現状にかかわりなくもう当然必要があるという時代が来ますので、その辺の所見をお伺いしたいと思います。

最後に、館岩小学校建設工事に関してお伺いします。

ことしの6月から館岩統合小学校の工事がストップしていて、いろいろと先行きを心配する立場で憶測が飛び交っております。そうしたやさき、工事を請け負っている共同企業体の一つである南会西部建設コーポレーションが9月10日に民事再生法を申請したニュースは、だれもが衝撃を受けたと思います。そうしたことから、以下、5点にわたり質問いたします。

1点目、6月以降工事が中止されていましたが、なぜなのか。

2点目、このたび南会西部建設コーポレーションが民事再生法の適用を申請したが、当該業者の債務、財務状況はつかんでおられるのかどうか。

3点目、民事再生法を申請するに至った原因についてどのように把握されているのか。

4点目、当該業者に支払った前金払い・部分払い額と支払い月日はいつか。

5点目、民事再生後の当該工事に関する町としての姿勢はいかなる対応をとるのか。

これらをお伺いして私の第1回目の質問を終わります。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 2番、渡部俊夫議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、障害者自立支援法に関する1点目、小規模作業所の運営形態についてお答えを申し上げます。

本町にある3つの小規模作業所は、障害者の自立支援や生きがい対策など、障害者の地域生活を支える場として極めて重要な施設であると認識をしております。今年度になってから小規模作業所の関係者と調整会議を進めてまいりましたが、本町の場合、地域の広さなど地理的要件なども踏まえ、今後のことを考慮しますと、最低限、東部地域に1カ所、西部地域に1カ所、それぞれ安定した小規模作業所の運営母体として認知すべきものと考えております。ここを地域活動支援センターと位置づけ、総合支援センター機能と連携させながら、心安らぐ身近な場

として障害者をサポートする機能の充実を図ってまいりたい、このように考えております。

したがって、運営母体の合併については、それぞれの事業者が、これまで培ってきた経験や運営のノウハウを尊重すべきで、地理的な面からも、行政として合併を指導することは適切でないと、こう判断をいたします。

また、就労継続支援B型の選択についてであります。これは、利用者が選択するサービスの一つとして制度化されているもので、一定規模の運営費を補償するものではございません。今後、事業者から実態を聞くことにいたしますが、生産活動を軌道に乗せることも必要になってくるなど、本町の小規模作業所の運営状況を勘案し、将来を見通した対応をともに考えてまいります。

次に、2点目のあたご共同作業所に係る地域活動支援センター移行についてであります。小規模作業所を地域活動支援センターに移行していくことは、障害者自立支援法の制度改正の一つであり、本町でも要件を満たすあたご作業所を10月から地域活動支援センターに指定すべく、現在、調整を進めております。

地域活動支援センターに係る事業費の算定においては、基本分と強化分があり、この強化分だけを見ると年額150万円の基準額に対し、委託を行う下半期では75万円となります。あたご共同作業所に対しましては、上半期分は昨年まで支援してきました小規模作業所運営費補助金を交付し、下半期分を基本分と強化分を含め、地域活動支援センター事業委託料として財政支援してまいります。

このように、運営費の支援において空白が生ずるものではなく、ご質問にありました町独自の補てんにはなじみませんので、ご了承を願いたいと思います。

なお、当初予算計上時の見込み額に変動があり、今回の補正予算に小規模作業所の組みかえ予算を計上させていただきましたので、よろしくお願いを申し上げます。

3点目の新制度下における施設入所者の家庭への影響や変化についてであります。障害者自立支援法の制度設計の考え方として、利用者が受けたサービスの1割負担や施設入所者の食費、光熱水費の実費負担が打ち出されており、このことは、サービスを受ける障害者にとっては、今までより負担増となることは事実でございます。このようなことも加味し、国でも障害者やその家族への著しい経済的なしわ寄せを緩和するために、月額負担上限額の設定や個別減免、さらには補給給付などの処置を設けております。

さて、本町における施設入所者の影響についてであります。ほとんどが軽減処置を受けているものの負担がふえている、このように推測をいたします。特徴的な影響や変化として考え

られるのは施設からの退所でありますが、制度改正後、本町の入所者で施設を退所された方は、就労を理由とする１名でありました。

なお、あかまつ荘では、他町村の入所者が経済的な事情で施設を退所しているケースもあると聞いております。障害者自立支援法の施行によりこのような影響が出ておりますが、私は職員に対し、県や国の制度に振り回され、本質を見失わないように、こう指示をしているところであります。障害者の対策につきましても同様でありますので、障害者の視点に立った施策を今後とも展開をしてまいります。

次に、自治体財政健全化法についての１点目、実質公債費比率が18%を超えた要因とその今後の見通しについてのご質問がございました。平成18年度地方財政状況調査、いわゆる決算統計において算出された本町の実質公債費比率は、前年度の17.1%から1.4ポイント上昇し、18.5%となり、本年度から地方債の発行に当たり国の許可が必要となりました。これは、過去に実施した大型事業の本格償還が開始したこと、及び予想を上回る地方交付税の削減が主な要因であります。しかし、平成19年度、平成20年度をピーク償還金が減少に転じますので、その後の実質公債費比率も低下するものと見込んでおるところであります。

次に、２点目の質問であります。

連結赤字比率の算定要素と、それに対する準備体制についてお答えを申し上げます。

本年６月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が成立をし、新たな財政指標により自治体の財政健全化が判断されることになりました。連結赤字比率もその判断指標の一つで、普通会計と公営事業会計を合わせた決算収支の赤字の割合を示すものでありますが、本町における普通会計、公営事業会計とも現在のところは赤字決算となる見込みはないことから、この連結赤字比率に関しての対応は、現在のところ考えておりません。

次に、３点目の財政健全化計画の策定予定はあるかとのおたがしでございます。あるいは、さらには外部監査条例の必要性についてのおたがし、この２点でございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、指標が一定の基準を超えた場合には、平成21年度より財政健全化計画の策定が義務づけられることとなりますが、本町においては、この基準にかかわりなく、既に平成18年度決算をもとに策定作業中であります。計画が策定されれば議会にお示しするとともに、住民へ公表することも考えております。

また、外部監査条例につきましては、現在の監査委員が決算監査と例月監査において隔々まで監査をいただいております。今回の監査報告にもありますように、監査する視点を的確に定めておられることから、現在のところ条例化する考えはございません。

次に、館岩統合小学校建設工事に関する１点目、工事が中止されているのはなぜか、及び５点目の当該工事に関する町としての姿勢についてのおただしであります。８番議員への答弁と同じ内容でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、２点目、株式会社南会西部建設コーポレーションの債務、財務の状況についてのおただしでございますが、去る９月１３日開催の民事再生手続申し立てに伴う債権者等の関係者説明会がございました。その内容では、９月１０日現在の財務状況報告によりますと、概算で負債が４３億７,４００万円、資産は２８億６００万円でありました。ちなみに、資産の中の不動産、その他機械装置等は、簿価の数値であると報告がございました。

次に、３点目の株式会社南会西部建設コーポレーションが民事再生法を申請するに至った原因についておただしがございました。９月１３日の説明会では、１つ目といたしまして、公共工事の予算の削減、競争入札制度導入による利益率の低下、２つ目といたしまして、過去の借入金債務返済及び金利支払い負担の増大、３つ目といたしましては、不況の長期化の影響、４つ目といたしましては、経営合理化等によるも経営健全化まで至らなかったことが主な原因であると、このように説明を受けたところであります。

なお、４点目については学校教育課長より答弁をさせます。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項についての答弁は担当課長にさせますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○長沼芳樹学校教育課長 館岩統合小学校建設工事に係る４点目の支払い関係についてのおただしであります。現在までに支払った金額と支払い月日につきましては、平成１８年９月２８日に、平成１８年度前払い金として１億２,５０６万円、平成１９年４月２７日に平成１８年度出来高として１億５,６３４万円、平成１９年５月３１日に、平成１９年度前払い金として１億６,０９７万円となっており、支払い合計金額は４億４,２３７万円となっております。

以上です。

○渡部康吉議長 ２番、渡部俊夫君。

○２番 渡部俊夫議員 まず最初に、障害者自立支援法の関係であります。実は私も、当初は町行政側の施策として取り組む、いわば地域活動支援センターの３型を選択したことについては妥当だったかなというふうに思っておりました。ところが、今日１４日の日に、たまたま御蔵入交流館であたご作業所と同じような施設である会津若松の障害者福祉サービス事業所、コパンという名前の作業所があるんですが、そこの所長の穴沢さんという方のセミナーがあつて

拝聴してきたのですけれども、そのコパンでもいろいろ検討をしたが、もう既にB型の方がよろしいということで走っていると。

そういうことで、この件についてもう少し述べていきますと、合併といっても東部と西部を同一場所に集めてということではなくて、組織としての統合のことを私はイメージしているのですけれども、作業所の場所は今までどおりということ想定していろいろな面から検討を試みますと、本当に今後長期にわたって安定した作業所にしていくためにはどうすればいいのかということを考えたときに、あるいはまた、大変逼迫している町の財政事情なんかも勘案した場合には、もう一度検討する余地があるんじゃないかなというふうに思っているんです。

私が言っているB型になれば、1人の利用者に対して1日4,600円の補助ですね。それで、仮にあたごだけで見た場合は、4,600円掛ける、仮に10人と、掛ける月20日、掛ける12カ月というふうにした場合に、年間1,284万円。これ統合によって木の葉と仮に合併したとすれば、この2倍の約2,500万円近くになると。これならば何とか安定した事業も取り組めるかなと。確かにB型を選べば個人負担、今の段階で1割負担というやつが出てくるんですけれども、そうは言っても、今後の町財政なんかも考えた場合に、今すぐでなくても、やはり2年後、3年後を展望した場合には、もう十分に検討の余地ありというふうに思うのですが、再度、その辺ご検討いただけないかどうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほどお答えしたように、合併あるいは統合という問題は、当事者である、そこで事業所運営をしている人が、その事業所が将来どういうふうになることが望ましいのか、いわゆる事業所運営のビジョンというものをつくって、そしてそのビジョンがそれぞれ大筋合致するのであれば、それは統合という道筋を私たち行政がいわゆる案内役を果たすということは当然のことだと思います。

ですから、私は基本的に、先ほど申し上げたように行政がそういう得策だから主導してやるんだということではなくて、そういう情報はおあげしながら、事業所の自主的な判断を出してきていただいて、将来ビジョンをつくりながら一緒にそういう将来に不安の残さない、いわゆる運営をしていこうと、こういうことでございますので、私は決して統合に消極的であるということではないので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 それと関連するわけですが、3点目に、当面、下郷町なり只見町を含

めた複数の町村が連携した広域的な地域自立支援協議会は現在あるのかなのか、連絡機関みたいなものが。ちょっとお伺いします。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 お答えいたします。

それぞれの町村で障害者福祉計画を策定して、その中で自立支援協議会というものをそれぞれ立ち上げるということになっておりますが、当南会津町につきましては、当然立ち上げておりますが、現実立ち上げていない管内の町村がありまして、町村間で大分その辺で温度差があるというふうなことがございまして、それぞれ各町村責任を持って、それらの協議会が設立した後、南会津保健福祉事務所管内でそれぞれ連携をして、それらの協議会を立ち上げていこうというような話にはなっております。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 確かに、これ法律で各町村に協議会をつくれという指導なものですから、おいおいそろい踏みするんだろうと思いますが、その段階でぜひとも、現に只見の方が木の葉に行っていたり、あるいは下郷町在住の方が田島に来たりということでも町村の垣根を超えて今ニーズが出てきていますので、ぜひとも条件が整い次第、なるべく早目に広域的な視点で合意形成、あるいはネットワーク情報を得られるように、ぜひともご努力願いたいものだというふうに考えておるところでございます。

それからあと、例の75万円の補助金に関係なんですけど、金額はともかくとしても、ただ、町担当者のアドバイス等なんかもありまして、丸々これ補助になるものと思って総会の予算書の中に150万円というふうに入れて事業を計画した経緯もあったわけです。そういう意味では、意思疎通の不十分さや、あるいは部分的な誤解なんかもあったのかもしれませんが、今後関係者間でそごのないように、ぜひとも相互理解をもう一步深めていただくということが大事じゃないかなと思うのですが、その辺についてどういうふうにお考えかお聞かせ願います。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 おただしにありました地域活動支援センターに伴う委託料の関係でございしますが、先ほど町長答弁申し上げましたとおり、10月から地域活動支援センターに移行するというようなことを前提として、今回の9月の補正予算でも組みかえをさせていただきます。

それで、実は昨年10月に障害者の自立支援法が制定されまして、その後施行された後のもろもろの準備期間等において、あたご共同作業所の方と十分な、基本的な話し合いの部分が少

なかったのかなという部分では大変反省をしております。それで7月だったかと思いますが、その辺の事情を踏まえてあたご共同作業所の関係者の方々にお集まりをいただきまして、町の考え方を示しさせていただいて、そこでご理解をいただいたところでございますので、ご了承いただきたいと、こんなふうに思います。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 反省しているというお言葉をいただいたので、それ以上のことは差し控えますけれども、やっぱりどう考えても説明会を持ったのが8月なんですよ。担当課としては十分説明したつもりかもしれませんが、どう考えても、やっぱり対応が後手後手に回っている気がしてなりません。これが、仮に首尾よく情報を入れるなり段取りをしておけば、多分4月の移行に間に合ったんじゃないかなというふうに思うので、ちょっと残念なところあるんですが、一応、そういう町の答弁は一応了としておきたいと思います。

問題は、単にこれらのことは、あたご作業所に今回の事案に限ったことではなくて、本町としてもいろいろなところに、これ、事業をアウトソーシングしている事業が幾つかあるわけですが、全国各地で行政側と受託側で各種のトラブルが相次いで表面化しているんですね、現在。そういう意味では、町として、今後、やっぱりそういった関係先とそごのないように、受託側と十分なる意思統一と、やはり検証ですね、1回説明したからわかってもらえたんだと思っただけではやっぱり不十分だし、受け手側は、場合によっては間違っただけで解釈したかもわからないし、そういう意味では説明も十分必要ですが、その後の、やはり検証というものが本当に必要だなというふうに考えますので、今後のアウトソーシング先とのより一層の信頼関係、改善関係に向けてどうお考えなのか、基本的な姿勢についてお聞かせ願えればと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

結論から申し上げますと、ただいま議員がおたがしがあったように、私も全く同感であります。説明、言ってみれば新しい制度等の説明についてはタイミングが非常に重要だというふうに私は理解をしております。そんな中で説明の時期、タイミングを逸したということでございますので、このことは大いに反省をして、二度とこういうことのないようにしっかりと担当の方と再確認をさせていただきたいと考えています。

また、そのアウトソーシングのみならず住民サービスの中で、いわゆる広報に、例えば情報を提供したからいいんだとか、あるいは一度座談会をしたからいいんだということは、言ってみれば、仕事として相手から受け取ってもらえない。別な見方からすれば、一つの作業でしか

ない。私は、作業でなくて仕事をして、住民からきちんと、あなたが役場の職員でいてくれて
ありがとうございます、こう言われるような仕事をしようと、こういうふうに言っておりますので、た
だいまご指摘をいただいた件については、具体的に、そして本気で取り組みをさせていただく
ことをここでお誓いを申し上げたいと思います。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 それでは、第2のテーマに移りたいと思いますが、実質公債費比率が
18.5%になったという現状から、その要因についてもご答弁あったわけですが、実際問題と
して私なりに要因を分析してみた場合に、1つは、妥当かどうかちょっと私も確信ないわけ
ですが、維持補修費が県内町村平均の約2倍近くになっていると、あるいは補助費等については
一部事務組合に対する負担が非常に高率になっていると。約、3つ合わせて13億くらいあるん
ですかね。それで、性質別歳出全体の中でも9%を超えていると。補助費等の枠の中、補助費
等全体を100とした場合に、この100の中で見た場合に、補助費等の中でも一部事務組合が約
70%を占めているというように、この維持補修費、それから一部事務組合、この2点も非常に
大きな要因ではないかなというふうに考えているのですが、ちょっと、実質公債費比率等は関
係ない、関係ないかもしれませんが、ひとつ今後の課題として、この辺の経常収支比率の問題
として考えていただきたいというふうに思います。経常収支比率ですね。

それから、あと、実質公債費比率については、公債費負担適正化計画の策定、あるいは高利
の地方債の繰上償還、あるいは借りかえ、これらについては策定しているのか。あるいは借り
かえ、何か手を打っているのか、この件についてちょっとお伺いします。

○渡部康吉議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 ただいまのおただしにお答えいたします。

まず、計画の内容でございますが、現在、実質公債費の計画書、これについて、今現在、公
債費負担適正化計画、これを現在進めておりまして、県のヒアリングについて一応済んだとこ
ろでございます。これらについても最終的には議員さんの方にもお示ししたいという考えでご
ざいます。

それから、町長答弁の中でもございましたように、町独自の財政健全化計画、これについま
して現在進めてございます。あわせまして、公営企業経営健全化計画、こういったものを、現
在、町として進めているという内容でございます。

それから、町債の借りかえの件でございますが、これらにつきましても当然5%以上の非常
に高い率で起債している部分、償還している部分でございます。これらについては、こういった

計画の推移を見ながら、今現在、これらもあわせてそういったものであれば借りかえ、そういったもの、あるいは償還ですね、そういったものを含めてやっていきたいという考えで今計画を進めております。

以上でございます。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 町としても健全化計画なり、あるいは公営企業対策として進めているというお話しなので、十分に機能するようにお願いをしたいと思いますが、1点、これ要望になるかと思うのですが、広報みなみあいづでも予算、決算について広報に出しているわけで、確かにお父さんの財布、お母さんの財布、一人当たりにした場合どうかなというようなことで非常にわかりやすく公表して、その限りにおいては好評な面もあるわけですが、実際に町の財政をどう改善していくのか、これ一人行政側の問題だけでなく、我々議員だけの問題だけでなく、やはり多くの町民の声を聞く。財政事情を、そういう意味ではもう少し詳しく、詳しくと言ってもどこまでかという範囲の問題、確かにあるわけですが、ほかの町村のホームページなんかを参考にしながら、ある程度まで、最大公約数的な範囲で結構だと思うので、ぜひホームページ等でお示しいただいて、開示していただいて、やはり問題点、課題等について共有化を少しでも広げていくという視点が、本当に大事になってきているんじゃないかと思うのですが、その辺どうお考えかお聞きしておきたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

情報の公開については、求められたから出す、こういうものと、いわゆる求められる、そういう住民からのアクションがなくても、あらかじめしっかりと情報を町民にお示しすると、こういう情報の出し方と2つあると思いますが、この財政問題について、いわゆる、ある一定の理解を示している方々については適時適切に情報開示することが望ましいと思いますが、そういう理解が十分でない、そういう場合に、広報等の一連の形で数字で公開していく。つまり、その前の段階で、いわゆる情報公開についての配慮が必要だろうと、こう考えております。

ですからまず、やはり議員の皆さんが町民の代表者として、町政にある意味ではチェックをし意見を申し上げるという立場におりますから、まずそこで一回きちんと開示をするといいいすか、お示しをして、その上で、その必要性等を十分勘案しながら、地域に入って行って、場合によっては地域説明会をする。その後でさらに一般的に、あるいは後でというか、そういう状況を見ながら公の機関紙を使って一般の町民に情報を公開、こんな形で、やはり情報を共有

するのは大事なのですが、その共有した情報を適切な理解のもとで判断をすると、こういう環境もつくる必要があると思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 確かに町長の言わんとするところもわかるわけですが、私たち議員についても、極力地域住民の方に対して、今の町の財政はこうなんだよと、だからそうそう無理なことを言ってもだめな場合もあるんだよということも含めて、やはり責任ある立場で開示をしていかなければならないということもわかりますけれども、ただ段階論でもありませんし、そういう意味ではやっぱり同時並行で進めていくということについても検討の余地ありかなというふうに考えますので、今後、ご一考願えればというふうに考えております。

時間もあれですから次のテーマに移らせていただきます。

館岩統合小学校の建築、建設問題であります。確かに先ほど8番の議員の方に答弁された内容である程度理解できた部分もあるわけですが、確かに法的に、町の落ち度はなかったというふうに言われればそれまでになってしまうのですが、やはり町の公共事業、やはり町で発注したとなれば、業者さんは、もうある程度信用して先取りするというケースも間々あるのも何か情情的には理解できるような気がするのですが、問題、心配はやっぱりこれを機会に公共事業に関して、町発注の工事に対して、今回の事案に限らず信頼関係が損なわれることがないのかどうなのかということを私は逆に心配するわけです。その辺について、一言コメントをいただければと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

やはり、町の、いわゆる行政機関の一番の民間と違う、いわゆる民間と差別化をするとすれば、議員がおただしのあったように信頼が非常に高いということだと思うんですね。ですから、こここのところは、やはり今回の事業の補助金の仕組み、あるいは補助金に対する私たちの考え方、これらについても反省すべきはしっかりと反省をしていって、やはり住民から信頼の損なうことのないようにしっかりとしていかなければならない。そのために、例えば木材の関係で今回、大いに新しい仕組みをつくらうということで動き出しているのは、いわゆる地産地消という言葉はいい。地域の資源を活用しようと、これもいい。しかし、じゃ具体的にそのものがいつ、どういう形で手に入るのか。こここのところの仕組みを、今回の事業を通してしっかりと構築していく。これが信頼をさらに強固なものにしていくための私是对応策だと、こう考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 それから、前金払い・部分払いの件なんですけれども、私は通常の理解としては工事始める段階で前金、大体4割と。それから、契約上に中間払いがなければ、あとは完了払いというふうに理解するのですが、何か今回の場合は、18年度でもって前金やって精算やって、また19年度で前金と、そういう契約なんですかね、これは。ちょっと、もう少しその辺よくわからないものですから、教えていただきたいんですが。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○長沼芳樹学校教育課長 答えいたします。

まず最初に、当初の請負金額が総額で7億3,500万でした。先ほどお話ししましたように、木材関係の一部の減額が12月にございまして6億8,383万6,650円です。この館岩統合小学校の事業自体がいわゆる2カ年事業ということになっておりますので、いわゆる初年度に4割、2年次に6割という契約をしております。

したがって、その4割分の約40%分について18年度前払い金をしたと。残りの第1年次のいわゆる40%分について出来高分として支払いをしたと。残りの6割分について、その約40%を平成19年度分の前払い金として支出をしたと、こういうことでございます。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 それについては、支払い条件の中に初めから契約条項にうたっていたということですか。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○長沼芳樹学校教育課長 答え申し上げます。

最初、当初請負額、私7億3,500万と申し上げましたが、7億350万円の間違いですので訂正をいたします。

それから、当初の契約の中にいわゆる4割、6割というのは条項上、確かに入っております。

以上です。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 そういう条項が入っていたとすれば、理解はできると思いますが、問題はこれからの工事の関係で、確かにJV、継続してとにかく仕事を継続してやっていくということなのでありますが、かけ声、構えはそれでいいかもしれませんが、実際問題として南会西部コーポレーションが果たして立ち直れるのかどうなのか。ここはまさに、今後どう

いうスポンサーがバックアップしてくれるのかと、この１点に尽きるんじゃないかというふう
に私考えているんですけれども、その辺の何か情報は町の方には入っていませんか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

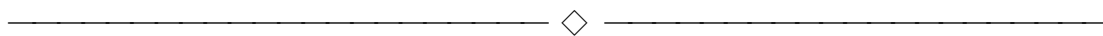
まず、バックアップしてくれるその方がいるかというのは、今のところ情報は入っておりま
せん。ただ、私たちがまず本人の意思として確認したのは、やっぱり責任施工を果たしたいと
いう本人の意思をまず確認をさせていただいた。その後、いわゆる民事再生法の開始を決定し
たということは、債権者はそれでいいとこう判断をしたということですから、監督のもとで、
いわゆる支払制限の受ける者、そうでない者、当然出てきます。ですから、そういう第三者が
入った監督のもとでコントロールされて、しかも公共工事で責任を果たしたいとこういうこと
ですので、私は今のところ、それをチェックしながら、それが本当に担保されるかどうか絶え
ずチェックをしながら見守りたいと、こういうことでございますので、ご理解をいただきたい
と思います。

○渡部康吉議長 ２番、渡部俊夫君。

○２番 渡部俊夫議員 確かに、その答弁の域から出るということについては現状難しいだろ
うというふうに思いますが、やっぱり私もあるいは地域の住民の方も、一刻も早く再生法の計画
案が示されて軌道に乗ることを念じますし、学校についても４月の入学式にはもう間に合うよう
に、町としても監督方、ひとつよろしく願いしまして、以上で私の質問を終わりといたします。

○渡部康吉議長 以上で、２番、渡部俊夫君の一般質問を終わります。

上衣の着用をお願いします。



◎散会の宣告

○渡部康吉議長 本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

明27日は午前10時より開議し、一般質問を行います。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 ３時５４分

平成19年第3回南会津町議会定例会 第3日

議事日程（第3号）

平成19年9月27日（木曜）午前10時開議

日程第1 一般質問

- 6番 渡部 優 議員
17番 芳賀沼 順一 議員
12番 星 登志一 議員
19番 大竹 幸一 議員
11番 湯田 秀春 議員
14番 平野 昌盛 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（22名）

- | | | | | | |
|-----|--------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 湯田 哲 | 議員 | 2番 | 渡部 俊夫 | 議員 |
| 3番 | 高野 精一 | 議員 | 4番 | 馬場 信作 | 議員 |
| 5番 | 山内 政 | 議員 | 6番 | 渡部 優 | 議員 |
| 7番 | 星 光久 | 議員 | 8番 | 楠 正次 | 議員 |
| 9番 | 大宅 宗吉 | 議員 | 10番 | 渡部 忠雄 | 議員 |
| 11番 | 湯田 秀春 | 議員 | 12番 | 星 登志一 | 議員 |
| 13番 | 星 和男 | 議員 | 14番 | 平野 昌盛 | 議員 |
| 15番 | 阿久津 梅夫 | 議員 | 16番 | 渡部 東 | 議員 |
| 17番 | 芳賀沼 順一 | 議員 | 18番 | 菅家 幸弘 | 議員 |
| 19番 | 大竹 幸一 | 議員 | 20番 | 児山 寿明 | 議員 |
| 21番 | 五十嵐 司 | 議員 | 22番 | 渡部 康吉 | 議員 |

欠席議員（なし）

説明のための出席者

湯 田 芳 博	町 長	杉 浦 孝 幸	副 町 長
横 山 恒 廣	教 育 長	湯 田 タマイ	会 計 室 長
穴 戸 英 樹	直 轄 政 策 室 長	渡 部 俊 夫	総 務 課 長
星 廣 政	企 画 観 光 課 長	星 光 幸	税 務 課 長
大 竹 政 義	住 民 生 活 課 長	室 井 裕	健 康 福 祉 課 長
舟 木 平 蔵	建 設 課 長	児 山 忠 男	環 境 水 道 課 長
森 秀 一	農 林 課 長	渡 部 文 政	農 業 委 員 会 長 事 務 局 長
長 沼 芳 樹	学 校 教 育 課 長	酒 井 直 伸	生 涯 学 習 課 長
星 安 晴	館 岩 総 合 支 所 長	横 山 孝 夫	伊 南 総 合 支 所 長
五十嵐 竹 則	南 郷 総 合 支 所 長	室 井 良 一	監 査 委 員

事務局職員出席者

澤 田 洋 一	事 務 局 長	馬 場 秀 成	事 務 局 長 補 佐
---------	---------	---------	-------------

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○渡部康吉議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。

これより本日の会議を開きます。

_____ ◇ _____

◎議事日程の報告

○渡部康吉議長 本日の議事日程はお手元にご配付のとおりであります。

暑くなりましたので、上衣の脱衣を許可します。

_____ ◇ _____

◎一般質問

○渡部康吉議長 日程第1、一般質問を行います。

順序に従いまして、順次発言を許します。

なお、質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書きの規定により、質問の回数が3回を超えることを許可し、同規則第56条の規定により、その発言時間を60分に制限することにしたしましたので、その趣旨は簡潔明確に質問されるようご協力方よろしくお願いいたします。

_____ ◇ _____

◇ 渡 部 優 議員

○渡部康吉議長 それでは、6番、渡部優君の登壇を許します。

6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 おはようございます。

議席番号6番、渡部優でございます。

通告順序に従いまして、私の今回の議会における一般質問を開始いたします。

このたびの私の質問は、大きく2点ございます。財政健全化についてが1点目、2点目が特別支援教育についてでございます。

まず1番目、財政健全化についてでございます。

合併後、南会津町にとって、実質初めての決算といってもいい決算が今回出されました。予想されていたとはいえ、今後見込まれる起債等を考えると、当町は財政危機だと言える状態が数値となってあらわれました。私は議会において、これまで何度か財政再建ということを議題にして質問してきた経過もございますが、このたびの数値を見て、改めて大変なことになったなというふうに認識した次第でございます。まさしく早く財政の立て直しをすべきと、そんなふうに思いました。当町の財政の現状がはっきりし、早急に財政の健全化に向けた施策を講じなければならない、そんなふうに再度思ったわけでございます。

そこで町長の考え、財政健全化に向けた覚悟をお聞かせいただきたく、以下の質問をいたします。

①今回の決算に対しまして、町長の率直な認識をお伺いいたします。

②財政健全化のためには、行政、もちろん町長、議会、職員、そして住民等の権利と果たすべき責務を明確にしていく必要があるというふうに思います。そこで自治基本条例やまちづくり基本条例等を早急につくり、おのおのの役割を明確にして、自己決定、自己責任による効果的・効率的なまちづくりを行っていかなければならないというふうに考えます。町長の考えをお伺いします。

③このことは何度も私は申し上げているんですが、合併時の協定事業の検証と見直しは、財政健全化に向けては必然的になさなければならないというふうに考えます。今後どういった場所で、どんな組織で行うのか、町長の考えをお伺いします。

④行財政システムの見直しというのは、先般、説明がございましたが、アウトソーシング、総合支援センター等々の検討など、現在進められているわけでございますが、具体的に数値目標を提示し、いつまでに何を行い、どんな効果等があるかを示して行うべきではないかというふうに考えます。町長の考えをお伺いします。

⑤一部事務組合、町出資法人への負担金や出資金等の検証、見直しも避けて通れないものだと考えます。町長の考えを伺います。

⑥財政健全化プログラムは、いつまでに町民に提示するのか。町民に対し、一生懸命やれば、必ずやはり町民に対し我慢と負担をお願いすることになるものと考えます。できるだけ早く示し、理解を得る必要があるというふうに考えます。町長の考えをお伺いします。

では、大きく2番目、特別支援教育について伺います。

特別支援教育というのは、皆さんご存じだというふうに思いますが、盲、聾学校、養護学校を中心とした教育の幅を広げ、一般学校に在籍する発達障害などの子供に対応するため、ことし4月にスタートしております。

私どもは、先般、文教厚生委員会での所管事務調査で学校を視察しましたが、当管内においても相当数の対象児童が存在するということがわかりました。現場において、もう先生方は大変苦勞をなさっているようでございます。

また、昨年問題が起きたのも対象学級でありました。問題が起きてからの対応では、犠牲者が出てしまった後の処置では、子供を中心と考えての処置とはなりません。教育の場であること、教育者としての認識を強く持ってほしいなというふうに思いました。問題に対し真正面から取り組んでこそ、方向性が見えてくるものと考えます。教育の場が臭い物にはふたをしろ、そういう場であってはならない、そういうことを強く視察の中で思いました。今後の特別支援教育の考えをしっかりお聞きしたいと思います。

演壇からの質問は以上で終わります。ありがとうございました。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 6番、渡部優議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、財政健全化に関する1点目、平成18年度決算に対する町長の認識はとのおただしでございますが、本町の平成18年度決算の状況につきましては、今議会に提案をいたしました決算書及び各種附属資料のとおりで、決して健全な財政状況と言える状況ではない、このように認識をしております。特に歳入の約8割を国・県起債などの依存財源に頼り、また歳出においても投資的経費が2割以下にとどまるなどにより、財政の硬直化の判断とされる経常収支比率が極めて高い水準に達することとなりました。

これらの現状を踏まえた上で、私は自主財源の確保に向けた各種の対策と投資に対する回収意識を常に意識の中に置きながら、まちづくりの方向性を停滞されることなく、自立と持続可能な将来構想への施策の展開を今後も強力に実施していきたい、このように考えているところであります。

次に、2点目の自治基本条例やまちづくり基本条例を制定する考えについておただしがございました。本町では、現在のところまちづくり基本条例等の制定の考えはなく、おのおのの基本条例等でその責務を明確にしていく方針でございます。財政健全化に向けた町執行部、議会議員、そして住民各位の責務をも財政指標や財政健全化計画などの公表により情報の共有を図

った上で、それぞれ町民が旧町村という枠の意識を避けて進むべき道が総意に近づいた地点で、まちづくり条例等につきましては議論がなされるべきものと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、3点目の合併時の協定事業の検証及び見直しについてであります。合併協議で策定された新町将来構想及び新町まちづくり計画に基づき、本年3月に南会津町総合振興計画が策定をされました。今後、実施計画としてのローリング計画を策定することになりますが、現在策定中の財政計画との整合性を図りながら、地域事業等の検討及び見直しを行う予定であります。その際は、内容の見直しを含め、総合振興計画審議会並びに各地域協議会の意見をお聞きしながら策定することになります。

また、合併時の協定事業の検証については、今後、毎年度実施する南会津町総合振興計画の進行管理業務とあわせて行政評価業務の構築により実施し、毎年度の予算審議を通して議会での承認をいただいてまいりたいと、このように考えております。

次に、4点目、アウトソーシング等の具体的な検討方法についてのご質問であります。さきの議員全員協議会の中で町のアウトソーシング基本指針について説明をさせていただきましたとおり、アウトソーシング基本指針のもとに職員の定員管理計画と整合性を図りながら、何を、どういう手法で、いつ行うかを盛り込んだアウトソーシング実施計画を策定する考えであります。具体的には、アウトソーシングの推進期間である平成22年度までの実施計画を本年11月に策定をし、これによって各種団体等が参画しやすい環境をつくり、住民と行政の協働による公共サービスの推進に努めてまいります。

次に、5点目の一部事務組合、町出資法人への負担金・出資金の検証、見直しについてのおただしでございますが、平成18年度決算における一部事務組合負担金の総額は約12億6,000万円で、歳出総額の約1割を占めております。しかし、一部事務組合はそれぞれの目的のもとで設立され、その必要性は変わりませんが、他の構成町村の考えもあることから、負担金の見直しとあわせ組織体制のあり方についても議論を重ね、よりよい方法へと探っていきたい、このように考えております。また、町出資法人についても同様の考えでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、6点目におただしの財政健全化プログラムについては、本町では財政健全化計画という形で策定の予定であります。2番議員にもお答えをいたしましたとおり、平成18年度決算をもとに現在策定中であり、まとまりましたら今年度中には議会にお示しをし、住民への公表についても考えているところでございます。

以上、町長に求められました答弁とさせていただきますが、具体的事項については担当課長等に答弁させますので、よろしくお願いをいたします。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 次に、特別支援教育についてのおたかしですが、6番議員さんもお存じのように、これまでの特別支援教育は各種養護学校が主流でありましたが、昨今においては、ノーマライゼーションの考え方から、障害を持った人たちもノーマルな形で生活していくべきだという考え方になってきており、障害児もできる限り普通学級において手厚いサービスをしていくべきであるという方向性に変わってきております。

また、最近は、これまでと異なるタイプの障害を持つ子供が出現しております。それは原因は不明ですが、ADHDと言われる注意欠陥多動性障害やLDと言われる学習障害を持つ子供たちがふえてきておるということです。

このような状況の中で、本町における学校教育においても軽度の肢体不自由児、多動性障害のある児童も何人か通学しているのも現状であります。そこで町教育委員会としては、福島県教育委員会に教師を加配していただくようお願いするとともに、町独自に児童介助員及び園児介助員を配置しているところであります。この件については、他の学校からの要望も多いことから、さらにこのような施策を推進していかなければならないと考えております。

また最後に、昨年の特別支援学級の児童への体罰の事件についてのおたかしですが、教育長としてもまことに遺憾に思っております。この問題は弱い立場の児童への配慮が足りなかった結果起きた問題であり、今後はあのような学校内の人事がないように校長に指導をしているところであります。今後とも弱い立場の児童・生徒を守り、健常児とともに歩める学校教育を推進していく所存でありますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 若干再質問をさせていただきます。

1番目の財政健全化についての項目の中で、今回の決算に対する町長の率直な認識ということでお伺いをしたわけですが、今までおっしゃっていた内容と同じような内容で、そんなにせっぱ詰まったというか、大きな危機感を持っているなというふうには感じなかったわけですが、見た目以上には、多分認識してはいらっしゃるというふうには思いますので、1番目はいいかなというふうに思います。認識ですからね。

それから、2番目の自治基本条例、まちづくり基本条例等をつくって、並行して財政再建を

したらどうだというふうなことを申し上げたわけですが、これは方法論で、前に来るか、後に来るかというふうな話で終わってしまったというふうに思いますけれども、町長の考えでは、町民のそういった気持ちの醸成があってからつくろうかと、そういったことも考えられるというようなご意見だというふうに思います。

私は、まず全く方法論で議論しても仕方がないのかもわかりませんが、まず、町長がみずから危機感を持って何かをなすときには、必ずもちろん議会の承認等も必要ではありますが、住民の理解、町民の理解というのはまずとれなければいけない。そして、そのための、今回大きく新聞に載っていますけれども、説明責任、昔というか、公開条例の中でよく出てきたアカンタビリティという言葉がございますけれども、説明責任というもののの中で理解を得ながらやっていく。そうしないと、なかなか成就しないというふうに私は常に考えていまして、なかなかみんなの環境を待ってから物事を、この柱をつくるんだとか、よりどころをつくるんだというんじゃないくて、まずよりどころになる町の憲法に値するわけですから、そういうものすべての行政施策、町長がお考えになっている施策のよりどころとして、説明のよりどころにもなるというふうにも私は思っています。

そういった意味では、まずしっかりそういった住民の責務等も明確に示して、それから財政はこういうぐあいだというふうに説明しながら協力をいただく、そして財政の立て直しを図っていく、こういうふうに私なんかは思うんですけれども、再度そのことを質問したいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

よりどころは必要だと思います。ただ、私はかねて旧田島の町長時代から申し上げていますように、仕組みや制度をつくるのは大変大事なんです、そのつくった制度、仕組み、あるいはよりどころをどれだけ適切に理解する、あるいはその意識を深めていく、こういうことを並行していかなければならないというふうに思っております。

並行する場合にも、町民と一口で言いますが、2万人の町民がいるわけです。ここには物事の考え方、あるいは家庭生活をする日常生活の中の哲学の違い、さまざまあります。つまり、これまでも私はできるだけ数字等については過疎計画についても公表をしようと、こういうスタンスでございましたが、その数字がひとり歩きしてしまう。このとき、だれがそれをあおりを受けて負担がかかるか、役場の職員しかない。そうなったときに、やはりしっかりと出す環境もつくっていかなければならないという考え方を持っておりますので、今言ったように町民

の理解を得ることも大事ですし、説明責任を行うことも大事ですが、私は、議会でもさまざまな証拠もないのに批判をするというようなことがある、そういう現状では時期尚早だと。私は基本条例をつくることに対して決して否定しているものではない。そういう環境を整えさせながら、いつかできるだけ早く、議員がおっしゃるような形でよりどころができれば、大変私も光栄だと、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長　６番、渡部優君。

○６番　渡部　優議員　きのうほどの２番議員の答えにも若干ありましたけれども、情報公開するには、考えて考えて考えて情報公開する面もあるというふうなことをおっしゃったというふうに思います。

それに似たような発言だというふうに思いますけれども、実はやはり同じような内容、もう十数年前、個人的なことで申しわけないですけども、私が情報公開条例を制定するという請求をしたときに、その担当課長に言われた覚えがあるんですよ、実は。そういった専門家の専門的なことは一般住民にはわからなくてもいいんだと、我々に任せてくれと、そういった言葉がきっかけになって、私はこの町議員というのに進んだわけですけども、だから、何を言いたいかというと、やはり行政側には、あの人に言ってもわからないから、言わなくてもいいだろうということのスタンスでは、私は悪いと思う、いけないというふうに思います。それだって、十数年変わっていない姿じゃないのかなというふうに今思いました。実は正直に。

そうじゃなくて、やはり町民の税金をいただいて、国全体の税金もいただいているわけですけども、その中で活動をしている。そして、町の方向性を決めていく。責任を持ってやっている。そういうことを考えたときに、政策に対しては、やはりわかってもらふ説明、その責務は私は行政側にあるというふうに思います。だから、こういうことをわからないから、ひとり歩きするからというのは、決して住民側の責任では私はないと思います。

それは多分、議論になる中身だろうというふうには思いますが、やはり、先般の例えば保育所の統合に関しても、かなり一生懸命説明をなさっている。物すごく私は評価しました。何度も出かけていっている。だから、こういった姿勢が大事だなというふうに私は思うんですね。そうすれば、かたくなになっていた人が、やはりやわらかくなってくる。そうすると行政に対して理解も出てくる、信頼も出てくるんですね。だから、数字がひとり歩きして、確かに職員はせつない思いもするかもわからない。そのときに変わった行政だなと思われるには、我々の説明が足りないのかな、そういうふうに思ったときに初めて、行政が変わったなというふうに見えるんじゃないかなと私は思うんですけども。

もちろん議論で尽くせないというふうに思いますけれども、再度町長をお願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

鶏が先なのか、卵の方が先なのかという話になりますが、私は議員がおっしゃるように、できるだけ早くそういう環境に地域がなってほしいなということで、職員については自己啓発、あるいは職員としての、昨日も申し上げましたが、作業で終わるなど。ただ説明すればいいのではないんだと。相手が理解すること、理解をした上で相手がどうアクションを起こすかというところまでいかなければ、仕事として価値がないんだと、こういうふうな話をしています。

しかし、一方で、じゃ住民の方はどうかと。住民といういろいろあります。それぞれの価値観の持ち方もあります。しかし、事実無根のことが何の証拠も示されないで、いかにも当たり前に、本当のことのようになまことしやかに、それが王道を通るといいますか、これにとられるエネルギーは、その当事者になったらどれほどのものだから理解していただきたい。そういうことがなくなるということは考えません。しかし、議会を通してそういうことが出てくるという体質の中で、私は幾ら言われても今やる気はありません。

以上です。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 断定的に言われると二の言葉が出てこないんですけれども、議論ということでは、議会においての議論というのは大いに結構だと思いますので、議論をしたいというふうに思いまして強く申し上げました。

それから、③の合併時の協定事業の検証と見直しでございますが、これは私は何度も何度も言っているわけですが、まちづくり計画の中のいろいろな指標とか、そういうものは大分もう1年目、2年目で崩れてきていると。予想と大分狂ってきているというふうな状況だろうというふうに思います。

それで、やはりこの③を言ったということに関しては、そういったことをかんがみて質問をしたわけですが、やはり明確に今後この3年間で緊急的な財政の健全化に向けたプログラムというか、そういうものを進めるというふうには聞いていますので、その中でしっかりやってほしいということは、この合併時の協定事業の見直しなんですよね。じゃないと、健全化というふうにはなかなかいかない。今まで10年間は4町村があったとみなしての交付税の合算額ということで、若干ずつは減ってくると思うんですけれども、そういった考えで、この分は旧南郷村の分だよ、だから使わせてくれというような、そういう考え方ではやはり健全化なん

というのは全然できないというふうに思いますので、一つのものということで考えていかないと健全化はならないというふうに思います。

それで、協定事業の検証と見直しという中身においては、ゼロ査定まで考えてやっていかないと、しっかり見直していかないと本当に、先般、先ほどほかの議員からの質問でありましたが、我々、学校訪問等を行った中身で、これが修繕したいんだというのは、みんな文教厚生委員会は感じてきたわけですね。お金もかかるだろう。荒海中学校の、来年度だろうけれども、体育館を新築しなければならない。もう目先にお金を借りる、債務を負うというような状況が目先まで来ている、そういったものがいっぱいある。必ずやらなければならないものがある。そして、やった方がいいなというものがある。この辺の仕分けをしっかりとしないと。

「ねばならない」ことは、借金してもやらなければいけないというふうに思います。あった方がいいな、やったいいなというのは、すべて削っていった方がいい。そうすると、住民に対しては負担感、我慢感、必ず出る。お願いするという形になると思います。だから、その中で説明責任を果たしていくことも必要だというふうに思いますけれども、その辺の覚悟をもう一回聞かせていただきたい。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

この件については、議員がおただしの精神といいますか、信念には、私は全く同感であります。つまり、これまでやってきたから続けていきたい。これは1つの理屈ではあるかもしれない。では、それが3年、あるいは5年、どこまで続くんですか、どこまで続ければ完結するんですかといいますと、答えが返ってこない。これは、言ってみれば、その事業を通した投資効果を何に求めるかというビジョンがないということなんですね。こういうものは私はゼロ査定でもやむを得ない、こう思っています。

ですが、例えば学校教育施設とかそういったものの修繕費、これは学校の子供がいる以上は安全に生活しなければなりませんから必要です。しかし、そこも投資には変わりありません。そのときに学校、教育委員会、あるいは学校現場の先生方をお願いするのは、それではあなたの学校では今何が課題でしょうか。課題を教えてください。その課題を屋根の水漏れと関係はないんだけど、投資をするわけですから、ひとつここで総合的な学習の時間で、こういうことを体験させて子供を導いていくんだ。あるいはまた、現在の学力の中で算数が、あるいは数学が問題なので、数学に重点的に取り組むんです。ここまで学校一体となって教育のレベルを上げていくんですと、こういうことを出していきたい。それが実は出てこない。去年と

一緒。ほとんど文言が変わらない。これでは投資効果がないので、ぜひそういう投資効果の上がる中身のものに詰めていってほしい。それが確認されたときには、しっかりと修繕費に対応しようと、こういう考え方でやっておりますので、査定する側も査定される側も貴重な税源のお金を使うわけでありますから、絶えず投資効果を意識しながら、協定事項の内容についての検証はこれまで以上に厳しく、そして公平に臨みたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 合併時の協定事業に係る検証と見直しというのは、相当な決意だというふうに思います。そのとおりにしっかりやっていただきたいというふうに思います。

ただ、1つ今の内容で、私は議論する場ということで議論しますが、子供の現場、教育の場の安全というものは、投資的効果、対効果とは次元を違わせていただきたいというふうに思います。行政が子供たちに安全な場所を提供するのは当たり前のことだというふうに私は思で、それは投資という言葉を使って、我々、文教厚生委員の1人としては思いたくないというふうに思います。安全の場をまず提供するというのは責任だと、第一だというふうに思いますので。先ほど申し上げた教育的ないろいろの考えとか、そういったものは別次元で考えていただきたいなど。そういうものがないと修繕しないというふうなことでは困る。そのことだけは一言申し上げておきたいと思います。いろいろ議論はあるというふうに思います。

それから、④の行財政システムの見直しの点ですけれども、アウトソーシングの中身を町長はお答えになったかなというふうに思いますけれども、そうじゃなくて、アウトソーシング、それから総合支援センターというのは一例でありまして、行財政システムの見直しというのは広範囲にわたるというふうに思います。だから、アウトソーシングの説明を聞いたかったというわけではないんです。ですから、行財政システムの大まかなもののどういうふうに行うんだということを示して行くべきじゃないかなというふうに私はお聞きしたんですけれども、アウトソーシングだけの説明に終わってしまったのかなというふうに思いますので、申しわけないですけれども、もう一回お答え願えますか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず、正確に言葉をとらえてほしいんですよ。私は修繕しないと書いていませんから。安全を確保しなきゃならない施設というのは、たくさんあるんです。学校もあれば、保育所もあれば、老人ホームもあるんです。ですから、そのときに、それをするによって投資ですから、

私は投資だと思っています。だれが何と言おうと投資ですよ、はい。ですからそのときに、そのことが直接的じゃなくて間接的に広域的に連結させながら、こういうふうにしたいと。だから、今財政厳しいけれども、それは優先してやりましょうと、こういう形にしたいということ。ですから、私は修繕しないとは言っていないので。できれば修繕するので、そういうことにも波及をさせて、より効果を上げていただきたいと、こういうことを言っています。そういうことが出てきたところは優先して、幾つもあるんですよ、やらなければならない、優先してやることにしましょうと。みんなで真剣に考えましょうよと。修繕という1つのテーマが与えられたけれども、その修繕のテーマを議題に出して、いろいろなことをこれまでのことの課題をみんなで考え、構築していきましょと、こういうことですので、ご理解をいただきたいと思います。

アウトソーシングについては、先ほどの答弁で言いましたけれども、全員協議会の中でお話をさせてもらいました。ですから、議員は明確な形が欲しいということで要望されているのかもしれませんが、1回いろいろな形でやってみて、そしてそれをやりながら、また、先ほどの修繕と一緒にですよ。修繕しなくてもいいようにつくるんです。だけど、雪の害があったり何かして変わっていくわけです。だから、そういう意味でアウトソーシングについてもできるところからやって、そして絶えず検証をして、姿を変えるものは変えていこうと、こういうことでございますので、できれば議員からもご提案もいただければ、大いにそれを参考にしながら進めてまいりたいと、こう思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 ④の質問なんですけれども、そうすると行財政システムの見直しというのはイコール、アウトソーシングというふうにとらえなければいけないのね。そういうことなのね。アウトソーシングだけの説明、それを中心をしてやるという、総合支援センターも含むだろうけれども。そうすると、行政システムの見直しというのは、そこなんだというふうにとらえてよろしいですか。しつこいようなんですけれども。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

行財政の見直しは、アウトソーシングが今メインテーマになっていますが、それだけでいいということではないんですよ。私たちの暮らしの中で、いろいろな分野、領域の中から、一つ一つ細かいことから、あるいは大きなことからあります。だけど、話をするときには、メインテーマは何かと言われれば私はアウトソーシングだと。しかし、アウトソーシングは行財政の

すべてではない。これは、改めて言わなくてもわかっていただけるということで先ほど触れませんでした。あらゆる方向から行財政の見直しはしていかなければなりません。

今出さなかった職員も数名おりますけれども、現在の南会津町行財政のデータを全部職員にお示ししました。それで一人一人がそのことに対しての考え方、あるいは自分として取り組むべき方法、これを実は出していただいた。その中にも、細かいけれども紙一枚、あるいは出張のこと、自分たちが気をつけなければならないという意見も入っています。これらも含めて行財政の見直しになると、こういうことですのでご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 今の答弁どおりに、アウトソーシングだけではないというふうに私も思いまして何度も言っているんですけれども、行財政システムの見直しというのは多岐にわたる。先ほど申し上げた一例として、職員に対して財政の現状を把握してくれというふうなもの、あとどういうふうにしたらいかんべというふうなことを出してくれといったことも私は存じ上げています。非常にいいことをしているなというふうに、職員は大分負担であったようですが、いいことだというふうに思います。そういうことを踏まえて、④の質問をしたわけでございます。

それから、⑤一部組合、町出資法人への負担金や出資金の検証、見直しということでございますが、よりよい方向で協議をしていると。出資、これは一部事務組合の話でございますが、先般、南会津町長は管理者でありますので、私もそこで質問をした経過もあったわけですが、今回、広域は2名の定数増員と、ベース増員と。そこ増員ということで、議会は通って95名という体制になったわけでございますけれども、その中で、町長も感じているというふうには思いますけれども、今後、10年間、今の出資金、例えば南会津町の場合は、広域の場合4億8,000万円以上、それから田島下郷組合にしては3億8,000万円以上、西部環境のやつは2億2,000万円以上、出しているわけですね、負担金を担っているわけです。先ほど町長がおっしゃったように、10%という言葉も出ましたけれども、きのうほどの質問にも出ましたね。

だから、そういうふうな現状を踏まえたときに、広域議会に行ったときに、実は来年2人足りないから2人ふやしてくれと、もう簡単に提案してくるんですね。これは、提案者は管理者になっているわけですが、10年後、5年後にこういうふうな姿にするから今回2名ふやしてくれというふうな提案ではないんですね、常に。常にというか、今回私は初めてで申しわけないですが、そういったことで、これから財政の問題を抱えている当町にとっては、負担し切れるのかというのは率直な私の感想なんです。

ですから、この間、広域の議会の中で一生懸命協議してくれと言ったのがそういうことなんですけれども、やはり町の町長として、その場に構成員の町の町長として行って、積極的に意見を言って、3対1だとか2対1とかそういう問題ではなくて、財政問題というのは皆さん抱えているというふうに私は思います。そして、南会津町としても12億円ですか、11億円ですか、そのぐらいの一部組合に対して負担をしている。異常なというか大変な金額なんですよ。これ合併後10年後、15年後、果たして負担し切れるかという、まず無理だろうなというふうに思うのは私だけではないなというふうに思います。

だから、その方向に向かって、その方向というのは、結局なくすとか、そういうことじゃなくて、どういった形がいいのかということ、例えば今回の2名増員のときなんかは、一応示してから提案をすべきかなと私なんかは思いましたけれども、そういうことをぜひ南会津町長として、改革と言えきれいな言葉ではありませんけれども、大変な中身になるというふうには思いますけれども、95名を70名にと、こう実際数を提示するとか、これは勇気がいることだというふうに思います。ただ、そういった形にしていけば、各負担金をどのぐらいまで減らせるかとか具体的な数値となってあらわれてくれば、協議になるというふうに私は思うんですね。ぜひ、南会津町長として発言をしていただきたいというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

私は大変積極的に発言しているというふうに思っております。ただ、発言の内容が違うと思います。ここにきょう下郷の方たちもお見えになっておりますが、私は増員すべきという発言を積極的にしました。それは、負担金の問題は、確かに将来のことを考えれば少ない方が私はいいと思います。しかし、現在の広域消防の実態、おわかりでしょうか。確かに国が定めた定数管理があります。しかし、それは国が定めたものです。ですから、私は国や県にしっかりと地域事情を話して、そういうこれまでの基準を変えていただきたい、こういう動きをすべきだと。

絶えず国の基準に定められたものに対して減少していくというのは、じゃ地域に町の負担は少なくなるかもしれませんが、地域に将来希望と夢と、あるいは若者が定着する環境が整うのでしょうか。あるいは交流人口を考えたときに、広域消防が果たす役割がどれだけ交流に多大の影響をしているか。じゃ私のところにも、そういうことを確かめるために、これまで山岳事故を起こした人たちの何かメッセージがありましたといったら、膨大なメッセージがありました。これが広域消防のふだんの業務の成果だというふうに私は思っております。ですから、た

だ単にふやすんではなくて、現在置かれた消防現場をきちっと踏まえながら、そして国にしっかりと物を申しながら、やはり最終的には町財政を考えれば、負担金をふやせるような方法を考える。そのためには現在の出張所・分遣所の統廃合も、しっかりと視野に入れた議論をしなければならない、こういう意見を積極的に強く申し上げていることをここでお知らせしておきたいと思います。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 方向性が違うけれども、積極的に申し上げているというふうなことだろうというふうに思いますけれども。

どうも町の財政健全化をやると持ち出しているように私は思うんですけれども、それは現状はわかります。それは国の規定とか、そういったものは、その場所によって違うというわけじゃないんで、一緒くたんに日本国中、みんな同じ規定の中でやっているというのはおかしいというのも、その意見もわかります。特に南会津町や何かは広くて、合併して広い範囲の中での活動ということで、例えば30人、40人でやれるわけあんめえというのはわかる。わかりますけれども、やはり南会津町の町長としての財政の健全化に向けていくなれば、平行線だというふうに私は思います。それは消防署の現状を見ると、皆さん大変苦勞なさっているとか、そういうのは、それはみんなわかっていることであります。そのことも踏まえて言っているわけがあります。

そうすれば、先ほど最後の方で申し上げたように統廃合という言葉が出ましたけれども、そのとおりなんです。そこを私は言いたいんですよ、本当は。極論で言えば、東部に1カ所、西部地区に1カ所、それで3台から4台救急車を配置する。こういう考えは持っています、私も。それで消防署をどうするかと、自治消防団が一生懸命頑張っているから、極力最低の台数でいいだろうと。そうすると何人ぐらい必要かと、そこまで我々は計算しながらやっている中身があったわけですが、そうすると、このぐらいの人数でこのぐらい減るなということも、いろいろやっている中身はあります。

そこまでは数字は言いませんけれども、じゃ、そういうことを踏まえて先ほど私意見を申し上げたわけですが、ですから、そういった方向性、少しでも統合とかそういった考えがあれば、やはり将来に向けて4億8,000万なり、12億なりの負担金をずっとしきれるかという言葉があるわけですから、現実には。それも現実だというふうに思います、はっきり言って、この当町に関しては。だから、それも踏まえなければいけない。消防署の現状も踏まえなければいけない。それもわかる。だけれども、何度も言っているように、その場ではなくて、そのと

きではなくて、将来に向けての5年後はこういった形にしたから、今こういうふうにする。今現状はこうだから、できないから、このままでいこうというふうな説得、説明の仕方だったら私は十分わかるんですよ。我々もわかると思うんですよ。だから、将来のことも言わないで、今の現状を見ろ、やれるかと、こう言われると、いや、やれないから、それじゃ賛成するしかないなど、こういう形になるわけなんで、そういうことを議会では、5年後とか10年後とか、やはりそういった姿もある程度示して、それで増員とか、今回は広域の補正予算も出ましたけれども、このぐらいもう少し出すんだと、そういうのはわかるんですよ。

だから、将来構想もある程度示していかないと、大丈夫なのかなという不安を持つのは当たり前というか、皆さん一人一人当たり前は違いますけれども、私の当たり前なんですけれども、そんなふうに私は思ったんです。ですから、そういうことを南会津町長として、広域に行って、言っていたきたいなど、そういうふうに申し上げます。

もし、お答えがあればもう一回よろしいですか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

将来の問題は議員がおっしゃるとおり、やはりこの前、全員協議会の議員の方からもありましたように、ある程度の仮説といいますか、数字を置いて、それが数字の置き方が妥当かどうかという問題はありますけれども、置いても将来見通しというのはつくらなければならないんですよ。ところが、私が実務者であれば、それはある一定の期間さえ要していただければつくれるのかわかりませんが、指示を出すということでやらざるを得ない。その指示を出したときに、今までやっていないことをなかなかその関係者がやれるかという、やれない部分もある。

ここのところはあきらめずに、将来見通しをつくるように指示をしていきますが、例えばそのときに、今、県で消防の広域化の委員会があって、実は私が県の町村会の代表として委員になって、今、第1回の委員会がありました。そんな中で議論がされています。そのときに、広域消防の運営をご存じだと思いますけれども、基準財政需要額の中で示されています。ここで、じゃ自分のところでやれる範囲というのはどれだけなんだということで、このままの体制でいった場合、どのくらいの持ち出しになるのか、それを県内各広域市町村の県の消防で出すようにということで委員会で私の方で話をしておりますので、第2回の委員会にはそういう数字が出てくるんだろうと、こう思っておりますので、今後、将来をにらんだ対応をしっかりと考えていきたい。その上で、関係構成町村の首長さんには私の意見として申し上げますと、こういうことになるかと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 6 番、渡部優君。

○6 番 渡部 優議員 ぜひ、広域の現場を見てのご意見もあるだろうけれども、とりあえずは南会津町長としての財政の責任者もありますので、ぜひ今おっしゃったように進めていただきたいなというふうに思います。本当に大変だというふうに思います、今の財政状況は。

⑥に関しては、先ほど出ましたので、公表する中身に関しての議論はございましたので、いかなというふうに思います。

それから、特別支援教育について若干。

一般論としての答弁をいただいたというふうに私は認識しましたがけれども、やはり教育現場というのはなかなか、悪い言い方をすれば隔離されたというか、我々一般住民からすると特別な場所というふうな感じは受けているわけですがけれども、見た目でも密室状態であるというふうにも言えるのかなというふうに、今一生懸命オープンにしよう、オープンにしようというふうな流れはあるわけですがけれども、そういうふうには感じざるを得ないというふうに思いました。

昨年の事件に関しては、その事件そのものの問題を起こされた先生のことは出ても、子供や子供さんの親御さんのことは、ほとんど出てこないというか、まるっきり出てこなかった。どういうふうにケアしたのかなとか、そういったことが全然表に出てこない。嫌々、悪いこととか、今まで問題をされた先生がいなくなった、よかった、よかったというような現場の言葉。それから教育委員会の方も、そういうふうに、ああ、いなくなったという感じの発言があったわけでございます。そういうことなのかな、本当にいいのかなというふうに思って、実は先般の文教厚生委員の視察の中で一つ聞いてみようかなというふうにずっと思っていて、さりげなく聞いたら、非常に中身が、個人攻撃になるかもわかりませんが、残念な答えが出てきて、こういった質問のような形になってしまったんですけれども、これはしっかり教育長の考えを聞かなければいかんというふうに思って、こういった質問をさせていただきました。決してネガティブな個人攻撃のつもりでいたしたわけではございませんので、その辺をご了解いただきたい。

それで、特別支援教育についてですけれども、介助員の要望が多いと。町独自で、ことし4月から特別支援教育というのはお金が入ってきたというふうに思いますけれども、その前は多分町独自で対応していたというふうに私は聞いています。だから、立派だなというふうに私は実は思いました。上郷小で1事例がありまして、ああ、いい感じだなというふうにして、そして結果も出ているなというふうな状況を見てきまして、ああ、このまま続けられればいいなと

いうふうに思いました、正直。

そして、そのことを頭に入れて、ほかの学校も回ったんですけれども、やはり校長先生が困っている、こういう子がいて困るというような、LD関係の子供だというふうに思いますが、事例として結構教育現場で混乱している場面もあると、教室崩壊的なところもあるというふうに聞いています。ぜひ、特別支援教育の制度を使って、多分聞いたところによると、1校当たり90万円ほど交付されているというふうにも聞いていますので、そういったお金を利用して、ぜひ介助員等をふやしてケアしていただきたいなと。教育の場をしっかりとしていただきたい。そして、教育者としての認識をしっかりと指導していただきたいなというふうに教育長にお願いしたんですけれども、再度答弁願えますか。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 それではお答えいたします。

先ほど来ありました、文教厚生委員の先生方がそれぞれ訪問していただきまして、ありがとうございました。その際に、校長の方から非常に公の場では不適切な発言があったというようなことを今耳にしまして、本当に申しわけなかったと思います。なお、今後そういうことがないように、その当事者の方には私の方からしっかり指導なりお願いしておきたいというふうに考えますので、ご理解ください。

なお、この特別支援教育というのは、今、先ほど私が答弁いたしましたとおり、非常に大切な教育の領域でございます。そういうことを考えて、やはり今議員さんがおっしゃったように、子供のサイドから、子供に立った、子供を中心とした学校教育運営というものについてさらにきちんと推し進めていくように、各学校の方にもお願いしたり、私もそういうふうに考えておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 時間もありませんので、終わりますけれども、町長が掲げる、ありがたいと言える、あなたの存在にありがたいというふうな基本理念があるわけですから、すべての町民がこれに向かっていけるように期待します。

以上で質問を終わります。

○渡部康吉議長 以上で、6番、渡部優君の一般質問を終わります。

— ◆ —

◇ 芳賀沼 順 一 議員

○渡部康吉議長 次に、17番、芳賀沼順一君の登壇を許します。

17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 一般質問に入る前に、私の通告文で2カ所ばかり文字の間違っているところがありましたので、訂正しておきます。2番の一般競争の「争」が「急ぐ」という字になっております。それから、裏の3番の公用車の小型化についての①のちょっと上、4行目の車の台数なんですけど、54台と41台を足しまして「91台」になっています。「95台」です。私も算数と国語が苦手だったもんですから。

それでは、議席番号17番、芳賀沼順一、ただいまから一般質問をいたします。

まず最初に、国民年金の掛金の横領についてでございますが、昨年、社会保険庁の問題が多く国政の場で議論されています。特に年金の記録漏れについては、連日、新聞、テレビで報道されました。この件に関しては、加入者の個人相談も始まって、今後、加入者一人一人に加入年数と月数の記録が郵送されてきます。それから相談に行っても間に合う。特に年金の未払いについても、過去5年間の時効であったのが、時効が撤廃されたことでゆっくり相談に行っていたきたい、こう思います。

しかし、今度は社会保険庁職員による年金掛金の多額の横領が見つかりました。全国の自治体でも、国民年金の職員による横領も出ています。近くは福島県でも、町がなくて5市村で7件の横領があったと。全国で言うと90市区町村で101件、この前の新聞では2億4,383万円、こういう高額な横領があったということで、ちなみに合併前のこの南会津町の4町村の調査は新聞に出ていないんですから、発表がないんですから、当然していなかったと思いますが、その調査の内容を伺いたいと思います。

続きまして、入札制度について。

6月の議会で、6番議員から質問があつて、ほとんどわかつたんでございますが、もう一度再確認の意味で質問をいたします。

国から県、そして地方自治体へと入札制度が一般競争入札、こういう流れに進んでいます。当町や下郷町の公共工事が町外業者の落札によって、下請業者も町外から来るという、こういう今、現状です。今後、せめて町発注公共工事、これについては町外の参入を防げないか。もし参入して同じことがあれば、地元の業者がなくなってしまうのではないかと、こういう心配をしています。

特に住民の雇用の場、また冬期間の除雪作業、そして災害時の対応など、町にとっては大切な役割を持っている企業であります。この企業をすべて守れとは申しませんが、やっぱり守っていくことは商店街の活性化や少子化対策、高齢化社会の対応、こういうものとともに、行政の大事な仕事の1つであると思います。例えば億単位の仕事は2社のJVを条件にするとか、いろいろな今までの条件以上に条件付きの指名競争入札、社会の流れに多少逆らってでも地元の業者を守るべきだと思います。指名権を持っている町長の所信を伺います。

次に、公用車の小型化について。

省エネと経費削減の観点から、公用車を小型化、または軽自動車にしてはどうか。近年、原油価格が非常に高騰して、石油価格が上昇しています。特に本年は毎月のように上昇し、一般家庭の石油やガソリン代の家計に占める割合が非常に高くなってきています。近づく冬將軍の前に非常に心配する声がございます。限りある資源の石油ですから、今後、以前のように安くなることは考えられません。また、経費削減の面からなので、車の価格、あるいは税金、町は普通の県税はただだと聞いていますが、重量税はかかります。普通車と軽自動車では大きく差があります。

もし、わかるのであれば、3点ほどお聞きしたいんですが、18年度の財政調書に出ている分では、この役場庁用自動車が341台と出ています。もちろん特殊も入っておりますので、その特殊なものを除いても乗用車54台、貨物41台、計95台になっています。見かけますと、軽自動車でも十分に用が足りる、間に合う車両もあるように見受けられます。

そこで、次の3点を伺います。

第1点は、公用車の乗車効率はどうか。乗車効率というのは、走行するときに特別な場合を除いて定員に対して何人乗っているか。それはもし調査したことがあれば、調査してなければいいですが、その数字を伺います。

2番目に、普通乗用車と軽自動車の燃費の比較と、町有車の年間平均走行キロで計算した1台当たりの差は幾らか。これは金額で。もし、大体でもいいですが、なければ、私もおおよそで計算してきましたので示します。

3つ目に、一般住民も家計を守るため軽に切りかえる人が多くなっています。町の厳しい財政を考えれば、軽で間に合う車は切りかえる考えはあるか、町長に伺います。

4つ目に、薬局の前にバス停留所をとということで、南会津病院の前に新しく民間の薬局ができました。薬をもらうのに早くなったと、こう喜んでいる人もおりますが、通院患者の約半数は高齢者です。足の悪い人も多くいます。何人もの高齢者の方に言われましたが、バスの停留

所が病院前のために、薬局に往復しますと時間がかかって予定のバスに間に合わない。目の前をバスが行って次のバスを待つのに何時間もかかってしまう。何とかいい方法ないかと。薬局をもとに戻してもらえないか、こういう話もありました。

私も、この間歩いてみました。病院の玄関から新しい薬局まで片道約100メートルあります。間には国道が通っています。結構あそこも車が来ます。これから冬期間となりますと、雪道で滑ったり、危険も伴います。高齢者に限り薬局を病院内に戻すか、あるいは病院の前の戻ってこないようにバス停留所をもう一つ設置するか、あるいは高齢者に限り病院の薬局に民間の薬局から配達してもらうか、そんな措置を関係機関に強く要請して改善を図ることが必要と考えますが、町長の所信を伺います。

最後に、お忙しいところ、代表監査にご質問申し上げます。

いつもここへ来なくてもいいところを私の質問で来ていただいて、本当にありがとうございます。

町の監査体制についてですが、全国の地方自治体で財務に関連する不正事件やヤミ給与問題が話題になっています。そうなりますと、当然監査委員に対する批判の声も上がって、地方制度調査会においても監査制度についての論議があったと聞いています。幸い、本町ではこのような不正事件は発生しておりませんが、一生懸命に監査している監査委員のご苦勞を拝見していますと、本当に大変だなと。今後こういう事件の予防のためにも監査機能の強化は大切だと、こう考えますので、次の点を伺います。

1つ目に、昨年、ことしとまだ2年ですが、細かく指摘され、私は大変感銘を受けています。しかし、合併して予算規模も大きくなり、行政監査も含め現在の体制で地方自治法が期待する十分な監査ができるとお考えでしょうか。

2つ目に、決算審査報告では多くの指摘事項を述べられていますが、昨年の指摘事項の中で改善されたものがあればお伺いいたします。また、改善されていない事項については、どのようにお考えかお伺いしたいと思います。

以上、壇上からの質問を終わります。ありがとうございました。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 17番、芳賀沼順一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、国民年金掛金の横領についてのおたかしでございますが、国民年金保険料着服事案につきましても、社会保険庁から8月と9月の2回にわたって調査依頼があったところでございます。合併前の旧4町村について、それぞれ関係書類等を調査いたしましたところ、いずれ

の旧町村にも着服事案がなく、その旨報告をしたところでございます。

次に、入札制度のおただしでございますが、公共事業は単にものをつくるということだけではなく、その地域に及ぼす経済効果や安全性の確保など、地域に暮らす人々の生活に長く、そして大きく関係することでありますので、安値競争を加速させたり、品質の低下を招くような結果をもたらす、ひいては地域の体力を減退させてはならない、このように考えます。

おただしにありました一般競争入札の導入につきましては、地域の実情に十分な配慮を行い、競争性や公平性も担保できる方法についてさらに十分研究してまいりたい、このように考えております。

次に、公用車の小型化に関する1点目、公用車の乗車効率についてお答えをいたします。

公用車の使用方法是、その用途によって多少の違いがあると思われませんが、平均的な車両について平成19年4月から8月までの乗車効率を調査いたしましたので、報告をさせていただきます。普通乗用車の平均乗車人数は、定員5名に対し1.46名であり、軽自動車の平均乗車人数は、定員4名に対して1.04名であります。合計の平均乗車人数は、1台当たり1.22名となっております。

次に、2点目の普通乗用車と軽自動車の燃料の比較についてであります。平均的な使用用途の普通乗用車と軽自動車について、平成19年4月から8月までの燃費効率を調査いたしました。その内容は、普通乗用車の平均燃費は1リットル当たり10.19キロメートルであり、軽自動車の平均燃費は1リットル当たり14.31キロメートルであります。比較いたしますと、軽自動車の方が普通乗用車に對しまして、燃費効率が1リットル当たりで走行距離にしますと4.12キロメートル良好でありました。

次に、3点目の軽自動車への切りかえについてでございますが、公用車については円滑な業務の遂行を図るための機能性と安全性が重要であると考えております。更新に当たっては、現在の使用状況を十分に検討し、またその用途と目的に応じた効率的な配車計画を立て、機能性や特に冬期間の安全性を勘案しながら、経費の節減となるよう、これまで同様の視点で導入車両の選定をしたい、このように考えております。

次に、南会津病院前の薬局の開設に伴う院内処方、または停留所の設置についてのおただしがございました。

1点目、高齢者に限る病院内処方についてのおただしであります。現在、県立病院における薬の処方、完全院外処方ではなく部分施行となっており、高齢や身体の不自由等の理由で院内の薬の処方を希望する場合には、担当医師の判断により院内において薬を処方してもらう

ことも可能な状況にありますので、どうぞその制度をご利用いただきたい、このように思います。

2点目の薬局前に停留所を設置することについてのおただしについてであります。現在、町において運行をしております乗り合いタクシーについては、委託事業者との協議の上、本年9月1日から薬局前にて乗車できるように対処したところであります。路線バスを運行する会津乗合自動車株式会社においても、薬局前で乗車できるよう現在検討を進めていると、このように聞いております。

なお、町においては遠隔者や高齢者の方々、あるいは子育ての支援も含めて、通院の安全性や利便性について、総合交通体系の中でさらに協議を進めていきますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、町長に求められました答弁とさせていただきますが、具体的事項につきましては、担当課長等に答弁させますのでよろしく願いをいたします。

○渡部康吉議長 代表監査委員。

○室井良一代表監査委員 17番、芳賀沼順一議員のご質問にお答えいたします。

初めに、町村合併をして予算規模も大きくなったことから、現体制で地方自治法が期待する十分な監査ができるかとおただしであります。地方自治法が期待する十分な監査とは、その定義の判断は非常に難しいところがありますが、これを十分に実施するには、監査委員を常勤にし、そしてそれなりの監査委員と書記を配置しないと十分な監査は難しいと思います。

当南会津町の監査体制の現状は、ご承知のとおり、非常勤で監査委員2人と実質書記2名体制であります。この体制で監査可能な計画を立て、その日数と時間の範囲内で監査項目をピックアップして、できる限りの十分な監査を実施しているところであります。もし、監査委員、もしくは書記の増員が可能であれば、増員した分だけ監査の範囲が広がります。

次に、昨年度の決算審査での指摘事項についてのおただしであります。指摘した項目の具体的な改善としては、町税等の収入未済額について各担当課を横断した連携による対策を指示いたしました。ことしの7月、副町長を委員長とする南会津町滞納整理対策委員会を組織し、各関係課と総合支所を含めた連携を図り、税や使用料の滞納解消に向けた取り組みが行われております。さらなる延滞額の縮減に期待しているところであります。

また、奨学金の滞納者に対して延滞金を課していない指摘をしましたが、平成19年第1回定例会において、南会津町奨学資金の貸与に関する条例の一部改正が行われ、奨学金の滞納者に対して延滞金を課すよう改善されたことなどがあります。

指摘条項を改善するには、予算が必要な事項と必要でない事項があると考えます。予算が必要な事項は、財政事情がありますので、複数年かかって改善されることはやむを得ないと思っております。しかし、予算の必要のない事項については速やかな改善を求めているところではありますが、現実には改善されていない事項もあります。これは町当局の改革改善欲がここにあられるものと思っております。

指摘をした事項の改善状況については、期日を定めて、その処置状況の報告を求めているほか、改善されていない事項については、次年度においても再指摘をして速やかな改善を求めているところであります。再指摘とは非常に重いものと考えておりますので、町当局は真摯に受けとめていただきたいと思いますと思っております。

以上、お答え申し上げます。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 何点か再質問をいたします。

1点目の国民年金の横領については、なかったということで安心いたしました。

2点目の入札制度でございますが、町長のお答えが前回の6番議員の答えと同じで安心いたしましたが、1点、近年、うわさでは一般競争による、先ほど町長もありましたが、低価格の落札の場合だとか、あるいは大手業者というか、大きな企業が落札した場合には、ほとんどが下請になったりして安全管理に不備があるというふうなうわさを聞きます。どうしても98%で悪い、95%で悪い、80か70%、あるいは場合によっては50%でもいいんじゃないかとは言いませんが、予定価格に対して安ければいいという風潮には私は疑問を感じます。

もちろん安い方がいいんですが、どうしても、私も商売をしています、安くやってくださいと言われれば、いい品物を使えば当然安くできないわけです。そんなことを考えますと、先ほども町長が答えられましたが、もう一度、安ければいいという風潮をどう考えるか、また町長の意見をお聞きします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほどの議員の質問の中に、時代の流れと違った方向でもと、こういうことがあったかと思うんですが、時代の流れというのは、その欠陥部分をどう補うかというところから始まるんだろうと思うんですね。つまり、この入札制度の問題については、談合という大きな法的な部分の欠陥があって、それに対処するためにどうしたらいいかということで、そういう環境を取り除こうと、こういうことだと思うんですね。その中には、知事も答えていると思いますが、発

注する側の問題も当然ございますが、受注者側の意識の問題も大きくかわりを持ってきます。そんな中で、双方が自助努力をした上で、私は設計価格が正しければ、設計価格がいろいろな視点から見て審査をして正しければ、私は設計価格により近い方がいい事業ができると、こういう認識でおりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 私も、場合によっては100%でもいいんじゃないかというように思っているもんですから、100%でとる人はいないとしても、本当に談合、あの問題から、どんどん町民にかかわる安全性を脅かすようなところまで今いっているんじゃないかなと私は思います。

これは、話はちょっとこれとは違うんですが、先ほど町長が6番議員に、根も葉もないことでもう非常に怒っているというか、それを知ってもらいたいという話もありましたが、一つは、やはり政治家は、小泉総理も安倍総理も常にマスコミではいいところは取り上げられないで、悪いところを取り上げられながら頑張っておりますので、町長のその辺は腹を立てずに、見ている人は見えていますので、しっかりと腹を立てずに敵も味方にするような心で頑張ってくださいと思います。言わんですが。

3番目に公用車の小型化ですが、何か町長の話では、今までのこれまでと同様に考えるということでしたが、同様ということは余り取りかえないのかなと、こう思うんですが、乗車率から見ますと、ほとんど1.46人ですから2人は乗っていないんですね、5名のものも。

私も見るところ、乗っている。当然峠越えを要する車とか、そういうものについては大きいもの。全部取りかえるとは言いませんが、ちょうど普通車にリッター10.19、これも、それから軽でリッター14.3、私も普通車で10キロ、それから軽で15キロと、あちこち調べましたら、こういう5キロの差で計算しました。例えばガソリン1日で10キロ走ったとしますと、1年に3,600キロです。そうしますと、普通乗用車と軽では、ガソリンの違いは1台当たり1万6,800円ございます。例えば50台あったとしますれば、50台を掛けますと、年間、大体84万円違います。

それから、任意保険も、例えば軽ですと2年で2万5,000円。全部に車検があります。普通乗用車ですと、これは2年で3万830円。見ますと3万1,100円ということで、車検が2回あります。それで任意保険の差が大体50台ですと約30万。

それから、重量税はかかりますよね。重量税は軽は2年で8,800円、普通車の1トン以下で2万5,200円。1トンから1.5トンだと3万7,800円。普通の1トン以下ということで2万

5,200円と8,800円を計算しますと、大体50台で82万円。

この3つだけでも1年から、あるいは2年で196万円。これは単純計算ですので、恐らくキロ数は1年に3,600キロ以上は平均にすると走っていると思うんです。ということを考えますと、あと車の値段も違ってきます。全部で4、5百万円は違うんじゃないかな。

今、町民一人一人も収入が減って軽自動車に、まして今の軽は大きくなって660ですから普通車とほとんど変わりません。そういうことを考えますと、もう一度こういう取りかえる時期に考えていくかどうか、お答えをお願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

私の答弁の中で、同様という言葉がありました。それをどのようにとらえたかということになりますが、それは、これまでも私は更新期に当たって、例えば林業を担当するいわゆる林道等を走行する場合の車両、それから県庁に行く回数が非常に多いという高速道路を走行する場合の車両、それから平たんな舗装された場所を走行する場合、それからさらにはどうしても集団的に行動をする業務がある場合、こういうことを含めて十分検討してほしいと、こういうことを申し上げていたので、それについては議員からおたかしと一緒にですから、ある意味では。そういうふうな言葉を使わせてもらったと。

したがいまして、今さまざまな比較の数字をお示しいただきましたので、そういう数字をもとにもう一回検討をさせていただきますが、実は先ほど申し上げました、6番議員のときにも申し上げましたが、財政分析の意見をもらったときに、そういう職員からのみずからの節約の意見も出ています。私は絶えず町長が何かを指示するというよりは、ぜひ業務を通して現場の職員が気づいて、そこからの提案にしてほしいと、こういうふうをお願いをしております、細かい指示はこれまでしてきませんでした。ですが、今回議会でしっかりとお示しをいただいたわけですから、これまでやってきたことをさらに数的に検証をしてみたい。そして、できるだけ経費の節減に努めていきたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 わかりました。期待をしております。

特に今、町長の方から、職員からのいい意見があれば取り上げていくというような、そうとらえる意見もございましたので、私たちも今後、今までですと副町長か町長に直接言わなければだめかなと思っていたところも職員の方に言って、私たちの提案なり、意見なりを言いたい

と思います。職員からのいい意見を取り上げていただきたいと思います。

続きまして、薬局前のバス停はひとつそのように提案していただいて、ただ、1点だけ、高齢者の希望があれば、中で薬をもらえると、こう言われましたが、その辺もう一度、病院の方に確認をいただきたいと思います。

私も確認したわけです。そうしましたら、今は外部の薬局への流れがそうとなっておりますので、薬に関しては入院患者の薬しか、これは今後対応しなくなるということです、どうしても通院の人には外部薬局の薬を利用していただくことになりますよという意見を、私もいただけてきました。ただ、希望があれば、外部薬局に連絡してここまで配達をしてもらうことは可能ですという、こういう意見を私も聞いてきたんです。

ですから、その辺もう一度確かめていただきまして、もしも配達をしてもらえるのであれば、あそこに看板を、私たちが言うよりは町長の方から、足の不自由な人はこちらへ電話をして持ってきていただきますよという看板でも、こう書いておいてもらえればわかると思うんですが、一々どうしても、南会津町とは申しませんが、公の施設というのは割合、聴衆に対する、下郷の議員さんが来ているから上がっちゃって言葉を忘れましたが、宣伝が非常に下手で、回覧板を回したからいいという感じと同じで、その辺をしっかりと皆さんにわかるように示すように改善をお願いしたいと思います。

最後に、代表監査委員に対しまして今質問いたしました。非常に、若松からわざわざ来ていただきまして、本当にありがとうございます。ご丁寧なお答えいただきました。

この中で、現在の2名体制の中で、非常に監査が十分にできるのはなかなか難しいという話がありました。常勤監査委員であればという話もありましたが、なかなか常勤というのは難しいと、これは思います。

そこで、やっぱり、例えば今度は町長にお伺いしたいんですが、現在、外部監査1名と議員監査1名の2名ですが、今、監査委員からも話がありましたように、今後、十分な監査をするためには監査委員を増員するか、あるいは専任の職員を配置するか、そのようなことがあれば、十分な監査ができるという話がありましたが、町長は監査委員を増員するか、あるいは専任職員を置くような考えはございますか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

初めに、先ほどの院内処方について、ちょっと詳しく健康課長の方から後から答弁をさせますので、私の方からは監査に関する件でお答えをさせていただきます。

まず、先ほど監査委員の方から、地方自治法で言う十分な監査というのはどこまでの基準かという、そういうあいまいとした部分もあるんですが、私はかなり監査委員に求められる監査の中身というか、内容が変わってきていることは事実だろうと思うんですね。そういう中で、議員の皆さんも決算に対して、あるいは予算に対して、それぞれの立場からチェックをしていただけると、こういうことで考えておりました。

したがいまして、現在、常勤というようなお話も一部ありましたが、その監査の傾向が今の状態で保ち得ないのかどうなのか。ここのところは十分に検証をさせていただきたい。あるいはまた、それぞれほかの自治体でどのような取り組みがあるのか、このところもちょっと調査をさせていただいて、監査委員が責任ある監査ができる方向づけを探っていきたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 薬の院外処方関係についてのおただしについて、お答えさせていただきます。

先ほど町長答弁にありましたとおり、南会津病院の外来者に対する院外処方につきましては、今現在、完全院外処方ということではございませんで、部分施行というようになっておりまして、したがいまして、希望する方の一部の外来の患者の薬につきましては、それぞれ担当医師の判断もありますけれども、一部、院内での処方が可能だというような状況になっております。

ただし、長期的に見た場合に、県立病院全体の問題としまして、中長期の経営改善計画の中では医薬分業を明確に打ち出しておりまして、完全な院外処方を基本的には考えているようでございますので、早晚、南会津病院の方につきましてもそのような方向になっていくのかなというような感じをしておりますが、今現在はそのような状況でございますので、各高齢者の方々についてのPRにも、ある面で努めていきたいと、こんなふうに思っております。

それから、院外処方の院外薬局の薬の配達の部分につきましては、これはそれぞれ薬局さん自身のサービスといいますか、そういった部分でございますので、それぞれ薬剤師会の方々と今後のその配達についての意向がどうなのか、その辺については話を進めてみたいと。その結果、そういうことが可能であれば、ぜひ住民の方にも積極的にPRを図っていきたいと、こんなふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 わかりました。そのような薬局に関しては、よろしくお願いいたします。

します。

今、監査委員についてでございますが、町長より今後考えていくという話がありました。私も、常勤はもちろん無理でしょうけれども、できれば1名ぐらいの監査委員の増員は可能ではないかな、必要ではないかなと、こう思うわけです。例えば現体制のままで、もし仮に不正事件が出てきたと、発生したと、こうなった場合には、じゃだれに責任があるのか、あるいはだれがどう責任をとっていくのか、こう考えたときには、非常に心配です。その辺のことを最後にお聞きして、終わりたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

現在の体制が代表監査委員、それから議会選出の監査委員ということで2名体制。だから、それが3名になったから不正が出ないかという、そういうものでもないだろうと思うんですね。ですから、監査委員が目配り、気配りをしながら、絶えず執行部に緊張感を持ってもらおうと、こういうことだと思うんですね。それで、やっぱり不正が出るか、出ないかというのは、むしろ監査の体制よりも、やはり執行部の意識、あるいは公金を扱うという公務員としての倫理の問題の方がはるかに大きいと、こう思います。

ただ、監査委員にそういう意味でいろいろな負担とか限界とか、そういうものを感じるようであれば、これは議員がおただしのように体制についての方向を改めて検証して探っていくと、こういうことでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 わかりました。

それでは、監査委員の指摘がいろいろと細かくあって、どれも聞くところによると、全部なかなか目を通す時間がなくて、部分的に見ながらという話もありました。あるいは、今は行政監査までしっかりするのが監査委員の仕事であると、こうなっていますので、今後も町長には監査委員の意見をよく聞きながら、その辺のことの対応をお願いしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○渡部康吉議長 以上で、17番、芳賀沼順一君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。昼食休憩にいたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後 零時 58 分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここでお知らせいたします。15番、阿久津梅夫君が都合により早退いたしましたので、ご了承を願います。

◇ 星 登志一 議員

○渡部康吉議長 12番、星登志一君の登壇を許します。

12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 議席番号12番、星登志一。

通告に従い一般質問を行います。

まず1点目は、財政の再建策についてお伺いをいたします。

ご存じのとおり、夕張市が財政の再建団体になって以来、地方公共団体に対する財政の目は一段と厳しくなりました。2番議員からもあったように、6月15日の今度は健全化法が通ったということで、来年度よりはチェック項目が4点とさらに厳しくなっております。実際に倒産寸前の団体も毎日の新聞をにぎわせているとおり、ふえております。

我が町も例外ではなく、実質の公債費比率も18年度決算で18%を超え、経済収支比率も95.8%になりました。これは町民の方にわかりやすく言いますと、100万円しか入ってこない予算に対して、我が町においては自由に使えるお金は4.2万円しかありません。要するに新しい事業をするためには、100万円の予算に対して4.2万円しかないということです。非常に厳しく、このシグナルは、私は以前80%以上のところは黄色ランプと言っておりましたが、今や完全に赤ランプの状態であると、私はこんなふうに思います。

そこで、必ず使わなければいけない経常経費を削減することに努力する必要があると思いますので、私は削減する方法について、3項目、町の方の考えをお伺いいたします。

まず、1点目、町民が果たしてこういう危機的な状態であるということを知っているかどうか、非常に疑問であります。そこで、町として財政危機宣言をして、広く町民に知らせるべきだと私は思います。

2番目に、経常経費で最もむだだと思われる職員の手当を、私はもう一度見直す必要がある

と、こんなふうに考えます。私の調べた結果では、南会津町の1人当たりの家計所得、これは約249万円であります。非常に格差が広がっております。多分、可処分所得にすれば、200万円を切るのではないかと、こんなふうにも想像いたします。時代の流れを考えたとき、当時の勤勉手当は1週間に6日働いて、あるいは雪の中を自転車をこぎながら税務関係をやったというような時代には勤勉手当も必要であったでしょうけれども、週休2日制、あるいは有給休暇がふえたと、こういう状態の中では、再度私はこういった財政の中では考える必要があるのではないかと、こんなふうに思います。

いわゆる民間で言えば、勤勉手当というのは精勤手当のようなものです。これが役場に通うだけで、1カ月に1人頭約5万円弱の勤勉手当が払われるということは、非常に私はむだだと思います。その使い道がどういった勤務評価をして使っているかわかりませんが、非常に私は重要な問題であると思います。この財政の非常事態、例えば組合に事情を説明して、この勤勉手当の歴史的な背景とか、そういったものを話せば、多分職員の方でも、この件については、私は本気で向き合って話せばわかっていただけるのではないかと思います。南会津町が率先してこのような制度をとれば、町や、あるいは関連団体・一部事業組合、あるいは広域、そういった関連と合わせれば、約2億円からの一般財源の削減が私は図れるはずだと、こんなふうに計算しております。

ちなみに、この制度は国から来ております。国の場合には、国家公務員が61万人おります。この制度をなくすことによって3,065億円。地方公務員は304万人おります。この制度が反映すると1兆5,210億円の削減になります。年金問題の不足分など、問題ではございません。とにかくそういった背景も勘案して、町の考えをお伺いいたします。

3番目に、町の経常経費削減も大事であります、2番目で申し上げたように、関連団体の経費削減も非常に大きな問題だと思います。午前中の質問にもありましたけれども、各一部事業組合あるいは広域事業関係でも約10億円の繰出金があります。特に、私は今回時間がなく、田島下郷衛生組合の決算書しか見ておりません。その中においても、し尿処理の施設は非常に老朽化しております。これに経常的に毎年7,000万円近くのお金がかかっております。かえって私はこれは新しくした方が、さまざまな補助金などをまろみながら新しくした方が経常経費は大幅に削減できるのではないかと、こんなふうに考えますので、町のお考えをお伺いしたいと思います。

2番目に、保育所の統合事業の推進についてお伺いいたします。

まず、今回この質問をした背景には、舘岩小学校の予算化に対する、私は町の不手際だと思

うところがあります。要するに議会に提出したときには、すべて設計から決まっていたと、ただ金額だけを通してくれと、こういうことでは議会としての公共物に対する意見を申し述べる場がなくなります。そこで統合問題の進捗度をお聞きして、我々の要望も申し上げたい、こんなふうに思って質問をさせていただきました。

まず1つに、最近、午前中もありましたけれども、突発的に大声を上げたり、そういった学童が多くなっているというようなこともあります。この1つには、鉄筋コンクリートづくりの、要するに金属音的な音を発生する校舎が1つの原因じゃないかと、こんなふうにも言われています。また、地元材を活用する意味からも、私は同じやるのであれば、温かみのある木造の施設が見直されている現在、そういった方向性を持たせるべきではないかと、こんなふうに考えますので、その辺の考えと、我々議会には1,500万円の概算の予算は上がっておりますけれども、実際に田島の地域協議会では5,600万円程度の説明があったと聞いております。我々議員は、この過程は何も知りません。そういった意味で、その中には基本設計とプロポーザルの方法について述べてあります。この辺の町の考えをお伺いします。

2つ目の問題として、前回の答弁で、町長は統合時の幼児の送迎はしないとのことご返事がありました。しかし、これは保護者の私は同意が得られたのかなと、少し一抹の不安を持っております。滝原とか針生だとか、全く正反対に親の方が勤めていけば、相当の負担になると思います。私は、これはひとつ保護者だけの問題じゃなくて、ただいま今現在、南会津町の高齢者世帯は1,654世帯あります。全体の世帯が約7,000ですから、パーセンテージからいっても相当高齢者世帯が多い。いわゆる交通弱者が多いということになります。そういった意味からも考えて、ひとつ幼児だけの問題ではなく、高齢者の交通弱者対策とあわせて、きめ細かな交通対策をする必要があると、こんなふうに思いますので、町の考えをお伺いいたします。

町長の答弁に対しては、自席より再度質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 12番、星登志一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、財政再建策に関する1点目、財政危機宣言をして、町民に知らせるべきではないかとのおただしでございますが、今年度制定された地方公共団体の財政の健全化に関する法律によりますと、平成19年度の決算に基づいて4つの財政指標により健全化の判断をし、その結果、早期に健全化の必要があると認められれば、その改善に向けた計画の策定を行い、これを議会と住民に報告しなければならないとされておりますので、これらを踏まえた上で対応してまい

ります。

また、平成18年度の決算を受けて早急に行うべき対策としては、2番議員、6番議員にも申し上げましたとおり、町独自の財政健全化計画を初め、公債費負担適正化計画、公営企業経営健全化計画を策定中でありますので、これらをもとに平成20年度予算から健全化に向けた取り組みを行っていくこととしております。

平成18年度決算から見る本町の財政状況は健全な状況であるとは言えませんが、この数字をもとに、いたずらに財政危機宣言をして住民に危機感をあおるようなことは考えておりません。現状を的確に分析し、課題の抽出と対応策を冷静かつ着実に実施してまいりたいと思っております。

次に、2点目の職員手当、特に勤勉手当の見直しをすべきではないか、こういうおただしがございましたが、職員の給与については、人事院勧告等に基づき、国・県の制度に準じて定めておりまして、現在のところ財政的理由での手当の削減は考えておりません。また、私は常々、職員に対し給与に見合う分の実績を求めており、さらにはやる気のある住民の所得向上を図る政策を実現させ、それらを通じて町民の理解が得られるもの、こういうふうを考えているところであります。

次に、3点目の一部事務組合の負担金軽減のための衛生組合のし尿処理施設を新設する考えはないか、こういうおただしがございました。広域的行政サービスの一部については、施設の設置や管理面の専門性から、町単独よりも共同処理が有効的であるため一部事務組合にゆだね、その経費は構成する町村が負担しているところであります。

おただしにありました田島下郷町衛生組合へのし尿処理については、約7億5,000万円を投資し、昭和59年の供用開始以来、20年以上を経過し、現在に至っております。この施設は鉄筋コンクリートづくりの躯体部分を初め、機械部分や電気部分、さらには配管部分など異なる耐用年数に応じた修繕が必要となるため、単年度に修繕箇所が集中しないよう、また不慮の運転停止に至らぬよう、修繕計画に基づき経費と工期を勘案しつつ実施しているところであります。

おただしのように施設を新設すれば、その後、数年間の修繕費用の縮減は可能であります、新設に要する費用負担も見きわめながら判断することになると思いますし、現在、協議を進めておりますごみ処理等の広域化の推移もあわせて検討することとなりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、保育所統合事業の進捗度についてのおただしであります、1点目の基本計画とプロ

ポーザルの方法については、まずプロポーザル競技参加者を選定し、参加事業者へ町としての基本的な考え方を示した後に、ご提案をいただいた内容を審査委員会で審査することになります。審査委員会で最もすぐれたものを入選者として選定をし、基本設計を委託する予定となっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

また、おただしにありました温かみのある木造の施設が見直されている点については、基本設計の中で十分配慮していきたいと考えております。

2点目の統合時の園児送迎の問題であります。さきの議会でも答弁しましたが、保護者との意見交換の中では、送迎による時間が別な意味での拘束となることなども理由に上げられておりまして、必ずしも統合条件としての大きな声にはなっていない、このように理解をしております。

また、おただしにありました高齢者を含めた交通弱者対策につきましては、今定例会の一般行政報告で報告のとおり、具体的に事業を推進しているところであり、今後とも町全体の総合的視点に立って地域公共交通の確保に努めてまいる考えでおります。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項については、担当課長等に答弁させますので、よろしくお願いをいたします。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 それでは、まず再質問第1点目、財政危機宣言について、今、町長の方から、いたずらにあおるようなことはしないというような答弁がありましたけれども、まさに社会保険庁の問題と似たような感じで、いたずらにあおらないということですが、ちょっと町長の認識が甘いんじゃないかと思うんです、私は。

というのは、九州福岡の赤池町というのが、ここは一たん、皆さんご存じのとおり再生団体になった。昨年度、この赤池町と方城、それから金田両町と3町が合併しました。再度合併したわけです、これ。それは、いずれもこの3町は過去に財政の再建団体であったということなんです。だから、財政の再建団体になるということはどういうことかということを非常に危機感を持っている3町なわけ。特に赤池町というのは、前回、再建団体にされたときよりも経常収支比率は14ポイント低かったんですよ、前回は。ぐっと我慢してきたんです。現在は101.5ポイントです。

南会津の町の場合には、実際に18年度は95.8%です。それで臨時財政対策債が入った部分ですよ、これ、分母は。これが20年度にもし終わってしまったとすると、4億か5億ぐらいは多分あるでしょう、これ。そうすると、5.5ポイントから6ポイントこれはぐーんと上がる

わけですよ。100ポイントを超えてしまいますよ、これ、今の制度でいけば。それなりの今度
は何かグループをつくってやるということですから、そこに数字が出てくれば、大体わかって
くるんでしょうけれども、我々は今現在その計画に対しての数字は持っていないので、何とも
想像でしか町長にお話しすることできませんけれども。

要するに国のやり方であっても、次に出てくる要するに4つの数字のポイントであっても、
おかげさんで我々7人か8人で前回東京の法政大学に勉強に行ってきました。そのときに、国
の方針としては、実質公債費比率を余りハードルを高くすると、地下鉄をつくっているような
政令都市だとか、そういうところが軒並みに25%を超えてしまうと。国は何をやっているんだ
と、今度逆に国の方がみんなから批判を受けると。役人のやり方というのは、こういうことな
んですよ。それは役人として困るから、30に上げましょうと、30に上げてくるかもしれない
ですよ、今度、12月ころの数字は。だから、国の数字をうのみにしていいかという問題なん
です。

だから、町のことで、我々、町、要するに議会、行政が一体となって町独自の計画を
つくらないと、国の言うとおりにやっていたんじゃ危機感はますます募るということなんです。
町長がいたずらに危機感をあおらないと言いますけれども、いたずらだと思ふ数字は、どうい
った数字を根拠にいたずらと言っているか、ご答弁いただきます。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

赤池町の話は、法政大学の五十嵐教授が書いた「破綻と再生」という本で十分承知しており
ます。しかし、それが、じゃ南会津町と短絡的に比較できるかということ、私はそうでない。な
ぜならば、当時、中曽根内閣が内需拡大政策をした当時の赤池町ですね。つまり、起債をどん
どん発行して公共施設を増設したと。そのことについて赤池町民は大変すばらしい町長だと、
すばらしい町政だと。我が南会津を見た場合も、これまでさまざまな公共施設を建てて、住民
福祉を、あるいは住民の文化活動を支援してきた。そういうことに対して町民は、多分、反対
の意見もあったでしょうけれども、大方の賛成が得られたと。

今回、1.4ポイント上がって18.5%になったのは、具体的に見ますと御蔵入交流館の建設、
それから館岩の老健センター、さらには南郷のトマトの選果場、これの償還が来た。ですから、
今後、私のところでは、今、昨日からも申し上げておりますけれども、公債費負担の適正化計
画の概要版をつくって、内部で、じゃ一体どこまでこの比率が続くのか、どこになったら改善
されるのか。その場合に、何年度に起債がどのくらいがあれば限度なのか、こういうことを今

試算しておりますので、この時点で町民に危機宣言をすることはなじまないと、こういうことでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 3月の予算もありますから、私は起債は幾ら使ったっていいと思うんです。問題は、初めは投資的な経費だと思って使っていた起債が、後々経常経費に変わるような使い方では私は困ると思うんです。その辺も踏まえてやっぱり予算を組んでいかないと、町民は喜んだけれども、後から経常経費がどんどん、まさに文化ホールはそうでしょうけれども、あれは相当、今町民から喜ばれていますし、いろいろな意味で、私は目に見えない数字的な効果は大変上がっていると思います。

多分、今後一切もう起債を使わないとしても、1年間に2億円くらいは少なくなっていくんですか。そんなものでしょうから、ですから、そういった意味では、私は逆に言うと、来年、再来年あたりには臨時財政対策債もなくなるんだから、それから入れたらば相当に、幾ら少なくするといっても90%前後を守るのが精いっぱいじゃないかなと、こんなふうに思うんです。ですから、私はそれをむしろ80%くらいにするんだと。そうしないと、幾ら例えば町長がやりたいことがあっても、自由に使える金がなければ口だけで終わっちゃうんですよ、これは。中身のない説明だけで終わっちゃうんです。金がないんですから。

だから、町長がやるべきことをやるためにも、町民に今いろいろ言っていращやるようですけれども、やっぱり一般財源がなければできないわけですから、これは。その適正化というのはどのくらいだったんだという、10年くらい前までは国は70%と言っていたはずですよ。それが我々が議員になったときには75%くらいはいいだろうと。そのうち、今度臨時財政対策債を出したので、今度は80%くらいは黄色で、だんだん上がってきているわけです、これ。これは、国の役人の自分の立場を守るために上げた数字なんですよ。我々の町民のことを考えて、このくらいはいいですよとか、上げた数字じゃないんですよ、これ。そのためには、やっぱり経常的経費を削減するべきだと。それで、次の2つの質問もそれに絡んだ質問を私はしているわけです。

具体的に数字が出る前に、じゃ町長は、その経常的な経費をどの辺を、午前中ちらっとゼロ査定の話が出ましたけれども、私はもう5年くらい前からゼロ査定をやれと、こういう話をしているわけです。一律にパーセントをやったらば、小さな組織だけがもう金を使えなくなると。やっぱりでかい工事だとかそういうものを、思い切って本当に必要か必要でないか、ゼロ査定をやって、それで経常収支比率を下げろということを言っているんですけれども、町長は、じ

や実際に町民に危険宣言をしないためには、分母を大きくするのか、分子を小さくするのか、その辺のもし対策が予算に向かってあれば、お伺いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

私は町民に向かって、今、危機宣言することは考えていない。ただし、庁内の職員に対しては、先ほど6番議員にもお答えしましたが、それぞれ全職員に向けて財政分析表を示して、この数字から考えられること、あるいは自分が今どういう対応をできるかということを意見を求めた。これは、言ってみれば庁内の危機宣言だと、こういうふうに理解をしていいと。やはりいろいろな見方があるでしょうけれども、行政をあずかる、ふだん町民の先頭に立って将来予測をしながら行政サービスを進めている職員が、まずしっかりと認識をするということが基盤として必要だと、こういうふうに考えているわけです。

そんな中で、私的には分子を小さくしながらも、分母を大きくしていく。これは、両方並行してやっていく、こういう考えでおります。特に分母をふやすというのは、先ほども6番議員にお答えをしましたが、株式会社観光公社が、いろいろとご意見いただいたけれども、発足しました。ここでいわゆる山村道場、あそこにも大変な投資をしているわけですよ。お金をかけているんです。ところが、あそこからどのくらいの交流を含めた収入が上がっているのか。上がっていない。教育委員会に、これまではすべて任せてきた。しかし、それはもう将来ビジョンを出せないのであれば、そういう管理もこれからしっかりと考え直さなければならない。

そういうことを含めて、御蔵入交流館は約6,000万円から7,000万円、毎年経常経費がかかります。確かに町民の方々は大いに喜んで、数字で出せば出せないことはないんでしょうけれども、おかげで医療費が下がっているという、そういう効果もあるでしょう。しかし、わずか300万くらいの、その年によって違いますけれども、400万くらいの収入でそういうことを維持経費を賄っていけるのか。であれば、あの施設を、あるいはあの周辺を整えながら、連携しながら、収入の道につながるような、そういう事業おこしをしていこうと、こういう考え方で分母をふやしていきたい。

今、観光公社がさらに盛んに営業をやっておりますが、既に来年、再来年度で教育旅行で何百人単位で予約まで今こぎつけています。それは民宿が、針生が大桃が高杖原が非常に厳しい状態。それは税金にもつながってくるわけでありましたが、ここに何とか分宿をして、そして地域の活性化をしながら少しでも税金を上げていこう。そしてまた、それは場合によっては頑張る地方応援プログラムにも想定しているんです。交付税もいただこう、こういう考え方を持っ

て、今この閉塞感のある財政状況にしっかりと対応をしていくと、こういう考え方でおります。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 具体的な数字が出ないとなかなか議論も進まないの、それはこの次、議会に出すということですから、そのときにまた議論をしたいと思います。

特に私は職員の手当の件については、全部手当が悪いよということは今までも言っていない。ただ1つだけ、この勤勉手当だけは、世の中の流れにおいて変わっているから、これは見直すべきだと。多分、町民も詳しくこういった手当があるということは知らないわけですから。知らなくて、普通、私が勤めた会社では精勤手当は大体1万円くらいでした。これはまじめに来ましたよということで、全部有給も使わなかったとか、そういうことには1万円くらいでした。ただ、これは組合が相当強いから、町長だけのあれでは何ともならないというのは、もう十分承知しております。ただし、組合員だって、本当にこういった手当がどういった過去の歴史があって出てきたのかということを知らない人がいっぱいいると思うんですよ。

それと、私がきょう一般質問で南会津町の家計の所得について話しました。多分、可処分所得はこれ、いろいろ調べたけれどもわからないんですけれども、手取りですから、手取り1人当たり大体200万円くらいだと思いますよ。そうすると、町民が1人頭200万円くらいで、役場の職員がこういった手当を含めて何百万円ともらっているわけでしょう。だから、そういうことに職員一人一人がこれは気づけば、多分、町長からそういう話を、議会でこういうことがあったんだと、少し考えてくれないかと。そのかわり全部なくすのはちょっとあれだから、勤務評価の制度を変えて、そちらの方もするよとか、そういった提案をすれば、私は職員は納得してくれると思います。

まず、町民の所得が1人頭200万円くらいしかないということを考えて、我々議員も行政も予算を見直していかなければいけない。貴重な町民の税金を使って、我々議員も報酬をもらっているわけです。だから、今回、監査委員から指摘があったように、議会も視察をしたらきちんと各自が報告書を書きなさいと言われるのも、私は納得しますよ、それは。貴重な税金を使って、報告、行っているんですから。代表して書くなんてというのは、とんでもない話だと私も思っています。

だから、そういう意味から考えても、私は町長が今度の組合との交渉で、この件についてお話をする気持ちがあるかどうかお伺いいたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

結論から申し上げます。全くありません。それは、やはり勤勉手当がどういう背景でできたかということは精査する必要があると思います。しかし、公務員というのは、さまざまな権限を制約されています。その中で絶えず将来予測をしながら、そしてさまざまな地域に発生する課題、その領域は膨大な領域になります。ところが、そういう認識をこれまで職員は持っていなかった。つまり、自分が所属する領域について、あるいは自分のところに来たものだけについて対応をしようとしていた。したがって、議員がおっしゃるように、財政の再建に対する意識もこれまではおぼつかなかった。

しかし、これからはしっかりと町のリーダーとして、幹部として、その辺を認識した上で、絶えず情報を収集し、そして的確に住民の課題に対応できる、その準備をしておかなければならない。これはある意味では、私はほかの民間企業にはない勤勉の業務だと、こう認識しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 私は理解はできないんですけれども、これは議会ですから、お互いの議論ですからね、それはそれで町長のお考えはそういうお考えだということで、私は結構だと思います。

3番目の繰出金については、いろいろな議員から、またこの後もあるみたいですから、やはりこれは相当見直さないといけない時期に来ているのかなと、こんなふうに思います。

それで、これは、一応一部事業組合と、それから広域に関して相手方から予算書、ことしはこのくらいお金くださいということが来ると思うんです。それをチェックしているのは私はちょっと何課だかわからないんですけれども、そのときのチェックの仕方をどの程度まで精査しているのかお答えいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 お答えいたします。

繰出金の関係につきまして、どこの課で、どういったことでチェックするかということですが、それぞれの所管の中で査定をやっている部分がございます。事業内容を含めてやりますので、実際、人件費等そういったものは、これは経常経費的なものでありますが、修繕料、そういったものについての査定は、一部事務組合側からの提出書類で所管課でやってございます。

以上でございます。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 1つ不思議なことは、私は何人かの議員には聞いたんですけども、まず広域だとか、それから一部組合については、町の予算が通る前に仮にそういった関連の組合の予算が議決されると、そういう現象があります。これは、私は出す方の案が通っていないのに、今まではなあなあでやってきたのかなという気もしますが、その辺についてはどういった認識でやっているのかお答え願います。

○渡部康吉議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 お答えいたします。

今のおたしは、一部事務組合の方の予算が成立した後に、町の議会で負担金の予算の決定がなされるというのがおかしいというふうなおたしかと思いますが、これは、私が思うには、一部事務組合はそれぞれ広域的な事業を展開する中で必要であって、その一部事務組合が構成されているというふうに思います。したがって、そこで必要な経費について、その組合の中で議決をいただいているのであれば、その負担について構成町村で負担するのはやむを得ないというふうに考えてございます。

以上でございます。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 それでは、その相手方から予算が来たというときに、その吟味をするのは、私はただ形式的にやっているんじゃないかと、こういう危惧を持つわけです。だから、18年、19年でもいいです、19年度の予算は何回くらい、何時間くらい、それで中身についてはどういった精査をしたかお答えをいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 例えば、例を申し上げますと、田島下郷衛生組合の予算の査定につきましては、1日間かけて担当課長と総務課長、両町の構成町村で行った中で査定をさせていただきました。それから、広域圏につきましては、これは構成町村の中で、内容につきましては半日だったかと思うんですが、査定をさせていただきました。

以上でございます。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 じゃ、本格的な質問の前に1点だけ総務課長にお伺いします。この1日8時間かけて話し合ったということですが、資料は何日くらい前に総務課長の手元に届いていたんですか。

○渡部康吉議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 資料の提出でございますが、当日かと思います。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 これ以上は言いませんけれども、その日に来た資料を、何億の金ですよ。片方は1日で、見たその瞬間から1日で査定していると。片方は半日ですよ。広域、午前中やったでしょう、4億8,000万円も出していると。そういうものが、たった4時間とか8時間で、きちんとした査定ができるかどうかということなんですよ。これは今まで言ったことはしようがないと思います。ことしからはぜひ、もう1週間ぐらい前に書類をもらって、その中身をきちっと精査をして、これはおかしいんじゃないかとか、これは斜め両方に広域の議員がいるから、私は、いろいろなこれの中身を聞いたんですけれども、やはりおかしいことがいっぱいありますよ、これは。

これもやっぱり我々の税金から出ているわけですから、そういったことをきちんと精査しないと、町民だって、先ほどの経常収支比率なんていうのはわからないわけですから、どういったところにお金が使われているかわからない。だから、この次の議会では私は、もうちょっと自分もまだ勉強が不十分ですから、突っ込んで意見はこれ以上できないですけれども、この次は、もう資料を全部いただいて、十分に勉強をして質問をするつもりです。ですから、3月の議会は私も一生懸命やりたいと思いますから、そのとき、一部事業組合だけの予算が保留になったというようなことがないように、ひとつ関係団体に指示をしておいてください。

次に、保育所統合の問題に移ります。

町長の答弁ですと、これから基本設計、プロポーザルをやると。私もぜひ一員として、そういった基本設計だとか、そういうところに入れる余地があるのであれば、ぜひ参加して、温かみのある木造の建築、あるいは地域住民の、荒海地区の住民の方の声も聞きたいなと思いますけれども、その募集の仕方、それからおおむねの何月ごろには何をやるということで結構でございますので、お手元にある資料で結構です。お答えいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず最初に、一部事務組合の件の予算の関係ですが、実は私も最初に旧田島町長になったときに、この予算の組み方、査定の仕方というのはどうも疑問があって、管理者、副管理者の査定をやりました、途中からです。そのときに、それでもまだ予算の査定の仕方というのは、総務課長同士が集まって担当課長が査定をするんですが、何%削減という、いわゆるシーリングなんですね。ですから、去年よりはどこでどの部分が安くなったかという予算の査定なんです

よ。これでは、議員がおっしゃるように本質的な必要不可欠なもの、あるいは不必要なもの、ここの洗い出しができない。

したがって、今、本町でも予算の編成のあり方を抜本的から見直そうということで委員会を立ち上げました。それも一部事務組合、あるいは広域圏の方にも指導をぜひしていきたいと、この際、そう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

2点目については、担当課長の方からお答えをさせていただきます。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 統合保育所の関係についてお答えをいたします。

まず、プロポーザルでございますが、これにつきましては、町としての基本的な施設の考え方、これを庁内の内部で固めまして、それをプロポーザルの参加競技者の方にお知らせをして、それで技術的な提案をいただくというようなことになっておりまして、その審査に当たっても、技術的な観点からそれぞれ審査をしていただくということになっておりまして、時期的に申し上げますと、これから用地交渉に入りまして、その用地交渉の進み方にもよりますが、早くて11月、それから12月の段階にこのプロポーザルの競技の方に進んでいきたいと、こんなふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 私は、特にここで大事だと思うのは荒海保育所、それから田島、ひかりはそうでもないと思うんですけども、檜沢保育所、これは統合される方ですから、その住民が今まで保育所をどんなふうに使ってきたのかと。今、今度は統合されてなくなった場合には、今後の活動は当然保育所はなくなるわけですから、そうすると、こういった感じの同じ統合をするのであればとか、あるいはこういった感じの統合をした保育所にしてくださいとか要求があると思うんですよ。だから、それを、要するに十分に聞くことが私は物事を始める第1歩だと思うんですよ、保育所は。

これは、本当にあの地域に、例えば針生だとか滝原の人じゃないとわからないと思うけれども、あれ、あそこの人たちは、今までは荒海に送ればいいと言っていた人が、例えば、現実はまだ調べてないからわからないですよ。南郷に勤めているとか館岩に勤めているような人は、今度、田島まで送ってきて、それから会社に行くとか、当然それは通えなくなるから、お金高いんだか、あれだか、じゃほかで迎えに来てくれるところにしか頼めないとかね、自分の意思に反した、意思というのはちょっと大げさですけども、本当は入れたいんだけど、入れられないというような状況が出てくるんじゃないかと思うんですよ。

そういったことから言っても、住民の声をもうちょっと、今後、少子化対策でやるんでしょ
うから、そういったことも考えて今保育所に通っている人だけじゃなくて、そこに関係している
ような、今後予想される、予想というとおかしいですけども、予想されるような人だとか、
そういった人たちのまず意見を聞いた上で、どういった保育所にしたいんだとか、あるいはそ
の中で小さくてもいいから、そんなに近代的な設備でもなくてもいいから保育所を何とか残し
てくれないかななんていう話が出てくるかもしれないですよ。少し保育料金は高くてもいいよ
とか、だから、そういう話し合いをしているのかどうかよ。

話し合いを何回したというのは、それは回数は出てきますけれども、中身がなかなか伝わっ
てこないわけです。だから、私たちは特に箱ものに関して心配なのは、できちゃってからぼん
と来て予算だって、来ちゃうともう直しようがないわけでしょう。だから、その辺の住民参加
をどうするか、もう一回、健康福祉課長からお伺いいたします。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 答えいたします。

これまで保護者の方、それから地区の方、それぞれ説明をしたり懇談の場を持ちながらもろ
もろ検討をしてきたところでございますが、その中で話があったのは、統合に対する考え方、
それから統合に対して、やはりもともとあった地域から保育所が統合によりまして身近なと
ころからなくなるといった部分での地域の活性化の問題を含めて、そういった議論がたくさん出
されましたが、技術的な、保育所の施設のあり方等についてのご意見等については、特段この
間ありませんでした。

それで、施設の問題につきましては、それぞれ現場を扱っている保育士の専門の方々の目線
で、それぞれ子供の視線に立ったその施設のあり方等についていろいろ議論を重ねまして、そ
れで徐々に施設の整備のあり方についてはまとまってきたと、こういうことでございます。

それから、送迎の問題についてもございましたが、この送迎の問題につきましては町長が答
弁したとおりでございまして、保護者の方と地区の方との意見の違いというものが私は感じと
してあったように思っております。保護者の方につきましては、今現在も送迎するということ
で現実やっておりますし、多少ちょっと時間的にかかる部分はありますが、逆な意味で送迎に
よる時間の制約があるのであれば、かえって自分たちで安全に送迎したいというような意見の
方が強かったようですが、ただ、地区の方にしてみれば、やはりそれだけ大変だろうというよ
うな意識が強かったように感じておりまして、現実問題としては、保護者の方々からは送迎の
問題について大きな反対といえますか、意見というものがなかったということでご理解いただ

きたいと思います。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 私は一番心配したのは、やはり統合される方の地元がどういう反応を示しているかと。特に私であれば、もう送迎というのは一番のネックになるなというふうに思っていたので、課長の答弁から言うと、そんなに大きな問題じゃなかったと、こういう認識でよろしいですね。わかりました。それじゃ結構です。

以上をもって、私の一般質問を終わります。

○渡部康吉議長 以上で、12番、星登志一君の一般質問を終わります。

◇ 大 竹 幸 一 議員

○渡部康吉議長 次に、19番、大竹幸一君の登壇を許します。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 通告の順序によりまして質問をいたしますが、大変暑くて、眠い時間ですので、力を入れてやっていきますが、質問の項目が多いものですから、早口で質問をしますので、ひとつご了承ください。

まず最初の質問は、水道料の引き下げをという質問であります。

水道料は暮らしに密着しておりますし、この4町村の合併によりましてすべて水道料金が違います、これがどこに統合になるかということを見ると、この合併のよしあしがわかるというような点もありますので、私は引き下げを求める観点から質問をしてみたい。

初めに、合併協定書では合併後5年を目途に統合するとなっておりますが、最近、ホームページを見てみますと、19年度から段階的に行うと、こう書かれておりましたので、早まったのかなというふうに、こう思っておりますが、もう19年度も半ばになってまいりましたが、19年度に統合する内容は一体何なのかという点から、まず伺いたいと思います。

2つ目は、一般家庭用の料金は、田島地区が2,137円でありまして、これは10立方で、メーター使用料が入っております。最高でありまして、南郷が1,390円で最低になっております。郡内の料金につきまして、各自治体のホームページを見てみますと、田島が最高になっておりますが、県内では一体何番目になっているかということも伺いたいと思います。

また、県内の最高、最低、そして平均はどうなっているかということも伺います。

3つ目は、官公庁や営業用の料金は、田島、舘岩は一般家庭よりも高くなっておりますが、南郷・伊南地区では一般家庭と同じく料金が一本であります。これを今後どうしていくのか。また、水をいっぱい使う特需用などは田島しかありませんけれども、これも今後どうするのか伺います。

4つ目は、水道料金を下げるために一般会計から水道会計への繰り出しがありますが、これを見ると、南郷の状況を調べてみましたが、起債の元利償還金の50%まで繰り出しが可能なのに、40%しか繰り出していない時期がありました。また、田島地区の状況も見てみますと、ダム負担金の元利償還金の50%まで一般会計から繰り出しが可能なのに、これは利息の50%しかやっておりませんので、これをやはり基準どおりといいますか、基準いっぱいやって水道料金の引き下げをしてはどうかというふうに思っております。これが舘岩や伊南ではどうなっているか伺います。

さらに、以前、田島地区では、65歳以上の老人世帯で10立法未満の場合には料金を安くしておりましたが、それが合併前か、合併ころからか、なくなってしまいました。その復活を求めるものであります。

2つ目の質問は、米の値下げへ対策をとという質問でありまして、全農の県本部におきまして米の仮渡し金が35年ぶりに大幅に減りまして、仮渡しの時点で、つまり、農家が米を売る時点で約1億円程度、この南会津町で農家の減少が見込まれます。

農協に行って、上位3つの品種、予約数、仮渡し金の状況を聞いてみますと、コシヒカリで3,928俵、60キロであります。これが去年が1万3,400円、本年が1万円。ひとめぼれで2万4,130俵の予約、1万1,400円の仮渡し金が本年は9,000円。あきたこまちが7,300俵に対して、昨年が1万600円、本年が9,000円と、こういう状況になるわけであります。

そして、農協では、10月25日に肥料や農薬の決済が行われまして、未収金になった場合には、7.5%の延滞利息がかかると、こういう状況でありますから、農家への対策が必要と思うが、どのように考えているか伺います。

さらに、特に大型農家、あるいは農業公社、ライスセンターなどが西部地域にもありますけれども、今後の経営に大きな影響があると思いますが、どのように支援するか伺います。

3つ目の質問は、荒海保育所の存続をとという質問であります。

3月議会におきまして、保育所を統合するなら送迎バスが必要と訴えてまいりましたが、次の点について伺います。

平成15年度に行われました検討会の内容を見てみますと、遠い地域を送迎することの危険さ

については何にも書かれておりませんが、そういう検討や意見はなかったのか伺いたいと思います。

特に、私は、この荒海地区につきましては、国道の交通量が非常に桧沢地区よりは多いと。そして、荒海地区のほとんどの方は、油燈から永田地区に入った場合には、まず踏切がある。そしてまた、永井橋は大きな車ですと両方すれ違いができない。特に冬は小さな車でも一方通行になってしまう。そしてまた、信号のない十字路を右に曲がって関根製材の前を通っても道が非常に狭いと、こういう状況ですから、私は交通事故を心配しております。

そして、平成15年に審議をした場合に12人の委員がおりましたが、保護者代表は何人であったのか。その中で特に遠い地区の代表は何人であったのか伺います。

さらに、関本地区から反対の声が上がっておりまして、私はこれは極めて当然であると思っております。関本地区は、檜沢保育所のあった静川地域とは違って、小・中学校もあり、また町営住宅や駅や工場などもありまして、多くの人口がおります。したがって、学童保育との併用も考えて存続すべきと思いますが、どのように考えるか伺うものであります。

次は、田島・館岩間の林道中止をとという質問であります。

林道飯豊桧枝岐線のうち、田島・館岩区間を行ってきた緑資源機構が、談合事件などによりまして来年廃止されることになりました。それに伴いまして、残りの工事が県に移管される方向もありますけれども、県としてはそれを受けないで、国直轄を求めて今いろいろと議論がされ、方向が決まっております。こうした中、町としてはどう考えているか伺うものであります。

私としましては、下記の理由で、この際中止をすべきと思うが、いかがでしょうか。

この林道は黒岩山、あるいは黒岩湿原の自然環境保全地域というのがありますけれども、この指定された地域に非常に近いところであります。また、ことしの4月1日に、この地域が林野庁の「緑の回廊」といいまして、動物が通る道といいますか、そうしたものに指定されました。さらに、この林道は、町の木であるブナの天然林を伐採しなければならない、こういうふうになっております。さらに林道をつくりますと、きのうもいろいろ一般質問がありましたが、猿などの生態系に影響を与えて、私は特に荒海地区などに猿やクマが出現している、その理由になっているんじゃないかなと考えております。

また、この林道はつくる場合には負担が少ないのですが、その後の維持費、これに大きなお金がかかってまいるわけでありまして、さらに、当然冬は交通どめとなるわけでありまして、こうした道路は、1年間の中でもわずかな期間しか利用価値がないわけでありまして。お金のいつ

ばいある時期は別ですが、お金のない時期はやはりこういう不要不急のものは中止をすべきだと、これが今の流れではないでしょうか。さらに、林業での具体的利用計画が乏しく、観光道路となり、さらにはごみの不法投棄、この場になる可能性が十分ありますので、私は中止を求めてまいります。

5点目であります、入札の改善について伺います。

報道によりますと、6月の福島県の条件つき一般競争入札139件が新聞に載りましたが、この平均落札率は81.85%でありました。指名競争入札の方は296件ありまして、件数合計では435件であります、この平均落札率は87.39%となっております。そこで私は町の5、6、7月の入札状況を調べますと、指名競争入札の平均落札率は93.24%でありまして、そのほか随意契約が99%のものが2件、97%のものが1件ありました。そこで県と町の状況を比べますと、この指名競争入札で5.85%町の方がまだまだ高くなっております。そして、随意契約でも100%に近い状況でありますから、多くの改善が必要でありますし、特に条件つき一般競争入札を導入してはどうかということを12月議会でも言いましたが、また今回でも訴えたいと思います。

さらに、6月11日に行われました防災無線の入札を見てみますと、7社のうち5社が辞退、1社が失格で、残る1社が落札となっておりますが、これでは適正な競争はなく、中止すべきだったと思っております。この件につきましては、6月議会の際にも申し上げました。

そして、「入札の心得」というものを見てみますと、その6項で連合の場合は取りやめることがあるとなっておりますし、7項では連合によると認められる入札は無効と、こうなっておりますけれども、この連合というのは、一体どういう状態ととらえているのか、これを伺いたいと思います。

さらに、3つ目の点は、今現在、入札は予定価格を公表をしておりますが、私はむしろこの予定価格の8割になっている最低制限価格、これを公表して、これより上でこれに最も近い場合、そこを落札とする方法を全国で最初に導入してはどうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

次は、教育問題であります、まず1つは、学校教育審議会が県内普通科の8学区制を1学区制にするという答申を行いました。1学区制になれば、一部の生徒に選択が広がるという利点がありますけれども、ほとんどの生徒には利点はありません。偏差値による高校の序列化が進む、都市部の高校に集中し親の負担がふえる反面、子供との距離が遠くなり、さまざまな問題の要因となります。そして、山間部で地域に根差した学校づくりができにくくなる、こうい

う欠点があるために、これは、町としても教育委員会としても反対を表面してはどうかというふうに思うわけでありますが、どう考えるか伺います。

そして、南会津高校がNHK杯の放送コンテストで474件のうち準優勝になったと、こういうことがさきの町の広報で紹介されましたが、これをむしろ生で私は見たいと思いますけれども、鑑賞できる場をつくる考えはないかどうか伺いたいと思います。こうした地域の学校が頑張れる、そういう環境づくりが必要であり、この前、甲子園で佐賀北高校が優勝をしたということもありますから、大いに地域の学校を育成する、そういう政策を求めるものであります。

さらに、学校に除細動器を配置して、子供に異変があった場合に救急車が来る前に子供の命を守ると、こういう体制をつくってもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

そして、さらに最後には、田島地区中学校での学校給食の検討状況を伺いますが、きのうもこの質問がありましたが、特にきのうの質問の中で、最初の答弁では22年度以降に着工の見通しと、こういう話がありましたが、再質問の中では22年度に実施というような、そういうような話もありましたので、どちらが本当なのかなど、また、かつてから親子方式がいいののではないかとされておりましたが、そういったものが無理な、そういう検討の経過、そうしたものについても伺いまして、この場からの質問を終わりにして、あとは答弁によりましては再質問を行います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 19番、大竹幸一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、水道料金の引き下げに関する1点目、合併協定書では、合併後5年をめどに統合することとなっておりますが、平成19年度に統合する内容はとのおただしでございました。水道料金の統合につきましては、18年度に水道運営審議会を立ち上げ、これまで3回の審議会を開催し、料金統合のあり方についてご審議をいただいております、現在も審議継続中でございます。統合に当たりましては、合併協定の内容を遵守し、段階的に統合を進めることとし、20年度から22年度の3年間で統合する計画であり、第1段階として20年度の料金改定に向けた事務を進めております。

このような中で、18年度普通会計決算において実質公債費比率が18%を超え、地方債の発行について許可団体となったことから、上水道事業及び簡易水道事業につきましても経営健全化計画を策定しなければならなくなりました。経営健全化計画では独立採算制を経営の基本原則とし、能率的な経営はもとより、料金の適正化を図ることが求められています。このような状況を踏まえ、舘岩・伊南・南郷地域において増額改定を検討しております。今後、審議会の

答申をいただき、12月定例会に改定議案を提出する予定でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

また、2点目については、環境水道課長より答弁させますので、ご了承をお願いします。

次に、3点目、官公庁、営業用、特需用の料金設定のおただしであります。料金の種別につきましては、田島地域が第1種官公庁等、第2種家事用、第3種特需用、第4種営業用等の4種類になっております。舘岩地域は公共用、一般用、営業用の3種類、伊南地域が専用の一般用及び営業用、共用の一般用、公共用の4種類、南郷地域は1種類のみの設定となっております。これらの料金種別は、基本的には田島地域の種別を設定することとし、料金についても田島地域に準じ、種別ごとに差を設ける考えでありますが、第4種の営業用等につきましては、使用水量により10立方メートル、200立方メートル、400立方メートル、1,000立方メートル、1,500立方メートル、2,500立方メートルの6段階の料金設定を検討しているところであります。

次に、4点目、一般会計からの水道会計への元利償還金に関する繰り出しについてのおただしがございました。企業債の元利償還金に対する一般会計からの繰り出しにつきましては、簡易水道事業では地方公営企業繰り出し基準に基づき、4地域の事業について、元利償還金の2分の1を繰り出しております。また、上水道事業につきましては、繰り出し基準に基づくものとして高野簡易水道を上水道に統合したことにより、当該施設に関する元利償還金の2分の1を繰り出してしております。繰り出し基準に基づかないいわゆる基準外繰り出しといたしましては、高野ダム建設負担金及び高野ダム関連事業に関する償還利子の2分の1を繰り出しているところであります。一般会計から公営企業への繰り出しは、一般会計の健全経営を圧迫する要因でもありますので、基準内の繰り出しを大前提として安易な繰出金の支出を抑制していきたいと、このように考えております。

次に、5点目、65歳以上の老人世帯に対する減額についてのおただしであります。65歳以上の老人世帯における水道料金の減額につきましては、以前、旧田島町では65歳以上のひとり暮らし世帯に対し、水道使用量が5立方メートル以下の場合に、基本料金を2分の1に減額していた時期がございました。減額した水道料金に相当する額を一般会計から繰り出しておりました。このような繰り出しは、基準外繰り出しに該当し、一般会計の健全経営を圧迫することから、この制度は廃止をしておるところであります。

今後につきましても、年々増加する企業会計への繰出金は一般会計の財政を悪化させる要因となっていることから、おただしの制度につきましては導入が困難と思われるので、ご理解

をいただきたいと思います。

次に、米の値下げの対策に関する1点目、JAでの決済時に未収金が出た場合、7.5%の延滞利子がかかるため農家への対応が必要ではないか、こういうおただしがございました。

おただしのとおり、JAに米を出荷されている生産者にとっては切実なことで認識しております。JA会津みなみからの情報によりますと、ことしの仮渡し金の下落分を対象とした低金利による融資を行うことをJA内部で検討中であるとのことであり、来年以降の精算払いまで農業経営における資金不足に対応することと聞いております。本町といたしましては、今回の件はJA固有の問題ではありますが、米穀市場をめぐる情勢のあらわれととらえております。

なお、水田農業の振興に当たっては、既存の販売方法にとらわれない販路拡大や、恵まれた自然環境を生かし、優位差別化を図った米づくりを推進し、生産者の所得向上に努めてまいりたい、このように考えております。

次に、2点目の大型農家・農業公社・ライスセンターなどへの支援についてのおただしでございますが、大型農家・農業公社、あるいはライスセンター等につきましては、別途支援を行っていることもあり、自主的取り組みの中で対処できるものと考えております。

次に、荒海保育所の存続についてのおただしにお答えをいたします。

1点目の田島町保育所整備検討委員会での送迎バスの検討についてであります。この委員会は、将来に向けた町の整備方針、一般的方向性を策定するための委員会であり、現実的な事業計画を検討する場ではありませんでしたので、具体的な送迎の議論はされておられません。また、保育所の場合、送迎は保護者の責任で行っていただくという原則的な考え方のほかに、朝の園児の体調等を報告していただくことにより、園児の適切な健康管理が図られるという考え方に立って、送迎問題については検討されなかった、このような報告を受けております。

次に、2点目の質問については、健康福祉課長より答弁をさせます。

それでは次に、3点目の荒海保育所の存続については、今回の保育所統合計画は施設の老朽化、少子化、あるいは財政状況等、これまでいろいろな角度より総合的に検討した結果、統合により新しい保育環境を整備するものでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、緑資源機構の幹線林道事業部門についての町の考えはどうか、こういうおただしがございました。

1点目、県は国直轄を求めているが、町の考えはとのおただしであります。国は緑資源機構の廃止を打ち出した後、幹線林道事業部門を県へ移管する方向を示しているわけですが、幹線林道事業については、他の路線も含め、従来から県を中心にして沿線市町村が連携を

図りながら一体的な取り組みをしてきたところであります。このたびの国の方針に対する対応につきましても、地方が一丸となって取り組むことが重要であることから、県及び関係市町村と連携を図って対応してまいりたいと、このように考えております。

次に、2点目、田島・館岩区間の工事を中止すべきではないかとの幾つかの理由を上げられてのおたさがございました。

確かに議員ご指摘の点があることについては、私も十分承知をしているところでありますが、しかしながら、当幹線林道の持つ役割、1つには将来を見据えた地域の森林資源の活用、また山村の地域間を結ぶ基幹道路、生活道路としての役割や地域振興へ果たす役割など、多様なこれらの役割についても重要な視点であると、こう考えております。緑資源幹線林道については、議員ご指摘の点も踏まえながら、幹線林道の持つ多様な役割とあわせて、多角的な視点でとらえていくべきであると考えておりますので、ご理解をいただきます。

次に、入札の改善についての第1点目の条件つき一般競争入札の導入についておたさがございました。17番議員にお答えしたとおりであります。単に落札率を比較するというだけでは解決できない問題も多くあると、このように考えております。業者間の安値競争になりますと、例えばその工事現場等の中で、安全対策費や作業員に対する健康管理経費等に競争の反動が影響し、大きな問題にもなりかねませんので、それらを十分見きわめながら、制度導入については、今後時間をかけて検討してまいりたい、このように考えております。

次に、2点目の防災行政無線の入札についてお答えをいたします。

南会津町入札に関する要綱の中の競争入札の心得6で、「入札参加者が連合し、入札を公正に執行することができない場合は、入札の執行延期、もしくは取りやめることができる」と、こうなっております。また7では、「明らかに連合によると認められる入札は無効とする」ということになっております。ここで言う連合とは、入札に関しまして話し合いを行ったり、相談をすることと認識しております。今回の入札においては、入札参加者の連合は認めることができず、結果として2社の競争となりましたが、公正な競争のもと落札者を決定したわけですので、正当な入札であると考えております。

次に、3点目の最低制限価格の公表についてお答えをいたします。

何度もお答えするようになりますが、入札制度改革により公共事業の安値競争に走ってはならないというのが基本的な考えとしてございます。最低制限価格を公表しますと、入札される業者におきましても、自分の経営努力を超えて入札されるケースも出てくる心配もございます。また、価格競争の激化で品質低下も懸念されます。結果として受注業者にとって健全経営がで

きなくなり、そこで働く従業員が迷惑をこうむることにもありかねませんので、最低制限価格の公表は現在のところ考えておりません。

以上、町長に求められました答弁とさせていただきますが、具体的事項については、担当課長等に答弁させますので、よろしくお願いをいたします。

○渡部康吉議長　ここでお知らせします。

20番、児山寿明君が都合により早退いたしましたので、ご了承願います。

教育長。

○横山恒廣教育長　お答えをいたします。

教育問題の第1点目の県立高校普通科の全県1学区制の考え方についてですが、福島県学校教育審議会の答申に基づき、県立高校普通科の学区を廃止する方向で検討を進める県の教育委員会では、8月上旬に県内3つの地域で公聴会を開き、県民の意見を聞きました。この中では、地区による不公平感がなくなる、幅が広がるなど賛成の意見のほか、学校間の競争の激化で学校の序列化が進む、家庭の経済力が学力や進学に影響するなど、反対の意見も出されました。

この問題については、県の教育委員会でも取り上げられ、賛成と反対の声がそれぞれに上がったということで、県の教育委員会では、今後も慎重に検討を進めることにしているようなので、町教育委員会としては、これらの動向を見守っていきたいと考えております。

次に、2点目の南会津高等学校放送部の全国NHK杯放送コンテストテレビドキュメント部門の準優勝作品「オレオレ詐欺」の鑑賞をできる場をとのおたただしですが、既にごらんになったと存じますが、広報みなみあいづ9月号で、17枚の写真により内容を紹介しております。また、今までに上映会としては、町役場で1度、南郷総合支所では南郷地域町民体育祭の昼休みに南郷第一小学校体育館で、さらに南会津高校の文化祭でも上映しております。本作品のDVDは、本町の企画観光課で保管しておりますが、作品自体は8分間と短いものなので、特にそのために上映会を開催するというだけでなく、町民文化祭など、何らかの催し物の際に上映するとかの対応を検討してまいります。

なお、DVDの町民への貸し出しについては、著作権がNHKにあり、できませんので、ご理解をお願いいたします。

次に、3点目の学校に除細動器の配置をとのおたただしですが、現在配置済みの学校は、伊南小学校、伊南中学校、南郷第一小学校、南郷中学校の4校であります。除細動器の必要性については強く認識しておりますが、値段が高価なこともありますので、残りの6校については、近隣施設の設置状況を考慮しながら、年次計画を立てて配置できればと考えております。

最後に、4点目の田島地域中学校の学校給食の検討状況についてですが、7番議員にお答えしたとおりですので、ご了承をお願いいたします。

以上でございます。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 町長より、課長答弁とのことでありますので、お答えをいたします。

水道料金の引き下げに関する2点目、田島の料金は県内で何番目か、また県内の最高、最低、平均はとのおただしであります。田島地域の水道料金につきましては、17年度の福島県水道統計資料によりますと、県内6番目の料金設定になっております。

一般家庭の10立方当たりの最も高い料金設定は、福島市で2,415円、最も低い料金設定は、国見町で500円となっており、また県内の平均は1,651円となっております。

以上でございます。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 ただいまの私がお答えしました3点目の除細動器の件で間違いがございましたので、訂正させていただきます。残り6校と申し上げましたが、残り12校でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 荒海保育所に関する2点目の保育所整備検討委員会委員についてのおただしにつきましては、担当課長からということでございましたので、私の方から答弁させていただきます。

全部で12名の委員のうち、保護者の方は各保育所1名ずつの4名でして、地区名を申しますと、中町、針生、藤生、長野地区の方々でありました。

以上でございます。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 何点か再質問をしていきます。

まず最初の水道料金の問題では、先ほど町長の話の中で、12月議会に西部地区については増額改定という話があったかと思えます。つまり、引き上げをする条例案を議会に出すということだと思いますが、その前に、今、課長の方から田島地区の水道料金は県内で6番目に高いと。そして、最低では500円のところもあるというような、ちょっとこれは衝撃的な話がありました。500円とこの田島を見た場合でも、4倍以上ですよ。こういう水を私は今飲んでるわけなんです。これを町長は審議会を去年ですか、つくって、3回審議しておりますが、審

議会をつくった時点でこの事実は知っていると思うんですよね。それで、審議会に対してやはり引き下げてほしいという、そういう引き下げではどの辺が妥当かというような、こういう諮問をしたのか、あるいはもう白紙で、今後どうしたらいいですかという白紙諮問といいますか、したのか、これはどっちなのか、まずその辺、やはり町長の意思が非常に生かされると思うんですよ。その辺を伺います。どういう諮問をしたか。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 答えいたします。

諮問の仕方でございますが、水道料金の改定ということで委員会に諮問をいたしました。その中の理由については、19年度から段階的に水道料金の改定を行い、5年をとという部分と、地域ごとの水道料金格差の不均衡の解消と水道料金の健全を踏まえて、水道料金のあり方について諮問するというで諮問をいたしました。

以上でございます。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 そうすると、ほとんど白紙諮問と同じかなと私は受けとめます。

それで、そういうことだから、そういう増額改定という、これ審議会の中間答申があったのかなと思うんですが、それに基づいて増額なんでしょう。そうすると、まだ現時点では中間かもしれないませんが、田島の料金に合わさるのか、それとも西部地区も上がるけれども、田島も下がるというふうな、何かその辺のちょっと見通しがわかれば、伺いたいと思います。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 答えをいたします。

今まさに審議会に諮っているところでございますけれども、考え方には田島地域に合わせる方向で検討をしてございます。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 これは大変なことだと思いますよ。本当に今南郷地区の水道料が一番安いわけでありましたが、南郷地区が42番になっています。私も見てますとね。それから、その前に館岩が35番、伊南は36番、南郷42番、そういうふうになっていると思います。それが今度は、一気に県内で6番目の水道料金になってくるということで、これは大変な問題だなと私は思っております。

それで、今からでも、もちろんそういう方向でなく、変更してほしいと思っているわけですが、今まで3回審議したと言いますけれども、そういう水道料金は非常に安いですね。500円

というような地域もあるわけですが、そういうところにやはり下げのための視察なり研究なり、そういうものはどこかに行ってやったのかどうか、そこを伺います。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 ただいままで3回の審議というふうに先ほど町長が申し上げてございます。視察等につきましてはまだしてございませんでした。

第1回目から現況に係るもの、独立採算制の企業会計であることや、さまざまな分の提案を申し上げて審議をしまいった方向づけが、ある程度の分に出てたというふうに理解をしてございます。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 ここではこれ以上やってもなかなか進まないと思いますので、今後、ぜひ安いところではどういう工夫をしているのかなというところを見てほしいと思うんですね。そして、せめて私は平均が、1,651円という平均の数字も出ましたけれども、やはりこの辺に持ってこなければ、こんなに高い水をいつまでも飲んでるのは、ちょっと同じ人間として問題があるというふうに思っておりますので、今後の研究をお願いします。

次に、米の問題にいきますが、米につきましては、きょう農協で理事会をやって、低利の融資を決めるような話も私も聞いておりますけれども、それでもなおかつ未収金が発生するような大型農家については、なかなか大変でありますので、普通、災害、冷害の場合なんかですと、自治体の方でも利息の補てん、そういうものもやるんですが、今回、私は35年ぶりの非常に大型改定という中では、自然災害ではないとしても、農家の力では、農家には責任のないことだと思いますので、何らかの形で町としての支援、これも求めてまいりたいと思います。

また、特に税金、国民健康保険税とか町民税もことし上がりましたが、こういうものもなかなか払えないということがあった場合には、例えば国民健康保険税の場合には、減免というようなどころを見てみますと、災害による場合には、これは当てはまるんですが、その他特別な事情のある場合というようなこともありますし、あと町民税におきましては、当該年において所得が皆無となったために生活が著しく困難となった者に対して減免ということもあるわけですが、やはりそういうことを、今回、今後研究してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

議員おただしのように、現実問題として大変厳しいと、こういう認識はしております。ただ、私は、これまで農政の中で米政策は国が主導権を持ってやってきました。じゃ、これをなかなか

か地域の事情ではね返すということも難しいんですが、消費者の流れは確実に無農薬に行っているんですね。減農まで来ました。かなり減農まで来ました。しかし、消費者が本当に目指しているのは無農薬なんです。大型農家といいます、この人たちがこれまでそういう消費者ニーズにどれほど真摯に耳を傾けてきたかと、こういうことも考えなければなりません。一方で、農協と違うところで、確実にニーズに合わせた営農をやっている方々もおります。だから、こういった方々を総合して考えた場合には、やはり支援する方法としても公平さというのを保っていかなければなりませんので、ここのところを十分精査をしながら今後考えていきたい、こう思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 それについては引き続き検討を求めて、次は荒海保育所の問題であります、先ほどの答弁の中で、15年度の検討については、一般的な検討であったとの話がありまして、大変私はびっくりしたんですけれどもね。15年度に一般的な検討をやって、その後、合併のときにも特に統合という話もなく、その後、何かこう不意に来たんじゃないのかなというふうなことで、検討不十分でないかなというふうに思っております。

それで、特に私は、この前、土曜日の日に桧沢の保育所に久しぶりに行ってまいりまして、運動会も見てきましたが、19人でしたかの子供が運動会をやっておりました。それで、先ほども言いましたように、桧沢地区については本当に子供も少ないし、やむを得ないのかなと思いますが、荒海地区につきましては、先ほども言いましたように、非常に交通事故の問題がありますので、先ほども言った踏切、あるいは永井橋が狭いとか、そうした問題についての道路を改良する考えについてはどうなっているか。

それからもう一つは、道路を改良しても、私は桧沢と田島だけの統合を考えた場合でも、あのびわのかげの運動場のそばというのは、非常に道路から落差がありまして出入りにも危険であるというふうに思うんですね。ですから、例えば老人ホームのわき、国道との間、あの間の平坦な場所とか、ああいうところであるならば、桧沢地区とのかを考えた場合にも非常に見通しもいいし、また、何か将来田部原地区という話もありますが、そういう場合においても非常に見通しのいい場所の方が私はいいんでないかなというふうに思うんですが、その道路改良のこと、それから場所については、この変更の余地はないのかどうかを伺いたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず初めに、道路改良の件であります、現在、永田集落地内の道路改良を進めております。

それは永田地区がこれまで公共交通機関が入っていない路線であったので、そこを何とか公共交通機関を入れる路線にしていきたい。それから、地区の中で非常に大きな堀がありまして、そこで死亡事故が起きている。こういうことを見逃すことはできないということで着手をしたわけではありますが、当然、道路ですから連結しなければ意味がありませんので、あそこの中荒井から来る橋の改良も、その全体計画の中には入れて、逐次その工事も手がけると、こういう手はずに今なっております。

それから、運動場の場所の変更はどうかということですが、私はあの関本地区の懇談会にも何回かお邪魔しましたが、そこでも言いました。まだ決めているわけではない。ただ、しかし、現状として檜沢保育所とひかり保育所の実態を見れば、これはほうっておけない。しかし、荒海保育所の老朽化も考えれば、これも同じ条件だと。そういうことで3町営の保育所の統合というのを考えようということで、それぞれ、先ほど健康福祉課長が答弁したように地区に入って、地区の住民の方、保護者の方と話を進めていきました。そんな中ですので、その場所もまだ特定はしてない。

ただ、これから進める場合には、不動産鑑定等あげなければなりませんので、いつまでも、じゃ不安定な要素にしておく必要があるかということになりますと、それはどこかの時点で明らかに確定をしていかなければならない、こういうことでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 今、場所が決まったわけではないという話もありまして、ちょっと安心はしましたが、ただ、私は今回、学童保育との併用も考えて存続をとということを言っていますが、これはどういう意味かといいますと、今、学童保育が荒海小学校の3階で行われていることは知っております。

私も1回行ってみましたが、やはり学童保育ですから、学校がやっていない土曜日、それから春休み、冬休みも学童保育をやっているわけですね。それで、そうすると学校としては、生徒がいない時期に学童保育の人がいるというような状況になっていますので、やはり心配もあると。そして、しかも3階にありますから大変高いですね。そういう危険もありますので、それを平屋の保育所と併用するようなそういう建物をつくって、そこで学童保育とその保育所を両方やるような、私はそういう地域づくり、そしてあの地区にもっと人が集まるような、そういう地域づくりをしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長　お答えをいたします。

基本的な考え方としては、私もその方向であります。ただ、保育所が学童保育をやると、こういうことに限定しなければ、関本地区の仮に保育所が統合されてなくなったとしても、そこには教育機関、小学校、中学校を中心としたいいわゆる子育ての支援、学童、あるいは学童を通して、学童と言いますが、学童の仕組みづくりといいですか、内容づくりというのは非常に幅広いんです。この幅広い学童の中で、子供たちの教育や、あるいは自立に向けたさまざまな取り組みができると、こういう考え方でありますので、必ずしも保育所を残すことによって学童が充実するということでは考えていない。なくなっても、学童を中心とした教育施設の充実は図れる、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長　19番、大竹幸一君。

○19番　大竹幸一議員　いずれにしましても、袋口までは15キロという非常に長い距離がありますので、特にやはり荒海地区のことをもっと検討して、保育所の存続についてさらに検討してほしいと思っております。

次は、林道の問題へいきますが、この前、台風9号がありまして、帯沢と針生の林道が道路が壊れました。それ20メートルずつどっちもあるんですが、その工事費は約1,500万円という話が委員会の中でありました。こういうふうに変にお金がかかるわけなんですね。現在のこの田島・館岩区間の道路につきましては、将来壊れた場合の維持費は、一体だれが負担をするようになっているのか伺います。

○渡部康吉議長　町長。

○湯田芳博町長　お答えをいたします。

町に移管された後の管理は、当然町で維持管理ということになっています。

○渡部康吉議長　19番、大竹幸一君。

○19番　大竹幸一議員　この前、産業建設委員会でいろいろな工事現場の視察地を見学しましたが、この道につきましては、緑資源機構がやっているために、私らは視察しなかったんですけれども、そういうところで大変な工事が行われていると聞きますので、これは、今後、視察をしていきたいと思っておりますけれども、今も維持費は町でかかるということはわかりましたので、これについては今後も考えると、やはり中止を求めて。

次の質問にいきますが、最低制限価格のところで、何か町長はちょっと誤解していた感じがします。何ぼでも下がればいいのかというような話だったんですが、そうではないんですよ。やはり最低制限価格を公表して、これの上で最も近いところで落札をする人にするわけですから、

町としても一番安い価格でやってもらえる、また業者もこれ以上下がる必要がないわけですから、一定の利益も守られるということでみんなよいわけですよ。私はそういうことを言っているんですよね。ですから、決して安ければよいなんていうことは言っておりませんので、ぜひこれについて検討してほしいと思うんです。

そして、先ほどちょっと、今度副市長に質問をしますが、先ほど前の質問の中で、先ほど町長が設計価格でしたか、あれにすればいいみたいな話をしましたよね、午前中。あれは、私はちょっと間違っていると思うんですよ。やはり現在、予定価格、その設計価格があって予定価格があるわけですから、町長はこの設計価格でいいみたいなことをさっき言ったですね。これはちょっとおかしいでしょう。現在の制度を無視した話だと思うんですよ。予定価格よりも下でやってもらうというのが今の制度でしょう。あれを無視した発言ですから、その辺誤解していると思うんですが、いかがですか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

誤解というのは、それぞれ自分のこうあるべきだという基準があって、それに合わないときには誤解と、こういうふうになるんだろうと思いますが、私の言ったのは、設計が正しければ、例えばその設計と一言に言いましたけれども、設計の中には、ある種の企業が工事をする事によって得られる利益、これもあるんですよ、実は。健康管理、現場の方の現場管理費もあれば、そこで働く従業員というか、社員の健康管理の福利厚生の部分も含まれているんです。細かい計算がありますがね。それが正しいのであれば、私はそれぞれ競争性が担保されれば、その設計に近いということでやってもらうということは、一番品質的にも安全的にも担保されるでしょうと、こういうことでいいんじゃないのというふうに申し上げたわけですので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 副町長。

○杉浦孝幸副町長 私にもご質問がありましたので、お答えいたします。

今ほどの町長の答弁ですべてでありますので、私からはつけ加えることはございません。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。3分を割りました。

○19番 大竹幸一議員 時間がありませんので、最後に学校の問題、給食の問題で、私はちょっと質問したことをまだ答弁していないんですよ。22年度以降に着工の見通しというふうにきのう言ったんですが、最初ね。今度、再質問の中では22年度実施のような話があったんですが、どっちが本当かということと、親子方式がだめだということの理由が全然言われていない

んですね。それで、いきなりセンター方式という方向というようなことで話があったんですが、その途中がないんですよ。そこを伺いたいと思います。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○長沼芳樹学校教育課長 答えいたします。

工事の着工そのものが平成22年度以降になるということでございます。

それから、親子方式の検討の関係ですけれども、体制としていわゆる給食センター方式になっているということで、給食センター方式がまだ決定したわけではございません。当然、自校方式、親子方式についても、まだ検討の余地を残しているということでございます。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 今までの検討の中では、田島小学校が地形の関係で給食室を広げられないみたいな話がありましたと思っているんですが、その関係かなと思っているんですが、やっぱりその分を今度、例えば桧沢とか二小とか、そういうところに割り振って、何とかうまくできないのかなと思うんですね。そういう中で、何とか親子方式でお金をかけないで早くしてほしいと私は思っているんですが、いかがですか。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○長沼芳樹学校教育課長 答えいたします。

親子方式の方法につきましては、田島中学校の分について田島小学校ではちょっと対応できないということで、この田島中学校の分について、一応どこでやるかという検討はしております。昨年の検討委員会の中でもそのお話をしまして、荒海小学校の方で若干拡張をすれば、荒海中学校と田島中学校の分はクリアできるのではないかという方向で示した経緯がございます。ですから、桧沢中学校分は桧沢小学校ということですから。まだその親子方式についても検討の余地といたしますか、手段としては残っているということでございます。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 以上で質問を終わりますが、その親子方式の検討もまだ十分あると言いましたので、安心しましたが、その方法でもいいから、早くやっぱり私もやってほしいと思っております。

以上で質問を終わります。

○渡部康吉議長 以上で19番、大竹幸一君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 3時00分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◇ 湯 田 秀 春 議員

○渡部康吉議長 次に、11番、湯田秀春君の登壇を許します。

11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 議席番号11番。

ただいまから一般質問を開始したいと思います。

今回の質問は、大きくは4点でございます。今回一般質問をする方が多くありまして、私の4点はどなたかと必ずかち合っているというような感じで、ですから、できるだけ短い時間で終わらせたいと、こんなふうに思っております。どうかよろしくお願いします。

1点目、有料の介護保険施設の誘致をということで、有料の介護付きの老人ホームの施設の誘致をしてはどうかと、こういうことでございます。

去る8月29日、田部原地区にて、娘さんが介護している親に対して非常に痛ましい事件がございました。もし特別養護老人ホームなり、そういった施設に入所していたら、あのような事件は起きなかったかもしれません。この事件後、多くの町民から、あすは我が身かもしれないというような声をお聞きしました。それはどういうことかといいますと、我が町にはひとり暮らし、あるいはふたり暮らし、しかも2人で老人世帯が非常に多ございます。そして、当然その中でも介護というような状況のところが多いわけでございます。国は、どうもこういった施設介護から在宅介護の方に方向を転換しているというか、そちらの方に追いやっているような感じがしないでもありません。そういった今現在の介護状態を見ますと、それぞれがあすは我が身かもしれないと、こういうふうな声でございます。そのためか、加害者には非常に同情的で、嘆願書も出されようとしております。

そして、8月1日現在で、南会津郡内にある5つの特別養護老人ホームがあるわけですが、それぞれ50人くらいの入所なんですけれども、ですから5倍しますと250人の入所があつて、

ここはもう満杯と。待機を余儀なくされている方、これは非常に数が多いわけですがけれども、実質270人というふうなことでございました。ですから、入所されているその倍以上の人が入所を待っていると、こういう状況だと、こういうことでございます。

これ以上、公で介護施設建設が難しいなら、民間の介護施設でも、有料の老人ホームでも、そういったものでも何とかこの南会津管内に建ててもらえないかと、誘致してもらえないかと、こういう声が多く聞かれます。幸いにも当南会津町は関東圏と鉄道でも結ばれておりますし、温泉施設も数多くあることから、土地でも、固定資産税も、あるいは温泉も水も提供してでも建設誘致する考えが町長はあるかどうか伺いたいと、こんなふうに思います。非常に切実だと私は思います。

有料老人ホームの建設誘致するようなことになると、当然、当町の住民も入れる可能性としてはあるわけでございます。ですから、幾らかでも今待機している人たちの緩和にはなるのかな。それから、さらに雇用とか食材、こういった経済にも影響してくるんじゃないかなと、いい方向に行くんじゃないかなと、こんなふうに思いますので、現状から少しでもよくなるような考えが町長におありかどうかお聞きしたいと、こんなふうに思います。

2点目は、実質公債費比率が悪化したと、対応策はということでございます。

これに関しましては、これを言う前に、前に町長とお話ししたときに、たまに一般質問で褒めることもあっていいんじゃないかと、これは冗談半分だと思いますけれども、1つだけ評価したいのは、先ほど町長もちらっと言いました。300余名の職員に対して、全員に平成17年度の財政のやつを配って、そして一人一人から意見を求めたと。職員もいろいろな職員、いろいろなお仕事がありますから、そういった職員に全部やったと。大変、これだけでもこの町の今の財政状態を知らしめると、あるいは危機感を共有するという意味でも大変すばらしいなど。その後、副町長がそれぞれにメールというか、答弁というんですかね、せっかく職員に考えを出してもらったものに対して返事を出していると。かなり長かったわけですがけれども、大変それもすばらしいなど。

私はこれを見て、今大変ですがけれども、ひょっとしたら乗り切れるかなと、こんなふうにも考えております。やはり一部の幹部とか町長とか副町長あたりばかり、一生懸命大変だ大変だと。議会ではいじめられ、それでは大変でしょうけれども、職員みんながそういう危機意識を共有したということでは大変すばらしいものがあるなど、こういうふうに思いますので、私は評価したいと、こんなふうに思います。

そこで上げておいて、また落とすのもあれだったりもするんですがけれども、実質公債費比率、

支出的にはこれ本当にこういうふうに悪化したわけで、先ほど12番議員は赤ランプと言いましたけれども、私から言うと、サッカーで言うとイエローカードだと。黄色ランプに点滅したことは間違いないわけで、これを今後、対応策をどうするんだと。

それから、原因ですね、原因は先ほど2番議員と6番議員と12番議員に言いましたから、およそのことは聞いておりますが、対応策をもう一度大変でも、ちょっと聞き取れなかった面があるものでもう一度お願いしたいなと、こんなふうに思います。

それから、平成20年には、先ほどこれも2番議員とか12番議員が言ったように、自治体の財政健全化法というものがことしの6月に決まったものですから、大変今度は厳しくなる。要するに町の一般の財政ばかりでなくて、出資しているところ、そういうところも含めて連結決算で見ますよと、こういうことでございます。

私は前から、ここに対してはかなり関心を持って見ておりまして、これは夕張も同じでございます。第三セクターで相当足を引っ張って、ああいうような状況になっていると。国もそこから辺に注目しまして、こういった法律を改正して、今度は物差しを1つばかりではなくて、あと3つくらい足して、そして見ますよというようなことだと思います。その物差しの1つが実質公債費比率であると。実質公債費比率は当然これからもずっと存在するわけで、やはりこれに対してきちんとした対応策が必要だろうと。その中で私は、やはり第三セクター、特に4つの会社、スキー場とか、それぞれ旧4町村で持っていた会社、これはやっぱり統廃合する必要があるだろうと思っております。

そこで、今回立ち上げた株式会社観光公社、これはちょうどぐあいよく4つのスキー場からも出資をいただいているということで、メンバーはちょうど町長を入れると5人になるのかなと、最低でもね。そうしましたら、いっそ持ち株会社という考え方で、誘客は今一生懸命やっているそうですから、それはいいんですけれども、会社のこれから先の統廃合もその中で検討してはどうかと。

その際の検討の材料として、検討する材料が何もなくては大めですから、普通、民間の手法で行われているのは損益分岐点です。会社でも何でもそうですけれども、必ずもうかるか、損するか地点があるわけですから、ちょうど。それが損益分岐点です。その分岐点を一つ使って統廃合を検討したり、あるいはこれから先の残すなら残すなりの、よく数値目標といいます。きょう早くから、もう帰られましたけれども、監査委員の方も監査の指摘事項に数値目標、その数値目標の指標にひとつ損益分岐点を使っていたきたいなと、こんなふうに思います。

この損益分岐点の明細は、先ほどちょっと町長と副町長の方に渡しておきました。これは、

こういうところでパフォーマンスみたいに、こういうことはやるなど、こういうふうに言われていますんで、言葉であらわすほかないわけなんですけれども、1つは、スキー場を一つ、こう見ると、スキー場でどんどん人がふえていけば、売上高もふえていきます。ですから、こういうふうにならざるを得ない。斜めに、こう行く。それで、人が、スキー客が来ようが来まいが、かかる経費というのは固定費と言いまして、同じ費用でも固定費、横にばっと。人が来れば来るほど費用がかかる、その費用は変動費といいます。だから、費用は2つに分けて、固定費と変動費と。そうすると、それがずっと連なってぶつかる線があります。ここが損益分岐点ということで、本当は図があると一番わかりやすいんですけれども、それはもうやっつけたいということなんで、言葉だけにしておきます。

ここは高畑のスキー場の方から損益分岐点のやつが届きましたんで、これを町長さんにも渡してあります。私も持っていますけれども、ひとつそういった形ですね。これをやりますと、例えばどここのスキー場、損益分岐点は、例えば伊南は1億2,600万と。そして員数では7万5,000人と。だから7万5,000人を割れば赤字だと。それを超えれば黒字になると。こういうことが大体わかるんです。ですから、ぜひともそれを検討していただきたいと。

それから、南郷にあるさゆりの里、そこにだけ指定管理料を4,000万円やっているんですよ。これが私もちょっとわからないんで、どうしてなのか。こういうふうに指定管理料を、例えば4つのスキー場があつて、3つは指定管理料をもらいませんよ、1つだけ4,000万円をぽんとやると、先ほどの損益分岐点はちょっと使えません。ということは、4,000万円というのはちょっと上の方から、こう斜めにいきますから、ちょっとこれ使えないんですよ。ですから、これはやはりまずいんじゃないかなと思いますので、どうしてなのか理由を聞いた上で検討してみたいと、こんなふうに思います。

それから、3点目、これは広域の消防本部への負担金は慎重にということで、これにつきましても、2番議員、6番議員、12番議員も、たまたまそういう負担金のことにつきまして、どうなっているんだというようなことが質問ございました。

私は、もっと具体的にお願いしたいと思いますのは、実は職員の給与問題がございまして、それをずっと調べるというか、調査している間に、南会津の広域消防では、かつては救急救命士とありました。救急救命士の合格者に1号俸上げた。現在では消防司令補試験というのがあるんですけれども、その合格者に1号俸昇給しているんですね。そのほかにあるんですよ、ちゃんと25年の表彰、公務員は25年表彰されますと1号俸上がると。これはどこの公務員の世界へ行ってもあるみたいだから、これはいいと思うんですけれども、この2つはちょっとど

うかなというのが私の質問です。

それぞれの職務の中に、必ず普通、資格試験というのはあるんですけども、そこに合格したからとか、そうやって、みんな1号俸上げたんでは、私はこれはお金が何ぼあっても大変だろうと、こんなふうに思いますので、そういったことをしているということは今回わかったわけですけども、それらの分を今度は各町村が負担するわけですよ。こういう厳しい情勢の財政状況の中で、こういったことはいいんだろうかと。そして、実は負担する方は各町村の役場です。各役場でこういうこともしているのかなと。いや、ほとんどそれはやっていないと。負担する役場の方でやっていなくて、それを負担をもらう方の方でこういう特殊なことをやっていいのかな、こんなふうに思いますんで、その辺をお伺いしたいと。

それから、館岩小学校の建設の問題でございますが、これも何人かも私の前にやっておりますんで、でも、通告してありますので、一応読み上げてみたいと思います。

心配ないか、館岩統合小学校建設工事と。

館岩統合小学校建設工事の請負業者である株式会社南会西部建設コーポレーションが去る9月10日、東京地裁に民事再生法の適用を申請し、保全命令を受けたが、工事には何も問題はないのかどうかと。

校舎本体の工事は、予定どおり9月28日までに完成できるのかと。この項に関しては、議会の冒頭で町長の説明があったので、わかりましたから、よろしいかというふうに思います。

以上で質問をお願いします。

なお、答弁によりましては、自席より再質問をさせていただきます。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 11番、湯田秀春議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、先日、田部原地区で起きた事件については、亡くなられた方に心からご冥福をお祈りしますとともに、今後二度とこのような事件が起こらないように、関係者間で再発防止について協議を進めているところでありますので、ご報告を申し上げます。

そこで、1点目、介護付きの有料老人ホームを誘致できないかとのおたかしでございますが、民間企業による介護保険施設の建設は、補助金等がなかなか見込めないことから多額の建設費を要することになり、そのため入居を条件として高額な入居一時金を一括負担することになることや、毎月の施設利用料金を含めた経費も高額に設定されているため、高額所得者などの一部の人がしか入所できない施設になる可能性が高い、このように考えております。また、当地域では、冬期間、大雪による施設の維持管理費、あるいは施設運営経費がかかることから、有料

老人ホームの誘致については、解決すべき課題も多いものと、このように認識をしております。今後、このような施設が整備された場合の介護保険財政に与える影響なども十分考慮しながら慎重に判断してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、実質公債費比率悪化したことによる対応策に関する1点目、原因と対応策及び第三セクターを含んだ連結決算についての考え方についてのおたしでございますが、実質公債費比率の悪化についての件は、2番議員、12番議員にお答えしたとおりでございますので、ご了承をいただきたいと思います。

次に、2点目の株式会社南会津観光公社設立に伴う4つの第三セクター会社の統廃合の検討についてのおたしがございました。

まず、スキー場を運営する第三セクターのそれぞれの営業状況につきましては、一般行政報告書に掲載したところでありますが、それぞれの会社ともスキー場のほか宿泊施設等も運営をし、年間を通しての誘客を図るとともに、経費の節減により経営の安定化に努めているところであります。現時点におきましては、資産の持ち方、経営形態が大きく違っていることや、それぞれの会社とも地域の特性を生かした事業展開を推進し、地域に密着した会社として企業努力を行い、経営の安定化のための誘客活動に努めておりますので、4つの第三セクターが株式会社南会津観光公社と連携しながら、地域の中で安定した経営ができるよう支援を図っております。現時点では、統廃合について具体的項目として検討する時期にはなっていないと、このような認識でおりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、3点目のおたしについてであります。さゆり荘、南郷スキー場を始めとする温泉施設と観光施設については、平成17年8月1日から指定管理者制度を導入し、公募により株式会社さゆりの里を指定管理者として指定しております。指定管理料については、会社から提出された営業実績に基づく収支計画書を始めとした事業計画書を総合的に判断し、決定をいたしております。株式会社さゆりの里が営業するそれぞれの事業現場は、地域の貴重な雇用のある場でもあり、他の産業とも深く結びつき、地域の波及効果は大きなものがあると、このように現状認識をしておりますが、厳しい財政状況の中で会社の経営改善が第一、このように認識しております。

株式会社さゆりの里の第7期の営業報告を見ますと、当期純利益として1,380万円を計上しており、会社の経営改善策が徐々に効果を発揮している、その結果と考えております。第8期の収支計画においては、前期の純利益を上回る数値を計画数値として設定をし、日々営業努力

を重ねている状況であります。これにより指定管理前の累積赤字も徐々に減少しつつあり、町といたしましては、今後も必要な支援を行ってまいりたいと、このように考えております。

次に、広域消防本部への負担金は慎重にとのおただしでございしますが、南会津地方広域市町村圏組合に対する負担金につきましては、構成町村の主幹課長等のチェックを経て、さらに各町村から選出された広域議会議員によって事業計画や予算等を十分審議され、決定をいただいております。

公務員の給与制度につきましては、人事院勧告等により毎年見直しが行われ、その都度、条例等の改正を行っているところであります。職員の特別昇給につきましては、給与制度上認められるものであり、その運用につきましては、各団体の任命権者による裁量権にゆだねられております。ただし、特別昇給をさせる職員の割合については、原則とあわせ、予算の範囲内で実施されているものと認識しております。

なお、広域消防本部で行われている特別昇給については、消防司令補試験等、承認計画等に基づき、消防士長在職4年以上を対象とした昇格試験であり、その取り扱いについて、現在、情報の収集を図っているところでありますので、ご了承いただきたいと思います。

次に、館岩統合小学校建設工事に関する1点目、工事には何も問題はないのかとのおただしでございしますが、この件につきましては、8番、さらには7番、あるいは2番議員への答弁と同じ内容となっておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、2点目、工期についてのおただしがございました。

契約工期については、当初9月28日を竣工としておりましたが、工事の一時中止期間等を考慮し、平成20年3月17日に変更したところでありますので、ご報告をいたします。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項については、担当課長等に答弁させますので、よろしくお願いをいたします。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 今、有料の介護つきホームというのはなかなか難しいと、あるいは慎重にと、こういうことなんで、なかなか難しいのかなと。

そこでお聞きしたいんですけども、民間の有料老人ホームの問い合わせというのか、南会津町に建てたいんだけどもとか、そういう照会というのがあったのかどうかお聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

有料施設を含めて、町で直営をしている、あるいは南会津会に管理を委託している、そういう運営の方法、いわゆる補助対象事業として、補助対象になる事業として照会があったことは事実であります。つまり、県のそういう計画に基づいた、いわゆる充足されていないと、こういう中での新設の進出については照会がありました。

以上です。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 ということは、私はよくわからないんですけども、今5つあるほかに、もう一つという話でよろしいですか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えします。

先ほどの答弁でも申し上げましたが、純然たる民営でやるという場合には、補助対象になりません。しかし、県の高齢者保健福祉計画、あるいは介護保険事業の新計画、こういうものでさらにその地域にそういう施設が必要だと、こういう場合は、当然補助対象になりますが、そういう可能性のある民間委託といいますか、こういうものについては引き合いがあったと、こういうことです。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 そして、じゃ、そういう問い合わせというか、町長はそれに対してと言うんでしょう、今、南会津の現状を私も言いましたけれども、町長は私らよりも情報が入っていると、詳しいと思うんですけども、町長は、やはり施設はもっと必要だと思うのか、いや、もういっぱいだと、こう思うのか、その辺をお聞かせ願います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほど議員からおただしありましたように、待機者がいる限り必要性はあるんですよ。ただ、先ほど申し上げましたように、県の保健福祉計画等々で充足されていると。だから、それは南会津管内を一つのエリアとしてとらえる考え方と、会津全体をエリアとしてとらえれば、それは当然充足しているか、まだ充足していないかという判断が出てきますが、恐らくそういう考え方からすれば、県の方の計画にも入っておりませんので、補助金もなしにそういう施設をつくるということは、気持ちとしてはやはり待機者がある以上、何とかしたいという気持ちはありますが、現実的には非常に厳しいと、こう考えております。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 はい、わかりました。

そうすると、それ以外に純粋の民間の有料老人ホームを建てたいんだとか、そういう話は全くないのか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

ですから、先ほど言っているように、民間で建てたいというのは、可能性として、待機者がいる以上は、そういう会社があることは事実。でも、その会社が、例えば全く純然たる民間資本だけでやると、こういうことになる、私の方では、町の方としてはどういう対応をすればいいのかわかりません。したがって、情報の最低限の経営の骨格みたいなものを示された照会はないということでご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 わかりました。なかなか難しいという状況はわかりました。

そこで、ちょっとこれは課長さんに聞いた方がいいのかな。介護保険に加入していないというか、あるいは介護保険が支払えないというか、何かこういうことを言っているのかどうかかわからないけれども、介護難民という言葉聞いたことがあるんですけども、そういう人は75歳以上でどのくらいいるか把握していませんか。ちょっと難しいかな。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 お答えをいたします。

介護難民の定義づけ、ちょっと難しい面があるかと思いますが、介護保険料の対象となっている方で、納められない方という意味でお答えした方がよろしいのでしょうか。

それにつきましては、本年度の定例議会の中で、決算関係の資料として決算概要ということでお示しさせていただきましたので、そこにおおむねの滞納の実態等についてご報告させていただきましたので、そちらの方をごらんいただければなと、こんなふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 私は心配するのは、先ほど言ったように介護の状態がかなり深刻になっていると。それで、実際は待機している人も、病院を転々としているとか、老健施設といっても長くはいるところではないそうなんですよね。そういうところだったり、あるいは若松あたりの病院を転々としているという人もいますよね。それから、本当に1人だけですと介護する人もいないと。それから、老々介護でやっている人もいます。それから、先ほど聞いた

のは、介護保険を支払えないというか、支払わないというか、そういう人もいます。そうしますと、来年から始まる後期高齢者医療制度も多分だめだろう。そうすると、介護も医療の方からも全部はじかれる人が出てくるんじゃないかと、そういうことでちょっと聞いてみたわけです。

いずれにしても、かなり状況が大変な状況になっているなど。ですから、確かに有料老人ホームですから、一時金、それから毎月の管理料というのかな、そういったものも高額に取られるかもしれない。それでも今、75歳以上くらいの方は平均して4、5人の子供さんを持っていますから、それでもいいから何かないかというような、有料老人ホーム何かないかと、そういうせっぱ詰まっている、そういう方も結構いると、こういうことなんですよ。

確かに今、町長はその補助の対象になるところをとということも考えているかもしれませんがけれども、私は、もしそういうふうな問い合わせがあったり、南会津町にどうしても建てたいとなったら、ぜひとも町長として誘致をして、それもその272名のうちの何人かは助かると思うんですよ。そういった意味で、ひとつ我が町にもそういうところが1カ所くらいあってもいいんじゃないかなと。

グループホームで仁嘉会の山田さんの方が田島に1つできましたけれども、それでも助かるわけですから、ぜひともいろいろな関係の方が町長のところへお見えになると思うんですけれども、積極的にお願いしたいなど。

再度、町長のお考えがもしあれば、お聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

議員が今、大変暮らしの現場の実情を訴えられております。その認識は私も同感といえますか、同一の認識を持っております。そこで、今、これまでやってきた地域助け合い事業、これを何とかもう少し体制を整え、組織的にできないかということで検討を進めております。

つまり、国がいろいろな制度をつくり、あるいは仕組みをつくり、そこに一定の条件を入れてくる。県でも同じなんです、そういうことだけに頼ってでは十分な介護政策ができない、高齢者対策ができない。そこで、じゃ、さっきからおただしがありましたように、町の財政状況は非常に厳しい、硬直化しているということになりますから、頑張る地方応援プログラムに積極的に提案をし、ひいてはそれが南会津町から始まるんだけど、新たな、例えば国の政策に何らかの形でつながっていくような、そういう取り組みもこれから進めていきたい。そんな中で、先ほど議員がおっしゃったように、民間からの積極的な進出といえますか、そういう

働きかけがあったときには、その内容を十分見きわめながら対応をしてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 町長にお願いしたいと。大変な介護の状態、しかも、ますますほれ、これからふえていくと、こんなふうに思いますんで、どうかよろしくをお願いしたいと思います。

それから、2番目のこのことに関してですけれども、私は先ほども言ったように、第三セクターに対しては、国は恐らく相当厳しくやってくるんじゃないかなというふうに予想しております。これは、私だけだかどうかわかりませんが、したがって、私が調べたところ、先ほど町長が高畑スキー場の方から損益分岐点をもらいましたと。それぞれのスキー場の方に損益分岐点をぜひよこしてくださいと、これも委員会で言いましたから、すぐ来なかったんでしょうけれども、やはり言葉は悪いけれども、中にはきょんとしたり、その後私のところへ来て、どういうことというふうに聞いた人もいるんでね。ですから、これは民間では普通、当たり前前に思っていたものが、意外と結構大きな会社なんですよ、4つとも。そこにやられていないということが何かちょっと、私としてはショックだったんです。

高畑スキー場は、先ほど言ったように損益分岐点をやりますと7万5,000円、そして1億2,600万という数字が出ました。そして、18年度は6万472人ですから、当然赤字。ですから、数値目標の1つとして、ぜひこれを活用してやっていただきたいというのが、1つはございます。

それと、さゆりの里にやはり4,000万やっているというのは、私はどうしても、よその会社、3つの会社があるんですけれども、そこはいらないと言ったのか、さゆりの里ではどうしてもこれがないとだめだったのか、この辺がもうちょっとわからないんですよ。やはり整合性というのかな、そこから見たら、さゆりの里にもやらないと、こういうふうにすべきだなど、こんなふうに思うんですけれども、再度お願いしたいなと、こう思います。

4,000万というと、4,000万の人数といたら大変な数ですよ。ですから、私はその指定管理料という指定の仕方がよくわからないんですけれども、やはりこれはみんな同じくした方がいいんじゃないかなと。収益を上げているところは、これは指定管理料は町からもらわないと、こういうふうにすべきだと思うんですが、再度お願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず初めに、損益分岐点のお話ですが、議員おっしゃるとおりだと思います。このところ

は、これまで、ただそれでも、やはり何万人は入れなければならないと、こういう意識は従業員一同、恐らく持っていたと思うんですね。ただ、それが損益分岐点で赤字になるのか黒字になるのか、そういう細かいところは恐らくわからない従業員もいるかもしれません。しかし、会社挙げて営業に歩いて、なるべく入り込みをふやそうということをこれまで取り組んでいたわけですから、それは私は、ある意味では、言葉は違うかもしれませんが、理解して取り組んでいたと、こういうふうな認識を持っています。ただ、それが自分たちが固定費としてお金がかかっているよと。だから、与えられた仕事をやればいいんだという、そういう認識は足らなかったんじゃないか。ここのところは、しっかりとやっぱりこれから関係する方々が認識を持っていかなければならない。

そこで、観光公社を立ち上げまして、観光公社で定期的に、大体今、1カ月に一遍でいいのか、2カ月くらいでいいのかということは議論がありますが、戦略会議を開いています。それぞれの4つのスキー場から集まっていたいて、何が課題なのか、あるいは何が足りないのか、どこをどうすればその解決がするのかと、こういう会議をしています。第1回の会議、私も出させていただいたんですが、そんな中で、とりあえずそれぞれの施設が抱える大型機械、これをそれぞれ備えてきたんですけれども。これを共通で活用しよう、こういうことでかなりの経費節減はできるだろうと。いわゆる固定費を減らしていこうというような動きを今しております。

それから、あわせて誘客をする場合も関連してやろう。きょうも電話が入りましたが、自動車学校の教習と実はホテルとの営業ともマッチングできないだろうかと、こういうことで観光公社が入って、あるいは観光公社を1つの軸にして進めていこうということで、今つながっていますので、これらの効果を期待しているところで実はあります。

そんな中で、南郷のさゆり荘が4,000万という指定管理料の話がありますが、これは合併する前に恐らくはじき出された数字だと思いますけれども、先ほど申し上げましたように、今回、合併して今期の7期の数字を申し上げましたが、1,300万ほど改善されている。これは原則的なものとして固定費を下げてきているんですね。特に営業で収入が上回ったというよりは、収入も上がっていますが、実は固定費を削減したということが大きいと思います。だから、こういう形をとりながら、その地域にかなり大きな影響力を持つ第三セクターですので、それらを精査しながら、指定管理料が必要となればその分の支援はしていきたい、こんなふうに考えています。

それぞれに設立した背景が違う、あるいは今、夢開発株式会社では非常に道の駅を中心とし

て収入の安定的な場所がある。しかし、南郷の場合には、なかなかそれがなかった。こういうこともありますので、一概に4つのスキー場を平準化して比較するのではなくて、実はそういう背景を見ながら、しかし、厳しいチェック・検証をして、これから経営を見守りたい、こういうことでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 今、南郷の株式会社さゆりの里、これは一般行政報告書の中で、このように書いてあるんですね。「指定管理者制度による指定管理料4,000万円を含めた税引き前当期利益は1,404万円となり、前期のマイナス決算からプラス決算へと転換となりました」と書いてあります。私は、4,000万を含めて1,400万なんだから、逆なんですよ。4,000万とったらどうなんだと。こうなると2,596万赤字なんですよ。これの書き方がどうもまいまいとこないんですよ。ですから、これはおれはちょっと何かまいまいこの書き方は問題なんじゃないかなと、こんなふうに思っています。

これは言っても仕方ないと思うんですけども、ですから4,000万に関しては、できるだけこういう厳しい状況ですから、よそはこんなものをもらわなくても頑張っているわけですから、よその3つを見習って、こんなのいらないと、こういうふうに頑張ってくださいよう、ひとつ町長の方からもハッパをかけていただければと、こんなふうに思います。

それから、私が一番気になるのは、うちの方と同じようなところもあるんですよ。町長も、恐らく統廃合というのはなかなか難しいだろうと思います、なかなかね。そうすると、みんなそういうところの町長さんは同じく、こう言っているんですよ。マイナス面ばかり見るなど。みんな、こう人が来たり何だりして、雇用とかいろいろあると。ところが、それをやっているうちに、大きな決断が、おくれればせになって大変なことになる。私はそこを心配するわけです。

なぜか。私が合併して驚いたのは高畑スキー場、花木の宿、圧雪車だとかいろいろ買って、これは7,000万。南郷のこのさゆりの里で1億4,000万くらい使っているんですよ。圧雪車とかかって、合わせると2億1,000万も使っているんですね。これは私から言うと、何か合併して、どさくさ紛れではないけれども、そういったときに、ばかばかとかやって過ぎちゃった。だけれども、大きな設備投資なんですよ。大きな設備投資ということは、先ほどのこの損益分岐点から見れば、固定費がぐっと上さ上がるということです。よほどでないとい収益は上がらない構造になってしまっている。

ですから、国は待たなく、もう来年から厳しくするよと、こういうことを言っていますから、町長の大きな決断が後からあったんでは遅くなって、もうそのときはどうしようもないと、

そういうことのないように、ひとつ大きな決断というのはやはり自分で決めていただきたいと、こんなふうに思います。それをお願いして、今度、その次へ移ります。

3番目、広域消防本部の負担金ということでございます。

これは、なかなか情報収集して検討すると、こういうことでしょうけれども、それは精査をよく見ていなかったんじゃないかなと。2番、それから6番議員、それから12番議員も、この広域の負担金というのはちょっと高いんでないか。私もそう思う一人。よく役場の職員と何かこうお話しするときにも、消防は高いと、こういうようなことをよく聞いたんですが、実際こういうような中身を今回よく調べますと、こういうことをやっていたんでは給料は高くなるな、こんなふうに思いました。

そして、私も最初は階級社会だから、こういった試験をやって合格した人には当たり前だと、こう思ったから、最初はそうふうに、うん、そうかな、なるほどなというような感じはしたんですけれども、やっている中身の試験が、内部で本当に裁量権の強い消防長がみずから自分でやって、自分で採点してという、そういう状況なんで、決して一般に公正・妥当に行われている、冷静・中立に行われているような、そういった試験ではないんですよ。そういう中でこういうことをしているということは、負担金、それぞれ町に、こうかかってきますから、よく情報収集してやると言いましたけれども、本当にこれは総務課長さんかな、先ほど12番議員にもお答えしたとおり、よく精査していただきたい。

自分のところでやっていないようなことは、やはり一部事務組合でもやるというのは私はおかしい、こんなふうに思います。仮に負担する方が親だとすれば、一部事務組合は子だとすれば、親がやっていないのを子でやるということはいかなものか。

広域消防本部を含めて、あそこの調べたところを見ますと、あそこは基金があるんですね。借金はないです。それから、税金の徴収もないんですよ。非常に恵まれたところですね。ですから、そういった面を考えても、よく精査して負担金の方は慎重にお願いしたい。これに関して課長さんの考えはどういうふうか、お答えをお願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 私の方からお答えをいたします。

まず初めに、スキー場の施設に関する決断ですが、先ほども申し上げましたように、株式会社観光公社を立ち上げて、それぞれが出資をして、今、定期的に戦略会議をしようということをやってきています。いわゆる機械等の共同使用についてまでいきました。ということは、その中で必ず、やはり今議員がおただしのような節約といいますか、経費節減の行く道筋という

のか、これが見えてくると。それがある程度それぞれの会社で熟度が確認された段階で決断をするというのが私の立場ではないかと、こう思っております。

その施設について1億幾らというようなお話がありましたが、これについても、一応、只見川電源流域事業の中で、大変高額な補助をその西部3村では使ってやってきたということですので、旧田島町がそういうものの施設を整備するのとは若干違うということをご理解をいただきたいと思います。

それから、広域消防本部の関係で1つだけ訂正をさせていただきます。

先ほど、最初に冒頭に答弁を申し上げましたが、特別昇給をさせる職員の割合について申し上げました。そのときに「規則とあわせ」と、こういうふうに答弁するところを「原則」というふうに申し上げましたが、それは「規則」です。訂正して、おわびを申し上げます。

その上で、この広域消防に対する負担金については、負担金の問題を議論する前に、私は実は5月から管理者を引き継いだわけでありましたが、非常に管理者が広域消防本部の事務をとっている事務局、あるいは本部、ここに行く機会が非常に少ないという実態がわかりました。そしてまた、その現場と広域消防本部と事務組合の事務局との意思の疎通もなかなかうまくいっていないと、このところがありましたので、9月10日に職員の広域消防の職員委員会というのがありますが、職員委員会を開いて、そこでさまざまな問題について議論をしました。そんな中でも、先ほどおただしのあった昇格試験による1号俸アップという話もありましたので、先ほど申し上げたように、内容について、今、精査をしているところです。その精査をしながら、それを機会にしながら、さらに全般的な検証をしてみたい、こう思っておりますので、もうしばらく時間をいただければありがたいと、こう思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 余り時間がないもので、確かに、今、定期的に戦略会議をやって、節約して、道筋が見えてきたら大きな決断を下すと。大変、私はぜひそういうことを望んでいましたんで、ぜひともそういう覚悟で、何回も言うようですけれども、イエローランプが点滅していますから、赤ランプまで行かないようにひとつお願いします。

それから、消防本部の方も、確かに9月10日、そういった形でよく精査させると。よろしくお願ひしたいと思います。

最後は、舘岩の小学校の件に関しては、今度、体育館を建てるんですね、終わった後。今度はどうなんですか、そういう南会西部建設コーポレーションという、この民事再生法の適用

を申請した、こういった会社は指名に入れるのかなと、ちょっとその辺をお伺いします。

○渡部康吉議長 町長。

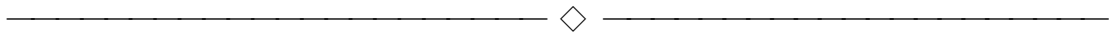
○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほどから、入札制度のあり方についてはいろいろな意見がございます。ですから、指名になるのか、一般競争になるのかも含めて、今後検討してまいります。しかし、一たん問題を発生させた、会社の経営に不安を抱えている会社が仮に指名競争入札になった場合でも、指名はあり得ないと、こういうふうに考えております。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 これで一般質問を終了させていただきます。

○渡部康吉議長 以上で、11番、湯田秀春君の一般質問を終わります。



◇ 平 野 昌 盛 議員

○渡部康吉議長 次に、14番、平野昌盛君の登壇を許します。

14番、平野昌盛君。

○14番 平野昌盛議員 私はやはり今回、2つの事項について質問をさせていただきますが、質問します2件は、いずれも所属委員会の所属事項でありまして、所属事項でありましても委員会で聞けない部分と思いますので、一般質問をさせていただくものでございます。

1つ目は、山口温泉の再建についてであります。

以前ありました山口温泉は、平成6年度に構築されたものでして、建物がプレハブ的のつくりでありましたので、建物が老朽化しておるので安全を第一に考えなければならないという理由で、4町村合併前の平成17年11月の第8回南郷村議会臨時会に山口温泉条例を廃止する条例が提案され、反対5、賛成6で可決され、自後、当該地上施設は取り壊されましたが、当該施設をこよなく愛して利用しておられた住民の方々は大変困っておられます。

そもそも当該施設は、住民福祉の増進と健全な保健休養及び観光事業の発展に寄与することを目的に構築されたものであり、この目的からしても、自後ますます必要になってくる施設であるはずであったが、いかんせん廃止されてしまいました。まことに残念に思っております。建物を改築してでも、村湯、ふだん着の温泉としても残すべき施設であったものと思うのであります。

山口温泉の利用者の中には他県を含む他市町村の方もおられ、山口温泉はよいお湯だと言われたり、アトピー性皮膚炎で方々の温泉を利用している方が、ここの温泉が一番よいようだとわれ、山口地区に住宅を建てられ、湯治された方もおられたほどだという話を世間から聞いております。当該温泉が再建されれば、将来は口コミによる周知等でその利用客もふえるのではないのでしょうか。特に南郷地区の経済活性化等の波及効果、ひいては町のそれらのことも決して忘れてはならないはずです。

また、他市町村のほとんどの温泉には、村湯とかふだん着の温泉とかの比較的安い料金か無料で利用できる温泉施設があるようでありまして、こうしたことは温泉場の常識になっておるのではないのでしょうか。そして、こうした山口温泉は町民のささやかながら非常に根深い楽しみでもあったようです。一度は奪われたとも言える町民の楽しみの場を、ぜひとも再建すべきであると思います。

ちなみに、旧南郷村で当該施設を廃止することになった際には、その施設の地下施設については、敷地分は借用地なので、その部分は撤去するが、その敷地に隣接する町道までの部分は、合併後において施設の再建ということもあろうかもしれないということで撤去しないでおくという話もあったと承知しております。ただし、当該施設を再建するには、当該敷地は今、建設会社の資材置き場として使用されておりますので、その付近での新たな敷地の確保を要することになるのかもしれませんが。

以上、述べましたことを踏まえて、山口温泉をぜひとも再建すべきであると思いますが、お考えを伺います。

次に、2つ目ですが、これもさきに申し上げましたように、きょうも同じ関連質問の似たような質問がありましたが、改めて質問をさせていただきます。

老人ホーム等の新設についてであります。

現在、町には特別養護老人ホームを初め、老人デイサービスセンター等の老人福祉施設が民間分を含め、数ありますが、町民、特に高齢の方から、他の地域より比較的人口の多い田島地区にもう一つは、話の内容から、その施設の種別を判断するに特別養護老人ホームか老人ホーム、あるいは経費老人ホームでもよいが、つくってほしいなどという声を聞かれます。

今、町にある特別養護老人ホームの待機者は、1人で複数の施設に申し込みをしておられる方もあろうかと思っておりますので、その実数は定かではありませんが、百数十人はおられるのではないかと推測されます。こうした方々を介護しておられる家族の方も、なかなか大変だと思います。つい先日の田島の町営住宅での痛ましい事件も、生々しく感じられてなりません。家族の

介護は家族でしてあげられるのが、介護をしてもらう本人にとっても、その家族にとっても一番幸せなことであり、よいことだとは思いますが、当世においてはなかなかそういうことも困難なようです。特にひとり暮らしの老人や老人世帯の方々、俗に言う年金生活の方々が、先のことを心配されて特別養護老人ホーム等の新設を欲しておられるようです。

ちなみに、国民年金の月額と申しますと、以前60歳から受給しておられる方々の、それは満額の58%となりますので月約3万8,000円であり、満額でも月約6万7,000円です。年金生活の方々は、それらの年金額から、介護保険料が3段階の該当の方で月額2,100円が天引きされるのです。高齢になれば、一般的には、ほとんどの方が年金生活を余儀なくされるものと思います。こうした方も若い時分には一生懸命、世間のため、町のために働いてこられたのです。こうした方々の切なる願いを行政に反映させなければならないのではないのでしょうか。

特別養護老人ホーム等が町に新設されれば、福祉面の効果の他に、その波及効果の一端として雇用の創出ができ、さらなる経済活性化も期待できるものと信じます。

以上の観点にて、町の財政事情は厳しいときとは思いますが、少なくとももう一つは町に特別養護老人ホームとか老人ホーム、あるいは軽費老人ホームなどとかを新設しなければならないものと考えられますが、お考えをお聞かせください。

以上です。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 14番、平野昌盛議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、山口温泉の再建についてのおただしでございますが、山口温泉元湯施設は、合併前の南郷村の時代に施設の老朽化に伴い取り壊した経緯がございます。南会津町には、きらら289を初め、赤岩荘など多くの温泉施設がありますので、それらの施設との兼ね合いや他の投資的事業との関連、地域のさまざまな資源とつなげた有効活用の方向性等を考慮しながら、今後慎重に対処してまいりたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、老人ホーム等の新設についてのおただしでございますが、新たに特別養護老人ホーム等を建設するためには、福島県の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業支援計画に盛り込まれている必要がございます。この計画に基づき整備が進められることになります。この計画は、保健福祉圏域内における施設の整備状況、今後のサービスの見込み量、地域間のバランス等を考慮しながら、より緊急度の高い地域から重点的に整備を促進することとしております。特別養護老人ホームを例にとりますと、現在、当南会津保健福祉圏域はベッド数の充足率が他の圏

域より高いことから、県の計画の中にも新たな建設については計画されておられません。ただ、現在の在宅サービスの基盤強化にも限界があることから、介護保険財政と地域の実情を見きわめながら、増床についても選択肢の1つと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項については、担当課長等に答弁をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○渡部康吉議長 14番、平野昌盛君。

○14番 平野昌盛議員 今、町長より、大変私としては前向きな姿勢の答弁をいただきましたと思っておりますが、一言、二言申し上げておきたいんですが、まず山口温泉の建設については、平成18年第1回の定例会において、これは町の定例会です。前の目黒幸雄議員が一般質問をしております。それに町長が、これは要旨ですが、最初の質問に対して、他の投資的事業等の関連を探りながら検討をしていきたいと。2回目の質問に対して、地域のさまざまな資源の有効活用とつなげて今後考えていきたい。地域の持てる力をアピールしたい。3回目の質問に対しては、森林セラピーのステージとどうつなげていけばよいのかも考えながら検討を前に進めたいと思っていると、こういう旨が答弁されておりますが、その後、これまで山口温泉の建設について検討されてきたのか。その経過を教えてくださいたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

これまで地域の自発的な地域づくり団体、いわゆるNPO法人、それから総合支所、それから商工会の方々と、いろいろな場面でこの問題については話をしてまいりました。そこで、先ほどスキー場の問題もありましたが、南郷トマトを新たに新規就農者として入る方、この方が冬期間、スキー場に雇用されると、こういうこともありまして、住宅問題が非常に厳しい状況にありますということでしたので、それらの住宅状況と新規就農者が地域に入ってくるという、人口が増加するわけでありますが、そういうものとあそこの温泉施設を使った、単純に温泉施設だけでなく、そういう住宅に関連したものと、合わせた活用ができないだろうかと、こういう検討をしたことは事実ございます。

それから、森林セラピーについては、山口からずって行って宮床、それから界、それらの方と今、森林セラピー研究会の方で検討をしておりますので、具体的に山口温泉が話題になったということは聞いておりません。現在のところ、そういう状況でございます。

○渡部康吉議長 14番、平野昌盛君。

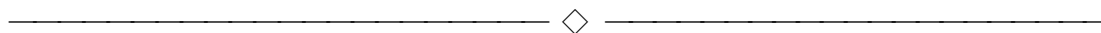
○14番 平野昌盛議員 いろいろ厳しい事情はあろうかと思います。そして、世間の様子も考えなければならないと思うかもしれませんが、とにかくつくってほしいという声は、南郷の全地域住民ということではございませんが、強いようですので、ひとつ今ご答弁いただいたように、とにかく前向きに考えていただきたいと思います。

それから、特別養護老人ホーム等の新設についてでございますが、介護制度も国保制度も老人保健制度も、これはもう助け合いの制度である。これは、だれしものがそういうふうに認識しておられると思います。そこで、みんなが1人のために、1人はみんなのためにという考え方もありますし、これはちょっと余談になりますが、「子供をしかるのは来た道だ。年寄りしかるのは行く道だ」というような言葉があるように、だれしものが年寄りになるんです。ですから、介護保険料の多少の負担増も理解していただけるのではないかと、こう思うわけであります。

そしてあと、地域の充足率の関係ですが、充足率は、これはいつも同じだとは私は思いません。老人の方がふえれば充足率は少なくなるというふうに、そういう実情を国や県に訴えて早く当の施設を新設しなければ、第2の事故が起きないとも限らないわけでございます。そうなってからでは困ると思いますので、それに福祉施設の整っていないところには、南会津町に来て住んでくださいとほかの人に言っても、だれも来ないでしょうし、南会津町に住んでおられる人も、福祉施設の整っているようなところへ恐らく行きたがるでしょう。そういう大きな問題も心配しなければならないのではないかと思います。とにかく、早く名乗りを上げておくべきだと思います。

県や国から1度や2度、あるいは充足率がこうだとかと断られたりしても、根気よく要望していくことが肝要かと考えます。当施設の新設に向け、努力してくださることを望みまして、質問を終わります。

○渡部康吉議長 以上で、14番の平野昌盛君の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○渡部康吉議長 上衣の着衣をお願いします。

本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

明28日は午前10時より開議し、一般質問を行います。

本日はご苦労さまでした。

散会 午後 4時19分

平成19年第3回南会津町議会定例会 第4日

議事日程（第4号）

平成19年9月28日（金曜）午前10時開議

日程第1 一般質問

- 9番 大宅 宗吉 議員
- 18番 菅 家 幸弘 議員
- 10番 渡 部 忠雄 議員
- 3番 高 野 精一 議員
- 15番 阿久津 梅夫 議員
- 1番 湯 田 哲 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（22名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 湯 田 哲 議員 | 2番 渡 部 俊 夫 議員 |
| 3番 高 野 精一 議員 | 4番 馬 場 信 作 議員 |
| 5番 山 内 政 議員 | 6番 渡 部 優 議員 |
| 7番 星 光 久 議員 | 8番 楠 正 次 議員 |
| 9番 大 宅 宗吉 議員 | 10番 渡 部 忠雄 議員 |
| 11番 湯 田 秀春 議員 | 12番 星 登志一 議員 |
| 13番 星 和 男 議員 | 14番 平 野 昌盛 議員 |
| 15番 阿久津 梅夫 議員 | 16番 渡 部 東 議員 |
| 17番 芳賀沼 順一 議員 | 18番 菅 家 幸弘 議員 |
| 19番 大 竹 幸一 議員 | 20番 児 山 寿明 議員 |
| 21番 五十嵐 司 議員 | 22番 渡 部 康吉 議員 |

欠席議員（なし）

説明のための出席者

湯 田 芳 博	町 長	杉 浦 孝 幸	副 町 長
横 山 恒 廣	教 育 長	湯 田 タマイ	会 計 室 長
穴 戸 英 樹	直 轄 政 策 室 長	渡 部 俊 夫	総 務 課 長
星 廣 政	企 画 観 光 課 長	星 光 幸	税 務 課 長
大 竹 政 義	住 民 生 活 課 長	室 井 裕	健 康 福 祉 課 長
舟 木 平 蔵	建 設 課 長	児 山 忠 男	環 境 水 道 課 長
森 秀 一	農 林 課 長	渡 部 文 政	農 業 委 員 会 長 事 務 局 長
長 沼 芳 樹	学 校 教 育 課 長	酒 井 直 伸	生 涯 学 習 課 長
星 安 晴	館 岩 総 合 支 所 長	横 山 孝 夫	伊 南 総 合 支 所 長
五十嵐 竹 則	南 郷 総 合 支 所 長		

事務局職員出席者

澤 田 洋 一	事 務 局 長	馬 場 秀 成	事 務 局 長 補 佐
---------	---------	---------	-------------

開議 午前 9時59分

◎開議の宣告

○渡部康吉議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。

これより本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○渡部康吉議長 本日の議事日程はお手元にご配付のとおりであります。

暑くなりましたので、上衣の脱衣を許可します。

————— ◇ —————

◎一般質問

○渡部康吉議長 日程第1、一般質問を行います。

順序に従いまして、順次発言を許します。

なお、質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書きの規定により、質問の回数が3回を超えることを許可し、同規則第56条の規定により、その発言時間を60分に制限することいたしますので、その趣旨は簡潔、明確に質問されるよう、ご協力方よろしく願いいたします。

————— ◇ —————

◇ 大 宅 宗 吉 議員

○渡部康吉議長 それでは、9番、大宅宗吉君の登壇を許します。

9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 9番、大宅宗吉です。

皆さん、おはようございます。

皆さんに最初、申しわけないですけれども、お断り申し上げたいんですが、私の質問事項の中で2番の携帯電話不通区の解消についての内容で、②の中山峠地区の広域消防使用の電話と申し上げましたが、電話というよりも無線のことです。よろしくお願いします。

それでは、私は大きく2つの項目について質問いたします。

まず最初に、行政改革についてでありますけれども、これは過去2日間にわたり何人もの方々から質問されまして、またかと思われますでしょうけれども、私が最後の方ですので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、始めさせていただきます。

合併をいたしまして、地域の均衡ある発展と町民の安全・安心を大事とし、サービスの低下を招かないよう、細心の気配りをしての行政運営には大変ご苦労があろうと存じます。しかし、残念ながら平成18年度の決算で実質公債費比率が18.5%となっていました。

国は莫大な借金を背負い、地方に交付金を出せなくなり、公共事業もどんどん減っております。その結果、地域の格差がどんどん大きくなってまいりました。公共事業は地域にとって大変な事業であります。これに甘んじて地に足の着いた産業の育成を怠ってきたといえ、ちょっと言い過ぎかもしれませんが、地方にとってもそれなりの責任はあると思います。

しかし、交付金もやれないからと地方分権とか言って、きちんとその対応もなされないまま交付金も減る方向に現在あります。この方向は、厳しくなることこそすれ、よくなるような気がいたします。

合併をして、何とか維持をしていこうと出だした途端に、当町は起債許可団体となっていました。もともと公債費の多かった自治体同士の合併だったとはいえ、一般会計で約170億円、特別会計で74億円の合計244億円という借金を抱えてしまいました。前年よりも5億円減じたとはいえ、町民1人当たりになしてみれば、130万円ほどの借金となりました。これから、お子さんが生まれても、生まれた途端に、当町に生まれた場合は130万円の借金を背負う羽目になるわけです。

このことは本当に重大な警告ととらえ、できるだけ早く財政健全化へ向けて行財政の改善の対策をすべきだと考えます。財政健全化法を制定し、議会はきちんとチェックをし、住民には情報の公開をしていきなさいという国の考えであり、自治体としての責任と能力が、今後、問われるわけですので。

このような状況をどのようにとらえているか、次の点について伺います。

まず最初に、常に行財政の見通しと認識は大事なことですけれども、今後、どのよう

な見通しの策定と検討をされるのか伺います。

2つ目に、昨夜テレビで放送されましたけれども、国税庁の調査として、昨年度の国民の所得が200万円以下の人が1,000万人を超えたと。そして、これは4.4人に1人、200万円以下となったというような報道がありました。一方、1,000万円以上がふえているということもありました。所得格差が拡大しているとの発表であります。当町においても、かなりの人が200万円以下であると推測できるわけであります。

町民の雇用の創設と所得の確保、向上策について、どのように考えておられるのか伺います。

やはりこのような状況の場合、時間はかかりますけれども、自主財源の拡充をすることが大事だと思います。一朝一夕にはいかないと思いますけれども、当面の考え、長期の考え、いろいろあると思いますが、この点を伺います。

3番目に、支出の中で人件費と公債費返済のウエートが高い状況で、地域支援センターやアウトソーシング等で組織と人材の活用を図って改善をしていく考えを述べられましたが、どのように対応されるのか伺います。

4つ目、公債費の返済計画はどのようになっているのかお伺いいたします。

5番目、町の振興計画や事業の見直し等あるか、あるいはこれをどのように対応されるのか伺います。

6番目に、これは町長の答弁も過去ありましたけれども、町民への周知、情報の公開はどのようにされるのか、改めて伺います。

大きな項目2番目、携帯電話の不通区の解消についてであります。

今日の情報社会において、携帯電話の必要性和役割は大変重要なものとなっており、必需品となっています。今や固定電話よりも携帯電話の方が使用頻度も高く、非常に便利であります。

そういう状況におきまして、特に当町のように広域的な地域にとっては、危機管理や非常災害時など住民の安全・安心の地域づくりの一環として、不通区の解消を図ることが大切ではないかと思います。例えば災害や事故が発生しても、瞬時に通報や対策を図り、二次災害の防止が可能となったり、また、観光産業への活用等、観光客へのサービス向上にもなります。

このような観点から、次の点についてお伺いいたします。

まず最初に、現在、どの会社の携帯電話も通じない地区は、当町内でどの地域があるかお伺いいたします。

2つ目、中山峠は、舘岩地区の番屋より滝原地区の喰丸峠おり口まで、それから喰丸峠側といたしましては、南郷地区の東地区からだいくらスキー場付近まで、これらの地区が広域消防

の今使用されている無線も通じません。携帯ももちろん通じません。この不通の区間があるということは、もしも事故が起こった場合、その対応に困難を来す場合が生じてきます。これら生命を預かる救急の大切な業務上、無防備となっていますので、早急にその対応が必要と考えますが、どのように対応されるのかお伺いいたします。これは広域の事業ではありますけれども、南会津町管内ですので、町の対応をお伺いいたします。

以上、大きな項目2つ質問申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 9番、大宅宗吉議員の質問にお答えをいたします。

初めに、行財政改革についてのご質問の1点目、行財政の見通しの策定についてでございますが、2番議員、6番議員、12番議員にお答えを申し上げたとおりでございます。平成18年度決算を受けて、今後の財政計画を現在策定中でありますので、ご了承をいただきたいと思います。

次に、2点目、雇用の創出と所得の向上策についてのおただしがございました。

雇用の創出は新たな企業を誘致することも一つの方法と考えられますが、現時点では、既に進出している企業や地元中小企業も重要な雇用の場であるとともに、今後はこの地域が抱える問題の一つである高齢化社会の中で福祉事業に携わる割合が増加するとき、福祉関係事業に係る事業所も企業にとらえ、重要な雇用の場と考えているところであります。これら地元企業が安定的に事業継続できることが、将来的には所得の向上にもつながるものと考えますので、まずは雇用の場の確保が図られるよう、中小企業等への融資制度の紹介や福祉事業所等と連絡を図りながら支援をしてまいりたい、このように考えております。

また、株式会社南会津観光公社を核として、地場製品の新たな商品開発、販売を行うとともに、平成21年度に開催を予定しております、仮称ではありますが、やまなみ博覧会は、地域資源を連結させた地元初の経済手法を核として位置づけをしまして、地域力の醸成、交流人口の増加、知名度の向上、二次交通システムの構築、新産業及び雇用の創出を目的として実施される予定でありますので、この機会を逃さず、新たな雇用の場の確保が図られますよう、積極的に努めてまいりたい、このように考えております。

次に、3点目の人件費、公債費の割合が大きい、その対応策はおただしがございました。

議員おたしのとおり、平成18年度決算における歳出総額に占める人件費の割合は20.3%、公債費については18.4%といずれも高い割合を示しており、これが経常収支比率を押し上げる要因となっていることも事実でございます。人件費抑制策については、定員適正化計画に基

づく職員数の削減により対応をいたしてまいります。

次に、公債費については、現在公債費負担適正化計画を策定中であり、これに基づき償還と発行とバランスを図りながら、公債費負担の抑制を図ってまいります。

また、4点目の公債費の返済計画はどのようなになるかとおただしでございますが、起債の償還については、借り入れ時の借入先の条件により返済することとなりますが、過去に借り入れた高利率の起債について、条件が整えば、借りがえまたは繰上償還により利息の軽減を図るべく、現在、事務を進めております。

次に、5点目の町の振興計画や事業の見直しについてであります。南会津町総合振興計画は、今後、実施計画としてのローリング計画を策定することとなりますが、現在、策定中の財政計画との整合性を図りながら見直しを行う予定であります。その際は、6番議員に答弁をいたしました地域事業とともに、内容の見直しを含め、総合振興計画審議会並びに各地域協議会の意見を聞きながら策定することになります。

なお、振興計画に計上された事業の検証については、今後、毎年度実施する南会津町総合振興計画の進行管理業務とあわせて、行政評価業務の構築により実施してまいりたい、このように考えております。

次に、6点目の財政状況の町民への周知、情報公開については、6番議員にお答えをいたしましたとおり、平成18年度決算状況を含め、財政健全化計画を住民に公表してまいりる方向で検討しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、携帯電話の不通区の解消に関するおただしの1点目、不通話地区についてであります。携帯電話大手3社すべてが不通話になっている集落、地区は、田島地域の滝原地域の一部、館岩地域の小高林地区、水引地区、岩下地区、番屋地区及び南郷地区の東地区、中小屋地区を確認しております。また、おただしのとおり、居住地域以外の山間部においても、携帯電話等が不通話区域となっているところが多くございます。

2点目の、中山峠周辺における携帯電話及び広域消防における無線の不通話地区への対応に関するおただしでございますが、確かに、中山峠の銀龍橋付近などの一部の地域では携帯電話が不通話であり、かつ広域消防の無線も難聴の地区があるようでございます。

現在、広域消防においては、そのような地域に出動する際は、衛星携帯電話を用いることにより、無線等の不通話地域でも連絡を取り合えるよう対応しておりますが、観光客等の通行者からの送受信方法については、一般的な携帯電話が不通話となっていることから不便を来していることも事実であります。

これらのことから、本町といたしましては、携帯電話の不通話地域に居住する方々の居住環境及び主要国道通行者等の非常事態対応に踏まえ、携帯会社への不通話解消等の要望をしておりますが、携帯会社においては、採算性の課題から、それら地域の整備が進んでいないこともまた事実でございます。

今後においては、本町の地形的特性を踏まえ、それら地域での非常事態における対応について他の機関と連携をし、対策を協議していくとともに、携帯会社へは引き続き強く要望してまいりたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項については担当課長等に答弁させますので、よろしくお願いをいたします。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 それでは、再質問させていただきます。

行財政改革、この問題につきましては、先ほども申し述べましたように、何人もの議員から質問ありまして、ですけれども、その答弁の中で、改善の方向としては、先ほど私もちょっと申し上げましたけれども、町長は支援センター、アウトソーシング等で対応したい、あるいは職員の削減計画をもって、それらを手当てしていきたいというような方向づけも答弁いただきました。

一方、町村として、自治体として、団体としてのやることは合併をしました。そして今度は、町が職員の削減をしよう、それから地域センターを設立しよう、そしてアウトソーシングも考えよう、このような方向で検討されておるようですが、私ちょっと気にかかるのは、やはり今、南会津町が抱えている4つの出資会社、今度、観光公社ができましたから5つですけれども、やはり今度の決算状況なんか見ますと、なかなか赤字から脱却できない。そして、公社にしましては、当初の計画から5年間というものが、黒字に転換見込みができないような計画になっております。

そういう中で、やはりこれだけ財政が困窮している当町にとって、その資金がそれだけ余裕あるものであるとは感じられないわけです。そういったときに、唯一残っている、唯一ではないかもしれませんが、残っている大きな出資している会社から、ぜひとも収益を上げていただいて、そして町に返してもらうというような、還元してもらうというような方向がやはり検討されるべきではないかなと、私はそう思います。

そういうことで、いつまでも赤字が続くような会社あるいは見込めない、そして合併、まとまることによって、その経営が改善できるということであるならば、やはり町としては、その

方向も何とかなるうちに検討すべきではないかな、こう考えますけれども、その点について伺いたいします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

4つの第三セクターの多分経営状況のことを、大変心配されているんだろうと思います。

いつまで赤字の状態を続けていくのかということですが、私は、それぞれ合併前の地区の首長さん方が、総合的にその地域の発展を願い、あるいは雇用を促進し、そしてまた1年を通した安定的な雇用策、これらを総合的に判断をして、ここまで来られたんだろうと思うんですね。それを、合併によって私が首長としてお引き受けをすると、こういうことになるわけです。

今、ようやくそれに対して、株式会社観光公社を立ち上げながら、その4つのスキー場の課題を、きのうも申し上げましたが戦略会議を開きながら、抽出して、いわゆるスキー場をメインとしていた経営を、そうでない分野まで広げながら経営に積極的に向き合おう、こういう時期ですので、今の時点で、いつまでと言われるのは、私は認識の違いだと。

それから、もう1点の観光会社の話ですが、5年間は赤字の計画だと言いましたが、観光公社は、何回も言っていますように、地域にある資源を掘り起こすためのいわゆる核となる、コアとなる存在を担ってもらおうということなんです。ですから、出発する考えの視点が違うのではないのでしょうか。

私は、議員からどのように言われようとも、今現在、各第三セクターあるいは観光公社の経営に責任を担っている社長を信頼し、社長と一緒に、この経営体の健全経営に鋭意努力する、これが私の基本方針でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 町長の考えも、きのう、おとといの答弁の中で、私もそれなりには理解しているつもりです。

ですけれども、確かに地域の期待を担って第三セクターが設立されまして、それなりに今まで貢献してきたことも事実です。特に、地域の若者定住とかの事業で、伊南地区なんかもそうですけれども、花木の宿など等の事業が入ってきました。

ですけれども、現状をよく精査してほしいと思うんです。本当に伊南地区、南会津の人がそこに就労できているのか。本来、その地区の人が、就労すべき人たちが就労しないというか、できない状況なのか、いろいろあると思いますけれども、やはり他の地区から、あるいは他の国からの従業員が結構いると。やっぱりそのような実情も、町長にはぜひ認識していただいた

いです。その点について、申しわけないですけれども、町長の考えもわかりますけれども、その点の考えを答弁願いたい。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

まず初めに、町の財政、それから第三セクターの将来に対する経営の不安、これは、私は不安は持っております。ただ、私の価値観の中では、不安を深刻に変えてはならない。不安は真剣に変えるべきだと。深刻に気持ちの中でとらえて、あれやこれやさまざまな分野で心配を助長するようなことがあってはならない。その不安を解決するためには、深刻さじゃなくて、真剣さに変えていかなければならない。真剣さの中で考えれば、確かに地元の雇用ということは、私は、優先されるべきでしょう。

つまり、きのうもお話ありましたが、入札制度の問題もございました。地元の業者というお話がありました。これは大事な問題だと思います。しかし、人が会社を経営し、動かしていくのです。人材を求めるのに他県も他国もない。私は、そこに本当に就労を希望するのであれば、自分のこれまで積み重ねてきたノウハウ、人格をきちっとアピールをして応募すべきだと、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 それは、確かに今、町長の言われる、確かに人材を動かすという意味では、何も町内に限らないと。町のためになるならば他町村の人でもいいと、そういう考えは確かにあろうかと思います。

ですけれども、一方、これだけ町民の所得が下がってきているような状況の中で、国保もそうですよ。前回、臨時議会の中、6月の定例でしたか、国保の世帯の説明がありましたけれども、本当に4,400のうちに2,600世帯も何かの軽減を受けているという、それだけ低いような所得の状況ですよ、町民は。やはり町民を重視した、そういうものも対策の一つとして、それだけの投資を第三セクターの中でやっているわけですから。ですから、そういうことも配慮されながらやってほしいと、私はそう思います。

町長は、雇用の創出の中で、介護の事業もやはりそれとしてとらえたいと。私もそれは本当にそう思います。実際に、きのうも質問ありましたけれども、介護難民まで行かなくても、介護を望んでいる方が、特老とかそういうところに申し込んでいる方が、百数十人もいて、ダブっている人もあるかもしれませんけれども、そういうような状況であります。

ですから、弱者にしわ寄せの行かない、弱い人にしわ寄せの行かないような施策を、町でや

っぱりきっちりとやっていかないと、就職できない人は、どんどん就職できないような状況に陥ると思うんです。ですから、そういう状況の中で、できれば同じような条件であれば、町長も恐らく同じ考えだと思うんですけれども、同じようであれば、町の人たちの雇用の場、第三セクターもそういうことで、そういう気遣いをしてほしい、そういうふうを考えるわけでございます。

それから、公債費の返済の件ですけれども、実は、決算概要の中で、棒グラフで、図で示しておりますけれども、平成18年度借入分までというようなことで、こうあるんですよ。財産の17ページですね。

これから、町長は事業の見直し等、審議会あるいは協議会等でやっていくと、こう申されましたから、あとは許可団体になりましたから、そんな勝手な借金はできなくなるわけですが、これも、これが、この18年分までというようなことになっているわけなんですけれども、これは担当者の方がいいですか。

今後、継続の事業や、あるいは来年度に向けて、これから予算編成されると思うんですけれども、この推移がどのようになるのか、ちょっとお伺いしたいと思います、返済の推移が。ピークが来ているというような説明もありましたけれども、どこまでがピークなのか、むしろこれからピークがまたあるのか、お伺いします。

○渡部康吉議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 お答えいたします。

公債費の償還についての将来の推計をしたものを、先ほど答弁にもございましたように、町としまして、公債費の計画を今策定中でございます。その中で、将来の起債を発行した場合の実質公債費の推移あるいは償還、そういったものを計画した場合、ここ平成22年までがピークであろうというふうに推計してございます。それも、1年間の公債費、起債、これを1年間大体17億円から18億円ですか、このくらいの年間の借り入れを、起債をした場合のシミュレーションで見た場合には、平成22年からは16%くらいになるだろうというような推計を持っております。

以上でございます。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 そうしますと、この図で見ますと、今約24億円ちょっとあるかと思うんですね、18年の場合。返済の数値が24億円、そうでしょう。それが、ずっと22年まで続くということですか。それから、そうすると、22年以降になると16%くらいの実質公債費比率

になるという意味ですか、そうですか。これは、今までやってきた事業そのものが、ある程度一定の事業、借金が17億円から18億円ぐらいたった場合という仮定ですから、そういうような前提のもとということでもいいですね。

○渡部康吉議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 お答えいたします。

一応17ページの関係でございますが、これは、18年度までの起債償還状況を示して、今後このように推移するということございまして、私が申し上げましたのは、今後、1年間に約17億円から18億円程度の起債をした場合には、平成22年以降については、16%程度で推移していくというようなシミュレーションを、今現在計画しているところでございまして、こちらは、17ページの方は、現在の償還高、償還額、これの推移を示しているものでございまして、私は、今、議員さんのおただしがありましたように、今後、借り入れした場合も含めての話を申し上げましたので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 じゃ、その件については大体わかりましたけれども、実際に、この南会津町が合併をいたしまして、合併したときの地域振興計画がいっぱいまだあると思うんです。そして、正直言って、それら学校とかいろんな課題があるわけですよ、保育所の問題、学校の統合の問題、それから下水道もありますし。どの程度の事業を頭の中に描かれて、こういうふうになったかはちょっとあれですけども、それはいいにしても、やはりこのことをやるにしても、審議会とか協議会でいろいろ検討させてもらって、そして、地域の合意を得ながらやりたいというのは、町長、今答弁されましたけれども、やはり私は、それももちろん大事です。

そして、きのう、今までの質問の中でも情報公開の話があったときに、町長は、やみくもに情報を流すと誤解を受けたりして、逆に何というんだろう、恐怖心というのか不信感をあおるというか、ちょっと言葉はあれですけども、そのような事態になると心配だと、こう申されました。私も、それはそう思います。

ですから、そういうふうにならないように、本当にこれは、きちんとその話し合いをして、正確な情報を住民の人たちにできるだけ早く、やっぱり知らせていくべきだと私は思うんです。町がこういう状況ですと。ですから、皆さんがいろいろ要望している事業がありますと、ですけども、町がこういう状況ですから、もうしばらく我慢してくださいとか、いや、こういうことはできますよとか、そういうことをきちんと職員も我々もしっかりやっていかなければならないと思いますが、そのタイミングも大事だと思うんですが、やはりそこら辺の考え方、

町長はちょっとちゅうちょされたようですが、きょうは、公開しますと申されましたけれども、これは本当に確実にお願いしたいんですよ。町長のそこら辺の考えをもう一度、すみません、答弁お願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほど総務課長が答えた内容については、1年間の公債費でありますけれども、これは合併協議で、積み上げられた事業を仮に実行した場合の推移としてとっております。ですから、6番議員から、いわゆる合併協議の内容を検証すべきだろうと、こういうことですので、これらはやっぱり検証して、いわゆる起債のそれをやめるとかそういうことじゃなくて、仮に実施するについても、起債の発行のタイミングとかバランスを考えていくという、そういうやっぱり調整も必要だろうというふうに思います。

そんな中で、情報公開ということがありましたけれども、私は、きのうも言いましたが、いわゆる過疎対策等について、過疎計画や何か、その大まかな概要の数字は基本的に示すべきだという考え方を持っているんですね。ところが、本当にこれは当事者になってみないとわかりませんが、ひとり歩きするんです。

議員の皆さんも、恐らくきのうの私の答弁で誤解された部分があるかもしれませんが、私は第三セクターを直ちに統合するとか、合併するとは言っていないんですね。ところが電話が来るんですよ。きのう言った瞬間にですよ、ゆうべ、統合すると言ったけど。これは、どのレベルで話をしているかわからなくなっちゃうんですよ。私は、そういう状況、環境が整ったときに、そういうことで判断する時期が来るでしょうと、こういう話をしたんですね。

ですから、住民と言いましたが、住民は2万人いるんですよ。もし、これがその状況の判断の、言ってみれば間違いを起こしたら、だれがとめるんですか。だれが、それをするんですか。

ですから、私は、きのうも言ったように、まず、職員の中にも温度差がある。職員を徹底的にこの危機管理といいますか、危機に対して認識をしようということで、けさも副町長を含めて、こういうふうなことで職員に徹底していこうということを打ち合わせしました。それを行った上で、今後は必要があれば、区長会だとか地域協議会だとか、いろんなセクションで話をしていきながら、タイミングを見て、あるいは状況判断をして、きちっと町民に示していこうと、こういう考えですので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 今、町長が、第三セクターはすぐ統合されるような情報がもう町に流れているんだというような話がありましたけれども、私は、きのうの町長の答弁で、そんな気は全然なかったですよ。むしろ、統合されないのかなと思ったくらいです。私の意見は、本当にできるだけ早い機会にやはり統合した方がいいと思っています。

ですから、私のような人もいるでしょうけれども、統合されない方がいいという人もいるでしょう。ですけれども、やはり町としてはどちらかにしなきゃならないでしょうから、これは本当に十分検討されまして、考えていってほしいなと思います。

それから、情報の公開の仕方ですけれども、確かに中途半端にやったり、あいまいなことを言えば、みんな誤解しますよ。ですから、国もいい例ですけれども、きのうもその話ちょっと出ましたけれども、年金の問題なんか本当にそうですよ、説明不足ですから。

ですから、やはりこういう状況になった町の状況も、資料をそろえてきちんと説明して、納得していただくまで説明するということが大事だと思うんです。ですから、いずれ説明しないわけにはいかないでしょうし、そして、みんなの協力も得なければならないでしょうから、その時期を見計らっていらっしゃると思うので、よろしくその点は、誤解されないような情報の公開の仕方を要望したいと思います。

それでは、いろいろ今までも出ましたから、私は、この件に関しては一応納得といいますか、しょうがないかなという部分もありまして、あともう一つ、携帯電話の件ですけれども、これは、やはり今度、南会津町としては、尾瀬が単独公園化しまして、そして田代山系の一帯が今度、その国立公園内に入ったわけですが、特に尾瀬そのものは全国に有名ですから、尾瀬そのものの観光客もあるでしょうけれども、やはり改めて注目されるのは田代とか南会津町の分かなと。

そうしたときに、この間は道路の整備とかいろいろ、それも質問させていただきましたけれども、今度は、やっぱり来た人たちがもしも事故が起こったりなんなりすると、連絡方法とか命にかかわるものですから、その対策をやはりすべきだと。それから、あと町民の人もそうですけれども、入ってこられるお客もそうですけれども、せめて国道沿いぐらいのところは携帯電話が通じるようにしておかないと、やはり観光を目玉とした振興計画のある町としては、ちょっと対応が足りないんじゃないかな、こう思うわけです。

もう一つ、今の広域無線は、結構傍受されているんですよ。これは個人の命とかそういうことにかかわる問題で、そして、これは広域消防の人も認識しているようですけれども。ですから、私たちは、できる限り自分の携帯電話で病院とは連絡をとるようにしていますというよう

なことも伺っています。そういうような状況だし、それから、刻々変わる患者の様子を病院に知らせたり、あるいは病院に対しての対応をしてもらうのに、実は、中山峠を越えたところと喰丸峠を越えたところからしか、お願いできないんだと。

そういうもので、患者の命にかかわることですから、これはできるだけ早く、やはり町として対応をお願いしてほしいんだと、そういうようなことも聞いていますので、そこら辺改めて、先ほど町長も一生懸命やっていますと言われましたけれども、どこら辺のめどか、相手もあることですが、その点をもう一度お伺いしたと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

最初に、1つだけ確認をさせていただきたいと思いますので、いわゆる情報を出す場合に、どうしても議員さんの発言を聞いていると、町側に問題ありと、こういうふうに思っているようですが、私は、そういう認識よりも、町民側に、やはり正しい判断をするために、うわさをただただ流すのではなくて、確認をして、そして議論をする、あるいは意見を、物を申す、こういう基本的な姿勢を持っていただくと、そういうこともやっぱりこれからは求められるんだろうと思うんですよ。ただうわさをうのみにして話しされたら、これは、2万人の人たちが話をするわけですから、大変な混乱を起こすわけですよ。

ですから、確認をすると。いろんな問題に住民が参画することは結構ですから、確認をしながら前に進むと、議論をすると、こういうような環境を、私は町としてつくっていかなきゃならない。そのときに、議員さんたちにもぜひそういうご協力をお願いしたい。その上で、しっかりと町は説明責任を果たしていく、こういうことだと思いますので、ご理解をいただきたい。

2番目の携帯電話の不通話地域については、例えば東地区を例にとりますと、私、NTT本社まで行ってまいりました。何回もこの話を勧めます。しかし、先ほどの答弁にあるように、採算性の問題をいつでも引き合いに出されます。これだけの人口ですから、地元の携帯電話の購入とか、利用者は限られます。

そこで、私は、株式会社観光公社を立ち上げて、地域にこれまで眠っていた資源を掘り起こしながら、今までの大手の観光会社が手をつけなかった、いわゆる地域の人たちの思いやりとか、もてなしとかそういったものを観光として新たにつくりたい。そんな中で、ここを訪れた人が携帯を使えないということになると、大変不自由を感じる。ですから、地元の加入者は少ないけれども、交流人口として、訪れる方々が加入をしてくれる、あるいは携帯電話を購入してくれると。こういう広い領域で考えていけば、採算性の問題も、いわゆる数字としてはなか

なか出てこないけれども、可能性としてはあるでしょうと、こういうふうな話の仕方をして、今、説得に努めているところです。

NTTさんがどうしても答えが出ないのであれば、別な大手の携帯電話会社にもきちっと働きをかけていく。このタイムリミットを定めながら、真剣に今取り組みをしているところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、広域については、議員のおただしのとおりだと思います。そういう問題についても、実は、会津広域化の問題があります。そこで、無線関係については会津一本でどうだろうと、こういう協議も進んでおりますので、その中を踏まえまして、これから対応をしていきたい、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 それでは、大体のことはわかりました。

いずれこういうことは、財政のことですけれども、予想されたこととはいえ、非常に厳しい財政状況には変わらないわけです。町民が安心して暮らせるように、弱者にしわ寄せが行かないように、そして、これだけの借金を負担するということは、若者が少ないです。労働人口もどんどん減る傾向にあります。そういうような中で、財源というか税金を担う人たちも減っています。ですから、一部の人たちに負担がかかるような状況になってくると思います。やっぱりぜひとも雇用の創出と、それからそういう人たちに十分な手当というか、そういう人たちに対する、何というんでしょうか、配慮というか、そういうことを町としては当然やっていかなければならないと思います。

そして、情報のことも、私どもも本当に十分気をつけて物を言い、それからとらえ方、物には裏も表ありますよと。そして、それが正しいか、どうなのかということも、やはり町民は、もちろん入ってきた情報をいろいろ一方的に受けるでしょうけれども、やはりそれに対しての説明責任、私たち議員も、職員もあるわけです。ですから、それを恐れなくて、積極的に実際に公表しながら、町民に納得してもらって協力してもらった方が、やはり改革しやすいし、町政もやりやすいんじゃないかなと、私はこう思います。

そういう意味で、議員としても、ぜひとも自分のできる限りのことはやっていきたいと考えます。ですから、そんな誤解されることを恐れなくてやっぱりやってほしいと思います。そういうことを要望して、以上で、私の質問は終了いたします。どうもありがとうございました。

○渡部康吉議長 以上で、9番、大宅宗吉君の一般質問を終わります。

◇ 菅 家 幸 弘 議員

○渡部康吉議長 次に、18番、菅家幸弘君の登壇を許します。

18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 それでは、3日目の登壇でございます。視点を変えまして、私の方から1つ質問をいたします。自分に、より責任を持った質問で頑張りたいと思いますので、ひとつよろしくをお願いします。

3点ほど通告いたしております。

議席番号18番、菅家幸弘。

それでは、1番目として田代、帝釈の国立公園についてであります。

田代山、帝釈山は、8月30日に官報告示により、尾瀬国立公園として29番目の新たな国立公園として誕生しました。田代山は、明治45年の開山から95年目を迎え、悲願の国立公園に指定されました。これも地域住民、諸先輩方々の保護活動のたまものと感謝するものです。

今回、新たな国立公園として誕生するに当たっては、地域住民が長年待ち望んできたことが実現し、大変喜ばしい出来事でした。しかし、地域住民が国立公園誕生を歓迎している中、町の対応は、特に記念イベントも実施せず、消極的な対応でした。本当に残念でならない町の対応です。

国立公園化により、田代山、帝釈山の知名度が広がり、登山客が増加することが予想され、観光振興の発展が期待される中で、絶好の南会津町のPRの機会だったと私は思います。町の対応はあったのでしょうか。館岩地域は、建設業が衰退していく中で、観光を主産業になりわいを立てている人が半分以上です。その点も踏まえて考えていただきたいものです。

町長は、田代山、帝釈山については、自然環境の保護と保全を基本的に考えていくとの見解を示されていますが、自然保護・保全と同時に、受け入れ態勢についても同様に考えていく必要があると私は思います。

次の点についてお伺いをいたします。

①番、田代山、帝釈山山頂に環境に配慮したトイレの整備。

まだ現在設置のトイレは、汚れが目立ち、登山者の処理がし切れない状況です。早急な設置が必要と思いますが、町長の考えはいかがでしょう。

次に、県道栗山館岩線であります。これは、水引、猿倉登山口の道路改良です。

この区間は、悪路で幅員が狭く、落石の危険があり、改良が必要です。県だけでなく、国、関係機関への要望、陳情が必要と思いますが、町長のお考えを伺います。

③田代山猿倉登山口から山頂までの登山道整備。田代山湿原の木道整備。山腹崩落箇所の早急な対策。

登山者の増加による自然保護、安全確保のため、登山道の整備、湿原の木道整備が必要だと思います。また、北西側、これは木賊温泉側の斜面になるんですけれども、崩落が毎年大きくなって、湿原にも影響を及ぼすおそれが出てきております。これも町長の考えをお聞かせください。

④ビジターセンターの整備であります。

田代山、帝釈山の自然を十分に理解していただくためのきめ細かい情報を提供するビジターセンターが必要と思いますが、町長のお考えはいかがでしょう。

5点目、尾瀬国立公園の受け入れ態勢についてであります。

日光、磐梯、尾瀬国立公園に囲まれた南会津町はその地理的条件、自然条件から多くの観光誘客ができる条件がそろっております。長期的滞在型の保養、休養地として、町の積極的な取り組みが必要と思いますが、町長のお考えはいかがですか。

次に、2点目の総合支所のあり方についてであります。

先日、福島県が発表した財政健全度を示す実質公債費比率では、南会津町は18.5%で、前年度より増加傾向にあります。経常収支比率も90%を超え、合併前に予想できなかった厳しい財政状況の中、町当局は行財政改革に一生懸命取り組まれており、努力が感じられるところで、今後も引き続き積極的に経費削減に努めていただきたいと思います。

現在、3地域については、総合支所という形で各地域ごとに、合併前と変わらない住民サービスができるような体制となっておりますが、合併前に描いていた将来構想が見えず、合併してよかったのか、住民からは不安の声が多々聞こえてきます。地域の声や身近な困り事にも対応できるよう、各地域ごとの新たな提案、維持管理につきましても、本庁の承認が不要な、総合支所での自由提案や発想ができるような体制づくりが必要と思いますが、次の点についてお伺いをいたします。

①各地域が活性化していけるよう、支所長の権限や提案についても権限を与えて、総合支所に権限と独自予算を持たせることについて検討していただきたいと思います。町長のお考えはいかがでしょう。

次に、3点目の地域協議会であります。

地域協議会についても、合併協議の中では、地域の中心的役割として、総合支所、地域住民、NPOのほか地域団体との協働や連携により、地域づくりを進めていくものとして提案されておりましたが、果たして、現在、その機能が果たされているのか疑問であります。

次の点について伺いをいたします。

①地域の議会にかわるものとして町に意見ができ、提言がされると思いますが、提言に対して、住民にも公開し、町長の考え方を示すべきではないでしょうか。町長の考えをお聞かせ願います。

②地域の要望、提言がされる協議会として、区長会との協議や話し合いなどはされているのでしょうか。また、それぞれの区の地域の要望などは、どのように処理されているのでしょうか。現状と今後の取り組みについて、町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上3点、壇上より通告いたしますが、議席より質問がありましたら、お願いいたします。ありがとうございました。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 18番、菅家幸弘議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、田代山、帝釈山の国立公園についてお答えをいたします。

まず、田代山、帝釈山周辺が尾瀬国立公園として決定されたことにつきましては、旧館岩村時代からの悲願でもあり、森林所有者である三井物産株式会社を初めとする関係各位のご理解とご尽力に、心から敬意を表するところでございます。また、本町といたしましては、これらの背景に心配りを忘れることなく、持続する自然資源との共生を掲げ、新しい国立公園の恒久的な保全と適切な利用に努めてまいり所存であります。

それでは、1点目の山頂トイレのおただしについてでございますが、現状の田代山、帝釈山周辺については、総合的かつ迅速な施設整備が必要であると認識を強くいたしております。猿倉登山口と田代山頂部にはトイレが整備されておりますが、山頂部のトイレは、平成6年に新設されたものの、臭気を初めとし、湿原や自然環境への影響が懸念されており、7月に現地調査をされた中央環境審議会や県議会企画環境委員会の委員の方々からも、意見を受けております。

一般的に山頂部トイレは受電や配水に制約が多く、設置費や維持費が膨大になることから、全国的には、携帯トイレの持ち帰り運動を推進する事例等も聞き及んでおりますが、今後、環境省や関係機関と協議を進め、より自然環境に配慮したトイレのあり方を検討し、改善を図ってまいりたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、2点目の県道栗山館岩線の道路改良についてであります。私も、田代山の山開きを含め登山口までの道路の現状を確認しておりますので、おただしの落石危険箇所や路肩決壊危険箇所、さらには、幅員の狭隘箇所の車両交差にも難儀することへの心配は大変強いものがございます。

そこで、今後は、交通量の大幅な増加が見込まれることから、通行者の安全対策を最優先とした改良工事の早期実施を求めてまいりたい、このように考えております。

その中で、自然公園としてふさわしい道路形態も考慮してまいりたいと思います。国立公園を訪れる方々の中には、砂利道こそ自然公園にふさわしいとまで言われる人がいることも現実であり、登山口までの森林地帯を走る未改良の道路現況が、すべて負のイメージではない、このようにも考えております。

昨今の道路財源状況下において、特に本町としましては、安全対策を緊急項目として位置づけながら、場合によっては、シャトルバスの運行も検討に含め、道路管理者としての福島、栃木両県を初めとする関係機関と協議や要望を実施してまいりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

次に、3点目の猿倉登山口から田代山山頂までの登山道の整備と田代山湿原の木道整備及び山腹崩壊箇所の早急な対応についておただしがございました。

登山道につきましては、田代山巡視員による草刈りや雨による登山道の流出箇所の修復を行っている聞いておりますが、小田代湿原と田代山山頂間に危険箇所が多いとのことで、迂回路の新設と山頂湿原保護のための木道整備について、今後は県や環境省に要望していきたい、こう思っております。

また、山腹崩壊の田代山北西側斜面には、昭和50年代の台風災害に起因する大規模な崩落地がござひます。現在は国有保安林であることから、これまでも国営治山事業を実施していただいております。しかし、このまま崩壊が続けば、貴重な山頂湿原への悪影響が懸念されております。町におきまして、今後も、迅速な崩落防止処置の実施と周辺環境に及ぼす影響調査を県、国に引き続き要望していく考えでござひます。

次に、4点目のビジターセンターの整備のおただしについてでございますが、国立公園内のビジターセンターは博物展示施設として写真等の展示など、主に観光施設としての意味合いの施設でございますが、南会津町においては、国立公園を自然保護の拠点として位置づけをしております。

したがひまして、町内外の利用者に、その重要性を発信していきたい、このように考えてお

ります。そのため、国立公園を、単に自然環境を利用する観光エリアとして活用するのではなく、利用者にはマナーを呼びかけるとともに、高層湿原の成り立ちや現在の公園の状況を理解し、人間が自然環境への通訳者となるための自然環境学習施設を登山口周辺に設置をし、全国からの利用者を受け入れたい、このように考えております。

次に、5点目の尾瀬国立公園の受け入れ態勢についてのおたがしございました。国立公園を取り巻く南会津町や檜枝岐村には、四季折々に変化のある山や川、さらに、郷土料理などの伝統文化が豊富にございます。登山者はもちろん、子供たちの教育の場として、田代山、帝釈山を中心として、檜枝岐村とともに広域的なもてなしを考える必要がある、このように考えております。

特に、湯ノ岐川沿線の各集落区長により設立をされました田代山、帝釈山国立公園編入に伴う協議会においても、保護活動とあわせ地域の活性化のため、積極的に受け入れ態勢の整備に取り組んでおられます。町といたしましても、登山口までのシャトルバスの運行や広域的な交通アクセスなど、町だけでは解決できない問題もございますので、関係機関との連携を密にしながら、受け入れ態勢の整備を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、総合支所のあり方の1点目、支所長に権限や提案権を与えてはどうかとのおたがしでございますが、権限の代償は、とりもなおさずその責任の重さに直結しており、私は、総合支所を統括する支所長の責任は非常に重いものと認識をしておりますし、今後、全職員の数が減る中であって、4地域の均衡ある発展、あるいは住民サービスの維持、向上を図る上で、総合支援センターの役割とともに支所長が果たすべき役割もまた、より一層重要になってくるものと確信をしているところであります。

また、提案に関するおたがしでございますが、私は、就任以来、支所長に限らず全職員に対し、常に提案し続ける姿勢を求めてまいりました。まさしく議員ご指摘のとおり、厳しい財政状況にあって、将来性のある提案に対しては予算の重点的配分を行ってまいりたい、このように考えておりまして、このことは、支所長の権限あるいは提案権を制限するものではありませんので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、地域協議会に関するおたがしにお答えをいたします。

1点目の地域協議会からの意見、提言等の住民への公開につきましては、ご指摘のとおり、地域協議会は地域住民の意見を行政運営に反映していく役割を担うもので、審議は公開されておりますが、傍聴者は少ない現状でありますので、その開催状況、意見、提言等について町の

考え方も含め、ホームページや広報紙等を通じて住民への公開及び周知を図ってまいりたいと考えております。

2点目の区長会との協議等につきましては、地域協議会は、自治区単位での幅広い枠組みの中で、課題を提案、協議等を行う役割を担っており、これまでのところ、館岩及び伊南地域協議会において、それぞれ1回ずつ区長会との懇談の場を設け、情報の交換をされている状況であります。今後も必要に応じ、各地域協議会において、対応していただきたいと考えております。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等に答弁をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 ただいま大変町長から前向きな姿勢の答弁をいただきまして、私も本当に感激する次第であります。まず田代山、帝釈についての問題であります。もう少し具体的に突っ込んでまいりたいと思います。

まず、南会津町が掲げております合併当初のときの一番の目標であります、地域の宝を磨き、自然と人とが調和したまち、こういう名目で、やはりこれから町をつくっていくということは、大変私もすばらしいことだと思っております。

現在、8月30日の官報告示によって、私も、湯ノ花の地区の住民として田代山を見てきたわけでございます。その中におきまして、7月から何もアクションがないのでは、やはり田代山の国立公園になる編入が何か薄らいでいくんじゃないか。片や隣の村では、大々的な宣伝をしながら、やはり住民に対する説得力も強く、アピール力も強い状況においた中で、私たちも、どうしたらいいか、お金もない、ただ6行政区域だけが、区長たちが集まって議論しても、山のわからない区長が集まって何ができるんだ、そういう話もいろいろ議論がされたことがありますが、まずは何ができるんだ、できることからやろうということで、15、6年も水引から猿倉の沿線の道路が、もう木がかぶって道路が狭い状況であったものですから、まず地域の人たちに呼びかけたら、それぞれの代表の人たちが、皆さん、おれも出る、おれも出るということで、手弁当で2日間、雨の中、沿線道路を刈り払いしまして、本当に猿倉までの登山口は、やはりまだまだ未改良で、道路が県道ではありますが、道路状況が、雨が降ったり、台風が来ると、もう川のように流れるような状況であります。

いつも6月の第2週は田代の山開きということが、もう常に観光客と山登りの人たちの頭に入っております。大体県外からが7割、あとは県内の人たちでも3割ぐらい、ある程度、毎年

3、4回訪れる山を愛する人たちがいらっしゃいます。そういった中におきまして、やはり今回の田代山、帝釈に対するアピールが、行政としては欠落していたんじゃないかなと私は思います。

せめて各4町村の中に、玄関に看板がありますけれども、うちの方の舘岩支所には垂れ幕が、9メートルぐらいのものが玄関の上に掲げられておりますが、ああいう庁舎内にはかけられた看板であれば、余り観光客が車で来たときに見えないんですね。一番何に効果があるかということとは、私は、やはり道路を横断する垂れ幕が1枚ぐらいはあってよかったんじゃないかなと、そういう気がして、6行政区長たちと話をしたが、金がないんだと、金がなければどうするんだ、これはどうにもならなくて、8月30日の官報告示になってしまったわけでございます。

そういう状況の中で、今後、山を守っていく上でも、観光客に知らせる上でも、舘岩村の中山峠をおりてきた、今現在、看板があるところが番屋のところにあるんですけれども、そこにやはりまだ遅くはないですから、田代、帝釈の国立公園誕生と垂れ幕一つぐらいはあってしかるべきではないかと思う。私は、田島の、この町中にあってもいいと思うんです。やはりそういう人たちの、車で運転する目というものは、もう10人が100人、100人が1,000人、山へ登らなくても頭の中に入ると思うんです。そういう中におきまして、やはりそういう垂れ幕一つでできなかったということは、全く質素なことではなかったかなと思うんですけれども、そのところの垂れ幕の状況だけ、ひとつお願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

議員が、いわゆるこれまで田代山、帝釈山を通して地域の、言ってみれば活性化に本気で取り組んでこられた、その姿勢が今のご発言になったんだろうと思います。それについては、十分察し得るものがあります。

ただ、私がこの国立公園単独化の指定になる前に、いわゆる関東地方の環境事務所、それから森林所有者であります三井物産の方、それから森林管理所の方と実態を確認に行っていました。そんな中で、森林所有者である三井物産については、一応社の方針として、経済林としての考え方は今のところ全くないと。つまり自然環境として次世代にもずっと継続して残す、そういう社有林として位置づけをしているということがございました。

それで、こんなことを言うと過去のことになるんですが、国立公園に指定されると、いわゆる勝手には道路の整備もできないし、手をつけられない。そこで、環境施設をもし指定地内につくる必要があるとすれば、どうお考えですかという、こういう確認もしてまいりました。そ

んな中で、ぜひ、行った人がまた訪れたい、こういう環境をつくってから、ひとつ町としては大いに宣伝、PRをしてほしい。ところが、中途半端で宣伝、PRすると、やっぱりいろいろと苦情が、森林所有者側にも、あるいは管理所の方にも来る。こういうことをやっぱりきちっと私は整理をした上で、していきたい。

そういう意味で、檜枝岐については、いわゆる檜枝岐側の方から帝釈山に登るケースとしては、わりかし猿倉登山口から比べると整備が行き届いているということでございます。しかし、私の耳に届いているのでは、余りにも檜枝岐村が観光に走り過ぎている、これは何とかストップさせなきゃならないと、実はこういう意見も多く届いています。

ですから、私は、この国立公園が観光資源の奪い合いになってはならないと、こう思いますので、できるだけ早く県の方といわゆる協議を進め、あるいは森林の所有者である三井物産の理解を得ながら、道路の整備と、それから環境施設の設置と、これらを早くやりたい。とりもなおさず今困っているトイレについては、緊急の問題としてしっかりとやっていきたい。その訪れた女性の登山者が、もうそこには行きたくないと、こういうことも言われました。

ですから、私は、そちらの方を先にやって、その上で議員おただしのように今後の貴重な宝物として、地域の宝物として大いに宣伝、PRをしていきたい、こんな考えでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 今回、国立公園という大きな形にはめられた中ですから、確かにそれは町長さん言われるとおり、なかなか自由に動かすことはできなくなっている。その中において、いわゆる特別保護区、第一種、第二種特別保護区という規制区域に分けられておるわけでございますが、この区域の範囲内というのは、地域住民に対して、まだ全然知らされていないわけです。地域住民の人たちが、山に山菜をとりに行く、キノコをとりに行く、自分の私有地以外にもやはり高い山に行くわけでございますが、その範囲内の取り決めというか、その特別保護区の中の状況というものをどのように知らせるのか、ちょっとお聞きいたしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

全く議員のおっしゃるとおりだと思います。いわゆる私たち担当者の一部の方々が理解をしていると、こういう程度だと思います。したがって、このことについては、今後、先ほど申し上げましたが、地域協議会あるいは区長会等をしながら、しっかりとその区域の指定と制限の

内容と、これらについては説明を急ぐべきだろうと、こう考えております。

いずれにいたしましても、私たちは、先ほどから話が出ていますが、1回説明したから説明責任を果たしたのではなくて、相手が理解するまで、理解する方法で、説明会をしていくと、こういうふうを考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 それでは、私も余り言葉が上手でなくて、説明が補足できないものですから、私も早急にちょっと写真も撮ってまいりましたものですから、それを交えながら、執行部の人たちにちょっと見ていただきたいと思って、私、写してまいりました。

まことに申しわけありませんが、田代山の湿原の木道といわゆる弘法池と、今現在、この状況になっております。私が20年、30年前に山に登ったころは、もっともっと弘法池というのは水が満々とあって、こういう浮き島ができるような状態じゃありませんでした。

ところが、やはり裸地化が進んで、だんだんと山腹崩壊、この山腹崩壊というのは木賊温泉側の川衣の集落の方の、田代山はこの上にある、もはやこの200メートル間近のところまで迫ってきている崩壊の現場なんです。これは、もう山が3つぐらい沢が抜けている状況であります。これが実際、本来の土砂流出、抜けたら、川衣、木賊まで行く状況になります。だから、そういう現状を踏まえて、旧館岩村から環境省と前橋営林局を通して、下から、治山事業をしながら、今現在はやっているわけでございますが、こういう現状であります。

私は、これを帝釈の方から眺めてとらえた場所なんですけれども、実際40年代に木村知事さんが田代登山においでになって、それ以降、全然県の方もおいでにならなかったんですけれども、今度の8月1日、異例中の異例で県会議員の人たちが13名来ていただいて、田代の現状、尾瀬の現状、木道の現状、全部把握して、見ていただきました。副町長さんにも参加していただきまして、ありがとうございます。

そういう現状の中におきまして、やはりもっともっとこれは早く処置をしていかないと、大変な時期に陥るのではないかと私は思います。地域の宝を磨くということは、こういうことだと思うんです。何としても町長さんをお願いし、執行部の皆さんをお願いしながら、やはり自然を守っていくことが最も大切ではないかと私は思います。

その中におきまして、田代の弘法大師堂から帝釈山にかけては、かなりオオシラビソという青森トドマツ、これの群生地がかなりあって、その中にオサバグサの群生が物すごくある現状であります。このオサバグサというのは、やっぱり福島県の植物の中でも大変、全国でも危惧される植物でございます。これを何としても盗掘もされないで、荒らされないで守らなきゃな

らないと私は思って、以上、現状を見てまいりました。

そして、その中におきまして、帝釈山に2002年に檜枝岐村が道標を立てられた。この道標が、それまでは全然なかったんです。私は、もう小さいころから育って、弘法大師というものの高野山から受けた、役を受けながら今まで来たわけですが、旧館岩村においては、帝釈山は館岩村のものだと。それは、栃木県と檜枝岐とまたがるわけですが、今まではそういう信仰も、湯ノ花温泉の弘法湯に、現在はほこらを祭ってあるわけですが、田代山の弘法大師堂というのは奥の院になっていて、その参道が帝釈になっているわけです。

私たちは、山に登ることもそうですが、一つの湯ノ花、水引、館岩地域としても信仰の場であったわけです。そういう神聖なる場所が、もはやもう1時間30分で登れるような状況になってきて、この道標というものも、やはり町長さんにもお願いして、つい先日、朝日新聞に私ちょっと見かけたんですけれども、檜枝岐村の星村長は、道標に南会津町の名前を入れる方向で検討したいと、こういう回答も出ている状況であります、やはりぜひとも檜枝岐村という境界線がありますけれども、この状況も実際見ていただければよくわかると思うんです。

この頂上は携帯も聞けます。どこでも電波は飛びます。本当に5メートルぐらい四方の岩場の上ですけれども、昔は、本当に館岩村がつくった石のほこらしかなかった。それが現在こういう立派な道標で、檜枝岐が帝釈、田代ということで、やっぱりオサバグサを宣伝してアピールしていることですから、私も、南会津町の一町民として、絶対に頑張っていかなきゃならないです。自然の美しさは最も大切ですから、やはりこれを、何とか町長さんにもお願いして、何とかしていただきたいと思います。この道標の関係をひとつお願いしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

私は、最近では田代山に登っておりませんが、実は、川衣から登って、随分前になりますが、アオトト等いわゆるオサバグサの群生地についても一応まだ記憶に残っております。そういうことで議員がおっしゃるように、非常に貴重ないわゆる地域の資源、これはもう認識は一緒でございます。

ただ、問題は、私は、檜枝岐村がとった行為がそれほど悪いとは思いませんけれども、でも、本当に自然を愛する者が、あるいは自然から学ぼうとする者が、あるいは自然に入っていやしを感じたり、元気を出したりする者というのは、いずれ本質はわかるだろうと。つまり、国立公園になったということは画期的なことではありますが、でも、自然は変わっていないんですね。人間が決めたことなんです。ですから、このところを私は檜枝岐の方にも機会あるごとに、

やはり秩序ある、あるいはお互いに連携をとった活用をしていきませんかということを、絶えずお話を申し上げたいというふうに思っておりますし、道標については議員のおただしのとおりでございますので、前向きに検討をさせていただきたいと、こういうふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 今、町長の答弁が本当に明快ですけれども、帝釈山におきまして、檜枝岐村がオサバグサの鑑賞ということで、帝釈山に道を抜いたことによりまして、2003年ですか、そのときに、千葉県の12名の登山客がいらっしゃったわけでございます。前泊は檜枝岐で泊まれまして、次の日は湯ノ花温泉に泊まろうということで、来た登山客だったのでありますが、その人たちが突然帝釈山で雷に遭いまして、1人亡くなられまして、3人ぐらいは鼓膜が飛んだという状況だったわけでございます。そのときの境界線のめぐりによって、消防団が、いや、うちの方の出動ではない、それは館岩の分だ、そういう境界争いということもあったものですから、これから同じ土俵の中でやっていく上では、やはり話し合いもよくやっていただきたいと思います。

その中におきまして、町長もお考えの、私もそのビジターセンターの中において、一番先にやはり避難小屋が必要ではないかと思えます。その避難小屋をつくっていただく上で、現在の山の登り客の人数から見れば、ことしは紅葉までに、私は9,000人以上は来るのではないかと予測しております。現在6,000人弱入っておりますから、この紅葉でかなりのお客さんが入るんじゃないかと見ておりますが、やっぱり避難小屋があることによって救助する態勢もとれると思えますので、猿倉登山口に、ぜひとも避難小屋を設置できないか。

設置できる状況が、もし格安でできるのであれば、うちの湯ノ花の旧交流センターがまだ現存していますから、それを壊す状況において、はりとか柱とか使える状況であると思えます。町長さんがいつも、前向きに言われる、跡地利用を考えなければだめだと、そういうこともやはり自治区住民がいろいろ考えているんですけれども、なかなかいい名案が浮かばないものですから、私は、ビジターセンターの設置を、もしつくられるのであれば、そんなに立派なものも要らないし、監視員が何とかそこで管理できて、やはり死亡事故やいろんな山での遭難があると思えますので、何とか設置状況をしていただけるかどうかお聞きします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

避難小屋については、先ほどのトイレと一緒に、やはり最初の重点事業といいますか、緊急

性の非常に高いものですから、これはトイレと一緒に設置できるようにしていきたい。

ただ、先ほど言ったように、猿倉登山口のどの部分に設置をするかと、つまりいわゆる指定区域が、先ほど言ったように一種、二種、三種というふうに分かれますので、その制限を考えれば、できれば私は、登山者にすれば中腹にあるとかいろんな場所があるんでしょうけれども、その制限をできるだけクリアする場所で、早目に協議にのせるためにも場所選びをしていくべきだと思います。

それで、その資材の件もありましたが、今、実は南会津町に匠の会というのができまして、匠の会がいわゆる地元産材を使いながら、地元のいわゆる木組みといいますか、工法でやろうと、こういう動きもあります。これについても、県では、そこまで自主的にやっているんなら補助金も出そうと、こういう動きもありますので、これらの方の検討もさせていただきながら、できるだけ早い段階で結論が出る方法を真剣に探っていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 それでは、田代山をどんどん騒いでもしょうがないんですけども、やはり所有者は三井物産、これは日本の企業を代表する大企業でございます。いわゆる現在は、管轄は三井物産のフォレストという会社が管理しているわけでございますが、でも、実際は地域住民が一番管理をしていることでございます。

町長さんを先頭に、私もぜひ協力もしたいし、惜しまないことですから、何とかソフト事業として、三井物産がどのように田代山を会社の人たちでつくっていくのか、やはりこれからの地球環境の中で最も私は大切なことではないかと思います。会社としてもやっぱり一番企業イメージがいいわけですから、何とかそれを、やはり町長さんを陣頭をお願いしたいと。

あともう一つ、今後の発展のために、これはぜひとも私は必要ではないかと思うことなんですけれども、いわゆる環境省、福島県はもとより、もういち早く檜枝岐村、日光市、南会津町の3地域の協議会設置を必要と思いますが、いかがですか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

三井物産、あるいは実際に関しては三井物産フォレストでございますが、ここでは、既にことしから社員の環境教育ということで、いわゆる館岩地区で環境教育を、社員の教育をしたいということで、ことしも、たしか私の記憶が間違っていなければ、3、40名の職員が来て、環境を通して人格形成をしたと、こういうふう聞いております。

その中で、私が先ほど申し上げたように、いわゆる自然に入って、いろいろなものを見て気づくということも大事ですが、その成り立ちをぜひ勉強したい。できればガイドブックみたいなものを持ち帰る、そういう形にしたいということでご提案を申し上げておまして、そういうもし企画案ができたなら、また一緒に相談をしましょうと、こういうことになっておりますので、私は、場合によっては、水引にカヤぶき屋根の非常に貴重ないわゆる文化財資源もありますので、その地域あたりに、これから地区の人たちと相談をしなければなりませんし、検討も、あるいは環境省とも打ち合わせをしなければなりません、そういうところで、その環境の勉強ができて、そして、絶えず館岩地区に入って、何というんですか、それぞれの目的が達成されると、こういう環境づくりを、今、進めているところでございます。

その中で、今、私が言いましたように、環境省や日光市や檜枝岐村やということですが、既に私の方から県の振興局の方に、そういう協議会を立ち上げましょうと、あるいは振興局の方から、町長、それ、ぜひやりましょうと、こういう話になっておりますので、そう遠くない時期に、協議会の働きかけを南会津町と振興局と、あるいは檜枝岐村ですと、こういうふうなことでご理解をいただければよろしいかと思います。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 田代の関係はあと最後になりますが、一番私が危惧してならないのは、この田代山沿線には桂の木がかなりある木で、これはほとんど樹齢200年、300年たっている木です。猿倉の登山口には3つあります。それも河川の中にあるんです。その中から、何とかやはり田代を守るご神木として、私は提案できればなともいつも思っているんです。沿線沿いには、かなりのやはり紅葉のときはすばらしい季節になりますから、やはり町の役場の人たちもぜひ登山に来ていただいて、秋の10月にはすばらしい紅葉になると思いますから、ひとつよろしく願いしたいと思います。

それでは、申しわけありません、桂の木に対する町長さんのご意見を、ひとつ聞きたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

実は、まだ記憶に新しいと思いますが、水引から木賊にいわゆる連絡道をつくるということで、ふるさと林道が、野鳥の会によって、工事が途中ストップになりました。それにはいろいろな背景がありますが、そのときに提示されたのはブナだけではなくて、実は桂の木だったんですね。

こういうことを考えますと、今、民友新聞社でもやっていますが、地域の資源の、何というんですか、もう一回見直してみると。そういう意味では、場所とかそれから樹齢とかいろいろの条件があるんでしょうけれども、そういうことを具体的に調査をさせていただいて、これも前向きに検討させていただきたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 どうもありがとうございます。

田代の関係はそれぐらいにしまして、次に、2点目の総合支所のあり方について、ひとつ質問をさせていただきたいと思います。

合併のときには、支所長の権限は大変あるのではないかという状況で、私も思っておったんですけれども、今現在、支所長の権限の制約される金額というのは実際あるんですか。それをちょっと知りたい。

○渡部康吉議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 お答えいたします。

支所長の権限といいますか、決裁規定がございます。それらに基づきまして、支所長さんが町長の権限を代決するといった内容でございますので、それぞれ所属長なり権限を持っております。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 ただいま総務課長の答弁によりますと、金額はある程度制限されないということでしょうか。それで、理解してよろしいですか。

○渡部康吉議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 お答えいたします。

大変申しわけございません。それぞれの金額に制限はございます。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 私は湯ノ花温泉に住んでおりまして、例えば私の預かっている外灯器が60基あるんです。その60基の中で、大変雪害もありまして、かなり老朽化もしてきていると思うんですけれども、やはり屋根の雪が落ちたり、外灯のポールが曲がったりという状況に陥っているんですけれども、なかなか合併時に、そのことをお願いしたときにできなくて、それは地域でやるんですよと役場から返答をもらっても、私も、立場として地域のお金を1,000円ずつ預かったって、90万円そこそこの金でできないんです。

どうしたらその外灯の修理をしたらいいのか、それを今も悩んでおるんですけれども、そういう外灯1基につき町の補助が最高1万5,000円あるということを聞いておったんですけれども、私は、郡山の業者を呼んで、これはどうしたらいいのかと言ったら、やはりかさの部分に25万円、ポール部分を全部やると50万円かかりますよ。1基直すのにそんなにかかったんじゃ、私どうしようもなく、地域住民からも怒られているんですけれども、現在、その状況で投げっ放しになっているんですけれども、その状況の支援策というのは何かないのかどうかちょっとお聞きしたい。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

外灯については、議員が今おっしゃったような補助の内容になっています。それ以外は現在のところないというふうに理解をしておりますが、ただ、支所長の権限が増したからといって、仮にそれが支所としていろいろと制度的にやられますと、本庁としては、いわゆる町としての統制がとれない、こういうことになりますので、支所長の権限と絡めたものでなく、私の方ではケース・バイ・ケースで対応できるのか、あるいは基本的な線だけで取り扱いが進むのか、その辺については、新たなまた制度の中で、例えば只見川電源流域の中で交流事業を起こす、その交流事業の起こす中で、そういうものが対象となり得るのか、こういう形でできるだけ対応に努めてまいりたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 大変な間抜けな意見にいただきまして、ぜひともやはりもう老朽化もしてきていますし、やはりその地区住民にしてみれば外灯代は地域で払って、私も月2万5,000円ぐらいの外灯料をお支払いしているんですけれども、やっぱり年間にしてみれば30万円近い金を支払うわけですが、やはり地域の皆さんからの預かり金で維持するというのは本当に大変があるんじゃないかなと。何とか町でももう少し支援策をいただければ、やはり明るい夜の外灯の光が差すのではないかという気がいたします。外灯の玉代も今までどおり地区では払っているわけですが、でも、やはり全くそっくり抜けちゃった状況であれば修繕が不可能でございますから、ひとつそういう状況をお願いしたいと思います。

続きまして、地域協議会について質問をいたします。

①の町長さんのいわゆる前向きの言葉があったんですけれども、やはり地域協議会の役割というものは、私も議員として非常に不勉強であるかもしれないんですけれども、その地域、地域で、委員会でちょっとお話も聞いたんですけれども、4回あるうちにやはり出席者が、14名

ぐらいいられても、やはり10名とか9名とかという人数で協議会がなされているという状況がありますが、この点についてちょっとお伺いをいたしたいと思います。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 お答えをいたします。

ただいま地域協議会の出席率の話がございました。ここに正確な数字は持ってございませんが、田島地域で5回、それから、ほかの地域で4地域、4回やっているんですが、出席率は非常によくないというのが現状でございます。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 ただいま課長の答弁でありました出席率がよくないということは、何かやっぱり一番の原因はあるんですか。もう一度。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 これは、決して地域協議会に限ったことではございません。ただ、現状は、いろいろ理由があるとは思いますが、ここで一概にこれが理由ということに限定はできませんが、今回も、実は田島地域協議会、これは11日に予定して、事前にこれも何回か調査をやっているんですが、皆さんがいろいろお仕事を持っていたりして、なかなか合う時間帯がとれないと。場合によっては、今後、やはり夜の開催等も含めて、あるいは祭日等も含めて検討する必要があるかなというところまで、今後、踏み込んだ協議が必要かなというふうに考えております。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 課長の今の答弁であります、やはり時間をつくっても、やはり地区の代表の選任でありますから、しっかりとした協議を、ホームページなり、それなりの広報紙で知らせるべきではないかなと私は思います。協議会というのが、どうも私もごっちゃになっちゃうかもしれないんですけれども、やはり代表の人たちの意見というのは町長に諮問していると思いますので、やはりそういう中の公開はぜひとも必要ではないかと思うんですけれども、今後できるかどうかひとつお願いしたい。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

ただいまご指摘いただきましたように、いわゆる町側として、開催する日あるいは時間、これを含めてしっかりともう1回検証してまいります。その上で、選任をされました協議会の委員の方に、改めて地域の代表として参加をしていただくことに対しての認識を高めてもらう、

こういう働きかけもしっかりさせていただきます。それは、どうも代表というと自分の意見を持って代表と、こうなるケースが多いので、できるだけそういう地域の意見を集約した形で参加をしていただくと、こんなこともお願いをしてまいりたいと思います。

ただ1点、先ほど外灯の件でもありましたけれども、いわゆる町が町という、これまでのともすると行政にすべて要望、要求をしてくると。これは国も県も大きく変わっています。例えば頑張る地方応援プログラムにしても、そういう自主的な取り組みがあるところに支援をしよう、こういうふうにもう流れが変わってきていますので、住民の方々にも、もし議員が接する機会があったら、その旨、そういうことについてもご指導いただければ大変ありがたい、こう思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 ただいまの意見、どうもありがとうございました。

最後ですが、町長が考えておられます地域センターと地域協議会、この位置づけはどのようにされるのか、ひとつお聞きしたいと。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

総合支援センターのことだというふうに理解してよろしいでしょうか。総合支援センターについては、これまでもほかの議員さんの方からご指摘を受けて、今、その骨格を1回お示しをしました。そんな中で、総合支所のいわゆる職員が、当面、その中核を担うということですので、地域協議会等はしっかりと横の連絡をとりながら情報交換をして、支援センター構想の充足、いわゆる充実を図るために協議会の役割を果たしていただくと、こういう形で今のところ考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 これで私の質問を終わります。

○渡部康吉議長 以上で、18番、菅家幸弘君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。昼食休憩にいたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時00分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◇ 渡 部 忠 雄 議 員

○渡部康吉議長 10番、渡部忠雄君の登壇を許します。

10番、渡部忠雄君。

○10番 渡部忠雄議員 10番、渡部忠雄です。通告により質問いたします。

私は、老人福祉対策について質問をいたします。

まず1点目、町の老人福祉対策について。老人のための環境と暮らしについての基本的な対策をどう考えてられるか伺いたい。

2番目、敬老会について。去年、本年と内容がかなり違っています。町はどのような考えで本年のような形式で開催したのか伺います。

3番目、町は敬老心の交付金を各行政区へ交付したが、1人600円という金額の算定基準は何か伺います。

確かに高齢者世帯に同居者が入れば補助し、冬場の除雪問題に対しても応援しており、町の対応は進んでいると理解できます。しかしながら、本年の敬老会は非常に残念な結果と思わずにはられません。

まず、南郷地区で申し上げますと、参加者が平成18年が291人、これは来賓、民生委員も含めた人数であります。平成18年の敬老会対象者は633人だったんです。約半分弱の出席です。ことし、平成19年は、対象が659人に対して120名の参加です。最初の申し込みは160名あったんですけれども、120名と激減しております。この点についての町の考えと、また、他地区の参加人数なんかはどうなっているか伺いたいと思います。

次に、敬老の心の交付金について1人600円を行政区に交付しましたが、来年もこのような形で敬老会を行うのか伺いたいと思います。

演壇からの質問は以上です。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 10番、渡部忠雄議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、老人福祉対策に関する1点目、暮らしの環境づくりの基本的対応でございますが、今年度の町政施政方針でも申し上げましたとおり、高齢者が健康で生き生きと暮らすことがで

きるよう、地域の中で支え合いのできる社会づくりを進め、町民が安心できる環境、サービスの充実に努めていくことを基本として考えております。

次に、２点目、本年の敬老会についてであります。例年、実施しておりました式典終了後の飲食は行わず、各行政区に対しまして敬老の心交付金を交付いたしました。この交付金は、多年にわたり地域社会に尽くした高齢者を敬愛し、地域ぐるみで長寿を祝い、地域の中で支え合う安心のまちづくりを促進することを目的としております。

次に、３点目、交付金額の１人当たり600円の算定につきましては、例年の飲食にかかる経費を今年度の対象人数に割り戻した金額でございます。また、本年の敬老会出席状況であります。田島地域、招待者2,139人に対しまして出席者419人、舘岩地域、招待者488人に対しまして出席者133人、伊南地域、招待者435人に対しまして出席者が83人、南郷地域が招待者659人に対しまして出席者120人でありました。昨年と比較いたしますと、出席者数は減少しておりますが、行政区主催の敬老会や地区催事で高齢者を接待するなど、地域の主体的な取り組みが進められ、敬老会場に参加しにくい方々も楽しめるとの評価をいただいているところであります。これまで、敬老会のあり方について種々検討してまいりましたが、今、求められているのは行政主導の単発的な事業開催だけではなく、地域の中で高齢者福祉を推進する支え合いの仕組みづくりだろうと、このように考えております。

こうした観点から、来年度につきましても、今年度をベースに検証を加えながら、地域の中で支え合う安心のまちづくりのための仕組みづくりを進めていく考えでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えを申し上げますが、具体的事項につきましては担当課長等に答弁させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○渡部康吉議長 10番、渡部忠雄君。

○10番 渡部忠雄議員 今ので人数はわかりましたけれども、私の方の調べでも、やっぱり70歳以上の方が、おとし、去年、ことしとだんだん高齢者がふえているわけですよ。それで、出席者もだんだん少なくなると。それで、町長が、地区で地域ぐるみの長寿を祝えとあるんですけれども、今まで、南郷地区においての年寄りの意見なんですけれども、やはり広範囲に集まって、なかなか会えない高齢者が、そのときに一堂に会して旧交を温めることで、そういう意見が多かったんです。それを地域ぐるみで、安心のまちづくりでやろうというのは、地域の各行政区は狭いところでありまして、それで時々は会える人たちなんです。年に1度、こういう村とか町でやっていた敬老会を楽しみにしている年寄りが結構いたわけなんです。行政区

に割り振って、行政区の狭い範囲でやるのもいいでしょうけれども、そういう広範囲で年寄りはその楽しみを持ったわけなんですけれども、その点についてどうお考えですか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

私は、まず1点として、これまで表舞台に登場できる方々の意見も大変大事ですし、そういう言ってみれば交流の機会も大事ですが、どうしても表舞台に出られない人たち、こういう方々にも私はしっかりと目を向けていく、あるいは声を聞いていく、これを、言ってみれば平成19年度のテーマとして自分に課したものがございます。したがって、今回、確かに事業を一つの形につくり上げるときに、反対あるいは賛成、あるいはまた、それに対してのそれぞれの立場でのお考えがございます。

しかし、今回、新聞にも出ましたように、私たち、敬老されてもらえない、ひざが悪い、あるいは家庭の中で老老支援、お互いに片方が行けない、出られない、こういう私たちにも光が見えた、こういう新聞への投稿もございます。ですから、私は、そういう意味では、1つ今回の方法にとっては意義があったのかなと、こういうふうに理解をしております。

それから、2点目でございますが、広域的な交流ということですが、それもわからないわけではありませんが、まず、それは行政主導でなくとも、私は発展支援事業というのを用意していますので、これは各地区において、どういう形でその発展支援事業を活用するかというのはいろいろと検討されていると思いますが、そういうものを活用しながら、ぜひ、そういう交流の場をつくっていただいて、地区のお祭りを通してやるとか、あるいは学校や保育所の人たちと交流を持たせる中で、さらにお年寄りに敬いの心とあるいは存在感をきちっと与えてあげると、こういうこともできるでしょう。

それから、もう一つは、南郷地区だけが広域的な地域ですか。合併をした状態ですので、いわゆる南会津全体としての交流を考えたときの、例えば敬老会だけじゃなくて、事業のあり方はどうあるべきなのか、こういう視点から考えていって、今後も、これをベースに検討していきたい、こういうことでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 10番、渡部忠雄君。

○10番 渡部忠雄議員 それで、敬老の心の交付金というお金が600円出たわけなんですけれども、おととい、4番議員の質問で、健康福祉課長が、早期に行政区に相談して、連絡をして了解してもらったという話だったんですけれども、私は区長もやっていますけれども、この相談を受けたのは、私の区では7月24日です。7月24日に公民館で呼ばれまして、敬老の心

の交付金を600円出します。これで何とかしてくださいと。

実際、この話を聞いたとき、ちょっと困ったんですよ。600円、2カ月前ですよ。それを600円使ってください。それで、実施要綱の中には、できれば9月中が望ましい。それは無理だろうと。ここにも年度内であれば、この限りではないとあるんですけども、そんな文書を2カ月前にもらって、正直、区の中で言われても困るわけなんですけれども、これはどう思いますか。早期に説明したと言われたんですけども、我々は2カ月前だったんです。この点についてはどうですか。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 答えいたします。

敬老会のあり方につきましては、6月の補正予算で事業の組み立てをかえまして、皆さんにご承認をいただいたところでございまして、その補正予算の議決を受けて、開催方法等について変わりますよということで、早期に行政区の方にお伝えしたいということで、そういう時期になったということでございまして、初年度、初めてこういう形で事業を組みかえる場合に、多少のそうした混乱等があったことは事実かと思いますが、最終的に、今回の事業の組み立てがえに当たりまして、地域の中でそれぞれ支え合いのつくりを、再度きずなづくりといえますか、そういった部分で構築していきたいということでの趣旨で、こういう事業の組みかえに至ったわけでございます。

先ほど町長からも話がありましたとおり、昨年の実績でも、75歳以上の方の招待者に対して、実際に参加する方の割合でいいますと、約32、3％ということでございまして、つまりは、3人に1人の方しか出席いただけない事業の展開が果たしてどうなのかというようなことも反省を踏まえまして、事業を組みかえたと、こういうことでございますので、ご理解いただきたいと、こんなふうに思います。

○渡部康吉議長 10番、渡部忠雄君。

○10番 渡部忠雄議員 そういう話はわかるんですけども、敬老会というのは、老人を敬っていたわることなんです。それで、今まで町が延々とやってきたのを、いきなり行政区にやってください。それは、もっと早目に行政区の総会前とか何かにご相談いただければ、区の総会とか何かでできるわけなんですけれども、それが2カ月、3カ月ぐらいで呼ばれて、やれと言われても、これは町としてちょっと、これは地域に丸投げしたとしか思えないんですけども、その点どうお考えですか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長　お答えをいたします。

結論からいいますと、丸投げというふうにとられるのは、絶えず行政に寄りかかっている考え方から発する考え方だと思うんです。つまり自分の地域が、それぞれ発展支援事業も、あるいは地域助け合い事業も、そういう集落、地域がいっぱいあります。ですから、その中では、いわゆる高齢化が進む地域集落の中の、いわゆる集落の機能としてどう維持させていくか、これをふだんから真剣に議論し、あるいは町の方からさまざまな情報等をお上げしながら、取り組みを進めているところもあります。

ですから、私は、確かに期間が足りなかったという部分については、ただいま健康福祉課長が言ったように、最初の年として、大変申しわけなく思いますが、敬老、いわゆる敬うということは一体どういうことなのか、こういうことを考えた場合に、今までやってきた体制がすべて継続されるということではないだろうと思います。ですから、そういう意味では、それぞれの地域あるいは老人の方々に、新たな視点で物を考えていただくという投げかけをしたと、こういうふうに考えていただければ、ぜひ、この後のご提言をいただければ、検討の材料にはしていきたいと思います。

それから、もう一つ。実は、私どもが、これも地区の方からの要望がありまして、老人会や地区の収穫祭に出かけることがあります。これは、要望のあったところだけです。

それで、意見として出てくるのが、私たち老人になって、非常に心残りがあるんだと、こういう意見もたくさんございます。それは、もう私たちにばかり目を向けないで、子供や孫のこの地域で生活できる、そういう環境づくりに何とか、町長さん、視点を合わせてほしいと、こういう意見がたくさんございます。

したがって、私は、高齢者対策についてもあらゆる分野から皆さんの意見をいただきながら、検討は進めますが、今、そういう意見を含めて持続する社会を目指したときには、これまでのような老人対策だけでは、その方々が育て、そして期待をかけておられる後継者の将来に不安が残る、ここのところも一緒に考えていこうという意味で、今回、こういう形にさせていただきましたので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長　10番、渡部忠雄君。

○10番　渡部忠雄議員　わかりました。

じゃ、この次に、来年に向かって、今、町長がおっしゃったように形式を変えていくわけです。それを事前に、老人たちにも、もっと啓蒙して、わかりやすく説明されるよう望みたいと思います。いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

いわゆる行政を的確に執行し、そしてその的確性が担保されるかどうかという検証、これは絶えず繰り返ししていかなければなりません。そういう意味では、議員がおっしゃるように、タイミングを逸しない、しかも、先ほど申し上げましたが、老人の方々といいながらも、いろんな環境、いろんな条件の中で暮らしを立てておりますので、そういう機会に目配り、気配りをしながら、できるだけ小単位といたしますか、多くの人を集めて説明するのではなくて、小さな単位で相手が理解をできる、そういう説明の仕方をこれから持ってまいりたいと。

その中で、先ほど申し上げましたが、発展支援事業をできるだけ集落でも活用していただくと。あるいは地域助け合い事業の中身を、これからますますある意味では充足をさせていくと、充実をさせる、こういうことも検討しながら進めてまいりたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 10番、渡部忠雄君。

○10番 渡部忠雄議員 大体わかりました。

我々は、若くても年老いても同じ時を生きているわけですから、やはりぜひ老人のためを思って、これからの行政もやっていただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○渡部康吉議長 以上で、10番、渡部忠雄君の一般質問を終わります。

————— ◇ —————

◇ 高 野 精 一 議員

○渡部康吉議長 次に、3番、高野精一君の登壇を許します。

3番、高野精一君。

○3番 高野精一議員 では、通告に従いまして、議席番号3番、高野精一、通告順序に従いまして質問をしていきたいと思います。

まず冒頭に、改選いたしまして初めてこの壇上に上がりまして、今後とも執行部の皆様初め、議員の皆様に、改めましてよろしくお願いいたしますということで、ごあいさつ申し上げます。

それから、通告をいたしておりました4番目の館岩地区統合小学校の件に関しては、8番、

7番、2番、11番議員の質問と重複するということから、この場で取り下げたいなと、こう思います。

それでは、1番から、やっていきたいなと。

本年もまた、台風のシーズンがやってまいりました。過日の台風9号の被害は甚大であり、記憶に新しいところでもあります。

本町においても、平成15年の台風被害は甚大でありました。それらの教訓から、町内の河川を見渡しますと、大分整備がなされてきたように思われますが、しかし、その一方では、老朽化が進んでいるところや、次から次と柳などの立ち木が目立ち、大木化しております。今後につきましても、いつ、どのような台風が発生するか、だれしもが予想もつきません。さらには、地球の温暖化やさまざまな影響により、気象については異常なほどの変化を予測する専門家もおられます。

以上のことから、本町におきましても調査、研究をし、流木等による水害、また、増水による水害等々を発生させない河川の整備、治山をし、いつ、どのような大きな台風が来ても最小の被害にとめるよう、県そして国に、声を大にして働きかけながら、対策をとるべきと思われますが、町の考えをお伺いいたします。

2点目に、田島地区共同墓地の駐車場の設置についてお伺いします。

田島地区にあります町営墓地は、立地や価格からも大変に好評であり、分譲の状況は完売のようであります。そのために、お盆やお彼岸の季節には、お墓参りの方々で大変な混みようです。また、その大半は自家用車での参拝客が多く、駐車場は置く場所さえありません。中には、トラブルも発生したことがあるようであります。

そこで、ことしのお盆の前に、この共同墓地の駐車場にかかわる案内があったようですが、どのような内容かをお聞きしたいと思います。利用する方々にとっては、大変な不便や驚きであったという意見を多数聞いておりますので、内容についてお聞かせください。山寺様、周辺地主様を初め、関係者と協議をして、町営の墓地ですから、早急に駐車場について整備すべきでないかと思いますが、町の考えをお伺いします。

3点目に、いよいよ当地方最大の財産である尾瀬が、単独の国立公園に指定されました。町当局初め、関係機関に改めて感謝を申し上げます。

そこで、さらにこれを契機に、駒止湿原などの自然探索を初め、伝統芸能、文化、温泉、スキー場など、また、農業等を結びつけた体験型観光等、すばらしい多くの財産を持つ当地方においては、今こそ誘客に最大の努力をしていかなければなりません。そして、交流などによっ

て多くの人口をふやし、町活性化に結びつけなければなりません。

そこで、これら来訪される多くの人々は、野岩鉄道、会津鉄道を利用されるものと思います。しかし、残念ながら、去る3月の議会の中で、町長報告では、会津線、野岩線について9月には経営上の資金がショートしてしまうような話がありましたが、今まさに秋の観光シーズンを目前に控え、両鉄道の現在の経営状況はどのようになっているのか、また、どのような見通しであるのかをお伺いいたします。

壇上での質問はこれで終わりますが、自席によって、質問があればまたいたしたいと思えます。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 3番、高野精一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、河川整備についてのおただしについてお答えをいたします。

南会津建設事務所管内の1級河川の整備率は、平成18年度現在で44.5%となっておりますが、議員がおただしのとおり、住居が連続する平坦地では、大部分の整備が完了している状況にあります。現在は、阿賀川と加藤谷の合流地点の河川整備が進められておりますが、整備には多額の経費と長期にわたる事業期間を要しますので、未整備箇所につきましても優先順位をつけながら、国、県に整備要望をしまいたい、このように考えております。

今回の台風9号では、木の根が水路に詰まり、越水を起こした箇所もありましたので、砂防事業や森林整備を含めた治山事業につきましても、要望箇所の調査を実施しながら、国、県に働きかけをしまいたいと考えております。また、台風等の異常出水時には、堆積土砂の発生もありますので、河川内の草や木についても維持工事として対処していただくよう、県に要望をまいりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

次に、田島地区共同墓地の駐車場の設置に関しておただしがございました。

町営観音寺墓地は、昭和44年度以降、現在までに347区画の墓地を提供してまいりました。この間、社会情勢の変化や墓碑設置数の増加により、町営墓地に自家用車で来場される方々が年々増加しております。しかしながら、現在、町営墓地の駐車場敷地は、宗教法人徳昌寺の敷地を一部駐車場として借用しているほか、平成16年度に、県から譲渡された土地を合わせて敷地面積約450平方メートルと駐車場スペースが少なく、お盆やお彼岸時には、駐車場に入り切れず、路上駐車をされる方もおり、交通混雑が生じている状況となっております。

そうしたことから、墓地に来場される方と町営墓地近隣の住民の方々が相互に理解し合い、少しでも交通混雑が解決できるよう、平成18年には、観音寺墓地運営組合にて、お盆時期に自

家用車で来場される方々へ、最寄りの町有施設の駐車場を利用していただくよう、文書にてご案内をさせていただいたところであります。

しかしながら、抽象的な表現での案内であったために、駐車場の位置に関する問い合わせがあり、一部の方々にご迷惑をかけてしまったことから、今年においては、駐車場の位置をわかりやすく、田島体育館の駐車場をご案内差し上げたところであります。

本年のお盆時期の状況については、一時的な交通混雑は見受けられたものの、墓地来場者の方々が混雑時間を避けて来場されるなど配慮をいただいたこともあり、特にトラブル等はございませんでした。今後の自動車利用の増加を予想しますと、現在のような対応のみで十分かどうか心配もありますので、町営墓地の今後の管理方針も含め、施設の適正な整備について検討を進めているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、会津鉄道及び野岩鉄道の経営状況に関するおただしであります。まず、平成18年度における会津鉄道の経営状況は、輸送人員が約70万6,600人と、対前年比6.3%の減、運輸収入で申し上げますと4億5,000万円、対前年比4.6%の減という結果となり、収支状況は、4億9,700万円の収入に対し、支出は7億2,400万円となり、福島県及び会津17市町村からの経営支援補助金1億6,800万円を加味しても、当期損益で3,200万円の損失金計上となりました。このことにより、当期末処理損益金額は10億7,100万円となっております。

会津鉄道では、現在、第二次経営改善5カ年計画に基づき、増収対策及び経費削減対策に取り組んでおり、昨年3月には、東武鬼怒川温泉駅とJR東日本新宿駅間の特急相互運転開始を機に、会津マウントエクスプレス号の鬼怒川温泉駅乗り入れ増便により、首都圏から会津地域への利便性の向上が図られておりますので、今後、首都圏との直結効果を生かした誘客による増収対策と経費の節減に努めているところであります。

また、平成18年度における野岩鉄道の経営状況は、輸送人員が約54万4,000人と、対前年比0.8%の減、運輸収入で申し上げますと3億300万円と、対前年比4.9%の減という結果となり、収支状況は、3億5,100万円の収入に対し、支出は5億1,800万円となり、福島、栃木両県並びに会津17市町村及び栃木沿線市町からの経営支援補助金1億1,300万円を加味しても、当期損益で4,300万円の損失金計上となりました。このことにより、当期末処理損益額は7億3,400万円となっております。平成18年9月期には、約2,200万円の資金不足が生ずることも想定されましたが、栃木、福島両県の経営安定化補助金の繰り上げ交付や経営努力により回避されたところでありますが、なお、厳しい経営が続いていることに変わりはありません。

野岩鉄道においても、現在、第二次経営健全化5カ年計画に基づき、増収対策及び経費の削

減対策に取り組んでおり、昨年３月には、東武鬼怒川温泉駅とＪＲ東日本新宿駅間の特急相互運転が開始され、首都圏から沿線地域への利便性の向上が図られましたので、首都圏との直結効果を生かした誘客による増収対策と経費の節減に努めているところであります。

会津鉄道及び野岩鉄道としても、少子高齢化に伴う沿線定期利用者の減少傾向が続く厳しい経営環境の中、積極的に首都圏からの誘客を図るなど経営改善に取り組んでおり、町といたしましても、両鉄道の安定した運行のため、観光に力を入れ、一層の利用促進と引き続き経営安定化の支援を行うことで、公共交通サービスの提供に努めてまいりたい、このように思います。

次に、館岩統合小学校の工事関係については、答弁の必要がないということでございますので、以上をもって答弁とさせていただきます。具体的事項については、担当課長等に答弁させますので、よろしくお願いをいたします。

○渡部康吉議長　３番、高野精一君。

○３番　高野精一議員　大変前向きに河川関係の話は町長から出たのかなと、こうと思いますが、今、いろんな形の中で見ていっても、河川という幅の中においては、柳の木が大木化したということによって、水の流れが変わって、この間も、台風の中で落ちそうもない橋が落ちたというのは、水が集中的に橋脚の真ん中に流れ込んだという経過があって、テレビなどで放映されましたけれども、そういう側面から見ても、やっぱり立ち木というか、柳の木の伐採ということに対する考え方を前向きにやっていくという姿勢を、できるだけ、先ほど町長の中ではやっていきたいという答えがありましたけれども、早急にこれをやっていくという形を見せていただきたいと思うので、町長、ひとつお願いします。

○渡部康吉議長　町長。

○湯田芳博町長　お答えをいたします。

実は、議員からおただしの河川については、どちらかというと道路関係から比べますと、全体的な県民あるいは町民の意識が薄いという部分がございます。

そんな中で、今回の台風のみならず、これまでの河川のあり方、あるいは漁業組合の河川に対する要望等を含めますと、このままで置くことが本当に河川と言えるのかどうか、本来の河川とは、どういう河川をいうんだろうか、ここのところを、実は県の方にご提案を申し上げております。

当面、漁業組合と一緒に、これは東部の地区の漁業組合でありましたが、したがって、下郷町の方の関係者と一緒に、実はその河川の実態を調査して回りました。そんな中で、かなり厳しい県の予算の事情はありますが、県の方に、管理者の方に、しっかりと将来にこの地域に残

す河川の姿というものも含めて要望を強めていきたい、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 3番、高野精一君。

○3番 高野精一議員 本当にそのとおりなので。

過去において、長野向い沿いにおいて、受験生のある行方不明者が白骨化で発見されたという事案もあって、最近では、河川に対しての不法投棄が、やっぱり往々にして出始まったと。やっぱり木が大きくなったことに対する、物を隠すという人間性の心理が、やっぱり身近なところへ隠すんだという姿勢が見られるような形になってきていると。

そうすれば、若郷というか、そこの大川ダム、あの台風の後には、あれだけのごみがあそこに全部集まるわけですから、そういう意味においても、やっぱり河川はきれいにしておかないといけないなという考えはみんな持っていないと、自然に対して子供を遊ばせようと思っても、だれも行かないような状態にもなってくるし、何とかそういう前向きに、不法投棄の防止にもなるし、それから、洪水によるそういうものもなくなるし、流木によって橋が流されるということもあるし、また、今後そういうものがたまれば、ダム化した時点でその水がどこへ流れるかもわからないし、やっぱりそういう意味合いをもっても、早くこれはやっていただきたいと思います。

それと、もう一つ。今、町長が、雇用の創出という中において業界は本当に冷え切っていると。その中において、こういう仕事は、もし業界におろせるようであるならば、今、建設業界でも、車の任意保険などが掛けられないと、そういう会社も出てきていると。そうすると、遊んでいる車だから掛けなくてもいいかなと言いつつも、そのままにしておいても、その次に使うときにはその車を引き出さなくちゃならないと、そういう状態に今は業界が来ているものですから、町長、やっぱりこれはひとつ手を挙げて、本気になってやっていただけるように、ひとつ町長の口から。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

議員の、今、いわゆる実態の中で大変真剣に、河川、あるいは雇用創出につなげた取り組みについてお聞きをいたしました。これについては私も全く同感で、これまで、旧田島町長を入れてみますと7回くらい河川課の方に行って、いろいろと要望なりお願いなりをしてきました。

しかし、その必要性といいますか、全体的な流れとしてよくわかると、しかし、いかんせんその財源がというところがあります。これは、河川管理者と河川の整備計画、先ほど申し上げ

ましたが、整備計画の中でやっている、この整備計画が、もう済んで終わったと、こういう認識が県の方にあるので、この部分について、やっぱり整備計画の見直し、これも強力に働きかけていって、その中で、具体的に場所とあるいは時期等を特定して対策を講じていくと、こういうお願いといいますか、提案に変えて、これからは行動してまいりたいと、こんなふうと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 3番、高野精一君。

○3番 高野精一議員 本当にそのとおりなんでありまして、これはできるだけ、環境税というのも万が一適用になるのであるならば、それも含めながら考えていただきたいと思いますと思うんです。

治山において、1つまた質問いたしますが、私も、中荒井の行政区のことについてのお話なんですが、三沢川というところがありまして、台風になりますと、どうしても流木してくるということによって側溝に詰まるんです。

そうすると、中荒井の行政区では、雨が降ると、大雨が予想された場合は、その水路を役員の人が歩いて、まず、危ないであろうと予測される木は拾うんですが、どうしてもやっぱり自然なものですから、身につかないということで、こういう状況でやっぱりこのアンカーの中に入っちゃうんですね。そのために道路が今度は冠水してくるんですよ。冠水したのは、ずっと新町まで来ますんです。

そうすると、場合によっては、道路だけだと、ある程度の川という見直しで、これは済むかわからないんですが、去年、おとしは、やっぱりうちの中まで入ってしまったという状態になっておりますので、できましたらば、課長、大変申しわけございませんが、これを県の方に言って、治山の方をもう一つお願いしたいと思うんですが、よろしかったら答弁をひとつお願いします、課長。

○渡部康吉議長 建設課長。

○舟木平蔵建設課長 お答えいたします。

実は、台風の直後なんですけれども、区长様が写真をお持ちになって、事細かく事情を説明していただきましたので、私ども承知しております。すぐさま建設事務所の方に行きまして、河川そのものは普通河川でありますけれども、国道121号を横断していますので、保全グループの方、道路管理者の方とよく協議をしながら、どんな形で一番やりやすい仕事、地元が望んでいるような仕事ができるのか検討しながら対応したいと思います。

さらにつけ加えますと、田島町は建設業者の方と防災共生協定を結びました。去年、結んだ

わけなんですけれども、去年は一度も出勤はなかったんですけれども、今回は結んだ直後の出勤というようなことで、中荒井の役員の方々、それから協定を結んだ業者の方々には大変なお骨折りいただいたと、こんなふうに思っております。改めて感謝を申し上げたいと思います。

以上であります。

○渡部康吉議長 3番、高野精一君。

○3番 高野精一議員 どうもありがとうございます。

横の連絡があって、そういうことができたことは、最小限に食いとめられたということは本当にありがたいというふうに思います。

それでは、続きまして、共同墓地の方に移らせていただきたいと思います。

大変便利な箇所ですから、皆さん共同墓地がなくて、あそこに求めて皆さんが利用しているわけなんですけれども、どことなく車で行くのがやっぱり通例になっている感じがいたしますので、駐車場は、いつも私も何かの関係で行ったりすると大変狭いと思うし、ここの所有者である山寺さんもそんなに強く、やっぱり檀家もいることだから言えないと思うんですが、これは見た人が、町に対して、これはちょっと見た目がよくないでしょうということで電話があって、こういう案内になったのかなと私もそれは了解いたします。

ただ、これは、駐車場をつくらないというわけにはいかないと思うんですが、寺前の住宅が、今、何棟あって、何人入っているか、ひとつそれをお伺いしたいと思います。これは、課長でも町長でもいいです。

○渡部康吉議長 建設課長。

○舟木平蔵建設課長 お答えいたします。

棟数をぱっとお答えします質問なんですけど、すぐに棟数は出てきておりません。

ただ、その住宅は老朽化しております。5軒長屋になっておって、中には退去した方、そこは政策的に空き家としておきますので、現在のところ、1棟か2棟はあいているところもあります。ただ、住民の方と話ししますと、何とかここにいさせてほしいと、私が死ぬまでお願いしたいと、だから出さないでくれと、こういうような切実な要望もありますので、わかりましたというようなことで、最小限の修理をしながら、ずっとおるわけなんですけれども、最終的には、あの辺の場所を、住宅があいてきましたら、整理をして駐車場等に充てたいという考えは持っておる場所であります。

申しわけありませんでした。寺前の住宅は、入居戸数が19戸ですか。政策的に空き家になっているのが14戸。それから、もう一つ、2棟あります。ですから、あいているのがかなりある

というものであります。ただ、申し上げましたように、5軒長屋になっておりますので、あいたからといって、あいたところからバタバタと壊すわけにもいきませんので、しばらくは時間がかかるのかなと、こんなふうに考えております。

○渡部康吉議長 3番、高野精一君。

○3番 高野精一議員 大変これはつらい話なんですが、町所有の土地があそこ近辺ではそこしかないのかなと思えば、何とか一つのところに入ってもらような話し合いでも、無理にそれはできないでしょうけれども、できて、あいて、あそこ周辺を駐車場の、課長の答弁にあったように考えているとすれば、そういうのも早急に、段階的にやっていくことが可能であれば、あそこら辺に求めることができるのかなと、こう思うんですが、町長、どう思いますか。ちょっと笑わないで。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

実は、この観音寺の墓地というのは、議員も言ったように、大変、希望が多いんですね。そういう中で、山の中腹からずっと頂上に向けて墓地造成をしていったんですが、墓地造成はできたんですが、今言ったように、墓地造成とあわせた駐車場の計画というのが全くされていなかった。

今回、こういうような混雑を引き起こすことになったんですが、私は、もう観音墓地については、これ以上墓地をふやすことは、用地としてはあるんですが、いわゆる傾斜とか、そういう災害とかいう見地からすれば限界があるだろうと。

しかし、今ある墓地についての、いわゆる駐車場の確保というのは当然必要ですが、新たに墓地が必要かどうか、その辺をきちっと調査をしながら、新たな場所の墓地の選択もこれから視野に入れていかなければならない、こんなふうに思っています。

それで、先ほど建設課長が答弁しましたように、1戸建てのいわゆる住宅でないものですから、仮に新しく整理をして、新しく住宅を建てるということになると、入居料が変わってきます。こういうこともありますので、現在入居している人は今の条件でということですので、政策的な空き家対策をしながら、様子を見ながら、その1棟が全部空き家になると、こういう時点でちょっと考えさせていただきたい、こんなふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 3番、高野精一君。

○3番 高野精一議員 人が住んでいることだから、余りなことは、これはなかなか言えない

こともわかりますが、それで、これは、私もまだ勉強が足りないところもあるので、また自分でちょっと見ながら、また話ししていきたいなと、こう思います。

それで、３点目の野岩鉄道、会津線の方に移りますが、極めて、野岩線の町長の３月の議会にそういう話がありまして、私、日光市の東照宮の方に３回ほど行ってきたんですが、日光市と今なりまして、駅周辺も余り人があっちゃはいないんですね。３回ほど行ってきたんですが、余りいない。

それで、世界遺産になっている東照宮でさえ、昔ほど人が余り行っていないんですね。それで、田島も南会津観光公社というのを立ち上げて、経緯もいろいろありますが、できたものですから、これは何とかしていかなくちゃいけないのではないのかなという観点から、私も日光関係の方をずっと歩いてきましたけれども、その辺と結びつきを持っていっても、これは無理なのかなという感覚を、お客が最近観光に対するあれが余りない感じを受けてきたものですから、そうであれば、これは何にすればいいのかという目的を、例えばイベントをやればお客はそのときは来るかもわからないですが、通常の形の中で、増客というものを何にすればいいのかなと。

私は、質問の中においては尾瀬のことも触れましたし、観光ということも触れました。けれども、実質収納するためには、何を起点とすればいいのかなということをいろいろ考えてきたんですが、これは、通告にはなっていないんじゃないかと言われると困るんですが、今、南会津観光公社もスタートしたばかりで、これは何をやろう、かにをやろうというのはまだ頭の中で精査できない面もあると思うんですが、この沿線をもう一回見てもらって、会津若松、田島、今市、それから日光を見てもらって、何とかトータルでできる話というか、検討委員会とか何とか、そういう何か立ち上げをしないと、鉄道に関してはみんなの関心がなくなるような気がするんですが、ちょっと質問がごちゃごちゃになって、町長、あれだったかもわからないんですが、もし、わかる部分で返答ができれば、お願いします。

○渡部康吉議長　町長。

○湯田芳博町長　お答えをいたします。

初めに、先ほどの冒頭、私の答弁の中で、実は、会津鉄道並びに野岩鉄道の経営状況の中で当期末処理損益額と、こういうふうに言うべきでしたが、当期末と言ってしまいました。これは当期末処理損益額ということで、おわびをして訂正をいただきたいと思います。

そこで、今、議員からおただしがありました。私もそう思っております。

実は、野岩鉄道については、会津の、特に南会津の郡民にとっては大変悲願で、この開通が

なされたということは、もうこの地域にとって画期的な出来事だったんですね。

これが、現在いわゆる定期収入を中心として減少している。ここのところを、少子化ですから、そういう意味では、ある意味で想定できたということも言えますが、しかし、現実には会社として経営、運営をしているわけですから、売り上げがなければ存続は難しい。じゃ、その売り上げに対して損益金が出たものを、沿線町村が絶えずバックアップをして支援していくと、これも経営上好ましくないし、町の財政にとっても厳しい状況ですから、やはり私は鉄道を利用する客が、イベントだけでなく常時、この地を訪れるような仕掛けをしていくべきだろうと。

そこで、観光公社を立ち上げたんです。まだまだいろいろと観光公社の経営についてご不満を持っている方がおりますけれども、私は、だれかがやらなければいけないと。それは、役場がやれば一番いいことかもしれません。しかし、そういうノウハウがない。じゃ、第三セクターの4つでやったらどうだと。これもぎりぎりのところでやっている。

そういう中で、株式会社観光公社を立ち上げて、それぞれ地域に隠れた資源を掘り出して、それを新たな旅行パッケージにして、もてなしのある、いわゆる南会津独自の観光を立ち上げようと、こういうことでつくったわけです。

そんな中で、この南会津にたくさんの方々が訪れています。その方々から言わせると、何でもこんなすばらしいところに、都会の人たちがお金をかけて来ようとしなないだろう。それは、知らないからではないかと、1つあります。もう一つは、どこに行ってもいいかわからないということもありますが、どういう交通体系で行くかということも整備されていない。ここのところは大きな私たちの課題になってくるわけです。

ですから、先ほどもちょっと話しましたが、この幹線の鉄道をいわゆる背骨と例えて、これから二次交通をしっかりと張りめぐらせながら、つまり地域の人たちも二次交通によって非常に便利な生活空間を確保する。あわせて旅行に来られた方々も、その二次交通を利用して、ふだんは触れられない、先ほど尾瀬単独国立公園の話もありましたが、そういうところにも、頂上には登れないけれどもふもとには行ける、こういう体制づくりをしっかりとしていこう。

そんな中で、科学物質に非常に過敏に反応する人たちが、今、滝原の八総鉱山にその拠点を構えて、いわゆる都会ではなかなか生活が厳しい、体力的に、精神的に、それを南会津でいやしていこう、こういう動きもありますので、私は、日光や栃木県のさまざまな有名ないわゆる観光資源とつなぐのではなくて、南会津独自の資源を活用した鉄道の利用客をふやすための努

力を真剣に、本気で取り組みたい、こう思っております。その上で、必要があれば、また広域的に栃木県ともつながっていききたい、こんなふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 3番、高野精一君。

○3番 高野精一議員 まさにそのとおりで、何を利用するんですかということ自体も、これは、なかなかこれだというのはないと思うんですよ、本当のことを言って。

確かに、町長が今言われたように、都会にはないこの自然、この空気、このオゾンというのは、やっぱりほかから来た人は全部感じるんです。本当に私も、防犯活動でずっと沿線を歩いて、駅周辺の警備、啓蒙に当たっていますが、情けないなと思うときがあるんです、空気だけしか乗っていない電車が多いものですから。東京へ行ってもこの空気の宣伝するしかないのかなと思いつつ、本当のことを言って、真剣にそれは考えていたんです。

だから、やっぱりそれを身近に、もっと時間の短縮を図るために本当は努力しましょうとか、ここまで行けば本当にいやされた温泉がありますよと、日帰りで簡単に行けるような、その形さえも何か1本足さないと、本当にこの会津線というのは続かないんじゃないのかなと、本当に心配になっておりますので、それについては皆さんどんなふうに、と思いますが、なくさないために、悲願あって開通した沿線ですから、一生懸命頑張っていきたいと、自助努力もしてもらいたいと。それから、やっぱりもう補助金を当てにした経営ばかりでは、本当にこれは立ち行かなくなりますから、やっぱりその辺も含めてみんなで頑張っていきたいということで、私はこの一般質問を終わりたいと思います。どうもすみません。

○渡部康吉議長 以上で、3番、高野精一君の一般質問を終わります。

◇

◇ 阿久津 梅 夫 議員

○渡部康吉議長 次に、15番、阿久津梅夫君の登壇を許します。

15番、阿久津梅夫君。

○15番 阿久津梅夫議員 議席番号15番、阿久津梅夫。一般通告どおり、3点ほど質問いたします。

雇用場として、地元企業の支援対策について。

2つ、舘岩前沢地区の火災対策について。

3点、緊急時における総合支所への支援について。

まず、第1点目に、景気が一向によくない現状において、地元のあらゆる零細な企業も生き残りをかけて努力しているところではありますが、地域住民の雇用の場の確保として、町としていろいろな支援をしていく必要があると思われますので、今までの支援内容と今後の町の対策をお聞かせください。

2点目、舘岩前沢地区の火災対策について。

舘岩の前沢地区は、カヤぶき屋根の集落として町の代表的な観光スポットですが、落雷による火災も発生するなど、昔から雷の落ちやすい地区として認識をしておりますが、貴重な観光資源を保存、守ることから、避雷針を設置するなど火災に強い地域にする必要があると考えますので、町の今後の取り組みをお聞かせください。

3点、緊急時における総合支所の支援について。

町全体の防災計画では、緊急時等での体制は明確でしょうが、夜間、祝祭日における災害等での各支所の人員については、どうしても不足しているのではないかと思います。

緊急時には旧村単位での職員の配置や協力体制があってもいいのではないかと考えますが、町の防災体制と今後のお考えをお聞かせください。

ひとつよろしくをお願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 15番、阿久津梅夫議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、雇用の場としての地元企業の支援対策についておたがしございました。

町として地域住民の雇用の場の確保は重要な課題ととらえ、そのための支援策を図っているところでもあります。

その中で、今までの支援内容と今後の町の対策についてであります、中小企業等に対する経営合理化に必要な資金の融資制度の提供や資金融資利子補給制度など、財政面での支援を図っているところでもあります。

今後についても、これら財政面での支援制度の情報提供はもとより、ハイテクプラザなどを活用した後継者育成のための支援策や技術開発のための支援策について、福島県と連携を図り、積極的に取り組んでいきたい、このように考えております。

次に、舘岩前沢地区の火災対策についてのおたがしでございますが、前沢集落では、昭和47年に落雷があり、今はなき大杉の幹の内部が燃える火災が発生をいたしました。また、昨年6月には、曲がり屋資料館に落雷があり、カヤぶき屋根の一部約3平方メートルを焼失しました

が、住民の初期消火活動と消防団員の迅速な行動により、最小限の被害にとどめることができました。

町では、現在、前沢曲がり屋集落が、早ければ平成21年度に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されることを目指して、昨年度から、基礎調査事業を実施しております。今後、策定する前沢曲がり屋集落の保存計画において、既存の防火水槽2基及び消火栓4基の利活用を含め、下郷町の大内宿でも設置されている避雷器の各戸への設置や放水銃の整備とあわせて、避雷針の設置の必要性も検討しながら、防災整備の充実に取り組んでまいりたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、緊急時における総合支所への支援についてのおただしがございました。

緊急時における体制は、南会津町災害対策本部規定緊急災害警備体制により、職員の配備体制を定めております。ご指摘の夜間、祝祭日における災害等の体制ですが、基本的には災害対策本部規定により体制を敷きますが、職員の移動に対する安全を確認することが重要でありますので、それぞれの居住地の本庁または総合支所で情報収集を行い、災害対策本部の指示により行動することになります。その後、情報収集や被害調査により、当然のことではありますが、本庁と総合支所との協力体制により、的確な災害に対する対応を実施することとなりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等に答弁をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○渡部康吉議長 15番、阿久津梅夫君。

○15番 阿久津梅夫議員 雇用の方は、各先生方がいっぱいやられたから余り言いませんが、地元でできる仕事は、地元の仕事をもraitたい。また、いろいろな面で資格を持った人がいっぱいいるんです。そういう人たちに、やっぱり仕事を与えること、与えてもらいたいです。何だい、せっかく勉強してこうやっていろいろな設備したんだけど、一つも町もやってくれないなんて言われると、じゃ、おまえ、町へ行ったかと言うと、行かないと。何かやっぱりアウトソーシング、もうそういう形なんでしょうから、もし、そういう点があったならば、各仕事を分けてやってもらいたいです。

それで、この1点目は質問終わりで、2点目です。

前沢地区に落ちて、言ったように落ちて、その後も修理していない部分があるんです。これは、早急にやってもらわないと、21年の前に、あの部落が燃えちまったら、どうなるんですか、落ちて。避雷針は、早急にやってもらいたいです。ひとつ、この点だけはよく。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

初めに、雇用関係でございますが、議員おっしゃるとおり、私は、まず地元にある既存の企業、あるいは企業という基準といたしますか、くくりをどうするかということもありますが、先ほども申し上げましたように、福祉関連施設等についても企業と位置づける。あるいはまた、第三セクターについても企業と位置づける。あるいはそのほかの指定管理についても、その内容によっては企業と位置づける。こういう幅広い、いわゆるくくりを持って考えたときに、その職場で働く人たちが、どういう実態で、いわゆる給与の中身、あるいはその労働者の体制、人数の問題、あるいはそのことによってどのような精神的な負担を抱えているのか、こういうこともしっかりと調査をした上で、まず、現在、企業活動している、いわゆるそういう事業をしているところに、しっかりと向き合って、そこにどんな課題があるのか、その課題抽出をしながら、支援をしていくと。単に融資の支援だけではなくて、周辺整備に対して何ができるのか、ここのところも精査をしながら、しっかりと支援をしていきたい。

そんな中で、有資格者がいるというお話がございました。私も、ここのところには大変、今、視点を強く持っております。いわゆる有資格者がいる。その有資格者が、何を、どこで、自分をいわゆるその資源を使って、自分の能力を使って貢献したいのか、ここのところがなかなか表に出てこなかったのも、ここのところを調査の中でしっかりとさせていただいて、その有資格者がこれまで描いていた自分の人生設計というのが、この地域で可能なのかどうなのか、あるいはどういう条件をクリアすれば可能になるのか、ここのところもしっかりと対応してまいりたい。そんな中で、それぞれ施設、あるいは家庭がありますが、この中間で、その資格が生きないのか、こういうこともこれからしっかりと考えていきたいというふうに思っておりますので、お答えをさせていただきました。

それから、前沢地区でございますが、現在、修理をしていないところがあると、こういうことですが、このことについては担当課長の方からお答えをさせていただきますが、仮に21年までに燃えちゃったらどうするんだと、こういうことですが、それは大変困りますので、その実態を見きわめながら、いわゆる落雷がといたしますか、そういう被害に遭いやすい条件というのがあるのだそうでありますので、その辺の調査もさせていただいて、今後、前向きに取り組みをさせていただきたいと、こう思いますので、よろしくお願いいたします。

○渡部康吉議長 舘岩総合支所長。

○星 安晴舘岩総合支所長 お答えいたします。

修理をしない箇所というのは、資料館ではなくて、その裏にある倉庫だと思うんですけども、倉庫というか阿弥陀堂というか、その件だと思うんですけども、その件に関しましては、今後、よく検討しまして、とりあえず差しガヤ等で若干の修理はしていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○渡部康吉議長 15番、阿久津梅夫君。

○15番 阿久津梅夫議員 雇用の場のあれは、昔は会社へ行くと、社長が、もうからない、もうからないと言っている。今行くと、従業員たちが、あした首かもしれないと。それほど深刻になっていますので、それはよく考えてやってください。1点目のそれは、もう答弁するあれは要りませんから。

2点目、早急にやるか、やらないかの返事だけ聞きたいんです。当面じゃなく、避雷針、燃えちまったら、何にもならないんだから。そのやる意思をしてもらえれば、いいです。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

その早急という期限がどのくらいのものかわかりませんが、仮に非常に短期間を要してということになれば、やりません。お答えを申し上げます。

○渡部康吉議長 15番、阿久津梅夫君。

○15番 阿久津梅夫議員 やりませんじゃ、燃えちまったら、重要文化財もないわけだから。

ただ、これ、今現在、入館者が9月18日付で1,065人が入っているんです。入館者が820人ぐらいいるんです。あとは、ただあの辺を歩くだけが2,300人。そして、これは、その人たちが受け付けただけで、もっと人が入っているわけだから、この間に、もし雷が落ちた場合には、補償が大変なことだよな。たまたまあの中にいた人で、今、落ちて、雷鳴つとぶるぶると震える人がいるんだけど、住民に。よく調査して、あの地域は、すぐやれと言ったってできるものではないんです。それはわかっていますよ。あそこは、昔から山が崩れたので、避雷針をつけるにはボーリングしたりして、莫大な金がかかるんですよ。それだから、すぐにやれと言って、あしたできるものじゃないです。やってもらえる意思があれば、それでいいと思います。

あと、3点目です。これは、緊急時における総合支所へのあれ。これは、夜の場合が一番困るんだよな、やっぱり。今、地元で起きた場合に、田島から館岩に行っている人、また、こっちへ来ている人、田島はやっぱり、もし祝日の場合は館岩、おれ、田島に行っているんだからではなく、館岩でも、そういうところに出てもらえるように、協力してもらえるような体制と、

もう一つ。

これは、緊急時で、ヘリコプターが、尾瀬国立公園になったからと喜んでいる場合でもないんです。それになったおかげで泣いている人もいます。緊急時、この間の台風9号で、私はそのあした、すぐに行って、全部の林道、私が行かなかったらもう、その国立公園になった、―――行ってきました。

そうすると、あの一番被害の多かったところとか、よく調べて、それから通行可能を出すべきじゃないか、通行どめをとめるとか、起きてしまったから仕方がないけれども、まだ山の沢の深いところから、沢から、いつも水のないところから水が落ちているんです。そういうことを調べながら、やっぱりあれは県道だから、県に任せれば、それは構うことはないと言えばそれまでだけれども、あとは、林道の場合は、役場へ行って聞いたら、一応月曜日まで通行どめにしました、月曜日には、通行可能ですよという返答を聞いてあるもので、うれしく戻ってきました。

だから、そういうところをよく、何ていうのか、しゃべってきたんだけど、そういうのはやっぱり見きわて、あれだけの対応、こまごま対応だから。だから、やっぱり上がって、道路わける、観光客じゃない、あれは観光客にもしあったら、こっちの補償になるんだから、1日ぐらい、土、日でも通行どめの看板、これを立ててもらいたかった。その処置をやっぱり見きわめてやってもらいたいと思います。

以上です。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

私は、落雷についても、あるいはその他のいわゆる道路事情を考えた交通事故とか、そういう災害について、あったらどうするんだということは、これはあつてはならないんです。だれが考えても、なくしていかなきゃならない。

ただ、早急にというのが、どのくらいの期間でやることなのかわかりませんが、いわゆる先ほどおっしゃったように、調査をして、いわゆる落雷が発生しやすい地域というのがあるということですから、それらがやはりその調査の結果、前沢地区というのは非常に危険度が高いんだと、こういうことになれば、その調査の内容を踏まえて、できるだけ早く取り組みをすると、こういうことになるということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、いわゆる支所の緊急時の取り扱い、また対応の仕方ですが、今回の台風9号では、まさしく議員がおっしゃるような対応を、いわゆる支所の管轄に住まいになっている

職員はそういう対応をさせていただきました。そういうところから、先ほど私の方から答弁をさせていただきましたけれども、その状況確認なり、支援体制が整った後、それぞれ配置されている職域の中で災害の対応に当たったと、こういうことでございますので、このことについては、これからも十分そういう連携プレーができる、そういう意識と体制づくりをしっかりとしていきたいと思います。

それから、県道あるいは林道の災害時の通行どめに関してであります。これも議員がおっしゃるとおりであります。きのうも、議会終わった後、建設事務所の所長の方と打ち合わせをして、いわゆる絶えず建設事務所、県道ですから県の責任ですよということのないように、いわゆる身近にいる者が確認をしたら、絶えず情報交換をして、緊急時の早い対応、そして災害をなくす、あるいはできるだけ少ない被害で、未然に防げれば一番いいんですが、未然に防げなくとも、最低の災害の規模におさめようと、こういうことで、関係部長と話をしてきたところでありますので、議員のおただしについて、今後また、新たな気持ちで取り組みをさせていただきたい、こう思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 15番、阿久津梅夫君。

○15番 阿久津梅夫議員 町長もすぐ答えを出すと言ったからいいけれども、やりませんなんて強気でなく、ヘリコプターがおりる、緊急時の場合のあれも答弁要らないから。金かかるからやらないと言われれば終わりだから、これもやっぱりどこかに指定して、緊急時、田代山に、それをやってもらって。

あとは質問するのは、最後には、課題はないんだけど、最近、事件が多過ぎる。それは、行政並びに我々やっと、もっと町民に耳を傾けるべきではないかと思っています。ただそれだけです。

以上、私の一般質問をこれで終わります。

○渡部康吉議長 以上で、15番、阿久津梅夫君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。2時40分に再開いたします。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時40分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 湯 田 哲 議員

○渡部康吉議長 次に、1番、湯田哲君の登壇を許します。

1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 最後になりましたけれども、通告順序に従いまして、質問させていただきます。

6月の定例会では、教育、学校について質問させていただきました。今回は、文化ホール、図書館についてです。なぜ私がそういうものにこだわるかというと、最近、いろいろな凶悪犯罪、さまざまないろいろな問題があります、心のゆがみというか。それらは、子供が大人になる、その要素では、大人の心をつくり上げたのは、やはり子供時代の体験だったり、子供たちが一番基本だと私は思います。ですから、国家予算で防衛費なんかよりも、はるかにそちらの方に本当は使うべきだと私は思います。凶悪な犯罪をなくすなら、子供たちに投資をするのが、最大の私は国でやるべきことだと思います。

それでは、進めたいと思います。

1番、文化ホールについて。

文化ホールが誕生し、動き始めて3年がたとうとしています。今では、劇、コンサート、映画、子供歌舞伎を初め、地元の伝統や町民の芸能の発表の場として、各種大会の会場、市民講座の講演会場として活躍されていることは、南会津町の芸能、文化の発展に大いに貢献していることは間違いありません。まさに、町民憲章にある、教養を高め、文化の町をつくろうという原動力となっています。

しかし、その原動力をさらに高めているのは、文化ホールを維持し、管理運営に当たる人たちの存在です。ある公演が決定し、その公演のために情報収集、企画計画などに当たるスタッフはもちろん、複雑な舞台装置を安全に動くようにする技術者、そして、特に重要な人たちがいます。それは、その公演成功のために、芸術、文化のまちづくりを積極的に応援しようとする町民有志で構成されたボランティアで活動している、文化ホール運営委員会の方々です。心から感謝と敬意を表します。

そこで、文化ホールの実績と今後の運営について次の点を伺います。

1番、文化ホールが、この町にとってどのような存在であるのか、そして、未来においてど

のような役割を果たしていくことが望ましいのか、町長のお考えを伺います。

2番、最近、上演された劇もコンサートも質が高く、内容もすばらしく感動しました。スタッフの運営は、スムーズで安定しているように見えますが、私たち町民には見えないところで多くの苦労があるのではないのでしょうか。一つの公演が決定するまでのプロセス、そして決定後、公演当日までのプロセスはどのようなになっているのか、過去の公演の実績を伺います。

3番、文化ホールのこれまでに実施された重立った行事名、公演名、入場者数、事業費など町からの予算、つまり持ち出しと利用した補助金なども含めて伺います。

4番、現在、既に決定され、これからも予定されている劇やコンサートなど、どのようなものが候補として挙げられているのか伺います。

5番、文化ホールを運営する上での問題点、課題、対策及び町民の考えやアイデアを取り入れる工夫などについて伺います。

6番、町民参加のまちづくりの精神が生かされず、文化ホールの運営が一部の人たちに負担がかかり過ぎているような話を聞くことがあります。そういうことはないのか伺います。

次に、図書館についてです。

私は、図書館の役割の一つとして、図書館とは知的好奇心という小さな芽を育てるところであり、その好奇心をさらに別の好奇心へつなげるところであると考えています。好奇心は、その人間の自分を高めようとする原動力となるはずです。子供たちについていえば、町内の幾つかの学校でも実施されている朝の読書など、子供たちに本に親しむ習慣をつけることは、その子供の未来のためにもとても重要なことだと思います。そして、その人が大人になって、豊かな人生を歩む上で重要な要素の一つだと思います。

そこで、図書館の現状及び今後の運営について次の点を伺います。

1番、南会津町図書館の図書館としての規模、合計冊数及び分野別冊数、文学、科学、哲学、社会、芸術などそれぞれです。そのほかDVDなど視聴覚ソフトの数量について伺います。これらはホームページでも検索はできますが、ぜひ、この場で、皆さんの前で確認したいと思います。

2番、利用状況。1日の平均的利用冊数、できれば利用者数の世代別、この辺は細かいですが、曜日別、月別なども含めて伺います。

3番、図書館運営に当たり、現在の問題点、今後の課題、利用者及び町民へのメッセージは何か、伺います。

町民のみならず南会津地域の図書館としてのあるべき姿、未来像はどのようなものか伺いま

す。

以上、質問は終わります。よろしくお願いいたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 1 番、湯田哲議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、文化ホールの実績と今後の運営に関する 1 点目、御蔵入交流館がこの町にとってどのような存在であるのか、そして、未来においてどのような役割を果たしていくのかのおただしがございました。

御蔵入交流館は、公民館の各種講座や各種サークル活動、文化ホールでのコンサートや演劇、さらには、町民の手づくりによるさまざまな発表会など、町民の文化活動の拠点施設として多くの方々に活用されてきております。また、それぞれの活動が町民の生きがいとなり、ストレス解消の場として、あるいは引きこもりの解消にもつながってきているとの認識をしているところであります。これらのことが、健康を持続し、ひいては医療費の削減につながってくるような健康の拠点施設としても位置づけられてきております。

御蔵入交流館の将来的な展望といたしましては、単に文化の拠点にとどまらず、いやしの空間の創造と来町される方々への南会津全体のインフォメーション機能とをあわせ持つようなにぎわいと交流の場としたい、このように強く考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っています。

以上、町長に求められました答弁とさせていただきますが、具体的事項については担当課長等に答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 次に、文化ホールの実績と今後の運営に関する 2 点目にお答えします。

一つの公演が決定するまでのプロセス、そして決定後、公演当日までのプロセスはどのようなになっているのか、過去の実例を伺いたいとおただしですが、ホールの自主事業の中にも、さまざまな形態がございます。

1 つには、文化庁や総務省等の外郭団体による助成事業であり、招致のための費用負担はかかりませんが、宣伝等にかかる経費負担のみで公演ができる事業です。ただし、前年度に申し込みが必要となりますので、全国のホール相手の競争となり、公演の内容も限られたものになってきます。

2 つ目は、直接劇団等を誘致する事業ですが、公費、公演費用がかかってくるので、事前に運営委員会の中で、細部にわたり検討して実施しております。また、公演までのプロセスと

しては、半年ないし1年前からの出演交渉を行い、遅くとも公演の3カ月前からの告知及びチケット販売をいたします。さらに、公演者側との舞台等に関する打ち合わせから、公演前日か当日には、大道具等の搬入等があり、本番の公演を迎えます。

公演までのプロセスの中で一番の課題は、いかに町民に周知するかということであります。一流の公演等を招致しても、なかなか浸透しない場合もございます。今後は、町民の意識を交流館に向けてもらえるように、情報を小まめに発信できるような取り組みを実施していきたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

次に、文化ホールの実績と今後の運営に関する3点目にお答えいたします。

文化ホールのこれまでに実施された重立った公演名、入場者数、事業費など、町からの予算と利用した補助金なども含めてとのおたかしですが、国の外郭団体による助成事業で実施しました音楽座ミュージカル「アイ・ラブ・坊ちゃん」の入場者が201名でありました。その公演に係る費用の負担はありませんでしたが、広告宣伝費用の一部で15万円程度の支出となっております。また、町が直接招致した劇団四季のミュージカル「ユタと不思議な仲間たち」に関しては、610名の入場者があり、公演費用としての持ち出しは228万円となっております。それぞれにすばらしい一流の舞台であり、ごらんになられた方々、特に子供たちに大きな感動を与えることができたものと考えております。

次に、ホールの実績と今後の運営に関する4点目にお答えします。

現在、既に決定され、これから予定されている劇やコンサートなど、どのようなものが候補として挙げられているのかとのおたかしですが、今年度予定されている事業としては、町民手づくり公演とクリスマスに予定しているハートフルコンサートです。これらの事業は、自主制作事業として実施するものであり、文化ホール運営委員会が中心となって企画運営するものです。また、ハートフルコンサートについては、町内の小中学校などを訪問して、ミニコンサートなどを行う事業を組み合わせで企画しており、一流のアーティストと子供たちが身近に触れ合える交流事業として実施しておりますので、ご理解を賜りたいと考えております。

次に、文化ホールの実績と今後の運営に関する5点目にお答えします。

文化ホールを運営する上での問題点、課題、対策及び町民の考えやアイデアを取り入れる工夫などに関してのおたかしですが、ホールを運営していく上で最も重要なものは、専門的な知識と経験が必要であり、担当する職員の出演者と観客の橋渡しをすることではないかと考えております。このことが、御蔵入交流館と町民が一体となった運営につながってくるものではないかと考えております。

また、町民のアイデアを取り入れる工夫につきましては、現在、文化ホール運営委員会を設置し、検討の場を設けております。さらには、各種公演の際にアンケート調査などを実施し、観客の嗜好の把握を行ってまいりました。今後は、文化ホール友の会的な組織を立ち上げて、より多くの方々の意見やアイデアを取り入れ、その人たちもホールの催事企画に参加できるような環境をつくっていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、文化ホールの実績と今後の運営に関する6点目にお答えいたします。

住民参加のまちづくりの精神が生かされず、文化ホールの運営が一部の人たちに負担がかかり過ぎているようなことはないかとのおたかしですが、文化ホールの自主事業等の運営にしましては、現在活動している文化ホール運営委員会が、主体となって活動しているところであります。この運営委員会は、ボランティアでの参加となっておりますので、委員それぞれが自主的な参加として運営していることから、一部の人たちに負担がかかり過ぎるということはないものと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、図書館の運営に関する3点目からお答えをいたします。

なお、1、2点目に関しましては生涯学習課長に答弁させます。

図書館運営に当たっての現在の問題点、今後の課題、利用者及び町民の方へのメッセージに關してのおたかしであります、ご承知とおり、南会津町は、田島町、館岩村、伊南村、南郷村の4町村が合併して誕生したわけでありましたが、それぞれの地域でも等しくサービスを受けることができなければなりません。図書館としても、合併前から、館岩、伊南、南郷を含めた南会津郡内の方ならば、だれでも利用できるようなにはなっておりましたが、今後ますます、合併したそれぞれの地域にお住まいの町民の方へのサービスに努めなければならないと考えております。

現在、図書館でしか資料の貸し出しをしていませんが、これを館岩、伊南、南郷の各教育委員会分室でも貸し出しできるように体制を整備するなど、それぞれの地域の方々にも、多くの図書館資料、ひいては多くの情報に触れる機会を提供してまいりたいと考えております。おたかしのとおり、図書館の役割とは、町民の知的好奇心を満たし、多くの情報、知識を町民に提供するとともに、町民同士を結びつけるかけ橋となることだと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、図書館に関する4点目にお答えします。

南会津地域の図書館としてのあるべき姿、未来像に關してのおたかしであります、南会津地域は、豊かな自然と文化に恵まれた地域でございます。その地域の図書館として、南会津な

らではの資料、例えば尾瀬国立公園の玄関口でもありますので、自然環境等に関する資料を重点的に選定し、また、南会津町の4地域の特色を、田島地域の図書館、館岩地域、伊南地域、南郷地域の各分室ごとに反映した資料をそろえるなど、図書館だけでなく、それぞれの地域との連携を図り、町民からのご意見などを反映させながら、南会津独自の図書館をつくってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、教育長に課せられた答弁は、これで終わります。よろしくお願いいたします。

○渡部康吉議長 生涯学習課長。

○酒井直伸生涯学習課長 図書館に関する1点目の町図書館の規模、合計冊数及び分野別冊数、その他のDVDなど視聴覚ソフトの数量に関してのご質問であります。平成19年3月31日現在、図書館の全資料数は4万4,069点でございます。このうち、一般書や児童書、郷土資料、絵本、紙芝居の図書が4万1,582冊、DVDやビデオなどの視聴覚資料が716点、雑誌などの逐次刊行物が1,771冊でございます。

分野別の冊数でございますが、図書館の資料は、日本十進分類法を適用し、分類しております。それぞれの主な分野の冊数は、文学が1万5,412冊、歴史が5,256冊、社会科学が4,064冊、自然科学が3,217冊、芸術が3,144冊といった数になっております。

次に、2点目の図書館の1日の平均利用者数及び利用冊数、利用者の世代別、曜日別の利用といった利用状況に関するご質問でございますが、平成18年度の利用実績で答えをいたします。

平成18年度の総貸出数は4万2,340点、1日の平均利用者数は43人、平均利用冊数は147冊でございます。世代別の利用状況でございますが、30代から40代の女性の利用が1万2,760点と最も多く、続いて、小学生の利用が8,843点、未就学児の利用が3,045点となっております。曜日別の利用状況でございますが、土曜日の利用が最も多く1万743点、続いて、日曜日が1万130点と、全体利用数の約49%を占めておる状況でございます。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 それでは、再質問いたします。

まず、もう一つ。町長は、劇、映画、芸術という、その劇といわゆる映画の効果はどんなふうに、つまり効き目というか、そういうのを感じられ、どういうふうにとらえていますでしょうか。ケアします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 答えをいたします。

2つの視点があると思います。つまり、いわゆる観劇をする、見る側、いわゆる地元の町民を中心とした、その演劇、いわゆるコンサートを見る側の印象としては、1つは、自分の人生の大きな気づきになっている、こういう感想が、数は少ないんですが、確実にその回数ごとにメッセージとして届いています。しかも、どちらかというと、今、子育て中のお母さん方からのそういう感動の声が届いています。そういう効果が、これから子育てや教育部門に大きく広がっていくことを、実は望んでおります。

それから、もう1点は、演劇をする側、これが当町に来ていただいて、あるいは当町の手づくり公演の方々も含めて、自己表現ができる、こういう確かな手ごたえがあります。と同時に、他地域から、専門の方々が演劇あるいは音楽コンサートに来た場合に、この南会津の環境に新たな発見をしていって、そして南会津に非常な関心を持っている。

例えば、これはコンサートをしておりませんが、株式会社観光公社が主催をして、山村道場で沢田知可子さんのコンサートをやりました。約130人くらいお集まりになったと聞いていますが、その後、沢田知可子さん、それからピアニスト、ギタリストと懇談会を持ちました。

そのときに、ぜひ南会津の観光大使になりたい、向こうの方から、相手側からこうやってきました。それ、どういうスタイルにするか、どういう形で応援をいただくか、これからしっかりと詰めていきますが、そういう効果も、実はこの文化関係を通して、私は手ごたえとしてみると、こんなふうに感じておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 とても抽象的なことで、なかなか即答できるものではありませんが、町長は、さすがにその考えを言いますねという感じですが、私の考えをちょっと述べさせていただきます。

これは、この劇を周知することが問題でありましたと、こう答弁の中にあつたと思います。とても難しいことです。でも、今、余りにも劇と映画のことが、テレビに映画も出ますから、そういう効果がないもので、私は議会にこれを上げたのは、劇が、実は今、子供たちが体験不足ということで、自然体験とか学校でいろんな授業を、焦って文部科学省でやっていますけれども、実はその体験不足を補うのに、実は劇と映画がどれぐらい役割をするか、淀川長治さん、今から9年前、11月11日に亡くなられましたけれども、89歳でした。あの方は、映画は学校だと言っています。その中でいろんなことが学べますよということを、私はまさに彼の言っていることは耳に、小さいころ聞いていましたから、すごく焼きついて、今もそう思っています。

それはなぜかという、劇が子供たちの体験の一つになる。私は、「ユタと不思議な仲間た

ち」を見ていませんでした。でも、知人から聞きました。これに行ったとき、子供たちがぼろぼろ泣いて出てきたんだよと。これはなぜかといったら、自分たちが今、いじめていた人間が見ていたかもしれない。自分がもしかして反省して泣いていたかもしれない。自分がこんなにかわいそうなことしたのはどうしたんだろう。いろんなことで、多分その涙はいろんな意味があったと思うんですよ。

私はその話を聞いたときに、あの涙を600人から見た、610人でしたか。この劇を見なかった人は、何でここにいなかったのか、私は残念で仕方ないです。もちろんお父さん、お母さんが仕事に行っていたのかもしれませんが、そこに行くような方向づけが、確かに家庭的にいろんな環境あります。難しいです。家族と親子と見るのが原則だと書いてあったのが、ちょっとまた気にかかりましたけれども、本当は親戚の子供でも、友達の子でも連れていけるような条件だったら、またさらによかったのかなと思いますが。でも、その「ユタと不思議な仲間たち」を聞いただけでも、そのすばらしさは、もう私は目に浮かぶよ。

それを、なぜ私はここで取り上げているかというと、劇を見ていると、よく劇1本見たから、映画を1つ見たから、1本の1回見た体験1つしたんじゃないと大人の方は思うかもしれませんが、その中で、主人公がその1時間半なり、2時間の中で、幾つもの友達の関係や親との口げんかの、ストーリーの中ですが、そんな中でやっぱり疑似体験的に、すごい感じるわけですよ。

〔「質問は」と言う者あり〕

○1番 湯田 哲議員 はい。

私は、ここで言いたいのは、劇と映画の重要性を大人たちも社会でも叫ばない。それを知らない余りに、先生方も興奮して、劇はすばらしい、ぜひ、あした行きなさいよ、強制しちゃまずいですが、それを言わないだろう。それが、私は、その周知とか、今回の劇の600人のほとんどは、よくわかりませんが、内訳として西部地区でどのぐらい来たか、私わかりませんが、ぜひ、苦勞してでも、1時間ぐらいかかるかもしれませんが、それはありますけれども、そういうものを知らせる、それが私は必要だと思うんです。それは、私はここで取り上げて、本当に話は決してそれではないと思っています。ですから、私はそういうふうにとらえています。

1本の劇を見ること、1つの映画を見ることで、その子が1年間、あるいは3歳から4歳、あるいは6年生から中学2年生までの体験は、私はできると思います。それぐらい私は偏った考えかもしれませんが、それぐらいストーリーの、名画というものですよ、これは限ら

れます。かなりストーリー的によくできた今回の「ユタと不思議な仲間たち」みたいな、これはいろんな思想をもらっていますし、劇団四季が演じるものですから、舞台装置もあのホールはすごいです。だから、そういう意味で、そういうものをもっと大人たちも、先生方、学校の、教育委員会も、それをもっと叫ぶべきだと私は思って、ここでそれを取り上げているわけです。

周知するにはどうしたらいいのか、パンフレットをつくりました。3カ月前からやっていますよ。確かにみんなパーティーをするには、いろいろな催しをするには、3カ月前からするのは当たり前ですけども、それをもっと叫ぶような風潮づくり、それを私はかなりに町でしていけば、子供たち、そしてもう一つ、じゃ、質問1回振らないと。

これを見て、今までコンサート幾つもありました。学校で、教育長に聞きますけれども……

〔「明瞭に」と言う者あり〕

○1番 湯田 哲議員 学校で読書感想文というのがありますよね。劇を見た感想文あるいは映画を見た感想文、その何かやったような経過はありますでしょうか。質問です。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 それではお答えいたします。

これまで私が経験した感想文につきましては、先ほど申し上げましたミニコンサート、ミュージシャンが来まして、そして楽器を持ってきて、それで楽器を弾いてコンサートをして、その後で、その楽器の説明をしたり、子供に実際にさわらせて弾かせたり、そういったことをやっているんですけども、そのことについてのそれぞれの学校から感想をもらった、そういうことはございます。お姉さんやお兄さんにお手紙の形で書いたものを、学校の先生方が教育委員会に届けてくれまして、それを全員分何十人も見たことはございますが、非常にみんなそれぞれ、よかったと、ありがとうというような形で書いておった感想文でありました。

以上です。

○渡部康吉議長 生涯学習課長。

○酒井直伸生涯学習課長 先ほどチケットの販売方法等ございましたが、プレーガイドとしまして、御蔵入交流館はもとより、田島地域の書店並びに祇園会館、西部地域のコンビニ等で販売をしております。また、告知につきましては、ホームページあるいは新聞折り込み、ポスターの掲示などによって行っております。

なお、さらなる周知の徹底を今後図ってまいりたいと思います。

また、先ほど議員の方から、劇団四季の関連でございましたが、実は、公演終了後、劇団四季の役者さんから、劇団四季で所有している自由劇場よりも演じやすいホールとのお褒めの言

葉をいただいたことや、公演終了後に、劇団四季の中でもベテラン俳優さんがわざわざ事務所においでいただきまして、本当にいい小屋ですね。持って帰りたいくらいです。来年もぜひ呼んでくださいというお褒めの言葉をいただいておりますと同時に、議員おっしゃったように、ご来場いただいたお客様の評判も大変よく、感動の余り泣いてお帰りになるお客様も多く見受けられました。

以上でございます。

○渡部康吉議長 1 番、湯田哲君。

○1 番 湯田 哲議員 今の言葉が本当にそうだと思うんです。私は800席というのは、いろいろ当初問題があったような気がしますけれども、本当に見える、そしてホールも深いですから、舞台装置も、私は、「アイ・ラブ・坊ちゃん」を見ました。まるでどこかにいるかのような感じで、その深みのある奥行きの中で演じる人たちのその立体感とか、光とか、それはすばらしかったです。

ですから、私は、じゃ、話をそらしませんが、ここで言いたいのは、そういうものを私が、今、教育長に振った、見てからの感想をしましたか。よく、見終わったときにアンケートで、どんな感想を持ちましたかというのは、確かに直後やっていますけれども、なぜ学校の子供たちに振ったかという、あれを見て、5人が見ていて、見ていない子がいるわけですね。

そうすると、その子は、えっ、そんなにすごかったの、泣いたことない。子供でも泣いたことがない子というのは結構いるんです。難しいです、4年生、3年生、泣くことって。友達が泣いているのが、自分が泣くよりもせつなくて泣くなんていう子もいるかもしれません。それぐらいいろんな心が、まだ不完全な時期にいて、映画を見ることの効果、友達の感想文を見て、ああ、こんな感想をしていたんだ。つまり感動の共有なんですね。

そういうものを、ぜひ映画を見たら、学校の中で、ぜひ、見てきたら感想文を書きましょうと。中には、いろんな、じゃ、この子のをみんなに読ませて聞かせましょうかといったときに、次から、友達はもしかしたら足を運ぶかもしれないでしょう。そういう意味で、ぜひそういう細工というか、フォローをしながら、この町の人たちに、文化の町をつくるのがこの憲章にあるわけですよ。

そういう意味で、ただ見て終りとかじゃなく、淀川さんは1本の映画を何百回も見ています。ですから、ファッションから足の動きから指の動きまで彼は見ていますよ。それぐらい映画は何回も見なきゃ意味はないと私も思っています。

ですから、そういう意味で劇の話になっちゃいましたがけれども、映画も名画であれば、昔の

いろんな「風と共に去りぬ」とか、余り私はよく知らないんですけれども、そういうのをまた再現すれば、また安いお金で、著作権は終わっていますので、改めて「風と共に…」を、ビビアン・リーをもう一度語りましょうとか、そういう新しい、お金のかからない細工もいろいろ考えられると思うんです、映画会も何回も「ヤマト」とかいろいろ、今までありましたから。だから、そういうものをぜひ、お金のかからない映画もいっぱいあります。

ですから、そういうのを上映しながら、終わってからでも、淀川さんじゃありませんけれども、この町にもいろんな映画ファンがいっぱいいらっしゃいます。そういう人たちの、これは、こういうところ見なかったとか、私は見ていたわとか、見ていなかったわとか、いろんな映画談義というか、そういうものを聞いていると、見ていない人も、そういう感動の勘どころなんかもわかってくる。

私は、この議題でいっていることは、行政の橋をつくる、建物をつくるのももちろん同様に、子供たちの心をつくるものでいえば、相手は物ではありませんし、芸術の感性なんだから、そういう意味では、ぜひその辺に力を入れて、細工づくりをしながら、文化ホールに1人でも多くの方を運ぶようなことをしてほしいと思います。もったいないです。600人の「ユタと…」、私はその場にいませんでしたけれども、見事だったと思います。

今週の頭に、手づくり公演、ありましたね、何でしたっけ、キャラバン桃太郎、あれを私、見ました。あれも、やっぱりすばらしかったです。鬼が人間社会との、鬼の方がよっぽど賢明だったり、賢かったりする。ああいうものを見る機会、あれも600人ぐらい、ほとんど満席でした。そういう意味で、そういうものを上演したときに、ああ、ここにいてよかったわと言う人もいれば、お父さんが仕事で行けなかったけれども、残念だったわ、じゃ、次は絶対行くわというような、そういう雰囲気、ぜひ、学校でも簡単に先生の一言でできるわけだし、君、ちょっと行って、感想でも言ってみなさいと言え、その子は、僕、行ってきました、先生とか言って、話すわけですよ。そういう機会を持っていけば、ぜひ、そんな文化ホールへ行く、足が向くのではないかと思います。

それでは、図書館についてなんですが、図書館については、なぜ図書館を取り上げたかという、利用者は、割と私の予想よりはかなりあったような気がします。議員の中にも、図書館に加入してカードをつくっている人は何人いるか、ちょっと私は疑問ですけれども。いや、皆さんいます、皆さん、全員やっていると思うんですけれども、私もつくってはいるけれども、そんなに足を運んでいません。コンピューターで調べるとわかっちゃいますので、余り大きなことは言えませんが、そういう意味で、あの立派な図書館で、先ほどは感動です。感動との遭

遇が文化ホールであれば、図書館は知性との遭遇ですよね。好奇心をつくって、それが人間が上昇していく上昇志向とか、勉強しなきゃというそういう習慣がつく。

私たちは、文教厚生委員で、現地事務調査ということで学校をめぐるしました。みずから考え、みずからの言葉で自分でいろんな話をできるような子供をつくろうと、いろんなことを、何にでも興味を持ちという目標は、どの学校にも大体あったと思います。それをつくるためには、図書館の存在も、先ほど言った劇の文化ホールの存在も、それらは、もう目が輝くはずです。

ですから、1つの劇を見て、1回足を運んだら、その感動を忘れないで、多分病気じゃないけれども、くせがつくぐらい多分その感動をもう一度、もう一度という感じで文化ホールにはどんどん入っていくと思います。200人だった「アイ・ラブ・坊ちゃん」はちょっと意外に少なかったですけれども、これもすばらしかったし、それが大体600人ぐらいに私はなると思いますので。そういう細工、あるいはそういう方向で、ぜひ、やってほしいなと思います。

町長にもう一度お願いします、その部分の考えを。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 答えをいたします。

ホールの、言ってみれば、何というんですか、先ほど言いましたけれども、気づきとか感動とか、それが、すぐ近くにある図書館と連動して、さらに知的にいわゆる教養を深めるといいですか、感動を深めていくと、これはとても大事な連動だと思っています。そういう意味では、ここの御蔵入交流館は、いわゆるホールと図書館を備えた、非常にある意味では、私はほかにはない機能的な交流館だなと、こういうふうに思っています。

そんな中で、議員がおただしのように、やっぱり感動とか気づきを、本当に自分の人生の中で生かしていくということになれば、それはやっぱり繰り返し、繰り返しの積み重ねだと思うんです。いわゆる繰り返し、繰り返しのその積み重ねが習慣化していく。習慣化していくということは、実はその人の能力になっていくわけですから、そういう意味で、議員おただしのような繰り返しのある意味では企画、立案をこれからも積極的に進めていく、こういうふうに思っております。

それから、周知をして、できるだけ1人でも多く、そういう施設に足を運ぶように、ここの周知の方法は、学校でのおただしがございましたが、それだけにとどまらない、例えば区、集落の介護や何かでのいわゆる見た人たちのいわゆる感想といいますか、意見といいますか、そういうものも、できるだけ機会をつくっていただけるような、いわゆる生涯学習という領域の中でさらに広げていきたい、こんなふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

ます。

○渡部康吉議長 1 番、湯田哲君。

○1 番 湯田 哲議員 私の言っていることが抽象論だと思う方もいらっしゃるかもしれませんが、もう一度そこだけ確認します。もう一度言って、終わりの方にしたいと思います。

実は、先ほど言った、せんだって6月の定例会で命の大切さを私たちは道徳の時間で、学校関係ですが、唱えていきますよ、主張していきますよという言葉を行いました。

私は、それは何をするか、体験不足が子供たちの心をゆがめているという表現はおかしい、病んでいるとかいろんな表現があります。でも、それをつくり上げている可能性は私はあると思うんです、体験不足ですね。心は体験によってできると、私は常々思っているわけです。道徳の教科書の1ページを読んだり、言葉の中で、人間は人を傷つけちゃいけませんよと言うことが通じると私は思いません。自分がけがしたときに、初めに声をかけてくれた女の子が、大丈夫、だれだれ君と言ったときに、その子の声かけで多分彼は一生優しく生きるかもしれません。

そういう体験が子供の心をつくり上げていく、私もそうでした。そういう言葉が心をつくるとすれば、その体験が今ないんです、なくなっているんですよ、ゲームの中に入っちゃっています。テレビの中に入っちゃっています。これが、もう一番、大人も含めて、私も含めて、それが問題だと言っているんです。その不足の、心の栄養といいますが、その体験の栄養が不足しているための補助的に劇や映画がどれほど役割をするのだろうか、私はそこを主張するんです。

すごく簡単なんです。2時間そこに座っていればいいわけだし、汗をかきながら涙をする桃太郎があちこち舞台の上を飛び回る。その姿を見ていると、子供たちは主人公になって、涙したり、汗をかいて見ているんですよ。そうすると、もうその子は桃太郎ですよ。

この部分で、彼は実際は小説を読むよりも、私は劇が、私は田舎で育ちましたから、劇には余り小さいころには浸っていませんでした。そうでしたから、そういう意味では、そういうものを体験することで、劇を見ることで体験不足が補えるから、学校の授業の中の一環として、道徳の教科書も一つ重要だと思いますが、学校全体ぐるみでも行くぐらい映画を選んで、ストーリーを選んで、今回の「ユタと不思議な仲間たち」ですか、これなんかは、本当に学校単位でも、満席でまた2回上演、相手は人間なのでそんなに上演できませんけれども、その1本は、その知人の言葉から感じるものは、本当にそこに行つてよかったというぐらい、私はちょっと地元の運動会で行けませんでしたけれども、そういう意味でそれを言っていますから、

具体的に私は提示しているつもりです。

それを、ぜひ、体験不足によって人間、私たち大人も含めて、心が少し病みつつあるから、いろんな時代になっています。だから、私たちも含めて、映画を見て、あるいは劇を見て、私たち大人は、やっぱり心にさびがついていますよ。色あせているかもしれません。でも、この分で、一つのすてきな映画、昔見た映画かもしれませんが、またじっくり私もあの大きな画面で見たいと思います。モノクロでもとてもすてきな、淀川さんが勧める名画幾つか見たいです、あそこで。そういうのを見ると、心が洗われるか、さびがはげ落ちると私は思っていますので、ぜひそういうのも含めて、一つのアイデアとして、そういうものを具体的に進めていって、1人でも多くあの先ほど言った、劇団四季がほれて、こんなにすばらしい、ベヒシュタインというピアノも、いろんなコンサートで言われる。もう行くたびにそのベヒシュタインのピアノを褒める言葉を皆さんも多分聞いていると思います。弾けばこたえてくれるんだとか、その奏でる音はすごいんだとつくづく聞かれます。もうすごく自慢できる宝ですよ。

だから、あの文化ホールという宝を、私たちはその中に宝を、もっといろんな劇が来たり、映画が多分もう一つ小さな宝なんだと思います。その宝に、子供たちも、私たち大人も含めて、その足を運ぶような環境を、あるいはその感動を叫べるような、感動をみんな町民に広めるような、そんな細工づくりでぜひ進めていきたいなということを願いたいと思います。

町長、もう一つお願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

議員が言っていること、よくわかります。というのは、そのくらい、今、社会問題になっているというのは、子供のいわゆる生活環境あるいは物の考え方、価値観の引き出し方なんですね。

ところが、確かに学校教育で学校の授業として、そういう鑑賞を取り入れられるかどうか、これは教育委員会の分野に任せるということになりますが、私としては、できるだけそういう形をとっていただきたいと思いますし、また、もう一つは、体験は人のいわゆる人格を形成するんです。でも、どんな体験をさせるかということが、むしろ選択としてあるんです。例えば私のところに飛び込んできた情報によりますと、そういうのよりも休みを利用してディズニーランドに行くんだと、こういう親がおられますね。それはそれで私は一つの実験だと思うんです。

ですから、できるだけ多くの人に周知をして来ていただいて、それぞれ体験をしていただくということはとても大事でありますけれども、そんな中で、当然その子供を持つ親の選択肢、

親の選択権というのもありますので、先ほど申し上げたように、私は地域の中やさまざまな場面の中で、生涯教育という領域の中で、親に、今、議員が持っておられるような強い、そういう子供たちの自立を目指した、あるいは心豊かな子供たちを育てるための、実は根っこには親もあるんだと、大人社会なんだと、こういうことで、そちらからも広めていくような方法、方策をとってまいりたい、こういうふうに申し上げておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 1 番、湯田哲君。簡潔にお願いします。

○1 番 湯田 哲議員 教育長にもう一つお願いします、一言。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 ただいま町長が回答申し上げましたとおりなのですが、全く同じことなのですが、学校の中で全体的に、全学年とかそういうことをやる場合には、学校にはご存じのように教育課程というのがございまして、年間の一応計画が決まっております。

それで、その中でいろんなことをやるわけですが、毎年、うちの方のいわゆる交流館では、キッズシアターというのをやっております。そこで、それぞれこういうのを見せたいというようなものが、その年その年によって違うんですけれども、県の方から推薦されまして、来まして、それを見せると。町のお金を出して、それを全学校の子供たちに見せるという事業を展開しております。

そういったことがございますので、本当に議員さんがおっしゃるように、私は、基本的には、その町の文化度だろうと思います。いわゆる音楽を聞いたり、あるいは演劇を見たり、あるいは本を読んだり、そういったようなことを多くすることとは、やっぱり非常にいいことだろうと基本的にそう思います。それを何回も繰り返すことによって、その町の文化度がそれによって高まっていくんだらうと、そして、高めなければならないだろうということを私は常々思っているものであります。

そんなことで、今後も議員さんがおっしゃるような方向に努力はしたいと思うんですが、いろんな面で学校全体でやるときには、そういった規制があるということをご承知おき願えればと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○渡部康吉議長 1 番、湯田哲君。

○1 番 湯田 哲議員 これで終わりますけれども、繰り返します。

ぜひ、子供たちにそういう映画、いい劇を見せてください。そして、それは最近とても集中

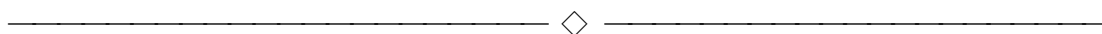
したから、「アイ・ラブ・坊ちゃん」から、「ユタと不思議な仲間たち」からということでも
どんどん続いたものですから、余りちょっとそんなに続けてやっていいのかしらという部分もあ
ったんです。もっと分散して、感動は、本当は忘れたところにまた感動で私はいいと思っている
ぐらいでもいいんですが、ちょっと立て続けにやってきたものだから、パンチのように。です
から、気になったんですよ。そんなに無理しない、もうちょっと3カ月ぐらいの間隔で、いい
ものをどっどって持ってきて、そういう形で十分体験はフォローできます。毎日見ていたら、これ、
変になっちゃいます。

ですから、3カ月ならそれぐらいでいいものを持ってきて、そこにいろいろ応募して、競争
も激しいですけども、子供たちにそういう感動を与えられるもの、与えると間違いないだろ
うというものをぜひ持ってきて、本当に期間は若干延びても大丈夫ですので、それで彼らが10
年分ぐらい、不足の50%ぐらい、もしかしてその映画、劇1本見ただけでも多分優しい子にな
っちゃうかもしれない、それぐらい私は極端だと思っています。そういう出会いを子供たちに、
そして私たち大人にも、そういう機会を、ぜひ、つくってほしいと思います。質問を終わります。

○渡部康吉議長 以上で、1番、湯田哲君の一般質問を終わります。

これをもって、通告されております一般質問はすべて終了いたしました。

上衣の着衣をお願いします。



◎散会の宣告

○渡部康吉議長 本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は10月1日午前10時より開議し、議案審議を行います。

本日は大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時29分

平成 19 年第 3 回南会津町議会定例会 第 5 日

議 事 日 程 (第 5 号)

平成 19 年 10 月 1 日 (月曜) 午前 10 時開議

日程第 1 報告第 4 号 専決処分の報告について

専決第 13 号 損害賠償の額の決定並びに和解について

専決第 14 号 和解について

日程第 2 議案第 66 号 南会津町高清水自然公園条例の一部を改正する条例

日程第 3 議案第 67 号 町道路線の変更について

日程第 4 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 5 報告第 5 号 平成 18 年度中における主要な施策の成果及び予算執行の実績
に関する報告について

日程第 6 議案第 68 号 平成 18 年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 7 議案第 69 号 平成 18 年度南会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認
定について

日程第 8 議案第 70 号 平成 18 年度南会津町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

日程第 9 議案第 71 号 平成 18 年度南会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

日程第 10 議案第 72 号 平成 18 年度南会津町農林業集落排水事業特別会計歳入歳出決
算の認定について

日程第 11 議案第 73 号 平成 18 年度南会津町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の
認定について

日程第 12 議案第 74 号 平成 18 年度南会津町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認
定について

日程第 13 議案第 75 号 平成 18 年度南会津町水道事業会計決算の認定について

日程第 14 議案第 76 号 平成 19 年度南会津町一般会計補正予算 (第 3 号)

日程第 15 議案第 77 号 平成 19 年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2
号)

日程第 16 議案第 78 号 平成 19 年度南会津町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 17 議案第 79 号 平成 19 年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 18 議案第 80 号 平成 19 年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 19 議案第 77 号 平成 19 年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 20 平成 19 年請願第 10 号 後期高齢者医療制度に関する請願

（文教厚生委員会）

追加日程第 1 議員提出議案第 10 号 後期高齢者医療制度の施行に関する意見書の提出
について

追加日程第 2 議員提出議案第 11 号 道路財源の確保並びに道路整備の制度拡充後に関
する意見書の提出について

追加日程第 3 議員派遣の件について

追加日程第 4 閉会中の継続審査について

追加日程第 5 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（22 名）

1 番	湯 田 哲	議員	2 番	渡 部 俊 夫	議員
3 番	高 野 精 一	議員	4 番	馬 場 信 作	議員
5 番	山 内 政	議員	6 番	渡 部 優	議員
7 番	星 光 久	議員	8 番	楠 正 次	議員
9 番	大 宅 宗 吉	議員	10 番	渡 部 忠 雄	議員
11 番	湯 田 秀 春	議員	12 番	星 登 志 一	議員
13 番	星 和 男	議員	14 番	平 野 昌 盛	議員
15 番	阿久津 梅 夫	議員	16 番	渡 部 東	議員
17 番	芳賀沼 順 一	議員	18 番	菅 家 幸 弘	議員
19 番	大 竹 幸 一	議員	20 番	児 山 寿 明	議員

21番 五十嵐 司 議員

22番 渡部 康吉 議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

湯田 芳博	町 長	杉浦 孝幸	副 町 長
横山 恒廣	教 育 長	湯田 タマイ	会 計 室 長
穴戸 英樹	直轄政策室長	渡部 俊夫	総 務 課 長
星 廣政	企画観光課長	星 光幸	税 務 課 長
大竹 政義	住民生活課長	室井 裕	健康福祉課長
舟木 平蔵	建 設 課 長	児山 忠男	環境水道課長
森 秀一	農 林 課 長	渡部 文政	農業委員会 事 務 局 長
長沼 芳樹	学校教育課長	酒井 直伸	生涯学習課長
星 安晴	舘岩総合支所長	横山 孝夫	伊南総合支所長
五十嵐 竹則	南郷総合支所長	室井 良一	監 査 委 員

事務局職員出席者

澤田 洋一	事 務 局 長	馬場 秀成	事務局長補佐
-------	---------	-------	--------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○渡部康吉議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は21名であります。

遅刻する旨、届け出のあった議員は、3番、高野精一君です。

これより本日の会議を開きます。

本日は、報道関係者から写真撮影などの申し出がありましたので、これを許可しております。
ご了承願います。

暑くなってきましたので、上衣の脱衣を許可します。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○渡部康吉議長 本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。

————— ◇ —————

◎報告第4号について

○渡部康吉議長 日程第1、報告第4号 専決処分の報告について、専決第13号 損害賠償の額の決定並びに和解について、専決第14号 和解についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これをもって、報告第4号 専決処分の報告についてを終わります。

————— ◇ —————

◎議案第66号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第2、議案第66号 南会津町高清水自然公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 今まで直営で管理されていたのが、今度指定管理者で民間の力もかりて、さらによく管理しようという趣旨は賛成です。そして、この公園は、ご存じのとおりことしのひめさゆりの祭りを見ましても、議員の方々も行かれた大分多くの顔ぶれがありましたので、皆さん結構実情をわかっていると思います。その中で、一部期間中は有料とはいえ、あくまでもやはり公園管理という中において、私は費用もかかると思います。

そこで、お聞きしたいのは、今まで南郷総合支所を初め維持管理されてきたのが後退することのないように、そしてまた公園管理という点から経費もかかるという点でしっかりその辺も支援しながら、この大事な貴重な公園を後退することのないような管理をお願いするとともに、これからの自然教育、環境教育には必ずしやこの公園も大きな出番があると思います。そういう意味でしっかり管理してもらいたいということで、経費面の支援も含めてその辺、町長のお考えをお聞きいたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

ただいまおたしがございましたように、私たちは絶えず現況を変えていくときに、常に肝に銘じるといいますか、確信を得なければならないことがございます。それは、総合的にどうなるのかと、その部分を変えますけれども、今回は直営と委託という形態を一つの形態に変えていくということになりますが、その場合、総合的にどういうふうにするのか、あるいはその資源が持っている教育力というものをどう展開させていくのかと。現在は森林セラピーの調査区域でもありますので、これらについては、その森林セラピーのステージの中にのせながら後退させないように、むしろ新たな時代が求めるいやしの空間、あるいは自然環境、教育の空間にしていきたいと、このように改めて認識をしております。

その意味で、費用に対してでございますが、やはり費用対効果というのは絶えず私たちに求められる課題でありますから、ここところは、いわゆる先ほど申し上げたように総合的な関連性を持たせながら、その投資がどのくらい効果を持つのか、またその効果を逐次検証すると、こういう認識の中でしっかりとやっていきたい。つまり一時的な補修、一時的な維持管理だけ

で終わらせない、こういう投資を考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 そういうことで、指定管理者といいますと、経費面、経済面ばかり見られがち、強調されがちでどんどん管理経費が削減されて、最悪の場合、この場合だったら公園が荒れることがないように、しっかりとその辺これからも指定管理者になっても維持管理をお願いして質問を終わります。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

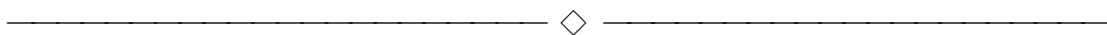
これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第67号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第3、議案第67号 町道路線の変更についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

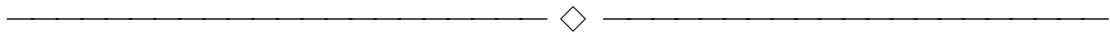
これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎諮問第2号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第4、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

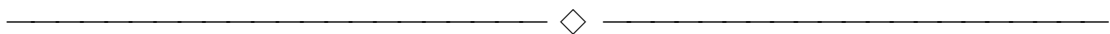
これより討論を省略し、採決いたします。

本案は諮問のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、諮問のとおり適任とすることに決しました。



◎報告第5号について

○渡部康吉議長 次に、日程第5、報告第5号 平成18年度中における主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告についてを議題といたします。

本件については、これから審議予定となっております平成18年度一般会計、特別会計並びに事業会計に係る決算認定に付するための法令で定める補足説明書類であります。

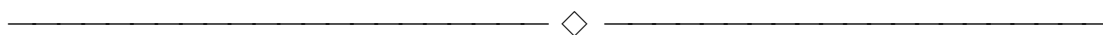
ここでお諮りいたします。

報告第5号は、次の日程第6以下各会計に係る決算認定についての議案審議とあわせて質疑することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、報告第5号は、次の日程第6以下決算認定についての議案審議とあわせて質疑することに決しました。



◎議案第68号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第6、議案第68号 平成18年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 一般会計の決算認定に当たりまして何点か質問いたしますが、事務報告を使って質問いたしますが、まず、22ページの入札のことが表になって載っておりますが、208件の入札があったということなのですが、これに件数が書いてありますが、金額が書いてありませんので、いわゆる金額がどのくらいになるのかというようなことと、それから、もう一つは、最近大変公共工事が減っているというふうな情勢ですので、17年度の数字についても件数、金額把握していれば伺いたいと。その差額をちょっと見たいものですから、どのくらい最近減っているのかと。

それから、あともう一つは18年度の208件の中で、これはちょっとうわさもありますが、町内の工事が減っているんじゃないかと、町外が多いんじゃないかというような、そういう誤解やうわさに基づく話もありますので、じゃこの208件のうち町内については何件あるのかと。あと金額にすれば、金額でもどのくらいになっているのかというようなことを事実でもって確認したいと思っております。

さらにまた、町外に発注する場合についてはどういう基準、主な基準でいいですが、主な基準を伺いたいと。

それからあと、この前の私の一般質問との関係になりますが、一般質問の中ではちょっと話

がこんがらがったことがありますので、ちょっと質問いたしますが、町長が設計の価格でもいいんじゃないかというような発言を芳賀沼議員に対してしたものですから、私は設計価格ではまずいんじゃないかと、やはりもっと安い、最低制限価格に近いような、近づけるといいですか、そういう安い価格でやってもらうのが理想ではないかというような発言をしたわけですが、それに対しましてちょっと助役にも質問したところ、それで助役も町長と同じだと言ったんですが、それはちょっと現在の方針からいうとおかしいんじゃないかと思いますので、そこをちょっと関連になりますが、伺います。

それから、次は88ページ。88ページにいきまして保育所のことが載っておりますが、ここでは保育所そのものでなくて、館岩では公立の幼稚園があると聞いておりますが、館岩の公立幼稚園の状況が、ずっと私これ見た限りではないと思ったものですから、この事務報告書の中には館岩地区のところを見ても書いてないし、また学校関係を見てもちょっと書いてないと思ったものですから、先ほどちょっと助役と言いましたが、副町長の誤りでしたので、訂正します。館岩地区の公立幼稚園の状況ですね、これが書いてないと思ったものですからどこに書いてあるか伺いたいと思います。

それから、160ページにいきまして、160ページで水道のことが書いてありますが、ここでこれも昨年水道審議会を設置したというような一般質問に対して答弁がありましたので、その水道審議委員はどういうメンバーでやるのか伺いたいと思います。

それから、次は、181ページになりますが、181ページで田代山の登山の整備関係の、これは菅家議員から質問があった中でちょっと私も感じたんですが、町長の方からビジターセンターとかトイレ、避難小屋等々の設置をしたい旨のそういう答弁があったかと思うんですが、その前に、私は国立公園に伴って今後のいわゆるそういったものをつくった場合の維持費ですね、維持負担、そういうものはどういうふうになるのかということが決まっているのかどうかね。決まってあるんでしたら、それに基づいてそういうものをつくりたいという話もいいと思うんですが、駒止湿原の協議会の場合なんかははっきりしているんですね。しかし、田代山とか帝釈山については何かそういうような保護協議会みたいのがないと聞いていますので、そういう中で国や地主ですね、あるいは栃木県、あるいは檜枝岐、そういった関係者の間で今後協議会をつくるような話はありませんけれども……

○渡部康吉議長 質問者に申し上げます。これは18年度の決算なものですから、その辺ご了解してやっていただきたいと思います。

○19番 大竹幸一議員 ええ、ちょっと関連で、そういう費用のことがどうなっているのか

伺います。

それから、246ページで5番に学校警備管理状況が書いてあります。これは田島地区の小・中学校は書いてあるんですが、西部地区の小・中学校については書いてありませんので、どんなふうな管理になって、だれに契約して何ぼ払っているのかというようなことがどうなっているのかなと、よくちょっとわからないと。

それからあと、今度は決算概要にきまして、決算概要の12ページに一般会計に関連する町税の収納実績が書いてあります。それで、ここでは町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税ですね、あと下にくると土地保有税が書いてありますが、これ以外の一般会計では保育料とか、あと住宅使用料もあると思うんですね。それがどうなっているのか、それを伺いたいと思います。

そして、あとこの見方としまして現年分の収入未済額でいいのかな、この2,100万円が現年分として収入になっていないと。そして滞納繰越分として、これが計で8,800万円ですね。合計で1億1,000万円滞納になっていると、こういう見方でいいんじゃないかと思うんですが、そうすると、去年8,800万円、本当は去年は1,200万円あったんでしょうけれども、そこから不納欠損870万円やって8,800万円でしょうけれども、それで、8,800万円に対して現年分で、18年分で2,100万円ふえていると。ということは、前年対比で見るとかなりの率がふえているんですね。これがパーセントにすると物すごい24%かな、私がやったのは、ふえているんですが、その辺どういう原因かなということですね。一体何が原因かと、その辺いっぱいありますが、伺います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

たしか私の受け取り方が間違っていなければ9つ質問があったかと思いますが、私からは2つほどお答えをいたします。

1つのいわゆる入札関係の設計の件であります、正確に言葉をとらえてほしいんですよ。設計が正しければと言ったんですね。高い方が正しいと言っていない。設計が正しければ、設計の中には現場管理費、それから現場で働く従業員の人たちの福利厚生費、もろもろの経費が入っている。それが競争という形で、企業間で競争する場合には企業努力の中で競争するわけです。それが私は地元の事業者が再生産性を確保する、そういう体力をつけた運営をしていくのであれば、私は決して落札率が高いからおかしいということはない。ただ談合によって、これはいけない、だれがどう言おうと談合はあってはならない。

しかし、そういう事業者間のモラルといいますか、倫理が確保されて設計に近い数字で落札することに何ら問題はない。それを決めつけてしまうと、どうしても企業努力の中で企業の限界を超えた競争が起こってしまう、このことにはやはり問題があるだろうと、こういうことでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、田代山の件であります、これはこれからの問題なんです。経費がどことか、協議会をどうするとかと、これからの問題なんです。ですから、先日お答えした中にも申し上げましたが、県と、それからいわゆる関係する森林所有者である森林管理庁と、それから三井物産と地域の住民の方々と協議会、あるいは保護策定委員会、駒止湿原にあります、保護協議会、こういったものをこれから立ち上げて、いわゆるビジターセンターというようなものとまた一味違った環境をきちっと理解できる、そういう施設もこれから設置を考えていこうと、こういうことでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 副町長。

○杉浦孝幸副町長 私から2点ほど答弁したいと思います。

まず1点目の発注に関する、町外で発注する基準はというおただしがございました。指名委員会の委員長をやっています関係上お話申し上げますと、これまでも町長が議会で答弁いたしましたように、町内の業者の雇用の方ということも配慮しまして、基本的には町内の業者を指名することとしますが、例えばその工事に関する技術者がいなかったり、あるいはいろいろな機械や器具等がなかった、町内の会社が保有していなかったと、そういう状況をかんがみたときに、町になればまずは郡内でそういう技術者なり機械類を持っている会社を探し、それであれば次は会津管内、そして県内と、こういうふうに順序を立てて少しずつ、少しでも南会津に近い業者さんを指名委員会で決定するようにしてございます。

もう一点、設計価格のお話、町長今申し上げましたが、設計価格に基づいて予定価格に若干落とすところのお話ですけれども、そのときの経済状況なり企業努力の範囲内を勘案して幾らか下げまして予定価格を設定し、そこから最低制限価格の間で入札を行ってもらおうと、こういうのは当然わかった上での先ほどの答弁でございました。

繰り返しになりますが、いたずらに価格競争に走る余り働く人が生活できないような低賃金に甘んじたり、あるいは安全管理を手を抜いて、工事現場でのそういう労働災害が起こらないようにするためにあのような答弁をしてございまして、最少の投資で最大の効果を上げるという公共団体に課せられた使命と何ら矛盾するものではないと考えております。

○渡部康吉議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長　お答えいたします。

私の方から入札の関係につきまして、おただしについてお答えいたしますが、まず208件、総件数の請負金額ということで見積もり価格に対しましての請負金額、これが19億3,500万円となつてございます。それが18年度の内容でございます。

それから、17年度、前年度の内容で申し上げますが、発注件数が220件に対しまして請負契約金額が15億5,800万円、それで、この差ということでありましたが、件数では12件減少してございます。それから、契約金額では約3億7,600万円ほどふえてございます。

それから、3点目のこの208件のうち町外者の方ですね、これが受注した件数、それから金額ということでありました。これにつきましては、件数で30件で請負契約金額が約1億4,200万円ほどになってございます。

それから、これは主な工事の内容で発注内容でございますが、橋梁工事あるいは下水道関連の特殊工事、あるいは委託業務関係の調査関係ですね、調査設計関係がこの中に入つてございます。

以上でございます。

○渡部康吉議長　学校教育課長。

○長沼芳樹学校教育課長　お答えいたします。

88ページの保育所入所児童の関連で、館岩幼稚園の園児数の記載がないのではないかとということでございますが、まことに申しわけありませんが、実質記載漏れでございます。口頭で若干申し上げますが、平成18年度ですと、館岩幼稚園につきましては、4歳児が11名、5歳児が9名の合計20名でございます。まことに申しわけありませんでした。

それから、同じく学校教育関係の問い合わせで246ページ、学校警備の機械警備の関係ですが、東部の小・中学校につきましては、機械警備を実施しております。西部地区の小・中学校につきましては、機械警備を実施しておりませんので、いわゆる一番先に来た先生もしくは最後に帰られる先生が施錠を確認して退校するというところでございます。

なお、長期休業中、例えば5月の連休とか年末年始につきましては、近くの住民の方に謝礼をお支払いいたしまして、1日1度巡視をしていただくというような体制にしております。ご理解いただきます。

○渡部康吉議長　環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長　160ページに関連します水道審議会についてお答えをいたします。

南会津町水道運営審議会の組織につきましては、学識経験者4名以内、水道使用者8名以内

ということで、12名以内というような中身で町長が任命するというふうになってございます。
内訳でございますが、田島地域は学識経験者1名、水道使用者2名、館岩地域、学識経験者1名、水道使用者2名、伊南地域についても学識経験者1名、水道使用者2名、南郷地域においても学識経験者1名、水道使用者2名、合計12名の委員会というふうになってございます。

それで、お名前でございますが、田島地域、小椋勝郎様、細井信浩様、吉田洋子様、館岩地域、星定利様、芳賀朝美様、菊地幸雄様、伊南地域でございますが、平野恒二様、平野みのり様、菅家雅二様、南郷地域でございます、五十嵐伸人様、目黒孝子様、五十嵐秀一様、以上でございます。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 答えいたします。

先ほど税の収納状況に関連しまして、保育料の関係について主要な施策の成果、それから、事務報告等に記載がないではないのかというようなお話がありました。それで、決算書の20ページをちょっとごらんいただきたいと思うんですが、その中で項の負担金の民生費負担金、節で申しますと児童福祉費負担金、これがいわゆる私立保育所の収納状況でございます。収入未済額で申しますと、そこに記載ありますとおり750万円ほどの収入未済というような状況になっております。

それから、一方公立の保育所でございますが、これにつきましては、予算科目上は使用料及び手数料の中で、節で申しますと児童福祉使用料ということでございまして、そこに記載されましたとおり450万円ほどの収入未済額ということになっております。ちなみに現年度分についての収納状況の収納率でお話しさせていただきますと、公立保育所につきましては97.5%、それから、私立の保育料で申しますと86.7%ということでございまして、私立保育所につきましては、高額な滞納を抱えている方が何名かいらっしゃいまして、収納状況の率としまして低い数字になっているというような現状になっておりまして、今後とも収納の率の向上を踏まえて対策を講じていきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○渡部康吉議長 建設課長。

○舟木平蔵建設課長 答えいたします。

決算概要の中に住宅の使用料が載っていないということでもありますけれども、詳細には事務報告の155ページをごらんください。ここの中に町営住宅の使用料過去5カ年間の収納率の推移をきちんと14年から18年まで調定額から収納率まで数字が出ておりますので、ここをごらん

んになってください。

以上です。

○渡部康吉議長 税務課長。

○星 光幸税務課長 お答えいたします。

決算概要の12ページの収入未済額現年分で2,155万4,126円、かなりの滞納ではないかと、その原因は何かということですが、ここをごらんいただければわかりのように、2番の固定資産税が1,837万5,455円とかなりのウエートを占めております。これにつきましては、企業の破綻によるものが主でございます。

なお、この事案につきましては、弁護士を通じて相談しながら対応しているところでございます。

さらにつけ加えさせていただきますと、平成17年度の現年分の収納未済額に比較しまして18年度は約300万円ほど減っております。我々といたしましては、一生懸命努力しておりますので、どうかご理解をお願いいたします。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 ちょっと数字の確認からまた入りますが、先ほどの住宅使用料の中で担当課長の方からページ数155ページという案内はあったんですが、数字まで親切丁寧に話なかったものですから、確認いたしますと、そうすると18年度の現年が318万8,500円で、その前からの滞納が1,200万円で合計1,500万円というふうに、そういうふうに見ていいのかな。その辺親切丁寧な説明が欲しかったなと思っております。

さらに言えば、この滞納関係の話から今入っていますが、わかりやすい表でも本当はつくってもらえるといいと思っているんですが、いかがでしょう。先ほど保育料の中でも担当課長の方から17年分については収納率の話はありましたよね。しかし、17年度の金額はどうかという数字は話なかったものですから、その辺何回も3回も、3回しか質問できないと決まっているものですから、親切丁寧な本当に答弁が欲しかったなと思っておりますし、これはどうか、後からよく広報とか議会だよりなんか載るんですけども、わかりやすい表をつくってもらって議員全員に配ってもらえたらありがたいなと思っております。

この後の国保関係、特別会計をずっと見ましても、なかなか書いてあるところと書いてないところがあったりしましてわかりにくいんですよね。やはり税金とか、手数料収入関係の滞納というのは、非常に今後の政策にいろいろな面で参考にしなければならないと思いますので、その辺、一般会計と全部の会計のわかりやすい表がやってもらえないかということをここで一

つ求めておきたいと思います。さらに、表のほかに、今言った数字の確認については担当課長からまたお願いします。残りお願いします。

それから、あと入札の話に戻りますが、数字関係大変わかりまして、金額では17年と18年と比べると3.7億円もふえているというようなこともわかりました、件数は若干減っていますが。また、町外の件数も30件、1.4億円というようなことで大体金額で1割くらいかな、そんなことがわかりまして、また基準もはっきりしているというようなことがわかりましたので、大変よかったと思っております。

ただ、設計価格の話の中で町長の方から正確に話を聞いてほしいと、こういう話がありましたが、もちろん私正確に聞いているつもりなんです、そこで町長は設計が正しければというような表現をしましたが、正しければというと、何だ、間違えもあるのかなという感じもしますけれども、私は職員の方が設計を積み上げたことについては正しくやっているなと思っております。

したがって、設計が正しければなんていう表現がちょっとおかしいんじゃないかなとまず思います。そして、もちろん談合はだめだということははっきり言いましたけれども、設計が正しければそれでもいいんじゃないかみたいなことでいいますと、やはり財務規則の精神ですね、それをだれかも言いましたようにやはり安い費用でよいものをと、それしかないんですよ。だから、それに対していろいろ装飾といいますか、飾った表現は一切ないんです。もう安くてよいものを、この精神しかないんですよ。それにいろいろくっつけるいろいろな誤解の原因になりますから、そういう表現とかそういう精神をとらないと、私はそういうのが一番明快だと思うんですが、その点もう一回、そういう方向で行ってもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、学校関係で西部地区については夕方戸を閉めて帰って、それでということなんです、何というかな、これは大変びっくりしたんですが、意外なことでやっているなと思ってびっくりしたんですが、そういうことで、それが一番いいと思うんですね、安くてね。それも今の税金の話じゃないですけども、安くてよいものをということですから、一番いいと思うんですが、何というかな、ちょっと心配もあります、そういうことだったら田島地区についてもそういう方法で、安くてそれでよければいいんじゃないかなと思うんですが、その辺どういうことなのかな、その違いについて今後どういう方向でいくのか、今後も同じでいくのか、あるいはいろいろ考えているのか、その辺伺いたいと思っております。

それから、あと山の話については、磐梯山でもまだトイレがないというものですから、やは

り今後慎重に日帰りの山については余り金をかけないという方向なんだそうです、専門家に言わせると。1泊の家出みたいな縦走は別なんです、日帰りの山は金をかけないということなものですから、今後その辺を含んで慎重に検討してほしいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

私から答える部分と担当者から答える部分があるかと思いますが、設計についてですが、安くてもいいものを、これについてはその局面を考えれば、これは反対する人いないと思うんですね。でも例えば安さを確保するために、そこで働いている製造部門、あるいはサービス部門含めて働いている人にいわゆるワーキングプア、そういう社会的な問題を起こすような競争までになってはならないという意味です。

ですから、安いか高いかという議論をする場合に、私たちは絶えず、私も設計する側を信頼をしています。でも、会計検査が時々指摘するように過大設計が見つかる場合がある。それは単価の問題であったり、いわゆる設計を構成するさまざまな設計要因が必要以上に組み込まれている場合もないとは言えない。ですから、私は設計を絶えず正しい現実にあったものにしなければならぬ、それは私たちが実際に物をつくるという実施担当者の中でも検証するという意味で私は申し上げているんであって、私も正しいというのは前提であります、しかし予想外のことが起きることも国の会計検査を通して指摘されているので、私はそういう言い方をさせていただいたということでございます。

それから、いわゆる日帰り登山のことですが、これも流れとしては恐らくいろいろな制限、制約を受けながら変わっていくんだろうと思うんです。しかし、私たちは絶えず流れにだけ押し流されるのではなくて、自分が置かれた立場、あるいはその地域が求めている課題、こういったものに向き合いながらケース・バイ・ケースで対応していかなければならない。そのときに大事なことは、私たちは自然環境やなんかを含めてひとり占めにできる存在ではない、人間がひとり占めするものではないということでございますので、議員がおただしのような、そういう傾向を十分見きわめながら、私は環境というものは一朝一夕ではできないということをしつかりと学んでいただくようなそういう方策も考えていくと、こういうことでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 お答えいたします。

保育料の収納状況の関係でございますが、これにつきましては、これまでも決算概要、それから事務報告についての掲載は今までしてこなかったわけでございますが、決算認定に当たしまして、必要な部分だということであれば次年度以降について事務報告になりますか、それとも決算概要になりますか、ちょっとわかりませんが、収納状況についてさらに細かい部分含めて資料として、そちらの方で対応を検討したいと、こんなふうを考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○渡部康吉議長 建設課長。

○舟木平蔵建設課長 お答えいたします。

住宅の使用料でありますけれども、14年から18年まで合併後の数字まで出した中での比較であります。ですから、この数字がすべてでありますけれども、これ以外にもまたどのようなものを足したらいいのか、後で議員にご指導願ひたいと思ひます。

以上であります。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○長沼芳樹学校教育課長 お答えいたします。

学校の機械警備に関連しての再質問でございますが、西部地域の学校の関係でございます。今までの経緯としまして、いわゆる宿直代行員を置いてというような経緯もあったようには聞いております。宿直代行についてはやはり経費が一番かかるということで無人化にしてきたという経緯でございます。ただ、無人化としましてもやはり全く学校の夜間警備については非常に不安なことがございます。いわゆるガラスが割られても朝まで気がつかないとか、盗難についても気がつかないということがございまして、やはり機械警備が一番安全ではないかという方向で、総合的に要望もありますので学校教育課としては検討はしているところでございます。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 最後になりますが、最後にもう一回入札の話になりますが、町長は、私が先ほど言った安くよくという表現、考え方の関連の中で必要以上の競争を生むとか、あるいはワーキングプアまで生むみたいな話が出てきましたが、それも極めて大げさな話だと思うんですね。私はあくまで土木工事を念頭に置いた話の場合には、最低制限価格というのは当然あるという中で話していますから、じゃ逆に聞きますが、最低制限価格というのは何なんですか。

そして、最低制限価格の中で競争してもらっていることが必要以上の競争なんですか。そうじゃないでしょう。そこまでの競争というのは、これはむしろ最低制限価格は町で設定するわ

けですから、その中では競争してくださいということをこちらで奨励といいますか、していることでしょう。それを必要以上の競争を生むなんて自分で設定しておいて、自分のことを悪く言っているんですか。それはおかしいでしょう。それよりも下がって1円でもいいみたいなね、あれは確かにまずいですよ。でも、そういうことがないように最低制限価格を設定したわけですから。それで12月議会で最低制限価格は8割に設定していると、こう言ったわけですから。

私は、この前の一般質問の中では、例えば8割が余り安かったら、例えば85%でもいいと思うんですが、そういった下限を設定して、それで入札してもらう方法がいいんじゃないかと私言ったんですけれども、その辺ね、自分らがつくった仕組みを自分らでけなしたり変なふうに言ったりしていますよ。もっと仕組みは守って、その範囲でのわかりやすいといいますか、大衆迎合しない話をしてほしいと思います。いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

私の答弁が少し発展をし過ぎた、そういうふうには今意見を聞いてそうと思いますが、私が一番心配するのは、いわゆるこの入札制度がなぜ議論になっているかということです。1つは談合でしょう。やはり談合はなくさなきゃならない。そのときに一般競争入札だったら談合はなくなるだろう。これは大きなやはり私は選択肢だと思うんです。

しかし、その結果いわゆる行き過ぎの安さ競争になってしまったらどうなんだろうと、このところを心配しているわけですね。その中で、私は絶えずどういうこれまでの経緯で設計というか、積み重ねがあったのか、これもちょっと大げさになりますけれども、姉齒さんの問題やなんかというのはどこから出たのか、このところをやはり探りながら入札制度全体のことを考えなければならないと。確かに今80%というお話ございましたけれども、最低制限価格の中での安さについては、最少の投資で最大の効果というのは先ほど副町長が申し上げたとおりです。それはそれでそのとおりだと思うんです。ですが、そこから発して行き過ぎの議論になってはならないということをちょっと強調したのでそういう発言になったので、ご了解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 3点ほど入札の件に関してなんですけれども、まず最近、南会西部コーポレーションですか、倒産というか、会社更生法になりましたけれども、ほかにことし1年間、そういった会社は南会津町の発注したものに対してはなかったのかどうかと。

それから、会社の経営体質を途中でチェックしているのかどうかですね。要するに、今回の私が想像するには南会コーポレーションも多分自転車操業をやったと思うんです。売り上げはどんどん上がっているけれども、気がついてみたら倒産したと。いわゆるちまたで言う今度新しくこう契約を町あるいは国としたんで、お金を貸してくれと、そのためにはということで相当無理をして安い価格をやったのかというような流れがあるのかもしれない、これは私の想像ですけれども。ですから、その会社のチェックを途中でやっているのかどうか。

もう一つは、材質のチェックですね。特に建設業界の話を知ると、若松と田島では大分生コンあたりでも価格が相当違ふと。ということは、それだけの材質が保証されているのかどうか。その保証をしているチェックを町としてはどのようにやっているのか。あれは固まっちゃえばなかなかわからないですから、その辺の材質のチェックの仕方をどうしているのか。

それともう一つは、これは決算全体のことなんですけれども、決算概要の10ページ、今までですと、この決算概要の性質別決算額には、これは多分このわきの方に国から出たお金、県から出たお金、それから、一般財源はこのくらい使いましたよという数字が出ていたと思うんです。我々が一番見たいのは、この投資的経費、実際に一般財源からどのくらい出て、総額でどのくらいやったのかというようなことを見たいんですけれども、これではちょっとわからないものですから、今まではたしかこのわきに出ていたような気がするんですけれども、ですから、一般財源によって要するに投資的経費の総額が幾らくらいになっているのか、そのパーセンテージをちょっと教えていただきたいと。

○渡部康吉議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 まず、入札関係についてお答えさせていただきます。

入札関係につきましての今回の南会西部コーポレーションさんのような関係ですね、民事再生、こういったものについて南会津町の中ではあったのかと、ほかに発注なかったかといったおただしかと思いました。これにつきましては、今のところこれ以外には聞いてございません。

それから、2点目の会社ですね。これは入札参加指名願いが出まして、その後の会社の内部のチェック、こういうものを行っているのかといった内容でございますが、これにつきましては、会社の内容が変更になった際には、それぞれの会社から届け出がございます。変更届と称してございまして、それでもってまず一つのチェックをしてございます。さらには、指名委員会をやる際に、この会社についてはそういったものがないのかどうか、あるいは県の指名の内容ですね、そういったものも参考にしながら会社のチェックはしているつもりでございます。

それから、材質のチェックについては、建設課長さんをお願いしたいと思います。

それから、決算の内容でございますが、性質別の決算額が記載してございますが、確かにこれらについて、これの財源といいますか、これらについて今回記載はしておりませんでした。ただ、その前にこれは議員さんのおただしとは若干違うんですが、9ページの中に各款ごとの、そういった形では一応掲載はしたつもりでございますが、確かにそういったものを今回記載してございませんでした。この中ではちょっと答弁、数字的に持ってございませんので、後ほどあればご答弁させていただきたいと思いますので、ご了承いただきたいと思います。

以上です。

○渡部康吉議長 建設課長。

○舟木平蔵建設課長 お答えいたします。

材質に係るものでありますけれども、建設資材の重要な材料はJ I S規格、これにのっとって、発注がもう仕様書の中でJ I S規格のナンバー何々と、こういう生コンの処理をきちんと数字で明示しております。このようなことから、生コン工場については一定期間の中でこういう規格の検定を受けているわけですから、報告の義務、それから第三者機関で生コンの工場の検査があるわけですから、我々がとやかくそこまで行ってチェックするということでありませんので、専門家同士の中でのチェック、我々はそのJ I S規格に合格したものを使用すると、こういうことになっておりますので、町自体ではチェックとかそういうものはしておりません。

以上です。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 実は4、5年前になると思いますけれども、旧田島町の工事のときに、前渡し金を渡してすぐに倒産してしまったということが過去にありました。これは私が議員になってからです。その結果どうなったかという、予算が足りなくなって投資の工事がやれなくて、その住民が非常に洪水とかなんか近いような工事の結果になって迷惑をしたという話があるんです。これは建設課長も知っていると思いますけれども。

ところが、これは町の工事じゃなく、県のやつなんですよ。県のお役所のやることというのは、いや、これでやってくれと、できた後再チェックしないですから。これは課が違うからできませんということで、今度新しく事業をやるところで直すんでしょうけれども、ですから非常にこれは会社が倒産してからでは遅いわけですから、そのチェック体制をきちっとやる必要があるんじゃないかなと、こんなふうに思うんです。

ですから、これは今すぐに直せということいかないでしょうけれども、来年度の予算に向けて再度請け負わせたところが倒産するというふうなことは、やはり役場のチェック体制も甘い

ということですから、そういうことがないようなチェック体制をとってもらいたいと思うんですけれども、副町長いかがでしょうか。それが1点ですね。

それともう一つは、やはり材質は何かいい方法、これはないんですかね、チェックする方法。ただ書類だけでチェックするんじゃなくて、現物をチェックするとか、橋が落っこちてからでは間に合わないでしょうから、でなければ、例えば田島のあたりで幾らなのかな、例えば生コンだけでもやはり単位当たり5,000円も6,000円もくるっているなんていうことは、相当これは異常だと思うんです、私は。それを書類だけじゃなくて何かでチェックするような体制をとっていかないと、結局は損害をこうむるのは、我々は決まったような仕事をやったという役場の姿勢であったとしても、結果何年後かにはやはり一番被害をこうむるのは町民なわけなんです。ですから、その辺の品質のチェックの仕方を今後の入札のときにどうするか、その2点だけお伺いいたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

今回のいわゆる館岩統合小学校に絡む工事の民事再生法の適用を受けた会社が、管理会社がありますが、あったということ、これは非常に遺憾だというふうに思っております。そこで、いわゆるそういう会社の経営状況、これは先ほど建設課長申し上げたように、その時点で会社の情報公開ができる範囲内では、いわゆる指名委員会の中でチェックをしていると。それでわからない部分でということになりますと、先ほど総務課長が言ったように、届け出があったという自治体の中でチェックをすると、これが今までのやり方でした。

今後、どこまで入り込めるのかですね。それとも事前チェックをもっと厳しくするのかと、このところをこれからやはり真剣に検討して、一つの形をつくっていかないといけないと、こういうふうに思います。それで、おっしゃるように、やはり被害をこうむるのは、実はそのいわゆる民事再生法を出した会社ももちろん大変な状態になるわけですが、そこについていわゆる仕事をしている関連会社なんですよ。これ調べてみますと、ここが一番厳しいんですね。ですから、これらが地元の実は町民がそこで働いていると、こういうケースが大変多いので、これは大変重要な問題だと私も認識をしておりますので、今後何らかの方法でそういうことのないような仕組みを、あるいはチェックをできるのか、これは県の指導もいただきながらやっていきたいと、こんなふうに思います。

それから、材質についても、これもそのとおりですね。じゃなぜそんなふうに違うんだろうと。これはやはり私は安さ競争の結果だと思います。どこにそれを求めるかということになる

と、いろいろなところがありますが、現場の作業員の賃金単価を下げるか、あるいは材質の程度を落とすかと、こういうやはり短絡的に考えがちです。これは非常に危険ですから、このところは入札制度のあり方を含めて検討しなければなりません、チェックについては現体制の中ではなかなか難しいので、いわゆるそういうチェックをする機関をつくるのかどうなのか、この辺を町としてはなかなかそれだけの技術者、あるいは抱えるというのは非常に厳しいので、広域で考えるのか、県で考えるのか、この辺も含めて十分大きな課題としてとらえながら、県の指導とあわせて検討してまいりたいと、こう思っていますので、ご理解をいただきたいと思っています。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 入札、それから会社のチェック体制、材質の体制については3月の予算のときで結構です。前年度はこういうやり方であったけれども、20年度からは、この予算を執行するに当たってはこういうふうに改善をしたというお言葉をいただければいいと思います。それと、総務課長、1点だけ、要するに一般財源と投資的経費、いつごろまでこれは出ますか。

○渡部康吉議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 答えいたします。

これは担当の方とちょっと内容を検討させていただきたいと思います。

〔発言する者あり〕

○渡部俊夫総務課長 その辺について、このお昼とかの休みの中でちょっと確認をさせていただきたいと思いますので、ご了承いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 ほかにありませんか。

17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 3点ほどお伺いいたします。

ちょっと予算の中で、1点は、先ほど説明のありました館岩幼稚園についてなんですが、この間少し館岩の支所長にはお聞きしたんですけれども、6月の議会で認定保育所にしてはどうかという話を私がしたときに、町長から来年度から3歳児預かりを始めるという話があったんですが、支所長にお聞きしましたら、なかなか難しいかもしれないというお話がありました。金銭面かと思ったらそうでもなくて、何か町長の方からのお考えがあれば、非常に館岩地区でも働いている共稼ぎの人が3歳児の保育をお願いしたいと、預かりをお願いしたいという声が結構あるようにお聞きしていますので、若い人が少ない地域での働くために。

それから、もう一点は予算と多少ちょっと違うんですが、一応予算関係ですので、冬、12月の議会ではちょっと間に合わないと思いますので、歩くスキー、来年度2月、毎年やっている何か長野地区でことはできなくなったということで、非常に田島地域としてはすばらしい宣伝効果のあるもので、長野地区では大変だったと思いますが、どこかいい場所が見つかったかどうか。

それから、もう一点、先ほどの安くてよいものを大竹議員の方から入札についてございました。町長とのやりとりを聞いていますと、何か少しその間に私もまざりたいなど、議論の中に、思いましたので、安くてよいものを、確かにそうなんですが、私も商売をしている関係上、なかなか安くてよいものというの、これは見つからないんです。これが見つかれば世界中どこでも一番いいんですけれども、高いからいいとは限りませんが、安くていいものは難しい。ですから、もちろんその条件ですけれども、じゃ今まで再生法手続したところとか、前にどことは言いませんが、藤生の工事したところとか、ああいうところでは最低制限価格があそこにはあったのか、ほとんど予定よりも安くとって、それでだんだんじり貧になったと聞いていますが、その3点をお聞きします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず初めに、館岩幼稚園のことでありますが、いわゆる合併をして地域的な不公平をなくそうと。これがいわゆる地域の実情に配慮したある意味では違いであれば、それはそれで受け入れられるんですが、地域がそれほど大きな違いがなくて、ただこれまでの背景としてそうせざるを得なかったという理由があるものについてはできるだけ一緒の考え方をしていこうと、こういう基本的な姿勢であります。そんな中で、3歳児保育についてもいわゆる認定保育園かどうかちょっとその辺は詳しいことはわかりませんが、やっていこうと、こういうふうな姿勢でおりました。

そんなときに、子育て支援のお母さん方とお会いをしました。一部幼稚園の中を改造すれば可能だろうと、こういうことで予算化していただけないかという話もありました。しかし、子育て支援について実は大変熱心なお母さん方がおられたので、それではひとつ3歳保育やるという、あるいは施設を直すという、そういうことだけじゃなくて、3歳児保育をすることによってどのような広がりがあるのか、あるいは子育て支援とどういうふうに連結できるのか、ここのところをもうちょっとみんなで夢を描いてみようと、あるいはビジョンをつくり上げてみませんかということで今回はご了解をいただいたということでございますので、ご理解をい

ただきたいと思います。

それから、冬、歩くスキー、長野でやっておりました。確かに今お話があったように長野の方からはなかなか厳しいと、コースづくりやなんかでいろいろな形でボランティア参加をいただいているんですが、厳しいということもあったので、そのことも含めてちょっと検討しましょうということをしていたんですが、全員かどうかわかりませんが、長野の代表者の方から台鞍の方でやったらどうだろうと、こういう提案もいただいたので、台鞍の方とも相談しましたが、やはり公園をいわゆる共催をしています民友新聞社の方の意見も考えると、果たして台鞍がいいのかどうなのか。

そこで、今私のところに一つの企画の提案として検討しているのが、長野がだめなのか、もし長野がだめだったらばいわゆる田部、水無、栗生沢、この辺でもう一回歩くスキーをつくり上げることができないのかと、こういうことで検討に入っております。したがって、今もう間もなくいろいろな準備、あるいは告知等をしなければなりませんので、できるだけ早い時期にその方向性を決めていきたいと、こんなふうに思っております。

それから、入札制度についてであります。私たちは今工事という部分で入札制度について意識を持っていろいろ検証、検討しています。しかし、その工事を構成するものは、小さな材料費一つ一つからなっているんですね。そうすると、その材料費を例えば、これはちょっとまた飛躍したとおしかりを受けるかもしれませんが、ディスカウントショップが安いからといってディスカウントショップの例えば単価設計をしますと、これはそれが本当にいいのかどうなのかという議論になりますよね。

ですから、私は単価含めて設計書を構成するその構成因子のあり方を、しっかりとやはり現状の中の問題点をとらえなければいけないと思うんですよ。例えば数字だけでちょろちょろっと出してきましたと、これがディスカウントショップやなんかのデータになりますと、ずっと下がりますから。本当にそれが適正な価格の設計として積み上げていいのかどうなのかということがあると思うんですね。ですから、私は議員がおただしのように安くていいものというのは、非常に基準をどこに置くかによっては大きく変わってきて難しい問題だというふうに思います。

しかしながら、やはり会社企業が消費者のある意味では立場を理解する意味では、限りなくある意味では企業努力の中によって、安く提供するという努力をしていかなければならないだろうと、こう思います。ですから、過去の館岩の状況は私よく存じておりませんので、そこは何とも申し上げられないんですが、何ていうんですかね、本質をきちっと見きわめながらこの入札制度、あるいは入札にかかわる事業者の皆さんの意識の改革は進めていかなければならな

い、こんなふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 そうしますと、今ちょっと答えがあれなところがあるんですが、前に藤生の体育館をつくった会社もそういうことがあったと、あの時代には最低価格はあったんですかと、それをちょっとお聞きしたんですが、あのころには安くどんどんとっていったということになったという話もありましたので、そのころも先ほど大竹議員から最低価格でも、ぎりぎりとっても合うだけの最低価格を出しているはずだというような話がありましたので。

それから、先ほどの保育所、館岩の子育て支援のビジョンをつくってということなんですが、来年度の3月ですか、その入所時には間に合うんでしょうか。来年20年度ですね、20年度の4月、19年度中には間に合うのか。それから、もしも民間とかなんかそういう形なんでしょうから、できない場合でしたら館岩保育所で預かり保育をやるのかどうか。

それから、歩くスキーについてはやっていくから、その2点だけお願いします。

○渡部康吉議長 建設課長。

○舟木平蔵建設課長 お答えいたします。

藤生の体育館の件でありますけれども、この体育館は県が代行して南会津農林事務所が発注した物件であります。その当時は旧田島町の場合の最低制限価格はあったと私どもは思っております。ただ、県の発注なものですから、多分あっただろうと推測の程度であります。その部分きちんと確認してみないとわかりませんが、多分あっただろうとは思っております。

以上であります。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

館岩の幼稚園の3歳児保育の件ですが、私は保育園のみならず、この前学校はいわゆる投資効果ではねえべという、こういうお話もありましたけれども、私は仮に教育機関であっても、あるいは保育の機関であっても、あるいは高齢者のいわゆる介護施設等の機関であっても目的があるんですね。目的がある以上は目的が達成されなければならない。それは、例えば3歳児を預かることが目的ではないんですね。3歳児を預かった後の、例えば家庭の、あるいは地域の状態はどうなるか、どういうふうな状態にしたいかということが目的だと思うんです。学校も学校を例えば修繕することは私もやぶさかではありませんが、その学校がどういう子供を育てるのか、どういう教育をどの程度、いつまでになし遂げるのか、やはりこれは目的があると思うんですね。

そういう意味で、地域の子育てをしているお母さん方が独自のものも含めながらつくり上げようと、あるいは幼稚園と一緒にあって地域の子育てを考えようと、こういうことから、私は来年度の当初予算に間に合うかどうかわかりませんが、その自主性といいますか、そういう意欲といいますか、意気込みが必ず形になってあらわれるんだろうと、こう期待しております。もちろん、ただ放っておくのではなくて、助言を加えながら見守っていきたいということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 17番議員に伺いますが、藤生の体育館という話だったんですが、藤生なのか古今なのか、それははっきりしてからやっていただきたいと思います。

〔「古今」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 古今でいいですか、はい。

17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 失礼いたしました。山村道場まで行きますとーが足りませんので私は古今と言えよかったです、藤生と言ってしまって、ちょっと行き過ぎました。古今の体育館ということで話しました。

館岩の件だけ1つ、館岩地域の人たちで、何人かに子供を預けたいという人から聞かれたものですから、間に合うかどうかわからないけれども、努力するということですが、どうしても民間のができない場合は、やはり住民の意向も働く、非常に大事だと思います。一たん来年度からやろうというつもりにはなったわけですから、もし民間の子育て支援の分がだめな場合は、幼稚園でできるかどうかだけお聞きして終わりたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

私の説明がちょっと足らなかったと思いますが、子育て支援でやるのではなくて、子育て支援で今やっているんですね。それと幼稚園の3歳保育とやった場合とネットワークを組んで、今までとは違う、ただ預かるだけじゃなくて、いわゆる施設と家庭をきちっとつなぐ、その部分まで担えるような、そういう子育てのあり方を3歳児保育の中でやっていこうと、こういうことでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 5点ほどお聞きします。

1つは、世帯数と人口ですが、これは事務報告の33ページですね。人口はそう変わっていないんですが、4月、5月で世帯数がいきなり374ですか、ふえています。これは異動期間とは

いえ、何か集計方法なり基準が変わったとか、中身を教えてください。

2点目は老人クラブ関係ですが、ページ同じく80ページですか、5番の老人クラブ育成支援状況、団体数55ですね、連合会1個ですが。集落、行政区の数からして少ないと思うんですよ。特に合併してから我々西部地区の方は、また会議とかなんかで田島まで来いというのと車の運転もできない人もいます。もちろん高齢者です。この辺の実態を、組織率ですね、どういう指導をしているのかといいますか、その辺をお聞きしたいんですが。実情を言えば、現場では組織あるんですよ、集落単位で。ところが連合会といいますか、この届け出しないといいますか、その実態をどういうふうに思うか、お聞きします。

3点目は、はり、きゅう、マッサージ関係です。その下です、81ページです。件数も少なくなり、金額も少なくなっています。これは合併協定の中で当然人口もふえるだろうし、恐らくそういう発想のもとにハードルを上げて、年齢のハードルを上げて、あと使用の助成の金額を下げて、合併して大きくなったから当然ふえる。でも、結果がもう半減以下ですね、件数にしても、金額にしても。この実態をどういうふうに評価して、これはやはりもとに戻すなり、あるいは、これ本当高齢者社会で何かすごい楽しみにしている人もいるという話なんで、ぜひともこれどういうふうに検討評価されているのか、お聞きします。

4点目が、里山事業です。これは125ページですか。最初にあるんですが、つまりもっとこれは詳しく表記すべきじゃないかという質問ですが、つまりこういう山の中の調査としては、こういう事業は、私は本当に期待しているんです。それにはもう少し決算報告の事務報告としましてはまことに寂しい限りかなと。もっと議員含めて町民に知らしめるためには、情報公開するためには、どこで、どのように、そしてこんな効果があった含めて実績、あるいは途中経過含めて、もう少し詳しい発表をしてほしいと思ひまして、それをお聞きします。

5点目は、スキー場関係です。ちょっと資料はわからなかったんですが、つまりこれは第三セクターの分野だから質問してもいいと思うんですが、スキー場観光関係で。昨年度は連携のシーズン券、あるいはリフト券ありました。どうも今年度はその声が聞こえないようなんですが、つまりその辺を、じゃ18年度どういう共通リフト券、共通シーズン券ですか、まずどういう4つのスキー場の連携の事業をやったのか、その内容、実情ですね、それを改めて教えてほしい。そして、その18年度の今回スキーシーズン終わって、評価、分析した結果で、今年度もしもやらない、やる含めまして、どういう評価を得たのか、生産面とか実際、金ですかね、いろいろあったと思います。評価、分析の結果と、あと今後どうするのか。

以上5点、よろしくお願いします。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 まず、1点目の33ページの関係ですが、現住人口調査、4月、5月の世帯数の違い374軒、これにつきましては、ここにちょっと資料がないものですから、再度調べまして報告させていただきます。

それから、2点目の共通シーズン券の発行、それから効果ということでございますが、平成18年度よりこれは共通シーズン券を発行したということでございます。それで、効果とその発行枚数についても、今ちょっと調べましてすぐ回答していきたいと思います。よろしくお願いします。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 お答えいたします。

まず、事務報告の80ページの老人クラブの関係でございますが、議員おただしのとおり今現在単位老人クラブが55ということになっております。それで、老人クラブにつきましては、これは全国的な傾向にもなっておりますが、組織率が徐々に落ちてきている現状でございます。それで、当南会津町につきましては、合併に伴いまして、今までそれぞれの旧町村単位で老人クラブを組織しておりました一部のクラブが、合併を機にそれぞれ連合組織の中には入らないというような形で、老人クラブの組織が落ちていることもまた事実でございます。

現状を申しますと、田島地区が30、それから館岩6、それから伊南が7、それから南郷12ということでやっておりますが、それぞれ老人クラブの連合会に入って補助を受けるには、一定の事業展開が当然必要になってきますので、そういうものよりも本当に親睦会的な組織としてやっていった方がいいというような団体の意向がありまして、組織率が落ちたということなことで理解しておりますが、今後とも老人クラブの組織のあり方につきましては、それぞれ地域の事情があらうかと思いますが、これからの高齢化社会に向けて、地区の中で生きがいを持って生活をできる一つの組織として重要な部分だと考えておりますので、今考えております地域たすけあいモデル事業と絡めながら、それぞれ団体の方との意見交換を図って進めていきたいと、こんなふうに思っております。

それから、81ページのはり、きゅう、マッサージの関係でございますが、これは確かに合併に伴いまして1人当たりの助成額の見直しをさせていただきました。それで金額的には確かに落ちてはおりますが、実際に利用する人数からいいますと、さほど落ちていない実態にございます。それで、これは以前の議会の中でもご答弁申し上げましたが、はり、きゅう、マッサージの事業者ですね、これが今現在田島と伊南地域ということになっておりまして、それぞれ館

岩地域、南郷地域の方にはそういった事業者がいないということもあって、そちらの地域からの利用者がなかなか伸びないというような実態がございます。これは合併に伴いまして、それぞれ旧田島町でやっていた制度を全地域に広げた部分がございます、まだまだ制度の周知状況も十分でないというふうには理解しておりますので、今後さらに制度のPRについて努めていきたいと、こんなふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○渡部康吉議長 農林課長。

○森 秀一農林課長 里山再生事業についてお答えをいたします。

まず、里山再生事業は県で実施しております森林環境税を活用する形で実施する事業でございます。まず、経過でございますが、平成17年度に田島、針生、藤生地区でワークショップによるプランづくりが行われております。18年度は丹藤地区、東地区の2地区でワークショップによるプランづくりをやっております。ちなみに今年度でございますが、舘岩八総地区、それから長野地区、和泉田地区が現在プランづくりに実施しているという状況でございます。また、永田地区でも話題になっており、まだ申し込みはいただいておりますが、いずれ実施するようになるのかなというふうに判断をしております。

それから、内容でございますが、まず森林環境税の中の基本枠と重点枠と2つの枠がございますが、基本枠の中で申し上げますと、基本枠3つに分かれておりまして、県民参加の推進というところでプランづくり、今ほど申し上げましたプランづくりを実施しております。また、18年度はボランティアによる巡見使の道の刈り払い等を行いまして、この2つ合計しますと50万1,000円になっております。

それから、次に、森林の適正管理の推進ということで、これはプランをつくりました区域の測量ということで、17年度に実施しました区域の測量調査をしております。この3地区分を合わせますと168万6,000円になっております。それから、プランづくりとは別になるわけなんです、森林環境学習の推進ということで、18年度は南会津町内6学校、6つの学校がそれに参加しております。地域としましては、田島3校、舘岩3校ということになっておりますが、ちなみに今年度は11校の申し入れを受けております。合計いたしまして304万3,000円ということになっております。

それから、重点枠でございますが、森林整備の推進ということで弁天山、それから藤生地区ということでございますが、これは遊歩道の整備、それから森林の整備ということで2地区を実施しておりますが、合計しまして194万3,000円でございます。実際、森林環境交付金の事業を合計いたしますと、ここにも記載しておりますが、498万6,000円になります。議員がお

っしやられましたように、次回からは詳しい表を掲載させていただきたいと思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 それでは、2番、3番は後から数字なり内容をお聞きしてからまた再度質問します。

今の答弁聞いた中でちょっと町長さんにお聞きします、まず最初にですね。つまり行政区結構忙しいんですよ。老人クラブの今答弁の中にも組織率低いのは、1つは県の補助金を使えば実績報告等々、いわゆる会計処理も年寄りもやらずにいかんとかあります。あるいは今回みたいに敬老の心というこれも行政区に来ました。あるいは今の里山事業でも、これも本当に申し込めばワークショップ等々行政区の取りまとめたり大変です。そのほかにも発展支援事業とか、あるいは豪雪の雪の助け合い云々、事業をいろいろやるには今本当に行政区忙しいんです。そういう中で、まず前もそういうことで小さい行政区は何か、例えば昔伊南にあったような自治振興基金をもとにしたそういう支援策とかだって質問したことがあります。でも、いや小さい村だからといってそんな弱いはずはないとか、いろいろ答弁ありました。その辺を含めまして、実際末端の行政区の実情についてのご意見をまずお聞きします。

はり、きゅうのこれ、まず田島町の17年決算を見ましたら、これはたしか田島町単独ですね、17年ですから。460件で69万円、1人1,500円、年齢は65歳以上、12回使えると。それでこれだけやったんでいろいろ今度はハードルを高くした結果がこれです。これに対してまだ明言なかったんで、最低伊南と田島にしかない、そしてほかからの申請少ない、人数的には落ちていない、この根拠がちょっとわからないですが、どこかで図表ありましたら教えてください。件数は明らかに減っているんですよ。

そして、月1回1,000円とありますね、つまり4月に申し込めば12回毎月使えるんです、1回ずつ。それが10月ごろ申し込めば残りの3月までの回数、何回ですか、4回、5回ですか、使えない。そういう不便さがあったんですよ。田島のときは、10月に申し込んでも1人12回ということで回数もふえたんですよ。そういう不便さが私は改悪というんですかね、それが結果的に影響しているんで、ぜひとも人数的に落ちていないという意味をもう少しこれわかりやすく説明と、できればやはり今の高齢者社会の中で、やはり足腰痛い含めて、必要な人には、最低限同程度まで回復するような何か考えをもう一度お聞きします。

あと、里山事業ですね、来年度からそういうふうに変えてしまって、今年度の分はもしも資料ができていましたら後から行きたいんで、できていましたらそういう人には今発表したよう

なわかりやすい内容、詳しい内容あればぜひ欲しいのでよろしくお願いします。

老人クラブの実態ですね、今答弁の中にもありました。そういう負担もあるだろうし、やはり事実合併前よりは連合会の加入率が下がって、親睦会としては現場で動いているだろうという話もありましたが、事実そのとおりです。区の行事なり本当にこれは働いていますが、しかし、これから高齢者社会のいろいろな支援策なり、これから先ほど言いました敬老の心も含めていろいろこれから重要な施策を出すときに、やはり組織率が低いというのは一つの弊害になると思いますので、その辺改めて負担のないような方法が何かないものか、これは県の事業だから町は関知しないというそういうこともあるかもしれませんが、いずれにしろ距離的に遠い、高齢者であるから経理、数字、会計の報告とか、事業報告とか、写真撮るとか負担も大変だ、その辺含めまして何か対策ありましたらお願いします。

以上です。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

行政区が大変忙しい、私も十分認識しておりますし、だから総合支援センターをつくって、しっかりとその地域ごとに抱える問題に対応できる、そういう体制をとりたい、こういうことでございます。今はまだそれができておりませんから、いわゆる住民と役場という関係になってしまうんですね。でも私は先ほどもちょっと話しましたがけれども、施設とか、あるいは家庭とか、その中間がどうもうまく働いていないといえますか、機能していないといえますか、その力は、私は地域にあると思っています。その地域の力をどう引き出すかといいましたら、やはりお年寄りになってから、今までいろいろな場所で書類をつくったりいろいろなことをやってきた、お年寄りになったらもう二度とそういうところはやらなくていいと、解放されて伸び伸びと自分の趣味とか、あるいは仲間と一緒に過ごしたい。それを例えば役場は大変だ、あるいは行政区でやってくださいと、これのやりとりではだめなので、そのところをしっかりと受け取れるいわゆる総合支援センター構想をなるべく南会津発のものでつくっていきたい。そうなったときには、今、議員がおただしのような問題は少なからず解決されるんだろうと、こんなふうに思っています。

はり、きゅうの問題ですが、これも過去にご指摘ありました。確かに合併協議でいろいろと協議の中で、何というんですかね、問題点をもう少し掘り下げて議論すべきだったということは、はり、きゅう問題だけじゃなくてほかの項目についても私はあるんだろうと思うんです。これは今こういう実態を見ながら先ほど健康福祉課長が言いましたけれども、普及を努めなが

ら精査をさせていただくことになると思いますけれども、いずれにしても今保健師を通してなるべくそういう負担のない、いわゆる痛みのないといえますか、そういう生活も考えようと、一方で。そういうところにも予算を使っていこうと、こういうことでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 はり、きゅう、マッサージの関係で再度お答え申し上げたいと思います。

それで、先ほど議員のおただしの件数でございますが、これにつきましては、改正前のそれぞれ年齢基準も違いますし、それから助成の金額も違いますので、基本的に比較になじまないというようなことで、私どもとしましては、昨年度の18年度の実績330件を踏まえまして、今年度じゃどのくらいになっているのかということで、実は8月まで整理が続いておりますので、その辺の部分で、同じ基準のレベルで比較をさせていただきまして、その結果、通年ベースにしますと、今の段階で19年度が346件くらいになるだろうというような予想を立てておりまして、そういった観点から、基本的には利用者の数については変わらないというようなお話をさせていただいたところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 また総合支援センターでまだまだ期待が高まりますが、よろしく本当その辺はお願いいたします。

あとちょっと今の答弁全体で、今回実は合併後1回目の決算書ということになります。そうすると、このはり、きゅう含めまして、やはり合併協定の中でいろいろ料金にしろサービスにしろ同程度のことを続ければ、今度は大きくなるんだから、さらに支出がふえるからハードルを上げるといいますか、サービスに関してはですね。例えば1町村にしかやっていないことを全町に広げる、はり、きゅうもそうですね。その他何件かありました。

そうすると、当然対象人数、町民が多くなるからハードルを上げようとか、それは考えてとしてはある意味では合理的です、これは確かに、どんどん金がふえますからね。でも、その結果の検証ですね、当初はそう思ったんですが、このはり、きゅうみたいに、田島時代はとにかく460件の17年度の件数あったんですよ。その人たちから言えば、この330件の中に一部西部地区の人もありますから、田島町民からすれば恐らく半分くらいかなと、想像ですが。それに対してはどう思っているのかと、私は本当は聞きたかったんですよ。同一レベルの件じゃなくて、いずれにしろ一部そうやってサービス低下しました。低下し過ぎではないかなと思ったんで今

回質問したんですよ。多少の低下はやむを得ないです、大きくなったから。

でも、半分以上というのはし過ぎではないかと思ったんで、これはちょっと取り上げて、もう少しやはり、これは最初言った総合的な検証ですね、そういう中でいろいろな料金の面、サービスの面、総合検証をまずどのような形で行われたのか、第1回目の合併後初めての決算書として。合併当初の思いとの食い違いもあります。思った以上にこれは利用率高かった、下がった等々、その辺の検証はもう終わったんですか、それともこれから。まずその辺をしっかり検証してもらって、もしも見込み違い、こんなはずじゃなかったというところがあれば、その辺はぜひとも少しでも直していただきたいということをまず全体的に質問します。

もう一点、老人クラブの田島町民に対しては、私は本当に一部推定ですが、半減以下かなと、その辺もその実態をどう考えるのか、2点お願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えします。

はり、きゅうのことですが、先ほど申し上げましたように絶えず検証します。物事を制度化したり、あるいは統合したり、あるいはまた改善をしたりする場合には検証は当たり前のことなんですよ。これがある意味で行政の役割ですよ。使命です。それをあえて検証するのか、検証するんですよ。絶えずするんです。その中で例えば検証の中には、じゃどういう経済状況、どういう状況でこの制度が生まれたと、ここのところも検証していかなければならないんです。つまり高齢者社会だから高齢者に手厚い政策をやりなさいと、これは当然ですよ。

しかし、一方で少子化対策もやらなきゃならない、ここの折り合いをどうするかという問題が言ってみれば町政の課題なんです。そうすると、その当時できた制度が、どういう経済状況やどういう地域事情があったときにできたのかというところまで検証をさせていただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、老人クラブのことも組織率が減っている、これは恐らく調査されていくと、その結果がわかると思いますが、ある一方では、65歳で老人だなんて思っていない人いっぱいいますよ。言ってみればシルバー人材センターにたくさん入って、まだまだ家計の役に立とうということで、農業とかいろいろなものを趣味をやりながらやっている人たちいっぱいいますからね。ここのところもやはり私は検証のある意味では大事な材料だと、こう思っていますのでご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 1点だけお伺いしたいと。どこで質問しようかなと思ったんですけれども、老人福祉関係で、一般質問まで出てちょっと気になってずっといたんですけれども、敬老の心の祝い金600円、1人頭600円で自治に出したということで、決算だろうと言われればそれまでなんですけれども、ほかで補正でも出てこないものですから、ここでちょっとお聞きしたいんですけれども、600円の支出根拠がずっと気になっていたものですからちょっと調べていたんですけれども、南会津町敬老祝金条例というのがあるんですね、やはりね。それで88歳と100歳の分の祝い金はあるんですが、600円を今後支出するに当たってやはり高齢者の福祉の位置づけということで……

○渡部康吉議長 6番議員、今年の決算の分なんですから。

○6番 渡部 優議員 どこで、何ていうの、補正で質問していいのか、ちょっとずばり老人福祉という言葉で、その中で敬老会という言葉が出てこなかったものですから、そこでここでお聞きしたんですけれども、申しわけないんですけれども、だめでしょうか。聞く場所がないもんですから。

〔発言する者あり〕

○6番 渡部 優議員 補正でやりますか。補正の方がよろしいですか。はい、じゃ補正でやります。失礼しました。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 細かいことはさておいて、大きな点でお聞きしたいと思います。合併して最初の決算だということで、合併する前たしか地方交付税かな、下がらないで10年くらいはこういくんだというような、そういう説明あったかと思うんですけれども、どうなんでしょう、実際少し減ったと、こういうことで下回っているかと思うんですけれども、その辺について町長でもいいんですけれども、予想というのかね、見込み違い、これはどのくらいあったのか。それはなぜなのか。今後やはりずっとそういうような傾向があるのかどうかちょっとお伺いしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

これも多分合併協のときにいろいろところで説明していると思うんですけれども、各交付税は下がらないという恐らく説明は、役場の職員もしていないと思います。というのは、合併したから1つのいわゆる地方自治団体としてのカウントではなくて、合併する前の4つの団体の交付税は確保しますよと、こういうことなんですね。ですが、その一つ一つは地方分権の中の

新型交付税にもなったんですけれども、そういう中でいわゆるこれは削減、それぞれが削減をされてきた。削減効果が少ないのがやはり合併した町村だと、こういうふうに私は理解しています。例えば、合併しない町村と合併した町村を比較すると、削減率については優遇されたと、合併した町村はですね。そういうふうに見ております。

それから、新型交付税になったので、一概に比較はできませんけれども、新型交付税ご存じのように人口と面積ですね。その面積も単純な面積ではないんですよ。住宅、いわゆる市街地面積だとか耕作面積だとかいろいろあって、細かい問題があるんですが、そういうことですので単純に比較はしませんが、いわゆる合併をしたのにこれほど交付税が減ったのかと、こういう認識は私の中にはありません。

ただ、今後新型交付税を基準としてどういうふうになるのかは、今、国でも非常に議論をしているところですし、いわゆる地方と中央の格差の問題がこれから大きなテーマになってきますので、この中で交付税がこれ以上下がらないように、あるいは交付税が何らかの形で、いわゆる財源として基準財政需要額が上がるようにといたしますか、そういう取り組みもこれからしていきたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 わかりました。多分合併する前は今言ったように、かなりあめ玉といたら語弊があるかもしれないですけれども、かなりよくなるのかなと、実際我々もそう考えたわけですが、実際終わって決算してみたら、実質公債費比率が18.5と、これに関しては前に町長が御蔵入交流館だとか、あるいは農協の出荷場とか、こういった点の返済のちようど償還を迎えたから、こういうふうなことを言っておりましたけれども、私は実際問題としては、地方交付税もちょっと下がったのも少しはあるのかなと、こんなふうには思っております。

それから、もう一点でございますが、これは先ほど指名に関していろいろとお話がありましたけれども、どうなんでしょうか、その会社の信用調査をする場合におきまして、私よくわからんですけれども、納税証明書とか金融機関の残高証明書とか、そういったのも入っているんでしょうか、どうか、これは建設課長の方がいいのかな、よろしくお願いします。

○渡部康吉議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 入札の参加申し込みといいますか、お答えいたします。

これらにつきましては、今、議員さんお話がございましたように、指名願いに関しては納税証明、こういったものについては添付されてございます。

〔発言する者あり〕

○渡部俊夫総務課長 残高証明については、今ここでちょっと確認はできないんですが。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 やはり恐らく調査する場合に、会社の貸借対照表とか損益計算書くらいは当たり前だと思うんですけども、やはりそこに書かれている預金が本当にあるのかどうかの証明は、やはり私はもらうべきじゃないかなと思うんですけども、当然納税はね、大概会社が悪くなるというときは大体税金の滞納あたりから始まりますから、この辺はやはり必要じゃないかなと、こんなふうに思います。そういうことで、私としてはそういうふうな形にすべきじゃないかなと。

それから、信用調査機関みたいなそういうのはないんでしょうかね。いわゆるトリプルAとか、よく聞くでしょう。そういうような帝国データバンクというのかな、何かそういうような会社の信用格づけみたいな、そういうのは余り参考にならないんでしょうか。そこをお聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長 建設課長。

○舟木平蔵建設課長 お答えいたします。

企業の経営状況の診断といいますか、それは第三者機関の経営事項審査がありますので、業者、その第三者機関に出して、その経営診断を受けた者、それでもって隔年ですか、指名参加願いを出すということでもありますので、我々としてはその経営診断の結果を受けた中で受理すると、こういうことになっております。残高証明だとかそういうトリプルAと、そこまでの経営診断というのは少し第三者機関に調査をお願いした中で確認しないと、今ここでは即答できないというのが現状でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 本議案については、まだ質疑があるようでございますので、ここで一たん休憩し、昼食後続けていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○渡部俊夫総務課長 先ほど午前中の審議の中で、私に質問ございました12番議員さんからの
おただしでございますが、決算概要書に係る記載事項でありまして、決算概要書の10ページの
一般会計の性質別決算額、この中に財源の内訳、特に投資的経費の一般財源がどのくらいを占
めるのかといったおただしがありました。

それで、まずこの決算概要書におきましては、今までもこの内容の記載はしてございません
でしたので、ご理解を賜りたいと思います。それで、この数字につきましては、決算統計の資
料をもとに数字を申し上げさせていただきます。大変申しわけございませんが、その数字でご
ざいますが、普通建設事業で歳出合計で22億5,389万9,000円になります。そこでおただしの
一般財源でございますが、6億1,752万2,000円、これを割合に見ますと、27%という数字で
ございまして、一般財源3分の1以下というような内容となっております。大変申しわけご
ざいませんでした。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 それでは、2点について質問をいたします。

第1点目でございますが、事務報告の26ページ、その中に公共事業評価という項目がござい
ます。これについて質問をいたします。この中では、町政について優れた見識を有する町民で
構成する公共事業評価委員会を設置しております。そして、生活基盤近代化事業、それ
から、栗生沢簡易水道事業についての費用対効果や妥当性について審議が行われたというふう
に書いてあります。その中で質問をいたします。委員の人数は何人いらっしゃるのか、会議は
何回行われたのか、そして、氏名が公表できるのであれば教えていただきたいと思います。さ
らに、今後はどのような事業のときに審議をするのかもあわせてお尋ねをしたいと思います。

2点目でございます。2点目につきましては、土木費の90ページ、歳入歳出決算書でござい
ますね。その中の委託料、委託料の中にこれは道路橋梁費維持費の委託料、除雪費が含まれて
いるわけですが、当初予算で除雪費は1億3,346万7,000円計上されているふうに確認をした
わけですが、決算書を見ますと、7,728万4,000円となっております。さらに、決算概要の50
ページの中で、除雪事業ということの中の説明を見ますと、2,592万4,000円となっております。
この数字の差について担当課長にお伺いをしたいと思います。

さらに、この除雪費の不用残、雪が降らなかったものですから不用残が出たわけですが、当

然のことながら平成19年度の一般財源に入るものと思いますが、確認の意味で総務課長にそのことについて伺いたいと思います。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 お答えいたします。

公共事業の評価の関係でございますが、この評価につきましては、1回開催いたしております。それで委員の人数でございますが、条例では10名以内ということで、8名現在委嘱をしているところでございます。具体的な名前については、今ここにちょっと手持ちないものですから、後で。

それで、今後の予定ということでございますが、これは各種事業の中で大規模事業、あるいは凍結、見直し等のあるものについて、そういう段階での公共事業評価を行うというふうなことになっております。

以上です。

○渡部康吉議長 建設課長。

○舟木平蔵建設課長 お答えいたします。

歳入歳出決算書の90ページにあります委託料でございますが、当初1億円という数字でございますけれども、途中で1度減額補正したかと思しますので、その差というふうに理解をしていただきたいと思えます。

それから、決算概要の中の50ページの2,592万4,000円、これは旧田島の路線の前の方に書いてありますように14万1,811メートル、この距離354路線の除雪にかかった経費であります。したがって、その下の方にありますように伊南総合支所、南郷総合支所、これはすべて別々に今回は決算概要に上がっておりますので、この数字は旧田島数字とご理解ください。

以上であります。

○渡部康吉議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 お答えいたします。

ただいまの経費等の不用残につきましては、一般会計の中で不用残として残ります。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 当然不用でありますので、残して一般会計の財源にすることも大変重要であります。予算を活用して住民がここに住み続けていくこともできるようにすることの施策にも、予算というのは使い方として考えるわけですが、財政法上といえますか、残った特に除雪関係であります。除雪関係基金として積み立てをすることが可能かどうか、総務

課長に伺います。

○渡部康吉議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 お答えいたします。

不用残につきましては、除雪経費ですね、国庫負担の部分も含めての内容があらうかと思えます。したがって、これを特別な基金として積み立てるということについてはできないものというふうに思っております。

以上でございます。

○渡部康吉議長 5 番、山内政君。

○5 番 山内 政議員 それはできないということであるとすれば、これは次、町長にお尋ねをしたいわけですが、余り除雪についての基金というものがないわけですが、これはあくまで決算を通じた話ですので、了解をいただきたいと思うんですが、雪降らないときに多少のお金を基金に積み残しておいて大雪のときに備えると、そういったことを考えることができるかどうか、これについてお尋ねをしたいと思います。

それから、もう一点、これは一般質問でしたんですが、関連としてお聞きいただきたいんですが、除雪支援ということで最低保証、県でも導入したいというように出ておりますので、その経過を十分検討されて、南会津でも今後検討されるかどうかについても答えがあるようでしたら伺いたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

これは除雪に限らず私たち一般の暮らしを考えた場合に貯蓄といいますか、蓄えとして準備をすると、これはとても大事なことだと思います。しかし、先ほど総務課長から話もありましたように、国庫補助の関係があったり、いわゆる県からの特別交付税との関係もありますので、特別交付税の計算上そういう基金が例えば算定に入るのかどうなのか、この辺もちょっと検討をさせてもらいたいと思います。いわゆる基金があることによって特別交付税が少ないというのも、これもまた困りますので、その辺は今後さらに具体的にちょっと調査をさせていただくということでご理解をいただきたいと思います。

それから、いわゆる除雪待機者の保証の問題であります。ちょうど5 番議員がただされた後の新聞に出ておりまして、私も拝見いたしました。大きな問題だというふうに恐らく県もとらえているんだろうと思います。そんな中で、私は基本的には保証という制度は、現在の私の中では余り好ましいあり方ではないというふうに理解をしています。というのは、やはり私

たちは待機をしなければならない、拘束を受けることは事実ですが、やはり実際に労働を通して対価を得ると、これがやはり基本だと思うんですね。そのときに南会津町ならではの意味では、いわゆる公の道路の除雪待機者というだけじゃなくて、それをしながら例えば今ひとり暮らしに対して助成をしています。そういうきめ細かい集落の除雪にどう対応できるのか、あるいはそういうことも考えながら全体としてこの保証制度を見守りながら前向きに対応したいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 答えをいたします。

先ほどの公共関係の事業の評価の委員の名前でございますが、全部で8名。まず、星博美さん、舘岩、それから山紫田哲雄さん、これが舘岩ですね。あと塩田元さん、南郷、それから、湯田康広さん、田島地区、それから渡部徳子さん、これは田島地区ですね。それから野中君子さん、田島地区、それから飯田さん、これは田島地区、それから馬場喜吉さん、この方が南郷村、以上8名でございます。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 私から1点だけですね、ダブるわけですが、先ほど12番議員から投資的経費の話が出まして、冒頭総務課長からも答弁あったわけですが、実はこれは非常に大事なことだというふうに、要因分析する際には非常に重要なデータであると私も認識しております。私も要因分析でちょっとグラフでもつくってやってみようかなと思ってやったんですが、ちょっとデータを拾い切れなかったものですから、確かに今お示しあったんですが、次年度にきちんと概要書に載せていただけるのかどうなのか、そこだけ1点お聞きしておきたいと思います。ぜひ載せていただきたいと思います。

○渡部康吉議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 答えいたします。

概要書の記載については、省略させていただきたいと思います。その数字等につきましては、決算統計が終わりますと、それぞれの内容が示されます。現在も町のこれは職員が見る部分ですが、イントラにも掲載しているような状況がございますので、そういった際には申し出いただければお話はできると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○渡部康吉議長 ほかにありませんか。

7番、星光久君。

○7番 星 光久議員 只見川電源開発でかなりのこれ西部地区というか、あの沿線、かなりの補助が出ているわけなんです、今度南会津町になってから早く言えば東部地区というか、田島、こっちの方もその該当にこれ当たるのか、当たらないのか。補助対象というか、その沿線の間に。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

これは、議員がお考えのように私も合併した当初、一番先にそれを考えましてイントラネットで何とか只見川電源流域同じ町でしょうと、こういう話をしたんですが、流域で定めているので該当にはなりませんと、こういうことでしたので、現在のところ只見川流域はいわゆる旧西部地区だけが補助対象地域と、こういうことでご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 私から1つ質問させていただきます。

決算概要の34ページ、中ほどからちょっと下のところに総務の地域新エネルギービジョン策定事業等とあるんですが、これは700万円、コンサルティングとかいろいろあると思うんですが、これの内訳とこのビジョンは3月の中にもエネルギー的なこと書いてありましたけれども、策定ビジョンを作成だというので、つくられたから今後この700という数字は下がっていくのか、この後のことをちょっと、その2点ですね。内訳を1つ、そしてビジョンはこの後どうなっていくのか、具体的なことを質問いたします。よろしくお願いします。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 決算概要34ページの地域新エネルギー推進事業に関する2点のおただしでございます。775万8,000円の内訳ということでございますが、新エネルギービジョンの策定を委託業務として実施をしました。新エネルギーの賦存量ですか、どのような新エネルギーとして活用するエネルギーが、どのような部分があるのかというような部分での策定内容でございます。ですから、委託料ということでとらえていただければというふうに思います。

その概要、今後どうなるのかということでございますが、平成18年度にいわゆる新エネルギーの賦存量を調査いたしました。今年19年においては、賦存量の中から詳細ビジョン策定ということでバイオマス関係、あとBDFという燃料関係ですか、その2点にとらえまして、詳細なる内容について調査をしております。この分についても経済産業省の外部団体であるNEDOという組織がございまして、独立法人でございまして、そちらの方から100%の補助を

いただきまして、新エネルギーの分の詳細な事業量について調査をしているというのが今年度でございます。

今年度以降でございますけれども、その詳細なるビジョンを調査した結果をもって、その部分が具体的に事業化になるかどうかという調査に入ってまいりたいというふうに考えてございます。その調査結果に基づいて事業可能というふうになれば、さまざまな新エネルギーございますが、その中から当町が目指すものということで進んでいければということでやっておる事業というふうになってございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 そうすると、町からの持ち出し、今機関の方から100%ということだったので、町からは出ていないという形で理解してよろしいでしょうか。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 100%の補助ということでございますが、補助対象外という部分です、若干ございます。それは数万円の話でございますが、そういうふうに理解をしていただければというふうに思います。

以上でございます。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 わかりました。とても大切なことだと思いますので、それでもう一つ、ビジョンに関して文章では多分3月の方に書いてありますけれども、町長の考えをお聞かせください。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

新エネルギーにつきましては、これまでも旧田島の議会でもさまざまな議員の方からご提言、あるいは検証等をいただいております。そんな中で、将来環境負荷のないエネルギーというのはどうあるべきかということですから、私は現在のところ、先ほど環境水道課長が答えたように、当地域に最も多く賦存する資源は一体何だろうか、これは太陽エネルギーと、太陽はどの地域でもあると言えはるんですが、それから、小水力ですね。つまり川、河川の水を利用した小水力エネルギーというのも可能性は非常に高い。

それから、最もこれは5番議員の方からもおただしがございましたが、やはり産業と結びつけた新エネルギーといえば森林資源だろうと。この森林資源を活用した発電等を今後、先ほど環境水道課長が言った可能性、これを見きわめていきたいというふうに思っております。その

第一弾として何とか森林整備で間伐等を行った資源を町民の前に、町民の目の見えるところに出していくということで、林産事業とあわせてストックヤードの対応もこれからしていきたい。いずれにいたしましても、これまでどちらかというと放置されていたものが明らかに将来の新エネルギーとしての可能性があるだろうと、これは前向きに真剣に取り組んでまいりたいと、こう考えていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 それでは、午前中の2点ほど回答を後でということで回答させていただきます。

まず、33ページ、統計調査事業、これは事務報告書の関係でございますが、33ページの現住人口調査、4月分の調査の人数、それから世帯数の関係でございますが、これは国勢調査の速報結果をもとに、平成17年国勢調査があったわけですが、住民基本台帳による毎月の転入転出、あるいは死亡その他、それを速報によってあらわす数字でございますが、4月と5月の数字でございますが、この4月の数字については、3月1日から3月31日までの数字が4月1日に載ってしまうということで、これは異動時期によりましてこの差が出てきた、単純に出てきたということでございますので、ご了承いただきたいと思います。

それから、2点目でございますが、これはスキー共通リフト券の効果検証したかということでございますが、これは定期的に4スキー場連絡協議会やっけていまして、共通シーズン券につきましては、平成18年度より大人が1万5,000円、子供が5,000円ということで発行しておりますが、全部で1,313枚発行しております。ただ、対前年度と比べまして、これはどうかということいろいろ検証をさせてもらっているんですが、基本的には子供の人数そのものはふえないものですから、それは単純にふえていないということでございまして、現実的には1つの例をとりますと、台鞍スキー場でも実数は56名前年度より落ちていると。

やはり一番の合併の効果はどこのスキー場も乗れるというものが、合併のまさに効果でありまして、共通シーズン券を今まで買わなかった人が全部買うかということ、そうでなくて、検証した結果、共通シーズン券は1万5,000円ということで、高杖あたりは5,000円ほど安くなったんですが、基本的には4つのスキー場が乗れると、その4つのスキー場が乗れることによってそれがどれだけふえたかということには、これはほとんどの人がもう最初から買っているという状況なものですから、そこには検証した結果、結びついてはいないということでございます。引き続き今シーズンも共通シーズン券は継続するという考えであります。

〔発言する者あり〕

○渡部康吉議長 何か別の機会をお願いします。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。



◎議案第69号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第7、議案第69号 平成18年度南会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 決算概要で質問いたしますが、19ページ、先ほどから滞納がどうなっているのかちょっと調べていたんですが、その関係で19ページの13表ですね、ちょっとこの見方確認しますと、真ん中辺に収入未済額が載っていますが、これは現年度分2,020万5,944円から始まって4欄がありますが、そこに小計が書いてないものですから、これが小計入れると2,263万円ほどということでもいいのかな、そういう解釈で。

そして、繰り越し滞納分がその下の4つの欄がありまして、一番上、一般医療保険の医療分が6,217万1,641円から始まってずっと4つの欄があって、それを合計すると7,022万5,789円になるんですが、そして一番最後の下が9,286万3,009円と、こういうことで、ちょっと確認

の意味で伺います。

そして、さらにもう一点は、先ほど一般会計のときにちょっと質問した中で、全部のわかりやすい表をつくってもらえないかということに対して、特に答弁がなかったものですから、それについて一般会計、あるいはこの国保会計も含めた特別会計も含めて、全部の合計の表があると大変わかりやすいと思うんですが、いかがでしょうか。この2点伺います。

○渡部康吉議長 税務課長。

○星 光幸税務課長 お答えいたします。

19ページの国保の収入未済額の数字ですが、これは現年滞繰、すべて足したものが9,286万3,009円ということでございます。

○渡部康吉議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 2点目のおただしにお答えいたしますが、滞納関係ですか、そういったものの全部の表をつくるべきといったおただしでございますが、これらにつきましては、それぞれの所管の中で必要に応じて提案していただくというふうにしたいと思っておりますので、こちらから全体の表をこの概要書に添付するといったことは考えておりません。

以上です。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 まず1つは、そうするとさっき私言った数字で見方がよいということなんですが、この現年度で2,200万円の収入未済額が発生したと。今までの合計が7,000万円あるわけですが、合計9,200万円ですね、そうすると2,200万円が18年度あったというのは、これは大変な割合なわけですね。ですから、これは主に原因は何であるかということを伺います。

それから、あともう一つは、一覧表についてはちょっとつくらないという話だったんですが、ちょっときょう監査委員さん来ていますので、監査委員さん、いかがでしょうか、監査結果もずっと私は見ているんですが、そこにも書いてありますが、なかなか見にくいんですね。これが一覧表になってばつとあるといいんですけども、監査委員さんの方でそういうのをつくってもらえる方法はないでしょうかね。

○渡部康吉議長 代表監査委員。

○室井良一代表監査委員 私の方でつくっているのは、税金ごとと、それから保険料ごとと、それから、使用料ごとの未済額の表を別々につくっておりますけれども、あれは意見を書くときに別々に書いていますから、ちょっと一緒にするというのはちょっと難しいですね。現状のまま

でいきたいと思います。

○渡部康吉議長 税務課長。

○星 光幸税務課長 答えいたします。

滞納の原因でございますが、これは議員もご承知のように非常に国保の場合、1回滞納をしますと、それがもう積み重なっていった支払い能力が低い方についてはどんどんふえていくというのが事実でございます。我々としてしましては、払う能力のない人にどのように対処していくかということでいろいろやっておりますが、一つ大事なことは徹底的に財産調査をして、取れるものは差し押さえ等をして取るという言葉は失礼ですが、払っていただくという考えであります。よろしくお願いします。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

————— ◇ —————

◎議案第70号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第8、議案第70号 平成18年度南会津町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

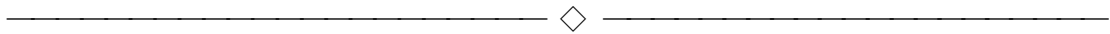
これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。



◎議案第71号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第9、議案第71号 平成18年度南会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

◇

◎議案第72号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第10、議案第72号 平成18年度南会津町農林業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 これも決算概要で伺いますが、これも1点ですけれども、23ページになりますが、農集排の決算でこれ未収入額という表現で、さっきは収入未済額と表現が違いますが、390万円ほど載っております。これが今までの滞納額は載っていないんですが、今までの分は幾らになっているか伺いたいと思います。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 農林業集排の決算概要についてのお答えを申し上げます。

前年度、17年度分に係る分については、未収入額はなかったというふうにご報告させていただきます。

○渡部康吉議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

◎議案第73号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第11、議案第73号 平成18年度南会津町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 何回もすみません。24ページの決算概要で質問しますが、これも、これまた未収入額710万円ほど載っておりますが、去年のが記載されていませんが、これも去年はなしでいいんですか。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 公共下水につきまして、未収入額で710万4,000円ですが、分担金、負担金については現年以外がの中に記載されてございます。含んでございます。使用料分についても記載がされてございます。合算ということで理解をしていただきたいというふうに思っております。

大変失礼をいたしました。私は田島地域という部分でばかりのみ考えておったものですから、公共下水につきましても、使用料の部分について滞納繰越分が16万7,791円、この中に入っております。

大変失礼いたしました。調定額は今申し上げた16万7,791円で収入がございまして、未済額としては10万5,230円というふうになってございます。

それと、まことに申しわけございませんでしたが、先ほどの農林関係の部分でございしますが、私の集計ミスがございまして、やはりこの分についても今回合算ということになっておりましたが、どうも頭から抜けておったものですから、まことに申しわけございませんが、滞納繰越分の収入未済額がございました。まことに申しわけございません。258万4,508円となっております。大変申しわけございませんでした。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 ちょっとわかりにくいので、後から表でもつくってほしいんですけども、ちなみにちょっと今、去年のこれ議会だよりちょっと見てみますと、公共下水道負担金が1,111万円、17年度である、これが載っているんですよね、1,111万円。だから、その後、何というのかな、不納欠損というのかな、何年間か払えないやつを落とすでしょう。不納欠損

があって、今言った10何万ということだったら話わかるんですが、そういうものがないとすると、たしか今10何万と言いましたよね。ですから、1,111万円と比べると1,000万円もの差がありますから、その辺まだまだ調査不足なんじゃないでしょうかね。もしわからなかったら後から表をつくってもらえませんか、わかりやすくして。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 たびたび申しわけございませんでした。先ほど金額的に未収入額ということで、議員おただしの710万4,000云々の部分ですが、分担金、負担金で636万2,200円というふうに記載されてございます。その未済額の部分が、先ほど議員さんが調定額1,100万円という数字おっしゃったかと思いますが、1,100万円のうち今年度において544万7,000円が収入されましたので、負担金、分担金については636万2,200円が未収入額という表示になってございますので、ご理解をしていただきたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

議員おただしのように、説明する側が明快な説明ができないというのは、私は資料として不足だと思いますので、これらについてはどういう形になるかわかりませんが、やはりもう少しわかりやすいものにしていきたいと思います。形まではちょっと担当の方と相談をさせていただきたいと思いますので、ご了解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 ほかにございせんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

◇

◎議案第74号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第12、議案第74号 平成18年度南会津町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 一覧表がないものですから、何回もすみませんね。それで、今度は決算概要の26ページなんですけど、26ページを見ますと、未収入額がここで3,400万円ほど上がっております。このうち一番下の1,300万円は、そのうちの一番下の国庫支出金ね、これはいいでしょう、これは何かの理由でしょうから。一番は2,172万133円ですか、これが多分水道料の未収でしょうから、これも昨年の終わりが載っていませんが、去年はゼロだったのかなというようなことを伺いたいと。

それから、もう一点はこの水道会計、この前町長が、今度は簡易水道の引き上げの話ありましたので、今度分厚い決算書の一番最後なんですけど、236ページを見ますと、簡易水道の特別会計で、この中で実質収支額というのを見ると、958万8,288円の黒字とこれは見ていいんでしょうね。黒字となっています。ですから、この黒字、これは簡水というと西部地区も含めた田島地区も簡水ありますから、全部ひっくるめたものだと思うんですが、この数字からすると、黒字なのに引き上げというのはおかしいんじゃないのかなというふうに私は思うんですが、その2点伺います。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 お答え申し上げます。

決算概要の未収入額の部分については、滞納繰越分入っております。滞納繰越分は使用料でございますが、1,196万3,983円が入っております。滞納繰越分でございます。

2点目の実質収支額でございますが、この分につきましては、繰り越し事業をしてございますので、繰越額ということになりますので、実質の繰り越しの部分につきましては、実質の分については、大変失礼しました。実質の収支の額でございます。

以上でございます。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 以前ちょっと財政の方をやっておったものですから、補足して説明させていただきます。

それで、議員おただしの236ページの実質収支額、これにつきましては、繰り越しを除いた現実的な純然たる繰り越しがあるということでございまして、ただ950万円という数字にはなっておりますが、現在決算規模から申しますと4億6,000万円ほどの会計の決算になっておりますので、そこから見ますと、通常の会計上の繰越額としては決して多くはないというふうには考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○渡部康吉議長 副町長。

○杉浦孝幸副町長 もう一回つけ足して申し上げますと、今の決算書の227ページをごらんいただきたいと思ひます。簡易水道事業特別会計の歳入の欄でございまして。歳入の中の3款1項1目他会計繰入金ということで一般会計から1億5,000万円、これら含めました数字が最後に出ました236ページの950万円ということでございまして、会計自体は議員おただしのようには黒字でございまして、一般会計からの繰り入れをもらつての黒字ということですので、この負担を幾らかでも繰り入れ基準にのつとつた形にしたいということで、今までお話ししてきた部分でございまして。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 副町長からあつた1億5,000万円の繰り入れをやつていますということで、これが繰り入れ基準に基づいて公債費の半分というやつか、50%と、あれがこれですね。そうすると、そういう基準の内にはなつてゐるということでしょう。そこをちょっと確認します。

○渡部康吉議長 副町長。

○杉浦孝幸副町長 ちょっと言葉を説明させていただきますと、公債費比率というのは一般会計だけの借金の額でございまして、実質公債費比率というは特別会計の借金まで入るということでございまして、繰り入れ基準が簡易水道はなかつたんですか……繰り入れ基準については直轄室長からお答えさせますが、一般会計のことを考えますと、そもそも特別会計は、歳入と歳出を自分のみずからの財布の中で行つてもらふのが基本的なスタンスと。認められた繰り入れを行うというのが町のスタンスでございまして、一般会計から間違いなく1億5,000万円出ていますので、ここを幾らかでも減らしたいということで、これからですか、水道の利用者にご負担をいただきたいと、このように考えたところでございまして。

○渡部康吉議長 直轄政策室長。

○宍戸英樹直轄政策室長 私からということでお答えさせていただきます。

一般会計から各特別会計への繰り出し基準につきましては、国が定める一定の基準がございます。これは全国の自治体統一の基準でやっております。それがいわゆる基準内繰り出しというものでございまして、簡易水道会計に関しましては、簡易水道で整備しましたいわゆる起債を使って整備しました施設の元利償還金の何%とか、そういった基準を事細かに定めております。それは毎年の当初予算編成の指針の中にも一応基準として、明確にして予算編成をして、その執行を行っているところでございます。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 やはり私わからないんですけれども、これこの次が南会津町水道事業会計と、こうあるんですけれども、この簡易水道とその後の水道事業、線引き、それから会計の仕方も違う、ですから、どなたか私にこの辺明確にわかりやすく簡易水道と水道、しかも会計の違い、この辺をわかりやすく説明していただきたいと思います。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 お答え申し上げます。

簡易水道と水道事業のまず違いの第1点目でございますが、給水人口が違います。5,000人を超える部分については水道事業と、それ以下については簡易水道事業というふうに分けてございます。その中でその事業の種別が分かれたことによりまして、会計上も企業会計という部分がございますので、そのところで会計の仕方も、水道事業に関しては貸借対照表とかさまざまな民間で行っている部分の会計の手法をとります。簡易については、ほかの特別会計と同じように、一般会計と同じような手法をとってやっているというふうに理解をしていただければというふうに思っております。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 そうしますと、人口5,000人ということは、今現在南会津町で見た場合はどうなんだろう、田島の中心街あたりを言って、あとは西部地区の方はどうなっているんですか。全部簡易水道という形でやっているんですか。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 水道ですね、給水エリアといいますか、各場所、ポイントポイントによって違うところがございますが、田島地域の田島地区のみが5,000人、要するに町内と桧沢地域を取り囲んだ部分、旧田島ですか、旧田島地区と桧沢地区を取り込んだ分が5,000人を

超えますので、その分についてが上水道というふうになってございます。その他については、各施設ございますが、それ以上の人口にならないというふうなことで簡易水道ということでございます。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。



◎議案第75号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第13、議案第75号 平成18年度南会津町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 これも決算概要の28ページに基づいて質問しますが、これはまるっきり今度はここに記載されていないんですね。本年の未収、それから前年の未収、これがないものですから、それをまず伺いたいと。それからあと、この28ページの上の方の総括というような文章の中で、下から2行目の終わりの方に、差し引き収支マイナスの389万4,000円か、これが差し引きの赤字というふうでいいですね。この2点を確認します。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 まず、1点目にお答えを申し上げます。

決算概要の部分については、水道事業会計の未収額ですか、記載されてございません。まことに申しわけございませんが、事務報告の160ページをお開き願いたいと思います。事務報告160ページの一番下の下段の表になってございますが、水道料金というようなことで現年の右端の方でございますが、未納額が記載されてございます。現年関係では659万1,230円、その下段の方に今までの繰越分になりますが、未収の収益といたしまして1,290万2,630円で、合計で1,949万3,860円ということになってございますので、1点目ご理解をいただきたいというふうに思います。

決算概要の28ページの下段から2番目に収益の収入額、収益的支出の差の分、この分については、この分が赤字という部分になるのかと思っています。この数字につきましては、同じページでございますが、同じページの決算額Bというふうになってございますが、そこに1億6,916万5,739円というふうに書いてございますが、そこから消費税を抜いた部分が収益収入で、下段の収益的支出の決算額の1億6,787万1,635円の部分から消費税を抜いた額がそこに記載されてございますが、その分というふうに解釈をしていただければというふうに思います。

以上でございます。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 この言葉遣いなんですけれども、18年度の水道事業決算報告書、この4ページの大きい3番の(3)番に当年度純利益と書いて、三角で464万835円、その後は当年度未処分利益剰余金と書いて、三角の262万894円と、そして、6ページの上の方の欠損金処理計算書というところには、1番目に当年度未処理欠損金で262万9,894円と、3番目にも同じく翌年度欠損金と、こう書いてあります。

要するに私何を言いたいかといいますと、この一番上の4ページの下が一番最初に私言いました(3)、やはりこれは当年度純利益という言葉でなくて、やはり純損失とか、あるいはそういう名前をつけるべきでないのかなと思います。その次も当年度未処分利益剰余金とあるんですけれども、やはりこれもその後ろの方にあるように、未処理欠損金と、こう書いてあるわけなんで、そういうふうに言葉遣いをそうすべきだと、こういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

あと、8ページの(2)の下の方にも翌年度純利益と、こういうふうにあって三角が書いてあるんですけれども、ここもやはり純損失とか、そういう言葉を使うべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 お答えいたします。

今、各ページから用語の部分についてのご指摘がございました。用語の指摘でございますので、今後議員おただしの分を十二分に踏まえまして、検討させていただくということでご了解をいただきたいというふうに思っております。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 水道会計、私どもからすれば簡易水道しかやっていなかったんで、なかなか理解できなくて、ただ今度田島の方の料金になるというんで、じゃどんな会計なのかというのでちょっと詳しく見ました。

まず、1点目は先ほど町長もう既に答えられたんですが、まず見にくいですね。今のこの4ページは升目がないから、まず小計も総計もないし、線も真っ直ぐに引いていないから欄を追うのが見にくい。まずは表記上、単純な意味では表記上、まず字を大きくしたりとか、升目にしてもらおうとか、横に目をずらしても欄違いになっちゃって、まず単純な意味での見やすい表記をお願いしておきますが、できますか。

それから、今は、予算も決算も本当に町民、議員含めてわかりやすく、今はイラスト入りとか図形入りとか、そうやってもう優しくわかる予算書、決算書、これが世の中の主流です。よろしく願います。以上、答弁願います、後から、担当でいいです。

それから、先ほども私も同じように消費税抜きで3,894という数字、ところが、別の方では4ありました。ところが、じゃ消費税が幾らかと探しても見当たりません。これはどこかありましたら、消費税を恐らく足し算すれば4,000幾らの別の報告どおりの累積赤字になっております。その消費税がこの決算書を見ても欄が、どこかにはもちろんあるんでしょうが、いわゆるそれもわかりにくい。

それで、同じようなことが未収金もそうですね。これはほかと比較していいか悪いかですが、税務係の方はちゃんと平成4年、3年から順次滞納の年度別なり、あとは固定資産だ、住民税だとありますよ、優しくというか、親切にわかりやすく。ところが未収金という総額はあります、それは貸借対照表にも。資料として、じゃ個別の家庭の金が未収金なのか、営業用の会社なのかとか、特需なのか、それも全然わからないし、年度別もわからないし、何年からか。あるいは滞納になって不納欠損の処理をしたのか、あるいは時効停止の処分をとっているのかどうか、それも全然わからないですよ、総額しか。

それも含めてもっとわかりやすい資料を、企業会計ってこんなものかわからないですが、わ

かりやすい資料の添付。今わかりましたら、ぜひそういう年度別の未収金、項目別ね、家庭なのか、営業用なのかとか、そういう項目別、そういう一覧表をぜひともこれは消費税含めましてお願い。あと繰入金もそうですね。監査の指摘であったんで、じゃ実態はと思って見ても、あれ繰入金、どこにまず、決算書に出てこないですよ。こっちが繰出金になるのかな、収入があるのが。

それで、ちょっと私は、言っているのが間違っているのか、企業会計がどういうことなのかわかりませんが、その辺はぜひとも資料集としてももう少し決算概要、あるいは事務報告という別冊があるんですから、ぜひとも今までの田島町時代の慣例にとらわれず、わかりやすい決算書をよろしくお願いします。

もう一点、最終ページ、有収率、これも水道事業、簡易水道では余り出てこなかったんですが、恐らくその上のハと配水しましたと、実際料金で払ったのは二ですと。ここの有収率が残りのパーセント、18%内外は漏水もあるんでしょうし、あと一般、その辺の公園とかね、いわゆる自由に使っていい、消火栓とか、料金のかからないいろいろなやつ。その辺の内訳ですね。料金を取った水は82%、取水口から取り入れた分が82%ありますが、残りが、じゃどういう漏水なのか、そうでしたらこれはもったいないしね。

その上の工事名見ましても、こういう補正予算に出てきた工事名ははっきりわかります。ところが、同じ損益計算の中の収益のように漏水工事なんかは何カ所やったかもわからないし、ちょっと私の質問の箇所、多いでしょうけれども、まずわかる範囲の答弁と、とにかくわかりやすい企業会計、水道事業の質問をいたします。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 お答えいたします。

水道事業に係る決算の表示の仕方ですか、けい線とか、そういう分がないのかというようなおただしでございしますが、会計上このような表になってございますので、原本に対してはご理解をいただきたいと思います。ただ、この部分がいかにわかりやすくできるかということで、各補正予算等の部分にあったときには、補正といいますか、当初予算とかになった場合には、説明資料というようなことでわかりやすいような部分を今まで工夫しながらやってきたところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

あと、何度もわかりやすい年次別とか、そういうさまざまな分ございますけれども、そういう分についても、わかりやすくなるように今後努力してまいりたいというふうに考えてございます。

それと、消費税関係の明細についても、金額についてはこの資料の中からは出てくる部分がありません。手元の資料といいますか、会計の中での部分の中から消費税という分があるものですから、その分については出てこないということになってございますので、その部分についても大きくくりでご理解をいただきたいと思っております。

それと、あと最後のページ、17ページとかの部分に報告ということになってございますが、一応この決算の中身においてもこのような表示の仕方をされていますが、事務報告の中にも、また水道の事業ということで簡水と同様に配管工事等についても、この分については消火栓工事、旧配水管工事というふうな部分で委託料とかに、さまざまに分けながら表示をするように努力をして表示してまいったというふうに思っております。今、議員おただけいただきました分については十分なる精査をしてまいりたいというふうに思います。

あと、一番最後のページでございますが、有収率という部分でございますが、水道の配水池に一応水をためた分という分については、総量的に配水量というふうな分をとらえてございます。その分からお客様にお使いをいただいた水道の量が年間の有収水量ということでございます。そのようにご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔発言する者あり〕

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 お答え申し上げます。

繰入額といたしましても、明確にこの分が繰り入れという分が表示がなされてございません。その分についても、先ほど消費税等の金額等ございましたが、説明の資料というふうな部分のものを再検証させていただきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 ちょっとそういう実態ですので、私は今これからいろいろ水道料金含めて資料を参考に考えるにもなかなか考える資料がないんで、もう一点落ちたんで、収入も同じです。追加しますが、収入も本当に家庭の収入と営業収入ね、それ全然項目ないです。ただ営業収益とある意味じゃ1本しかない。だから内訳がわかるように、どういう収益でなり立っているか。だから今回値上げするんだとか含めてね、値上げというか、料金。そういうことがやはりわかるようなぜひとも資料を、公式の決算報告ではいろいろ書式とかあるんでしょうから、それはいいですが、もっと字が大きいとか、それは別としましても。だからそういうやは

り専門家じゃなければわからないとか、そんな資料ばかりでは本当これから町民の理解を得られないんで、ぜひともその辺は、じゃ希望いたしまして。

あと、もしも今回の議会に間に合わなくても、そういうのは、今言ったようないろいろな項目別ですね、収入にしろ、支出にしろ、わかるのができましたら渡していただきたいと要望をしておきまして質問を終わります。

○渡部康吉議長 ほかに質問ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

————— ◇ —————

◎議案第76号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第14、議案第76号 平成19年度南会津町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

7番、星光久君。

○7番 星 光久議員 ちょっと確認の意味で、補正4の商工費、これが1億889万6,000円という形の中で、商工費、一般補正の20ページと絡んで見ますと、祇園会館用地購入費土地開発基金買戻し分とあるところ、これは祇園会館用地というのはわかるんですが、坪数とか面積とか、そういう形で、そして最初これあそこらは原野とかなにかとか、そういうことで、そこ

をちょっと説明してもらいたいんですが。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 お答えをいたします。

補正予算の20ページ、使用料、賃借料の139万9,000円の減額、それから公有財産の1億1,047万1,000円ですね、これにつきましては、祇園会館の土地、これは現在借地でございます。そこの全部で4名分ですが、今回3名分、面積でいいますと4,509平米、これを買収するという金額でございます。単価は2万4,500円。それで上の使用料、賃借料につきましては、7月以降月割りで買うものですから、その賃借料が不用ということで減額する補正でございます。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星 光久議員 面積が4,509平米、そういう形で平米が2万4,500円、大体坪として7万5,000円ぐらいなのか、8万か。これはもともとは原野だったべ、もともと。そういう形で原野、たしかあその土地、原野から転地がえかなにか、それも多分持ち出しはこっちでやったと思うんだけど、そういう中で、最初持っていた部分については原野だと思うんですよね。原野だかなんちゅうんだかわかんないけれども、そうでねえかと思うんだけど、そういう形の中で、坪8万というとこれすごい単価なんだけど、その辺ちょっと。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 もともとは原野でなくて、これは水田でございました。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 単価につきましては、平成18年度、町の建設課の方で鑑定士を入れております。当然使用が現在は宅地扱いということでなっております、10年前、これは借りたわけですが、既に宅地ということで、宅地の評価で2万4,500円ということで昨年度評価に基づいて購入したということでございます。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星 光久議員 そういうことで水田だけでも、変更して宅地になったと、それは10年前ということで、宅地だからやはり8万円も今やはりああいう形で、そんなにやはりするんですか。鑑定士頼んだというから間違いないだろうけれども、かなりやはりすごい、町で水田から宅地に変更して、水田のうちは何ぼだったか、そのときの値段はわかんないけれども、今現在宅地にして、宅地で買うとしてこういうふうになりますよという理解でいいですか。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 そのとおりでございまして、これは鑑定士を呼びまして宅地だとその値段と、まさしく近傍地でその評価の鑑定を得ております。

○渡部康吉議長 ほかにございせんか。

6 番、渡部優君。

○6 番 渡部 優議員 先ほど先走りましてすみませんでした。敬老祝い金のことをちょっとお聞きしたいんですけれども、それずっと気になっていたものですから、今回、こんなふうには1人当たり600円を支出したということで、支出の根拠を少しずっと考えていたんですけれども、政策的なことやっているから、毎年予算を組んで出しているんだという形みたいですが、南会津町の敬老祝金条例というのもありまして、それは88歳と100歳の祝いかな、そういう形で条例に基づいて支出しているというふうに思うんですけれども、こういった半永続的に多分考えているというふうに思います、敬老の心というふうな理念を持ってことし始めたわけですから。

そういうことを考えると、条例の中に一文句を入れて、条例の中でやっていった方が安心した政策になるのかなというふうに思うんですけれども、そうじゃないと、これからなくすというような考えで政策的にやっているんだと言われればそれまでなんですけれども、その点1点お伺いしたいと思います。考え方、町長にこの辺、事務的なことじゃなくて、この点が1点。

もう一点、一般補正の15ページの一般管理費の補正が広域組合の追加金額が一般財源からまた支出されているわけなんですけれども、360万円ほどかな。この中身若干教えていただければ、一般財源からまた出ているというので、南会津広域市町村組合に関しては非常に負担金がでかい4億8,000万円ほど多分毎年出ているというふうに思いますので、たびたびこういう追加議案が出てくるというのは不思議な気がするんですけれども、その中身がわかればお伺いしたい。この2点だけです。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

私からは老人、いわゆる敬老祝い金についてのお答えをさせていただいて、一般管理費の中身については担当の方からお答えをさせていただきます。

先ほどもちょっと触れましたけれども、高齢化社会、もう化と入れるんじゃない、高齢社会なんですね。もうまさしく高齢社会の中でいわゆる高齢者福祉をどう進めていくかということは大変重要ですね。

しかし、一方で、高齢社会を支えるのは実は高齢者以外の方々であります。そう考えたときにこういう事業として年度年度実施する場合には、その環境の変化に敏感にいわゆる対応するというんですか、柔軟にといいますか、そういう対応の仕方が必要だろうと思うんですね。したがって、今回は初めてのことでありましたので、試行的な意味合いを持って、従来まで用意していた経費を老人の数で割って、逆算定をしてこういう結論を出しましたが、そういう事業予算をこれから確保できるのか、ここもある意味では非常にこれから検証していかなければなりませんので、当分の間条例化するという考え方はございません。こういう仕組みでいいのか、あるいはまたもっと別ないわゆる老人対策があるのか、ここのところもあわせて幅広く総合支援センター構想の中も含めて検討をさせていただきたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 2点目につきまして、お答え申し上げます。

一般補正の15ページで、一般管理費の中で負担金、補助及び交付金という中に南会津地方広域市町村圏組合負担金追加ということで361万8,000円の追加をお願いしたところでございます。内容につきましては、さきの組合の議会での議決事項でございましたごみ処理広域化会津ブロック検討会事務局への執行者が確定したことに伴いまして、その給与について当初予算との差について補正をお願いしたものでございまして、この内容につきましては、議会総務費の負担分としまして計上してあるものでございます。

当初、本町としましては3,186万円の計上をさせていただいたところでございますが、確定通知によりまして3,547万8,000円と、その差額であります361万8,000円を追加させていただくということでございます。ご了承いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 1点目に関しては、そういう考え方で今後若干やってみるということだろうというふうに思いますけれども、そういった1年に1回の敬老会に接して敬老の気持ちをあらわそうというそれはどこの町でも同じですけれども、基本政策の一つだろうというふうに思いますので、ぜひ条例化していただきたいなというふうに、財源の確保とか固定化しちゃいますので大変かなというふうには思いますけれども、600円、高価か安いかというのはいろいろな意見があろうかと思えますけれども、そんなふうにしてせっかくそういう敬老の心というすばらしいコンセプトも出したわけですから、ぜひ具現化していただきたいなというふうに思います。

それから、後の部分ですけれども、広域市町村圏組合の結局田島下郷組合から職員が1人広域に行って、広域から出向という形で、広域化のごみ処理検討会ですか、そこに1人出向させていると、その分のお金だという、差額だというふうに言われたんですけれども、では、ここには載っていないですけれども、では、例えば田島下郷衛生組合の方は減額になっているかというとなっていないわけですから、やはりその辺お金の使い道、どういうふうにしたらいいのかなというのは、私も提案はできないんですけれども、しっかりその辺のところもかんがみてやっているというふうに思いますけれども、総務課長、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 議員さんのおただしにお答えいたします。

確かに今定例会に補正の中には、田島下郷衛生組合の負担金について減額措置はしてございませんでした。この後、衛生組合との方の補正の内容が査定の中で出てこようかと思しますので、その人件費の内容については精査させていただきたいというふうに思いますので、ご了承いただきたいと思います。その結果については補正なりさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○渡部康吉議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

◎議案第77号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第15、議案第77号 平成19年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

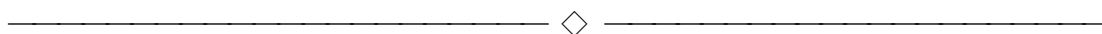
これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第78号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第16、議案第78号 平成19年度南会津町老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

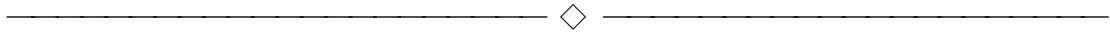
これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第78号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第17、議案第79号 平成19年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

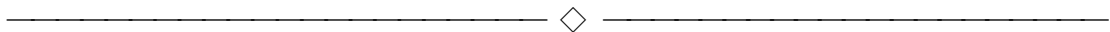
これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第80号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第18、議案第80号 平成19年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第81号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第19、議案第81号 平成19年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 料金を5年を目途に統一するという事でいよいよその作業が始まるようなので、ここで町長に伺いたいと思います。

水道事業、そしてこの簡易水道事業、町には2つの事業があります。簡単な要件は先ほどの答弁の中で5,000人ですか、世帯数でも何かあったと思うんですが、とにかく大きなのは水道事業、企業会計、小さなのは簡易水道、簡単に言えばね。実際町の中でもそうになっています。西部地区には水道はないし、簡易水道のみです。そこで、私は考え方として簡易水道をとらざるを得ないのは、1つは福祉目的があると思うんですよ、その辺を実は聞きたいんです。つまり、とはいっても福祉事業とは違います。それは理解していますが、そういう要素が簡易水道にはあると思うんです。国が水道普及率100%を目指すためにはそういう意味合いも含めて補

助事業も出したりします。その辺、簡易水道と水道事業の違いを含めて町長の考えをちょっとお伺いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほど環境水道課長からも答弁をさせましたが、やはり今後企業会計として簡易水道、確かにいわゆる全国民に水道といいますか、給水の安全、安定を確保しなければならない、大変大事なことで、そのためにある意味では一つの基準を設けてきたんだと思うんです。特別会計という一つの会計基準の中でやっていますが、いずれにしてもいわゆる独立採算性が望ましい。しかし、そうはいってもなかなか地方に入った場合にはさまざまな地域的な、地形的な条件でそれが確保されない場合がある、そんな中で簡易水道が補助事業を受けながらこれまで進めてきた。

一方、5,000人規模以上の地域については水道事業として上水道としてやってきた、それは田島で言えばいわゆる田島ダムが建設された、このところがやはり一つの大きなきっかけになったんですね。この負担金が実は大変重荷になっているというのは実態としてあります。ですから、当時それが正しかったかどうかというよりも、それを何とかカバーをしていかなければならないという私たちに課せられた課題でありますので、できるだけ、先ほど19番議員の方からも、滞納の問題が水道事業に限らず国民健康保険税の方の話もありましたけれども、このところをやはりそれだけの水道料を負担しても負担し得る、そういうやはり家庭の家計といいますか、経済を高めて、収入を高めていってそういう環境をつくりながら、できるだけこの簡易水道のあるべき姿を維持しつつ企業会計に、いわゆる上水道としての企業会計に近づけていかなければならない。国の方も実はそういう方針で今動いています。

ですから、基本理念はそういう方法で考えています。しかし、それを担保する財源が今非常に難しいということでもありますので、これから議員からもいろいろご提案をいただきながら真剣にこの件は滞ることなく対策を進めていきたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 財政も厳しいですから、企業会計の方法という方向性は理解はできるのですが、余り話は広げませんが、ただ合併協定に、田島の料金に統一するとは書いてないのにその方向に何か流れそうなので、その辺はもしもいわゆる結果的に値上げですね、一部にとっては。その方向でもしもあるならば、それは本当にしっかりと説明できる根拠をやはり示し

ながらお願いしたいと思います。先ほどの質問でもわかったように、本当に水道の実態まだわからないです、我々。苦しいから値上げするというふうにこっちで理解するといってもその分析する資料が足りなかったんです。だから、そういうことがないように、ましてや町民に対してもぜひともよく理解される方向でやってください。

その中で、やはり簡易水道、私先ほど福祉目的と言い切っちゃうと言い過ぎですが、そういう方向もありますし、統一しても恐らくもちろん町からの繰出金はあるとは思いますが、それは。それを減らす目的での値上げかと思いますが、その辺のバランスですね、繰り出し基準も何かあるようなことも聞きましたし、その辺含めまして、ぜひその辺を理解した上でのいろいろ料金の統一をお願いします。何か意見があれば。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

全くそのとおりだと思うんですね。説明責任というのはこちらの情報を相手に提示したから説明責任が果たされたということではないと思うんですね。いわゆる聞く側が、求める側になるほど、理解しましたと、こういうふうにならないと本來說明責任を果たしたことにはならないと思うんですね。ただ、問題は内容の問題なんですね。いわゆる論理的に相手にきちっと伝える説明責任を果たす。

それから、そこに一方では下げてほしい、あるいは現状維持でいてほしい、しかし片方では若干ではありますが、値上げをひとつ受け入れてほしいと、こういうこの違いが出てくるんだと思うんですね。ここのところがやはり私たちに真剣に、そして慎重にその結論を出すという、言ってみれば環境を与えてくれていると思うんです。そのときに町長としては、例えば現状維持もしくは値下げができれば、これは大変町民から人気上がるわけで、大変簡単に、簡単にと言っては失礼ですけども、結論を出せばいいんです。

しかし、そうはならない、やはり全体の財政状況を考えてこれまで幾つか議論もありましたけれども、一般財源からの繰り出しも相当ありますから、こういったもので改善できるものは極力改善しながら、その改善の言ってみれば成果が得られるようでしたら、いわゆるできるだけそういう毎日の生活の中で必要なものについては負担を下げていくと、こういう形になるかと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

7番、星光久君。

○7番 星 光久議員 この地方債の補正ということで、補正前の利率5%、そういう形で

決算概要を見ると、こっちが間違っているんだかなんだかわからないですが、14ページ見ると、これも地方債の借り入れ状況なんです、各郵便局だの、J Aだの、東邦銀行だの、かなりこれ安い利息で、一番高くて2.20か、そういう形でなっているのに、簡易水道事業の5%以内というのも、この中にはまっているのか、はまっていない、それとも5%最高が取っているのか、これをちょっと。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 利率関係でございますが、5.0%以内という部分で理解をいただきたいというふうに思っております。超えないということ。先ほどご提示ございました決算概要の14ページにございましたが、利率1.7から2.2という部分がございますが、そういう部分の利率、ただいま利率低うございますが、この表示の部分については5.0以内、超えないという表示の仕方をしてございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星 光久議員 別に理解しないわけではないんだけど、なかなかこれこっちで2.2%で、高いところで公営企業なんかから借りたあれが2.2%なのに、わざわざこれ5%以内というような、こういう形、会計上とるほか仕方ないんだかなんだかわかんないけれども、普通でちゃんと、これがないとすれば2.5%以内ぐらいに、これ半分ぐらいに抑えられるような中身なんだよな。それで、この辺は随分幅があるもんですから、4.99までとっても、これは5%以内だし、そうすると、こっちからの14ページからの中身のバランス見ると、倍も違う形になるわけ、そういう形でどうなのかなと思って見たんですが、言っていることわかる。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 お答えいたします。

まず、決算概要の14ページに記載されたのは、昨年度、平成18年度に借り入れした起債の発行条件等でございます。それで、今回5%以内というようなことで補正を組んでおりますが、これは当然のことながら金利は日々動くものでございまして、5%以内という表示にはなっておりますが、可能な限り低利な利率で起債を借りるということに基本的には考えておりまして、ただ、今現在金利が変動する時期の中で、じゃ何%以内というふうな表現にしておけばいいのかという難しい問題もあります。例えば2.5%もしくは2%以内というような表示をした場合に、借り入れ時点で実勢の利率がそれを超えるということになりますと、再度皆さん方に議決をいただくということになりますので、そういった部分を勘案して余裕を持って利率の発行条件については議決をいただいていると、こういうことでございますので、ご理解

いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で議案審議は終了いたしました。



◎平成19年請願第10号の委員長報告、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、委員会に付託してあります請願・陳情について。本定例会の会期中に結論の出ました請願・陳情の審査経過と結果について、委員長の報告を求めます。

日程第20、平成19年請願第10号 後期高齢者医療制度に関する請願を議題といたします。

文教厚生委員会に付託してありますので、文教厚生委員長の報告を求めます。

5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 ただいま議題となりました請願について、審査の経過と結果について報告をいたします。

平成19年請願第10号 後期高齢者医療制度に関する請願は、平成19年9月18日、19番、大竹幸一議員の紹介により、会津若松市東千石1-2-13、会津医療生活協同組合理事長、渡部愛子氏から提出されたものであります。

その趣旨は、後期高齢者医療制度が来年4月から施行されることに伴い、新たに保険料負担の発生する高齢者を初め低所得者層の生活が困難な状態に陥ることや、さらには高齢者でも保

険料が納付困難となり、滞納となった場合、資格証明書が発行されることとなり、生命の危険にさらされることが憂慮されることから、制度の施行前に諸問題の解決を求める意見書を福島県後期高齢者医療広域連合長あてに提出してほしいというものであります。

本委員会は、9月21日に担当課の参事より制度の概要説明や現況報告を求めるなどして、慎重に審査した結果、高齢者の負担の軽減と、高齢者がいつでもどこでも安心して医療を受けられる制度とすることが必要であるとのことから、9月25日に全会一致で採択すべきものと決定をいたしました。

以上、ご理解いただき、ご決定くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○渡部康吉議長 これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、平成19年請願第10号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時49分

〔議会運営委員会開催〕

再開 午後 3時31分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加

○渡部康吉議長 先ほど議員提出議案２件、議員派遣の件、総務委員長から閉会中の継続審査申し出書及び各常任委員長から閉会中の継続調査申し出書並びに議会運営委員長から所掌事務に係る継続調査の申し出書が提出されております。

お諮りいたします。

この際、これらの案件については、お手元にご配付の追加議事日程のとおり日程に追加し、順次議題にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、提出されております案件については、お手元の追加議事日程のとおり日程に追加し、順次議題とすることに決しました。



◎議員提出議案第１０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 追加日程第１、議員提出議案第１０号 後期高齢者医療制度の施行に関する意見書の提出についてを議題といたします。

局長をして朗読させます。

〔局長議案朗読〕

○渡部康吉議長 お諮りいたします。

ただいま議題となりました議員提出議案第１０号は、今期定例会の本会議における請願の採択による意見書の提出であります。この際、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第10号は提案理由の説明、質疑、討論を省略し、採決することに決しました。

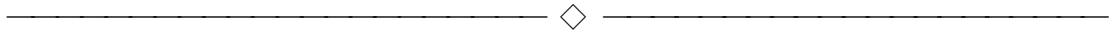
採決いたします。

議員提出議案第10号 後期高齢者医療制度の施行に関する意見書の提出について、本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。



◎議員提出議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、追加日程第2、議員提出議案第11号 道路財源の確保並びに道路整備の制度拡充等に関する意見書の提出についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

〔局長議案朗読〕

○渡部康吉議長 提出者より提案理由の説明を求めます。

13番、星和男君。

○13番 星和男議員 ただいま提出されました議案の説明を申し上げます。

道路財源の確保並びに道路整備の制度拡充等に関する意見書（案）。

南会津町は、町村合併により総面積886.52平方キロメートルという広大な面積を有する。町内においては、旧町村間の交通困難を極める国道が存在し、むしろ住民は合併効果による道路網の充実を期待するなど、道路に対する要求は高まる一方である。

ところが、道路特定財源については、平成18年12月に「道路特定財源の見直しに関する具体策」が閣議決定され、真に必要な道路整備は計画的に進めるとする一方で、今後一般財源化を図ることを前提に、税収の全額を道路整備に充てることを義務づけている現在の仕組みを改め、平成20年の通常国会において所要の改定を行うこととされている。

道路特定財源が一般財源化されれば、安定的な道路財源を欠くことが懸念され、まだ道路整備の不十分な地域においては、非常に大きな不安を抱えているところである。

よって、次の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望する。

1、国においては、道路整備が地方の発展に必要な不可欠であることを十分認識され、着実な道路整備に向け安定的な道路財源を確保するとともに、道路予算にはシーリングをかけず、補助事業による補助率のかさ上げ、地方自治体への配分割合を高めるなど、整備のおくれている地方へ道路整備財源を充実すること。

2、平成19年中に策定される「道路整備の中間的な計画」には、住民の安全・安心を確保する道路や地域間格差の是正・地方経済の活性化に資する道路など、地方の声を十分に反映させること。

3、地方の自主性と裁量性の高い地方道路整備臨時交付金制度並びに地方特定道路整備事業については、地方道整備において非常に大きな役割を果たしており、今後も必要不可欠な制度等であることから、平成20年以降も引き続き継続するとともに、地方のおくれた道路整備を充実させるため、補助国道についても制度の対象とするなど、本制度の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年10月1日、福島県南会津郡南会津町議会。

以上の理由でございます。よろしくお願いします。

○渡部康吉議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議員派遣の件について

○渡部康吉議長 次に、追加日程第3、議員派遣の件についてを議題といたします。

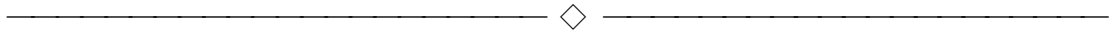
会議規則第119条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の派遣活動があります。
お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、閉会中の派遣活動とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり、閉会中の派遣活動とすることに決しました。



◎閉会中の継続審査について

○渡部康吉議長 次に、追加日程第4、委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

総務委員長から、目下委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元にお配りいたしました申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

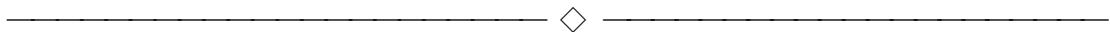
お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。



◎閉会中の継続調査について

○渡部康吉議長 次に、追加日程第5、委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、所管事務及び所掌事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元にお配りいたしました申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。



◎閉会の宣告

○渡部康吉議長 これで本日の議事日程は終了いたしました。

上衣の着衣をお願いします。

以上で、今期定例会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、平成19年第3回南会津町議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり慎重審議、まことにありがとうございました。

閉会 午後 3時43分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員